

高岡市地域防災計画

風水害・土砂災害・火災対策編

令和5年9月改定

第1章	災害予防計画	1
第1節	災害予防と減災対策への取り組み（自助）	1
第2節	地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）	5
第3節	防災知識の普及及び訓練	11
第4節	災害に強いまちづくり	18
第5節	気象情報等の収集体制	27
第6節	防災機関における通信手段の確保	30
第7節	住民等の事前避難準備	33
第8節	避難所事前対策	36
第9節	災害時孤立集落対策	41
第10節	要配慮者の安全確保	44
第11節	水防対策	54
第12節	救急・救助体制の整備	57
第13節	医療救護体制の整備	61
第14節	道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	68
第15節	港湾等における風水害対策	71
第16節	土砂災害予防	73
第17節	河川・海岸災害予防	79
第18節	突風・竜巻災害予防	85
第19節	農地・農業用施設等の災害予防	88
第20節	建築物等災害予防	93
第21節	鉄道等の風水害対策	97
第22節	報道機関の風水害対策	100
第23節	ライフライン強化対策（電話）	102
第24節	ライフライン強化対策（電力）	105
第25節	ライフライン強化対策（ガス）	107
第26節	ライフライン強化対策（上水道）	110
第27節	ライフライン強化対策（下水道）	113
第28節	工業用水道事業者の風水害対策	116
第29節	危険物等施設の災害予防	118
第30節	火災予防と消防力の整備	123
第31節	林野火災予防	131
第32節	廃棄物処理体制の整備	133
第33節	飲料水・食料・生活必需品等の確保	137
第34節	学校、保育園等の防災対策・防災教育	145
第35節	文化財の保護対策	150
第36節	ボランティア活動の推進	153

第2章 災害応急対策計画..... 156

第1節	災害対策本部の組織・運営.....	156
第2節	防災関係機関の相互協力体制.....	165
第3節	自衛隊派遣の要請・受入体制.....	171
第4節	災害情報の収集・伝達.....	177
第5節	気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達.....	186
第6節	通信の確保.....	198
第7節	広報・広聴活動.....	202
第8節	自分と家族を守る応急対策.....	206
第9節	住民等避難対策.....	210
第10節	住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営.....	222
第11節	避難所等における防疫保健衛生対策.....	230
第12節	トイレ利用対策.....	234
第13節	ペットの保護対策.....	237
第14節	車中泊など避難所外避難者への支援.....	239
第15節	要配慮者の支援対策.....	241
第16節	心のケア対策.....	245
第17節	水防活動.....	249
第18節	救急・救助活動.....	254
第19節	医療救護活動.....	258
第20節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策.....	266
第21節	港湾施設の応急対策.....	270
第22節	道路・河川における障害物除去.....	272
第23節	土砂災害・斜面災害の応急対策.....	275
第24節	河川・海岸施設の応急対策.....	281
第25節	突風・竜巻災害応急対策.....	286
第26節	海上における災害応急対策.....	289
第27節	農地・農業用施設の応急対策.....	291
第28節	農林水産業応急対策.....	294
第29節	公園施設の応急対策.....	298
第30節	応急住宅対策.....	300
第31節	罹災証明書発行対策.....	307
第32節	鉄道等の応急対策.....	310
第33節	報道機関の応急対策.....	315
第34節	ライフライン応急対策（電話）.....	317
第35節	ライフライン応急対策（電力）.....	321
第36節	ライフライン応急対策（ガス）.....	325
第37節	ライフライン応急対策（上水道）.....	330
第38節	ライフライン応急対策（下水道）.....	335
第39節	工業用水道施設の応急対策.....	339
第40節	危険物等施設の応急対策.....	341
第41節	消火.....	345
第42節	林野火災応急対策.....	349

第 43 節	廃棄物処理・防疫対策	352
第 44 節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	361
第 45 節	全国からの救援物資への対応	369
第 46 節	義援金の受入れ・配分	371
第 47 節	輸送	373
第 48 節	災害警備措置及び行方不明者の捜索	381
第 49 節	遺体の捜索、保護・埋葬・火葬	385
第 50 節	学校等における応急対策	389
第 51 節	児童生徒の心のケア対策	393
第 52 節	文化財応急対策	395
第 53 節	商工業応急対策	398
第 54 節	ボランティアとの協働	400
第 55 節	災害救助法による救助	404

第 3 章 災害復旧・復興計画..... 413

第 1 節	被災者の生活再建支援	413
第 2 節	融資・貸し付け等による経済的再建支援	419
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	432
第 4 節	災害復興対策	435

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防と減災対策への取り組み（自助）

【市】全部局

【関係機関】 市民、事業所・企業、関係団体（ライフライン関係機関）

大規模災害の発生時には行政機関、関係機関自らも被災する可能性があり、行政が全ての災害対策を直ちに実行することは困難となることも考えられる。

このことから市民は、「自分の身は自分で守る」意識と「みんなのまちはみんなで守る」意識を持ち、予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることに努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市民は、防災情報に関心を持ち、テレビやラジオ、防災情報メールなどによる気象情報の確認、生活必需品等の備蓄、家族の連絡方法や集合場所の確認など、今すぐに行える予防対策を行い、自助の充実による減災対策に取り組む。

また、自主防災組織等による防災訓練等に積極的に参画し、身の回りの物を使った浸水対策、隣近所の要配慮者（障がい者、傷病者、要介護高齢者、妊産婦及び乳幼児等）の把握、地域の危険箇所の点検など日頃から地域住民が連携し、災害に備えた活動を行う。

第1 日常の予防活動

1 防災知識の普及・啓発及び訓練

(1) 防災教育・訓練等への参加

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水、土砂災害等の履歴や危険性についての把握
- ウ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- エ 次世代への災害被災経験の伝承
- オ 身の回りの物を使った浸水対策及び風水害発生時の行動に関する話し合い
- カ 防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- キ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

(2) 防災まちづくり

- ア 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動の積極的な参加による、防災知識及び技術を習得する。
- イ 市民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する。
- ウ 災害に強い、防災まちづくりを実現するために、市民一人一人がアイデアを出し合い実践するなどの自発的なまちづくりへ参加する。

2 自宅の災害対策

(1) 自宅における避難

- ア 水深が50センチを超えるような状況における、自宅の2階への避難の検討
- イ ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布などの最低限の備え

3 避難対策の強化

(1) 避難対策

- ア 風水害発生時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- イ 風水害発生時の家族・社員等の連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意
- エ 避難情報（高齢者等避難・避難指示）の意味を正しく理解しておく
- オ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- カ 市と施設管理者との協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

(2) 食糧・生活必需品の確保

- ア 各家庭において、家族の最低3日分（推奨1週間分）程度の食糧や飲料水等の備蓄
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の最低3日分（推奨1週間分）程度の分量の確保
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- オ その他、家族構成に合わせた、風水害発生時に必要な物資の備蓄
- カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食糧、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄

(3) 要配慮者への配慮

- ア 県・市・民生委員・児童委員・防災組織等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援
- イ 県・市・民生委員・児童委員・地区福祉協議会・防災組織・地域の自主防災組織等と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識の向上

4 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒

(1) 土砂災害

- ア 平時における、土砂災害の前兆現象への注意
- イ 前兆現象を確認した時における、遅滞ない市や県、警察官等への連絡
- ウ 土砂災害ハザードマップ等による土砂災害警戒区域・避難場所についての位置の把握

(2) 河川・海岸災害

- ア 平時における、堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における漏水や亀裂などの前兆現象への注意

- イ 前兆現象を確認した時における、遅滞ない市や県、警察官等への連絡
- ウ 水害ハザードマップ等による浸水深・避難場所についての位置の把握

5 火災の予防

- ア 乾燥及び強風時における火の取扱いに対する注意
- イ 住宅用火災警報器及び消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
- ウ 台所など火を使う場所の不燃化及び可燃物散乱防止
- エ カーテン、じゅうたん等における、防災製品の使用
- オ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- カ 防災組織や市等が実施する消防訓練等への積極的参加

6 救急救助・医療救護への協力

(1) 救急救助

災害時に地域の消防団員や警察官等と協力して地域の被害軽減を図るため、平時から地域・学区・防災組織等の協力体制を強化する。

(2) 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、応急手当を施す知識を修得するとともに災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬を準備しておく。

7 ライフラインに関わる予防活動

(1) 電話

風水害発生時、及び災害の発生により、被災地への安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくくなった場合を想定し、家族や地域での避難場所や連絡方法をあらかじめ決めておく。

(2) 電力

夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認

(3) ガス

- ア 風水害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の災害対策の実施
- イ ガス供給停止に備えた、カセットコンロやボンベ等の簡易調理器具の準備

(4) 上水道

おおむね最低3日間（推奨1週間）に必要な飲料水（1日1人3ℓを目安）の備蓄

(5) 下水道

下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下した際、下水道管理者から下水道等使用の自粛を求められることの認識

8 積雪期の心構え

- ア 玄関等の出入り口の確保
- イ 暖房器具、灯油の安全管理
- ウ 道路除雪の妨げとなる路上駐車 of 禁止

第2 各主体の役割

1 市民、事業所・企業

- ア 防災訓練等の活動への積極的な参加
- イ 防災講習会等への参加
- ウ 防災知識及び技術の習得
- エ 自分の身を守る予防対策の実施
- オ 生活必需品等の備蓄

2 県・市、関係機関

- ア 広報紙、防災パンフレット及びハザードマップ等の配布による啓発
- イ 各種講習会等の実施
- ウ 防災訓練等を通じた普及活動の実施

第2節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）

【市】全部局

【関係機関】市民、事業所・企業等（自衛防災組織等、社会福祉施設等）、県（危機管理局）、関係団体（消防団、NPO、ボランティア団体等）

風水害発生直後においては関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。そのため、「みんなのまちはみんなで守る」という意識のもとに、平時から住民同士の顔が見える関係づくりを行い、地域力や市民力を生かし、市民の連帯意識に基づく自主防災組織や校下（地区）自主防災組織連絡協議会、事業所・企業における自衛消防組織の整備育成や支援を図るとともに、NPO、地域SNS、ボランティア関係団体等の連携や、その協力体制について整備を進める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、自主防災組織及び校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成促進と併せ、地域の防災リーダーの育成を図るなど、共助の充実により減災対策に取り組む。

また、情報収集伝達で地域の各種団体と連携するなど、住民と住民による地域力、市民力を活かしたネットワークの形成を図る。

市民および自主防災組織は、日頃から住民相互の助け合いを促し、地域コミュニティ活動を通し地域防災活動に参画する。

第1 自主防災組織等の取り組み

1 自主防災組織の取り組み

(1) 平常時の活動

- ア 一時避難場所、避難経路の選定
- イ 情報伝達体制の整備
- ウ 要配慮者の把握
- エ 防災知識の普及・啓発
- オ 防災訓練の実施
- カ 防災資機材の整備

※ 自主防災組織は、既存の自治会の単位を基本とする。ただし、「住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行える規模であること」、「住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること」などを勘案し、自治会を分割、もしくは共同で組織することができる。

(2) 災害時の活動

- ア 情報収集・伝達（各防災会内）
- イ 初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 被災者の救出及び救護活動
- オ 傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者の安全確保

2 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の取り組み

(1) 平常時の活動

- ア 自主防災組織活動の活性化・継続（情報交換、先進事例の普及、総合防災訓練）
- イ 他団体との連携（民生・児童委員、消防団、地域企業等）
- ウ 未結成自治会へのアドバイス

(2) 災害時の活動

- ア 情報収集・伝達（校下・地区内）
- イ 自主防災組織間の応援人員等の調整
- ウ 避難所の運営
- エ 炊き出し

3 事業所・企業等の取り組み

(1) 自衛防災組織等の具体的な活動内容

自衛防災組織等の管理者は、災害時に果たす役割を認識し、日頃から、各自衛防災組織等において災害時の情報の収集及び伝達方法の確立、事業所利用者の安全の確保のための避難対策・応急救護対策・火災その他の災害予防対策の整備等に努めるとともに、従業員等に対する実践的な防災教育や防災訓練を実施する。

また、地震発生時における事業所の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(2) 社会福祉施設等の取り組み

社会福祉施設等の管理者は、災害時に特に配慮を要する高齢者、障がい者、児童等が入所していることから、日頃から、ハザードマップ等により危険箇所を把握し、災害発生時における施設入所者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。

また、災害に備え、あらかじめ自衛消防組織等を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、施設入所者等の避難誘導等の防災計画に係る内容を取り決めておくとともに、必要な物資の備蓄に努めるとともに、職員等に対する防災教育や防災訓練を定期的実施する。要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第2 自主防災組織等に対する支援等

1 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災活動に対する支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言や訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。また、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の整備および指導や連携を図る。

県は、市が行う自主防災組織の育成及び活動の促進に積極的に協力し、市と連携して研修会等の開催や県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。

(2) 自主防災組織の育成・防災リーダーの育成

市は、災害対策基本法第5条の規定により自主防災組織の育成主体として位置付けられており、防災組織等に対する指導、助言を積極的に行い、自主防災組織の育成を図る。

また、地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを育成する。

(3) 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成促進

市は、自主防災組織相互の連携を進めることが、組織率の向上と組織活動の活性化に資することから、校下（地区）自主防災組織連絡協議会及び市自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(4) 地区防災計画の策定

市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

2 関係機関との連携等

(1) 消防団、自衛消防組織との連携

自主防災組織、地元の消防団、自衛消防組織等は、平常時及び風水害発生時において協力体制を図るように努める。市及び消防本部は、自主防災組織と自衛消防組織との平常時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

(2) NPO、地域SNS、ボランティアとの連携

市は、NPOなどと連携し、住民と住民による地域力、市民力を活かしたネットワークの形成を図る。

(3) 地域の防災拠点づくりの推進

市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」など市民の誰もが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携を図る情報伝達や活動の拠点として連携する。

また、市は、国及び県と連携し、防災機能を有する「道の駅」の機能強化に努める。

第3 消防団の充実強化

1 消防団の強化

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が頻発し、住民の生命・身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している。

一方、少子高齢化の進展、被用者の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている。

このような情勢の中、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的とする「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「消防団等充実強化法」という。）が施行された。この法律に基づき、消防団への加入促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善等により消防団の充実強化を図ることで、地域防災体制の強化を推進していくものとする。

2 消防団への加入促進

(1) 事業者の消防団活動に対する理解の促進

就業構造の変化により、農業や商店経営などの自営業者が減少している中で、被雇用者の消防団への加入促進に当たっては、消防団員が被雇用者としての所属する事業者の理解が不可欠であることから、「高岡市消防団協力事業所表示制度」をさらに活用して協力事業所の増加を図り、消防団活動に対する一層の理解の促進に努める。

(2) 公務員の消防団への加入促進

公務員の消防団への加入促進に当たっては、消防団等充実強化法において、消防団員との兼職に関する特例が設けられ、特に消防団への加入促進のための具体的な法制上の手当てがなされた。

このような法律の趣旨を踏まえ、大規模災害時の職員の参集体制の確保等にも配慮しつつ、本市職員の消防団への加入促進に努める。

(3) 若者の消防団への加入促進

長期的に消防団を確保していくためには、若い人材の確保が重要であり、少年消防クラブ等の活動の活性化を図ることにより、将来の消防団員となりうる児童・生徒など若年層の消防団活動に対する理解の促進について、教育関係者の協力も得た取り組みに努める。

また、大学生等の消防団への参画は、消防団の組織の活性化、次世代の担い手の育成に繋がることから、大学生等が入団意欲をもつことができる環境づくりを推進し、大学生等の消防団への加入促進に努める。

(4) 地域ぐるみでの消防団員に対する支援

消防団への加入の促進に当たっては、消防団員及びその家族に消防団活動が地域全体から応援・感謝されているということが感じられ、誇りを持ってもらえることが重要である。

このため、事業所の協力を得て消防団員に対する優遇措置等を講じる「高岡市消防団サポート事業」を展開するなど、消防団員の支援制度の充実を図り、新規入団者の加入促進に努める。

(5) 機能別団員の拡充

消防団が将来にわたり地域防災力の中核として役割を果たしていくためには、長期的な消防団員の確保と地域防災力の充実強化を図ることが重要である。そのためには、住民の幅広い層から消防団員を確保することが望ましく、また、地域住民が参加しやすい消防団の活動環境の整備が必要である。

そのため、通常時又は大規模災害時等に特定の役割や活動を行う機能別団員の拡充を図ることで、消防団組織の多様化を図り、地域防災力の充実強化に努める。

3 消防団員の処遇の改善等

消防団員の処遇の改善については、退職報償金、報酬等の引き上げを適宜実施している。

報酬等については、大規模災害時には即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり災害対応にあたることとなることを踏まえ、消防団活動の実態に応じた報酬等の支給となるよう、地方交付税単価及び一人当たりの全国平均額を念頭にしつつ計画的な改善に努める。

また、福祉共済の加入等、消防団員のための福利厚生事業の充実に努める。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備の改善については、「消防団の装備の基準」の一部改正が行われ、消防団員の安全確保のための装備や双方向の情報伝達が可能な情報通信機器、救助活動用資機材等の新基準が定められた。

当市においては、この基準に基づき消防団の装備の改善に向けた取り組みを促進しているところであり、引き続き計画的な消防団の装備の充実に努める。

第4 その他の防災対策

1 要配慮者への配慮

隣近所での助け合い、日常生活における声の掛け合いや心の支えあいなどによる要配慮者の不安解消を行うとともに、風水害発生時には自主防災組織、防災組織の長などが住民と協力した安否確認の実施や安全な場所への避難誘導を行うなど、地域での防災活動を促進する。

近年、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、これらの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第5 各主体の役割

1 市民

- ア 自主防災組織の活動への参加・協力
- イ 要配慮者への避難支援・協力
- ウ 自主防災組織の結成と活動の推進
- エ 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成と活動の推進

2 事業所・企業等

(1) 自衛防災組織等

- ア 防災訓練
- イ 従業員の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達方法の確立
- エ 火災その他の災害予防対策
- オ 避難対策
- カ 応急救護対策
- キ 地域の防災活動への協力

(2) 社会福祉施設等

- ア ハザードマップ等による危険箇所の把握
- イ 施設入所者等の安全確保のための組織・体制の整備
- ウ 自衛消防組織等の編成
- エ 必要な物資の備蓄
- オ 職員等に対する防災教育や防災訓練の定期的な実施

3 県・市

- ア 自主防災組織の活動支援
- イ 自主防災組織の育成・防災リーダーの育成
- ウ 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成促進
- エ 防災士の養成・育成

4 関係機関

- ア 自主防災組織との合同訓練の実施
- イ 防災訓練等を通じた協力体制の構築

第3節 防災知識の普及及び訓練

【市】総務部、消防本部

【関係機関】市民、事業所・企業等（各種施設管理者）、県（危機管理局、経営管理部、教育委員会）、関係団体（高岡市医師会、日本赤十字社富山県支部、NPO、ボランティア団体）

高齢者等避難の発令による余裕をもった避難活動や、ラジオ、テレビなどからの積極的な情報収集、過去の災害教訓の伝承、また屋根や塀の補強など事前の取り組みを行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。

そのため市は、総合的な災害対策を推進するため、職員に対する防災教育や訓練、市民に対する自主防災意識の普及・啓発を図っていくことが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

市は、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、業務継続計画を策定するなど、平常時業務を防災の観点から常にチェックするとともに、市民、防災組織と連携し避難計画を作成するなど、市民、地域、企業等に対し減災・防災教育・災害教訓の伝承を推進する。この際、地域防災計画の概要版を作成・活用するなど、子供から高齢者まで、分かりやすい周知に努める。

各地区での防災リーダーは、市民や防災組織が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行する。また、企業等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を心得る。市民、事業所・企業、行政は力を合わせて高岡市の防災体制強化に向けた取り組みを実践する。

また、市、事業所・企業、関係団体は、総合防災訓練の機会等を通じ、住民を主体とした「わがまち訓練」、関係機関を主体とした本部運営訓練を実施するなど、様々な想定による実践的な訓練を行い、各々の連携を強化する。

第1 防災教育

1 市職員の防災教育及び研修

市職員の職階に応じた防災に関する研修を職員研修計画に盛り込み、研修や実動・図上訓練を通して対応能力の向上を図る。

- ア 風水害に関する基礎知識
- イ 高岡市地域防災計画の内容
- ウ 非常参集の方法
- エ 市が実施すべき災害時における各機関の役割分担および応急対策等
- オ 応急手当の知識・技術
- カ 災害時における職員の役割と行動を明示した災害対応マニュアルの作成
- キ 自主参集の実施、連絡・指示体制の徹底等に関する各課室マニュアルの作成
- ク 積雪期の風水害対策

2 市民等に対する防災知識の普及

(1) 市民に対する防災知識の普及

災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、気候変動の影響も踏まえつつ、社会教育の機会創出および防災知識の普及が図られるよう働きかける。この際、地域防災計画の概要版を作成・活用するなど、子供から高齢者まで、分かりやすい努める周知に努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。

ア 対象とする団体・組織

団体・組織	取り組み
自主防災組織、自治会	・ 防災訓練の実施 ・ 関係機関、防災施設などの見学 など
公民館、図書館、博物館等の社会教育施設	・ 公民館（生涯学習）などの防災講座 ・ 図書館、博物館等での防災資料や展示、イベントの充実
ボランティア・NPO、社会教育団体	・ ボランティアコーディネーターの養成 ・ 災害発生時のボランティア活動 ・ 平常時の防災活動（サバイバルキャンプ）など
大学等	・ 大学・研究機関等の公開講座、社会人講座 など
家庭・職場・その他	・ 防災に関する家庭会議・職場会議（防災対策の検討）

イ 普及内容

【災害に関する内容】		
・ 災害に関する基礎知識	・ 風水害発生時の行動	・ 避難所の周知、避難時の知識
・ 日常の対策	・ 積雪時の対策	・ 自動車運転時の行動
・ 救助・救出活動の知識	・ 応急手当の知識	・ 初期消火の知識
・ 減災への取り組み	・ 要配慮者の避難支援	・ 言い伝えや教訓の継承
・ 身の回りの物を使った浸水対策	・ 地震保険、共済への加入	
・ 特別警報、竜巻注意情報発表時の取るべき行動		
・ マイ・タイムライン（自分自身の防災行動計画）の作成		

ウ 普及・啓発の方法

市は、広報誌、パンフレット、チラシ、ハザードマップ等を作成し、各戸に配布するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等を活用して住民の防災知識の向上を図る。

市及び消防本部は、普及・啓発用資機材の整備に努めるとともに、総合防災訓練等を実施し、防災意識の向上を図る。

防災組織等の求めに応じ、情報の提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 学校における防災教育

学校に通学している児童生徒については、避難訓練等に併せ、ハンドブックを活用した防災教育の学習機会を設けるほか、総合学習の時間などを活用し、防災教育を実施する。

オ 社会教育における防災知識の普及

青少年団体、女性団体等に対し、公民館等で実施する各種研修会、会合など社会教育の機会を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

カ 地域の防災リーダーの育成

自主的に訓練計画を立案し、また、地域の防災活動が継続的に実施されるよう、地域の防災リーダーを育成する。

キ 言い伝えや教訓の継承

市は、災害時の写真や映像などを記録に努め、福岡防災センターにおいて常時展示するなど市民に公開する。

また、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域は、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

(2) 要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身や介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、要配慮者や支援者向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努める。また、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により普及活動を行う。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど双方の視点に十分配慮する。

ア 要配慮者本人及び家族の防災に関する学習

イ 民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災に関する学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災に関する学習

エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災に関する学習

(3) 応急手当方法の指導

市は、風水害発生時において、負傷者の第1救護者は住民となることが多く、一人でも多くの命を救うため、市、医師会、日本赤十字社富山県支部等は、互いに協力し、市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進する。

対象者	関係機関の役割分担	
・市職員 ・地域住民（自主防災組織） ・中・高校生、教師職員 ・関係機関職員	高岡市	防災訓練等の企画、開催
	高岡市消防本部	普通救命講習会の推進、 防災訓練の指導
	高岡市医師会	講習会への援助、協力
	日本赤十字社富山県支部	救命法講習会の推進

(4) 防災上重要な施設における防災教育

ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物取扱者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。また、事業所・企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

イ 危険物等施設における防災教育

危険を及ぼす可能性のある施設の管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図る。

ウ 病院・福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は要配慮者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

エ ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路等の風水害発生時の対応方法を明示する。

オ 高層建築物、ターミナルビル、大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、風水害発生時の情報伝達、避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難路等の表示を行う。

カ 浸水想定区域内の高齢者等の利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進

施設の所有者又は管理者は、避難確保計画又は浸水防止計画の作成に努め、計画において風水害発生時の適切な防災体制、避難誘導を図るため、施設の整備や防災教育・訓練等を実施、自衛水防組織の設置等に努める。

キ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとれるようにする。また、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動など、知識の普及に努める。

(5) 関係機関における防災教育・訓練

職員に対し風水害発生時の対応の基礎知識、応急対策及び各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。市は、水防団等と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(6) 防災訓練の充実

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次の訓練に反映させるものとする。

第2 防災訓練

1 市職員の防災訓練計画

市は、職員に対する防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。なお、訓練の実施の際には、職員参集訓練など、実践的な訓練となるよう努める。

訓練名称	訓練内容
ア 総合防災訓練	災害時における防災活動の円滑な実施を期し、関係機関、住民、事業所等と連携し、消火、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した総合的なわがまち訓練
イ 職員参集訓練	勤務時間外の災害発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため行う訓練
ウ 災害対策本部設置・運営訓練	災害対策本部の円滑な立ち上げや的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図る訓練
エ 消防訓練	消防機関が大規模災害を想定し、地域住民や消防団と一体となって行う訓練
オ 避難訓練	児童生徒、患者等が的確に避難できるように、学校・病院・社会福祉施設・介護老人保健施設等において、定期的実施する訓練
カ 水防訓練	洪水が予想される時期の前に行う、洪水の可能性がある地区において実施する訓練
キ 無線通信訓練	風水害発生時に有線通信が不通になることを想定した、市地域防災無線機を用いる通信訓練 非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練 臨時災害放送局の開設に係る訓練

2 市民参加の防災訓練

市は、災害発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、身の回りの物を使った浸水対策等も含めた自主防災訓練マニュアルのもと、原則毎年1回は総合防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、地域住民が主体の「わがまち訓練」を重点とし、自主防災組織をはじめとした地域防災の中心団体と連携し、また関係機関の支援を受けながら、知識や技術を身につけるとともに、活動の活性化及び地域防災力の向上を図る。

なお、わがまち訓練とは、各戸での風水害の発生直後の行動、自主防災組織内での情報収集・伝達、避難誘導や避難所運営訓練を、各地域内で住民が主体となった訓練をいう。

3 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国、県及び市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に市の各部局の業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことにより、市民の生命及び財産を守り、市民生活への影響を最小限とすることを目的に、業務継続計画（BCP）を策定したことにより、災害時の迅速な復旧体制を構築する。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

事業所及び企業等も同様に自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるとともに、これらを具体化した業務継続計画（BCP）の策定に努める。

第4 各主体の役割

1 市民

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 公民館等の防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
- オ 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- カ 地域住民による地元の風水害、土砂災害等の危険箇所の把握・点検・確認
- キ 自主防災組織の設立や、自主防災組織の活動、訓練の実施

2 事業所・企業（各種施設管理者）

- ア 安全管理及び災害時の対応についての知識の普及
- イ 災害に関する基礎的な知識の普及や啓発
- ウ 事業継続計画（BCP）の策定

3 県

- ア 防災広報の充実
- イ の充実
- ウ 教職員・保護者に対する防災教育
- エ 大学等における防災教育
- オ 防災意識調査の実施

4 市

- ア 防災広報の充実
- イ 学校教育における防災教育の充実
- ウ 市職員に対する防災教育・研修の実施による人材育成
- エ 総合防災訓練等の実施
- オ 業務継続計画（BCP）の策定
- カ 市民に対する防災知識の普及啓発

5 関係機関

- ア 自らの職員の防災教育・研修の実施
- イ 災害に関する基礎的な知識の普及や啓発

第4節 災害に強いまちづくり

【市】未来政策部、総務部、都市創造部、上下水道局

【関係機関】市民、事業所・企業、県（農林水産部、土木部）

都市における土地利用の高度化と都市施設の整備に伴い、多くの人口と情報が都市に集中しているため、ひとたび大規模災害が発生すると市民生活に与える影響は計り知れないものがある。

安全・安心のまちづくりを推進するため、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の充実・強化、さらには、近隣自治体とも連携しながら、都市機能を適正に配置し、それらを結ぶ交通と情報のネットワークを整備するとともに、災害時に徒歩で安全に避難できる場所を確保することなどが必要である。

また、広域的な災害を対象とした防災資機材などを備えた広域型防災活動拠点を整備する必要がある。

併せて、災害時の応急復旧活動を円滑に行い、自主的・組織的な救助活動等を支援するため、地域ごとに地域型防災活動拠点の整備を進める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び県は、災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画と都市計画の有機的な連携を図り、まちなか再構築、延焼遮断帯や防災ブロックの形成等を図るとともに、洪水、土砂災害及び内水被害など災害別のハザードマップ（以下、「ハザードマップ」という。）の作成・配布等による市民への危険箇所の周知など、ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を展開する。

その他、防災活動拠点の整備、公共施設の防災体制を整備するほか、住民情報のデータ保護に併せ、罹災証明発行マニュアルの整備や被災者支援システム導入の検討を行うなど被災者保護対策を促進する。

第1 災害に強いまちづくり

1 計画的なまちづくり

市は、総合計画や及び都市計画マスタープランなどとの整合性を図りながら、地区の防災活動の拠点となる公園・広場を整備するとともに、それに隣接して公共・公益施設を立地誘導し、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点としての形成が可能となる計画的なまちづくりを進める。

また、中心市街地において、歴史的な町並み環境の維持・保全に配慮した、まちなかの再構築に関する方策（老朽危険家屋への対応を含む空家の利活用による居住環境の改善や、避難路や避難地の整備など災害に強い街づくりの方策）を検討する。

特に、大規模災害が発生し土地境界が不明となるケースを想定し、市街地における官民境界等先行調査を推進する。

2 風水害に強いまちづくり

市は、市民との協働のもと、防災、都市環境に配慮した総合的、一体的な都市基盤整備に努める。また、市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくりに関する情報の提供などの支援を積極的に行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。

県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

国土交通省、内閣府、県及び市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

(1) 水害に強いまちづくり

市は、宅地等浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、災害の未然防止を図るとともに総合的な治水・砂防対策の推進を図る。また、市域の防災性向上のために、街路、公園、緑地等の計画的な配置により防災安全空間の確保を図る。

ア 河川改修の促進

庄川や小矢部川水系、その他の中小河川の改修を積極的に推進し、流下能力の確保に努める。

イ 内水対策の促進

市街地における浸水防止を図るため、「高岡市緊急浸水対策行動計画（平成25年3月）」に基づき、計画的な施設整備を推進する。

また、市、国、県及び関係機関は相互に連携し、雨水対策事業の推進を図る。

(7) 市街化区域における対策

市街化区域については市街化が進むことから、雨水流出量が増大し浸水被害が発生する恐れのある地区から順次、公共下水道事業等により雨水排水整備を図る。

また、過去に整備した区域において、土地利用形態の変化によって雨水流出量が増大し、浸水した区域については、再整備を検討する。

(4) 市街化調整区域における対策

市街化調整区域については、現有の農業用排水施設の機能を保持するため、維持管理及び改修に努める。

(ウ) 保水機能の保全

土地利用計画を策定するにあたっては、遊水地や調整池を設けるなど、保水機能の維持を図り、雨水をできるだけ流域内に保水させ、急激な河川への流出を避けるよう配慮する。

(エ) 準用河川等

庄川・小矢部川に流入している準用河川等の河川改修、樋門の機能向上、排水ポンプ場の整備等の内水排除対策に努める。

ウ 土砂災害対策の推進

地すべり・がけ崩れ防止など、土砂災害の危険性が高い箇所について、緊急性の高い箇所から順次、防災対策の推進を行う。

エ 高潮・高波対策の推進

高潮・高波による被害防止のため、これまで防波堤や護岸堤、消波工等の整備に努めてきたが、さらに被害発生のおそれがある地域について引き続き整備に努める。

3 火災に強いまちづくり

ア 公園等の整備による安全な避難路の確保

中心市街地における避難場所としての機能や防災活動の拠点としての機能を確保するため公園、避難路や延焼防止帯としての役割を果たす緑道や中小河川を活用した市街地における安全な避難空間を確保する。

イ 道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、日常の都市活動を支える基盤であり、災害時には、住民の避難、消防・医療救護活動を円滑に行うための大きな役割を担うだけでなく、火災の延焼を防止するオープンスペースなど多様な機能を有する。

このことから、整備に当たっては、災害時においてもその機能を十分に発揮できるように、耐震性等の安全性の向上に努める。

(ア) 道路

他都市とを結ぶ主要幹線道路については、災害時に広域的な取り組みが迅速に行えるよう整備する。

幹線道路については、広域避難場所となる公共的施設へのアクセスとして、また、延焼遮断帯としての機能にも配慮しつつ整備を進めるとともに、防災活動上の障害となる線形不良などの計画的な改良に努める。

生活道路については、避難路及び地域レベルでの防災活動の経路として支障がないよう安全性の確保に努める。

(イ) 橋梁

災害時における道路機能の確保の観点から、耐震性の向上など十分な安全性を確保する。このため、橋梁の耐震点検及び補強を計画的に実施するとともに、老朽化の著しい橋梁の架替整備を推進し、災害時の避難、緊急物資の輸送等に支障のないよう努める。

ウ 防災安全街区の整備

密集市街地において防災機能の確保と土地の健全な利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地整備を行う際には、老朽化した建築物を除去し、防災性能を備えた医療、福祉、行政など公共公益施設、公園・広場など避難地の計画的な立地誘導や、都市計画道路の計画的な配置を行い、防災安全街区の形成を目指す。

延焼遮断帯として設定した道路整備を土地区画整理事業等の面的整備手法により推進するとともに、住民の協力を得て道路緑化や沿道における建築物の不燃化に努め、遮断帯としての機能強化を図る。

エ 建築物の堅牢・不燃化の促進

災害時における建築物の倒壊や大火災の延焼防止の観点から防災上重要な公共施設等の堅牢・不燃化を促進し、市街地における防火地域及び準防火地域の指定、耐火性の向上等を図る

(7) 防火地域及び準防火地域の指定

市街地における火災の延焼拡大を防止するため、市街地が拡大する地域については、地域の実情に応じ都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域に指定し、不燃建築物の誘導を図る。

地域指定に当たっては、木造家屋の密集地域や住宅と工場等が混在する地域、大量の危険物が貯蔵される地域のほか、市街化の動向や都市施設の整備状況などを勘案した適切な地域指定を行う。

①防火地域

防火地域は、主として商業地など建築物の密集度が高く、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域で、火災危険率の高い市街地について指定されるもので、防火地域内の建築物について次の制限が課せられる。

- i 耐火建築物又は準耐火建築物とすること
- ii 耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物は、延焼のおそれがある部分に防火戸などの防火設備を設けること

②準防火地域

準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定される地域で、準防火地域内の建築物について次の制限が課せられる。

- i 一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること
- ii 木造の建築物は、延焼のおそれがある部分を防火構造とすること

(資料1-1 防火地域・準防火地域指定図)

第2 防災活動拠点の整備

1 広域型防災活動拠点の整備

広域型防災活動拠点は、防災に関する資料の展示や災害体験設備を備え、市民の防災学習に資するものとする。

広域型防災活動拠点は、庄川左岸の戸出防災センターと小矢部川左岸の福岡防災センターとし、それぞれに機能を分担する。

2 地域型防災活動拠点の整備

地域型防災活動拠点は、応急復旧活動を行うために必要な空間が十分確保できること、避難する市民の収容能力があること、他の防災活動拠点との円滑な連携が図れること等を念頭に置き、小学校とする。地域型防災活動拠点においては、情報の受・発信機能の確保、強化や、非常用食料・飲料水の備蓄等に努める。また、避難・救援活動に必要な資機材については、計画的に配備するほか、現在防災用資機材を常備（今後の計画的配備分を含む。）している消防署所及び消防団器具置場との連携を強化し、地域型防災活動拠点の機能強化を図る。

これら地域型防災活動拠点と延焼遮断帯の効果的な運用を図るため、避難路となる地区内の補助幹線道路の整備・充実を図るとともに、日頃から住民の防災意識の高揚を図るため、地域ごとに自主防災組織の結成を促進し、災害発生時において円滑な避難・救援活動が行えるよう地域型防災活動拠点を活用した小学校単位の総合防災訓練を実施する。

第3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保

災害時においては、救援・復旧活動を迅速に行うため、被災地への人員及び物資等の安全・確実かつ早急な輸送を行う必要があることから、陸上輸送路については、被災状況に応じた被災地への多重アクセス可能な道路ネットワークの形成を図る。

国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

また、海上からの輸送も重要な役割を果たすと考えられることから、海上輸送拠点としての伏木富山港の整備を促進し、アクセス道路の整備と併せて緊急輸送道路の体系的な整備を図る。

1 緊急輸送道路

災害発生時の緊急輸送活動のため緊急輸送道路を定め、輸送拠点を指定し多重アクセス可能な道路ネットワークの形成に努める。

本計画に位置付ける「緊急輸送道路」とは、災害時における要員の輸送や物資の緊急輸送等の応急復旧活動を行うための道路で、県が指定する路線とネットワークする道路をいう。

(1) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路は、幹線道路から順次確保するものとし、次の基準により指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

- (ア) 輸送等に不可欠な高速道路、一般国道、一般国道とインターチェンジ及び輸送拠点とを結ぶ道路
- (イ) 拠点となる施設に接続する幹線道路
- (ウ) 地域防災計画で指定している緊急輸送道路

イ 第2次緊急輸送道路路線

- (ア) 各地区の拠点避難施設を相互に接続する幹線道路
- (イ) 第1次緊急輸送道路を相互に補完する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

- (ア) 上記路線を相互に補完する幹線道路（迂回ルート）

(2) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けたものが使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

〔業務の範囲〕

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難指示に関すること
- イ 消防、水防、その他の保護に関すること
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関すること
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関すること
- カ 清掃、貿易、その他の保護衛生に関すること
- キ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関すること
- ク 緊急輸送の確保に関すること
- ケ その他災害の拡大防止のための措置に関すること

(3) 緊急通行車両の事前届出

災害時における各号の応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行を必要とする車両をあらかじめ指定して「緊急通行車両事前届出書」を警察署に提出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受ける。

交付を受けた「緊急通行車両事前届出済証」は、管財契約課長が一括保管しておく。

第4 市民・事業者等による防災まちづくりの推進

1 市民の取り組み

- ア 効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、市等と相互に連携を図りながらまちづくりに取り組む。
- イ 日常的な地域の防災上の課題等を把握する。
- ウ 災害に強い、防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど自発的なまちづくりへ参加する。
- エ 「地区計画制度」などを活用し、住民合意によりその地域にふさわしい建築のルールや地区施設等の計画を策定し、地域単位での安全・安心なまちづくりを推進する。
- オ 自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の居住者等から提案等があった場合に、市地域防災計画に、地区防災計画を定めることができる。

2 事業所・企業の取り組み

- ア 開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水施設、雨水調整池など必要な施設を整備する。
- イ 開発等を行う地域やその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。
- ウ 災害危険箇所、地すべり危険箇所等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含めないようにする。また、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

第5 その他の防災対策

1 公共施設の防災体制整備

災害時において避難、救護、消火など応急対策活動の拠点となる公共施設は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため、災害に備えて、公共施設の安全性の向上を図る。

(1) 建築物の補強・強化

災害発生時の施設利用者の安全を最優先に考慮し、安全基準の調査・検討を行い、建築物の補強・強化に努める。

(2) 体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、防災組織づくり、職員・利用者に対する防災マニュアルの作成及び実践的な訓練の定期的実施に努める。

(3) 防災点検の実施

什器及び備品類の固定、引火性物資等の危険物の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、日頃からできる限りの安全性の確保に努める。

2 住民情報等のデータ保護

災害による基幹系（住民記録、税、福祉等）業務システムの異常終了・停止等によるデータの損壊などの被害を最小限にとどめるとともに、また、災害応急対策、復旧・復興、復旧時における罹災者の諸証明事務や各種保健・医療・福祉サービスなどが円滑に再開できるよう、住民情報等（住民情報、税情報、福祉情報など）のデータ保護が必要である。高岡市情報システムに関する業務継続計画に従い、対策を実施する。

ア 災害時における火災、停電等様々なシステム障害を防ぐため、耐震・防火性能等に優れ、電源対策、高度なセキュリティ対策等が行われている、堅固なデータセンターに基幹系業務システムを設置する。

イ 庁舎内においては、災害時における機器の転倒、接触、落下及び通信回線の断線等の防止策の整備に努めるとともに、停電による障害予防のために非常用電源（自家発電装置）及び無停電電源装置の定期的な保守点検を行う。

ウ 災害応急、復旧に向けての作業をスムーズに推進するため、平常時から職員、委託SE（システム・エンジニア）及び機器メーカー等が連携して対応できるよう教育訓練に努める。

エ 回復困難なデータの損壊などに備えて、データセンター利用のほか、主要な住民情報等のバックアップ用データを分散（二重化）保管する協定・契約等を他の地方公共団体や委託保管企業との間で締結し、住民情報等の保護に努める。

3 被災者支援システムの導入検討

被災者情報の共有のために、被災者支援システムの導入を検討する。

4 罹災証明発行マニュアル

被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用される罹災証明書について、市が作成する罹災証明発行マニュアルを適宜更新し、災害発生後、罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう運用する。

5 要配慮者に対する配慮

福祉のまちづくり条例に基づき、ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者、障がい者、児童をはじめすべての市民が、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安全で快適に暮らすことのできるよう、避難地や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

第6 各主体の役割

1 市民

- ア 防災まちづくりのための合意形成
- イ 日常的な地域の防災上の課題等の把握
- ウ 自発的なまちづくりへの参加
- エ 「地区計画制度」などを活用した、建築のルールや地区施設等の計画策定

2 事業所・企業

- ア 公共施設や排水施設、雨水調整池などの必要な施設の整備
- イ 開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報の開示
- ウ 開発行為に適當でない区域の、開発計画からの除外もしくは必要な安全対策の実施

3 国・県・市等

- ア 河川施設の維持・管理
- イ 内水対策の充実
- ウ 高潮・高波対策の充実
- エ 延焼遮断帯の整備や防災ブロックの形成
- オ 防災空間の整備・拡大
- カ 市街地の再開発
- キ 広域型・地域型防災活動拠点の整備
- ク 代替性を備えた緊急輸送道路の確保
- ケ その他公共施設の防災体制の整備、住民情報のデータ保管など
- コ 安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成

第5節 気象情報等の収集体制

【市】総務部、都市創造部

【関係機関】国（国土交通省、富山地方気象台）県（危機管理局、土木部）

風水害を防止するためには、局地的な豪雨などの気象情報等の把握が極めて重要である。そのため、市は、気象情報の収集及び観測体制の強化を図るとともに、富山地方気象台、富山県及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、河川の流域あるいは近隣の市町村との連携を図り、気象情報、河川の水位情報等の情報交換を行う。

さらに、日頃から市民に向け、インターネットやメール等を活用した気象情報に関する情報伝達や、NPO、地域SNS、コミュニティFM等と連携した情報公開を行う。

第1 市の気象情報収集伝達体制

1 気象情報の収集体制

市は、国や県が収集した気象情報の入手に努め、防災情報メールや全国瞬時警報システム（J-ALERT）などによる迅速な市民への迅速な広報に努める。リアルタイムで入手できる防災気象情報等は以下の通りである。

(1) 雨量に関する情報

地点雨量	アメダス ※1	各観測地点で実測した降水量：10分毎
	テレメータ雨量、リアルタイム雨量 ※2	各観測地点で実測した降水量：10分毎
流域雨量	流域平均雨量 ※2	河川の流域毎に面積平均した実況の雨量：10分毎
面的な雨量	レーダ雨量 ※2	Cバンドレーダ雨量計：1kmメッシュ、5分毎
	XRAIN雨量情報	XRAIN（XバンドMPレーダー）によって観測：250mメッシュ、1分毎
	リアルタイムレーダー※3	各レーダー情報の重ね合わせ：5分毎
	解析雨量 ※1	レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布：1kmメッシュ、30分毎
	レーダー・降水ナウキャスト ※1	レーダー実況と1時間先までの降水強度：1kmメッシュ、5分毎
	降水短時間予報 ※1	6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想：1kmメッシュ、30分毎

(2) 水位に関する情報

テレメータ水位 ※2	水位観測所の実測水位：cm 単位、10 分毎
水位予測 ※4	1 時間後から 3 時間後までの予想水位：cm 単位、1 時間毎

(3) 水害に関する情報

指定河川洪水予報 ※1	河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で発表する。また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。
水位到達情報 ※4	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報を通知及び周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。
流域雨量指数 ※1	降った雨が下流地域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したもの：5 kmメッシュ、30分毎

(4) 土砂災害に関する情報

土砂災害警戒情報 ※1	2 時間先までの予測雨量から求めた 60 分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合に発表される。
富山県総合防災情報システム	富山県土砂災害警戒情報支援システムによる情報（土砂災害警戒情報・補足情報）

※1：気象庁 HP、※2：河の防災情報、※3：防災情報提供センター HP、
※4：国土交通省 HP

2 気象情報の伝達体制

市及び県、防災関係機関は気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できるよう体制の整備に努める。

また、富山県による土砂災害警戒情報メール配信サービス等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。

なお、市民向けには、高岡市防災情報メールの配信等の、各種メディアを活用した情報提供に努める。

第6節 防災機関における通信手段の確保

【市】総務部、都市創造部、消防本部

【関係機関】北陸総合通信局、県（危機管理局、経営管理部）、関係機関

災害対策活動を実施する上で、災害情報の把握は不可欠である。迅速かつ的確な情報の収集伝達が災害対策本部の成否を決める。

そのため、市及び関係機関は、組織内をはじめ、機関相互の通信体制の強化等を図り、災害時においても通信手段を確保することが重要である。

<対策の方針（達成目標）>

市は、防災行政無線、衛星通信など、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、停電対策、関係機関との連携による代替通信手段を確保できる体制を整備する。

第1 通信設備の整備等

1 北陸地方非常通信協議会の運営

北陸総合通信局は、北陸地方非常通信協議会を運営し、関係機関相互の連携を図る。また、移動通信機器の無償貸与など、災害時における協力体制の充実を図る。

また、平常時から関係機関相互で災害時において迅速な情報伝達活動が行えるよう非常通信訓練を実施する。

2 防災行政無線の整備

(1) 同報系無線の整備

災害発生時に被害の軽減を図るため、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備の整備やデジタル化の推進を図り、併せて、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の適正な維持管理・運用を行う。

(2) 移動系無線の整備

災害発生時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備に努める。

(3) 県防災行政無線の活用

県防災行政無線は、県及び県内の市町村、消防本部をはじめ「地域衛星通信ネットワーク」に加入する消防庁、都道府県、全国の市町村との間で音声、FAX、データ等の通信が可能となるので、これらの機関との情報伝達や被害報告等の際は有効に活用する。

3 富山県防災行政無線の運用

ア 富山県防災行政無線を設置する機関は、富山県防災行政無線運用規則（平成29年4月1日富山県規則第74号）に基づき、これを運用する。

- イ 通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練や災害時の運用方法について指揮をさせる。
- ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
- エ 非常通信の取り扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

4 その他通信設備の整備

(1) 衛星通信の配備

災害発生時における国や県との迅速な連絡のため、災害対策本部（本庁）と現地災害対策本部（支所）において、衛星通信を配備し、被災地との情報連絡手段の確保に努める。

(2) 携帯電話の配備

市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための携帯電話の配備に努める。

(3) 携帯電話のメール機能の活用（防災情報メール）

災害発生時に有効な情報伝達手段の一つとなる防災情報メールや職員参集メールを活用し、災害情報を全職員等に一斉配信するとともに参集状態を確認するシステムを構築するなど、情報の共有化を図る。

また、防災情報メールなどを活用し、市民からの現地の被災状況などの情報収集を行うための仕組みづくりを行う。

(4) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(5) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について北陸総合通信局や電気通信事業者等とあらかじめ協議し、配備できるよう努める。

(6) 電気通信事業者等との協定締結

電気通信事業者等と協定を締結し、通信手段の確保体制を強化する。

(7) テレビ会議導入の検討

災害時における迅速な対応のために、テレビ会議の導入を検討する。

(8) その他

携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 各主体の役割

1 北陸総合通信局

- ア 北陸地方非常通信協議会の運営
- イ 移動通信機器の無償貸与等

2 県

- ア 県防災行政無線施設の整備
- イ 富山県防災行政無線の運用

3 市

- ア 市防災行政無線施設の整備
- イ 衛星通信の配備
- ウ 携帯電話の配備
- エ 携帯電話のメール機能の活用
- オ 停電対策の推進
- カ 通信機器の配備及び調達体制の整備
- キ 電気通信事業者等との協定の締結
- ク 県防災行政無線の活用
- ケ 非常通信訓練の実施

4 関係機関

- ア 各自の無線設備の停電対策等の実施による災害時の通信確保
- イ 通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の補強

第7節 住民等の事前避難準備

【市】総務部、福祉保健部、教育委員会

【関係機関】市民、事業所・企業（施設管理者等）

迅速な避難行動により、災害から身を守るためには、普段から災害時の避難行動を準備しておくことが不可欠である。そのため、市民や市は、家庭や防災組織で事前に避難場所を確認し、災害時の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておくなど、安全に避難するための準備や啓発に努め、災害に備えておくことが求められる。

＜対策の方針（達成目標）＞

市民は、市が配布するハザードマップなどから、知識の習得に努め、安全に避難するための事前準備を行う。

また、近隣の住民等が被災者となることも想定に入れ、身近なコミュニティで早期の救助活動や避難行動を行うための体制づくりに努める。

不特定多数の者が利用する施設の管理者や、要配慮者が利用する施設の管理者は、利用者が安全に避難するための避難計画を策定する。

市は、災害種別毎のハザードマップを配布し、危険区域や避難所を周知することで災害予防、減災対策を啓発する。

第1 事前の避難準備

1 市民の取り組み

(1) 市民の取り組み

- ア 災害時の避難所及び安全な避難経路をあらかじめ確認すること
- イ 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと
- ウ 携帯ラジオや防災情報メール等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること
- エ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと
- オ 災害時の連携に必要な近隣住民、企業との交流を行うこと
- カ 自宅等の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ確認すること
- キ 積雪時には、自宅前の除雪を行うこと

(2) 自主防災組織、自治会等の取り組み

- ア 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること
- イ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係を築くこと

2 事業所・企業の取り組み

災害時における要配慮者等の避難の支援に関する体制の整備に努めるとともに、施設を地域住民等に避難場所として提供することをあらかじめ検討しておく。

さらに、下記の事項に十分留意した上で、各施設の避難計画等に基づき、施設管理者の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(1) 不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、駅など不特定多数の者が一般の利用に供する施設の管理者）

- ア 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
- イ 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
- ウ 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること
- エ 予測された被害が発生しても、継続して通常活動が行えるように努めること
- オ 防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくこと
 - (ア) 地域の実情に応じた避難場所（市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
 - (イ) 施設外の状況の利用者への的確な伝達
 - (ウ) 利用者の施設外への安全な避難誘導
 - (エ) 施設の安全性の確認方法

(2) 学校、病院、社会福祉施設等、児童生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

- ア 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
- イ 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
- ウ 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること
- エ 近隣の企業等事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること
- オ 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること
- カ 予測された被害が発生しても、継続して通常活動が行えるように努めること
- キ 防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくこと
 - (ア) 地域の実情に応じた避難場所（市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
 - (イ) 集団的に避難する場合の避難所の確保、保健衛生、給食の実施方法
 - (ウ) 入院患者、自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法
 - (エ) 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
 - (オ) 施設外の状況の利用者への的確な伝達
 - (カ) 利用者の施設外への安全な避難誘導
 - (キ) 施設の安全性の確認方法

3 要配慮者に対する配慮

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 自主防災組織や民生委員・児童委員等の各種団体による地域ぐるみの避難支援体制の整備
- エ 避難先（福祉避難所）での生活面の配慮

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 地域の危険箇所、避難路、避難所等の事前確認
- イ 避難行動に際して支援を必要とする者の把握
- ウ 防災情報メール等気象情報や緊急時における情報入手手段の確保

2 事業所・企業（施設管理者等）

- ア 地域の避難対策への協力
- イ 避難・誘導等の安全確保対策の実施
- ウ 防火責任者の選定
- エ 避難計画の策定

3 市

- ア 各種ハザードマップの作成配布による危険区域や避難場所の周知、減災対策の啓発
- イ 気象情報や緊急時の情報入手手段である防災情報メールの周知及び啓発
- ウ 風水害時における自身や家族のとるべき防災行動計画である「マイタイムライン」の作成の呼びかけ

第8節 避難所事前対策

【市】総務部、教育委員会

【関係機関】施設管理者、県（危機管理局）

風水害発生後、被災者が速やかに避難し、安全な避難場所で当面の居所が確保できることは、被災者の精神的な安心につながるものである。

そのため市は、あらかじめ必要な機能を整理し、災害の種類や状況、地域特性に応じた適切な避難場所・施設の指定・整備や避難誘導体制などの環境の整備を図っていくことが重要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、学校、公民館、体育館等市有施設を中心に避難所として指定するほか、福祉施設等に要配慮者のための福祉避難所を設置し、風水害発生時の市民の安全を確保する。また、適切な避難誘導と迅速な避難者の受け入れのため、あらかじめ避難所の開設、運営にあたる職員を指名し、市民、施設管理者と連携して避難所運営訓練を行うなど避難所開設、運営体制の強化を図る。

このほか、非常用発電機・毛布・携帯トイレなど備蓄物資の強化や、地域の拠点避難所への分散備蓄を推進し、避難所としての機能の整備、充実に努めるほか、市民への周知に努める。また、要配慮者、男女のニーズ、プライバシーへ配慮するなど、安心して避難できる環境づくりを推進する。

なお、深夜に発生した災害や竜巻などの災害時は、屋外を移動して避難するよりも屋内に留まる方が安全な場合は、自宅などで避難する。

第1 避難所の指定等

1 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂災害等の危険箇所や避難場所等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図る。

ウ 感染症等の感染拡大を踏まえ、避難者の過密抑制などの感染症対策のため、ホテル・旅館や安全な親戚知人宅などに分散して避難することについて、平時からの周知を図る。

2 避難所の設置基準

市は、学校、公民館、体育館、公共グラウンド、都市公園等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで避難場所（屋外）又は避難所（屋内）（以下「避難所等」という）に指定する。なお、人口の動態や施設の整備など、必要に応じて見直す。指定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 被害が想定される地域・範囲を十分に考慮し、被害が想定される地域・範囲内の施設は原則として、指定しないこと

- イ 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること
- ウ 避難者や人口に見合った面積の確保に努めること
- エ 指定避難所施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること
- オ 道路の寸断等により集落へのアクセスが困難となる可能性がある地域については、域外避難やアクセスルートの復旧までの間の避難所として、各地区の公民館を避難所として指定すること
- カ 各小学校(拠点避難所)は、避難場所としての位置付けだけでなく、市内への物資の配布拠点としても位置付けること

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害種別に応じて災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとし、指定した指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う避難所開設運営要員を定める等管理体制を整備する。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けるものとする。

(2) 指定避難所

市は、災害の発生時における被災者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を、指定避難所としてあらかじめ指定する。

(3) 福祉避難所

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 広域避難場所

広域避難場所は、主として広域火災が延焼拡大した場合の避難場所であり、おおむね次により選定し、確保する。

- ア 総面積 10,000 m²以上の公園、緑地、グラウンド(校庭を含む。)、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して選定する。
- イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2 m²以上とする。
- ウ 広域避難場所は、避難を要するすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配慮する。
- エ 避難圏域は、広域避難場所の収容可能人口を考慮しながら、主要道路、鉄道、河川等を境界とするなど地形条件を加味して設定する。

(5) 自宅などへの避難

夜間や、既に河川が氾濫している場合など、避難所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに、自宅などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での退避等の安全確保措置(自宅等の屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上などの上階への移動を想定)」を位置付ける。なお、こうした避難の場合、浸水は早急に解消されない場合を想定し、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布など最低限の備えをしておく必要がある。

3 避難所の事前周知

市は、避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。

- ア 災害種別に応じた避難所情報(利用の可否)
- イ 標識、誘導標等の設置
- ウ 広報紙、チラシの配布等
- エ 防災訓練等
- オ 災害ハザードマップ等の作成・公表
- カ ホームページを活用した情報提供

4 避難所の開設体制等の整備

災害発生時において、避難所運営マニュアル、福祉避難所設置・運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。

- ア 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるようできるだけ近隣住民に鍵の管理を委託に努める。
- イ 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- ウ 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。
- エ 各小学校には、住民が避難直後に必要とする物資を事前に配置するよう努める。
- オ 避難所の開設・運営について、自主防災組織、施設管理者等と事前に協議しておくよう努める。
- カ 災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・防災士・避難所管理者・避難所開設担当者等の参加による、実践的な避難所運営訓練を実施する。

5 避難所設備の整備

(1) 避難所

- ア 避難路・避難所（施設）の防火対策、バリアフリー化の推進
- イ 通信機器（防災行政無線、電話、FAX）、通信設備（テレビ・ケーブルテレビ受信、電話用配線）、更衣室、授乳室等の避難者の受け入れの実施に必要な設備の配備
- ウ 仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備
- エ 指定避難所施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(2) 福祉避難所

市及び福祉避難所の施設管理者は、当該施設が福祉避難所として機能するために必要な下記の施設整備等に努める。

- ア 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置
- イ 通風・換気の確保、冷暖房設備
- ウ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）
- エ 人口呼吸器や吸引器等の医療機器にかかる電源設備
- オ その他必要と考えられる施設

6 避難誘導体制の整備

- ア 避難の指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導体制構築を支援する。
- イ 要配慮者の安全・確実な避難のため、自主防災組織や福祉関係者と協力して「要援護者避難支援計画」を策定し、内容の普及に努める。
- ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。

7 避難路の安全確保

- ア 避難所（施設）へ至る主な経路となる道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、崖崩れ等による危険が及ばないようにする。
- イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

8 要配慮者等に対する配慮

- ア 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 食品アレルギーを持った人への原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、食事への配慮
- オ 避難先での生活面の配慮
- カ 男女のニーズ、プライバシーに配慮した環境整備
- キ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める

9 積雪期を想定した対策

- ア 避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- イ 避難所へ至る主な経路となる道路の除雪

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 市と協働で住民主体の避難所運営を行うための訓練の実施

1 事業所・企業（施設管理者）

- ア 生活用品、人材、移送手段の確保
- イ 施設のバリアフリー化、情報関連機器等の整備
- ウ 風水害発生時の初動対応のマニュアル化
- エ 停電、断水、ガスの供給停止・電話の不通等の事態に備えた設備の整備

2 県

- ア 避難所運営マニュアル策定指針の作成
- イ 地域の危険情報の市への提供
- ウ 市による避難情報の早期発出・伝達体制整備の支援
- エ 風水害発生直後に緊急的に避難する場所の指定に係る助言

3 市

- ア 災害種別に応じた避難所情報の提供
- イ 危険情報の事前周知
- ウ 避難の判断、情報伝達や避難誘導體制の整備とマニュアル化
- エ 安全な避難所の指定と周知及び即応体制の整備
- オ 避難所における備蓄物資の充実と男女ニーズやプライバシー等への配慮
- カ 要配慮者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等
- キ 避難所開設に関する実践的な訓練の実施

第9節 災害時孤立集落対策

【市】総務部、都市創造部、消防本部

【関係機関】市民、県（危機管理局、農林水産部、土木部）

中山間地域など、災害の際、土砂崩れや洪水等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、万一の孤立化に備えて、救援が届くまでの間、自立して持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の備蓄や防災拠点の整備などを平時より行っておくことが重要である。

<対策の方針（達成目標）>

県及び市は、中山間地域（石堤、福岡町五位山、福岡町赤丸地区）など土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となることが予想される地域において、地すべり・がけ崩れ防止対策などを実施する。

万一、孤立した場合でも、救援が届くまでの間に自立するための、連絡手段等を定めた集落情報台帳の整備、集落単位に必要な資器材の整備支援、情報収集・伝達手段の確保など環境整備を行う。

また、地域による住民避難計画の作成と訓練の実施を支援する。

第1 災害時における集落の孤立に対する備え

1 孤立の可能性のある集落の把握、情報の周知・啓発

(1) 孤立が予想される集落の把握

迂回路のない集落について周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

(2) 土砂災害ハザードマップの作成配布

危険箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの作成・配布により住民へ周知する。

(3) 集落情報台帳の整備

県の作成する「富山県孤立集落予防・応急対策指針」に基づき、災害時に孤立するおそれがある集落に関して、予防対策や応急対策を具体的に検討し、集落と協働で避難計画を含めた集落台帳を整備する。

2 飲料水等の備蓄および資機材の整備等

(1) 市民レベルでの備え

ア 孤立が予想される集落の住民は、各家庭で最低7日間分の食糧、飲料水、生活必需品、燃料の備蓄に努める。

イ 災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織による資機材の整備や防災訓練等を実施する。

ウ 孤立が予想される集落の企業等事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織と協議する。

(2) 市の備え

ア 集落単位での資機材の整備、物資の備蓄の促進

国・県の補助制度等を活用し、自主防災組織及び消防団等の資機材（土木作業機械及び管理棟、照明施設、通信施設、負傷者搬送用資材など）の整備を促進する。

また、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄の確保を促進する。

イ 集落による訓練実施の支援

市は、集落での防災訓練の実施に際して、必要な支援を行う。

3 避難体制の整備等

(1) 幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備

被災によって孤立する可能性のある集落へのアクセス道路の整備を行う。

(2) 避難誘導体制の確立等

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、日頃から関係住民への周知を図り、速やかに避難できるよう、避難圏域・避難路を考慮した避難計画の策定、防災行政無線等の整備を進める。

(3) 避難路の設定

災害時の最寄りの避難施設まで安全に避難するための避難路を設定するための自主防災組織の災害図上訓練の実施を支援する。

避難路は、各避難施設の周辺道路及び幹線道路へ接続する道路とする。

住民は、日頃から避難施設まで安全に避難する経路を把握しておく。

関係機関は、避難誘導に当たり、住民組織と一体となって誘導を行うため、避難路について住民に周知を図るよう努める。

(4) 集落内の場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所適地の確保

自衛隊、県等が実施するヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について協議し、場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所適地を確保する。

(5) 積雪期に備えた除雪車両の確保

冬期の積雪時において、豪雪により道路網が寸断されても、避難の実施、物資の供給等ができるよう、国・県と協力し、除雪車両を確保する。

4 通信の確保

避難所への双方向通信機能を備えた防災行政無線の整備を行うなど、通信手段の確保を図る。

5 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受け入れ先を確保する。

6 積雪期を想定した対策

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所の確保や避難所予定施設の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮するとともに、迅速な道路の除雪体制を確保する。

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 食糧、飲料水、生活必需品、燃料の各家庭における備蓄
- イ 自主防災組織による資機材の整備や防災訓練等の実施
- ウ 事業所・企業との、災害時の施設や資機材提供等の協力についての事前協議
- エ 市と協働での避難計画の作成

2 県

- ア 孤立可能性の把握と防止対策の実施
- イ 孤立集落の資機材整備に対する支援
- ウ 積雪期のヘリコプター運用
- エ 幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備

3 市

- ア 孤立が予想される集落の把握
- イ 土砂災害ハザードマップの作成配布
- ウ 集落単位での資機材の整備、物資の備蓄
- エ 集落と協働での集落台帳及び避難計画の作成、訓練実施の支援
- オ 幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備
- カ 避難誘導體制の確立等
- キ 避難路の設定
- ク 集落内の場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所適地の確保
- ケ 積雪期に備えた除雪車両の確保
- コ 通信の確保

第10節 要配慮者の安全確保

【市】未来政策部、総務部、福祉保健部、消防本部、教育委員会

【関係機関】市民、事業所・企業（福祉サービス提供者）、県（危機管理局、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係団体（NPO、ボランティア団体、外国人関係団体）

風水害などの災害から身を守るには、迅速な避難行動が不可欠であるが、自力で迅速な避難行動をとることができない高齢者や障がい者などの要配慮者については、共助・公助による避難支援行動が必要である。

災害発生直後に、要配慮者の避難誘導や安否確認を迅速に行うためには、地域住民や関係団体等の協力を得ることが必要であり、福祉関係団体など、地域に密着した組織による地域ぐるみの支援体制を構築していくことが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、要配慮者の安全確保を図るために、市民や関係機関と連携し、要配慮者情報の収集・共有や避難支援体制、福祉避難所の支援内容などの具体的な事項を定めた「災害時要援護者避難支援計画」「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、要配慮者に配慮した福祉避難所の設置・運営に関する体制の整備を図るほか、障がい者のための災害時避難の手引、避難カードの配布など様々な支援を実施する。また、災害対策基本法第49条の10に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、内部機関でその情報を共有するとともに、関係機関へ名簿提供の同意を得た者について避難行動要支援者名簿を作成し関係機関と情報を共有する。

行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策や訓練を行い、要配慮者の受け入れに対応できるよう関係機関と連携し地域ぐるみでの安全確保に向けた体制を構築する。

第1 要配慮者の支援体制の構築

1 市民の取り組み

(1) 市民の取り組み

普段から、各種ハザードマップで自宅や施設などの危険を把握するほか、災害時に隣近所での声掛けや早めの避難の呼びかけなど、要配慮者を支援できるように日頃からコミュニティづくりを進める。また、防災組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣住民など地域の関係者は協力し、要配慮者を支援できる地域ぐるみの支援体制を構築する。

また、避難所への避難に際して危険が伴うと判断された場合、自宅の2階への避難も検討する。

(2) 要配慮者及び家族の取り組み

自らできることについては事前に準備し、避難行動要支援者名簿の登録、訓練への参加、避難カードの携帯、内服薬の処方箋のコピーなど、災害時の対応に備える。

また、災害時の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努める。

2 事業所・企業の取り組み

(1) 要配慮者を雇用している企業及び関係団体の取り組み

日頃から要配慮者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努める。

(2) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の取り組み

団体に所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

3 県の取り組み

(1) 富山県避難行動要支援者支援ガイドラインの作成

市や関係機関が策定する「避難行動要支援者避難支援計画」のガイドラインを作成し、円滑な計画策定の支援を行う。

(2) 社会福祉施設への緊急入所の手順の作成

災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障がい者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

(3) 社会福祉施設における相互の応援協力体制の確立

施設の被災等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

(4) 外国人の安全確保対策

日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

また、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。

県及び市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

4 市の取り組み

(1) 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成促進

防災組織や自主防災組織、民生委員・児童委員、地区（校下）社会福祉協議会、老人クラブ、民間ボランティア団体等と連携し、日頃の取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよう、校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成を促進する。

(2) 情報伝達体制の整備

高齢者等避難等の緊急情報や要配慮者関連施設への避難指示等の情報については、要配慮者やその支援者に迅速かつ正確に提供できるよう、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてCATV、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。

また、防災組織、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、情報の所在や取得方法の周知に努め、情報の自主的な取得の促進を図る。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成について

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、緊急時の救護活動や安否確認及び要配慮者の特定のため、災害対策基本法49条の10に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 記載内容

避難行動要支援者名簿に記載する内容は、下記の通りとする。

- ・氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先
- ・緊急時家族等の連絡先（氏名 続柄 住所 電話番号）
- ・援護理由（一人暮らし高齢者 寝たきり状態 歩行困難 難聴 弱視等）
- ・支援者（氏名 住所 電話番号 ※複数名の記載が望ましい）
- ・特記事項（掛かりつけの病院 処方箋 持病等）
- ・避難の予定経路（一時避難場所 避難場所）
- ・避難方法（徒歩 車いす タンカ その他）
- ・登載方法（障害の等級 要介護認定 難病 申出等）

ウ 名簿への登載方法

要配慮者を避難行動要支援者名簿へ登載するための方法は、下記の通りとする。

(ア) 災害時要援護者名簿からの移行による登載

市がこれまで作成を行ってきた災害時要援護者名簿の登載者は、避難行動要支援者名簿へ移行する形で登載する。

(イ) 自治体が保有する情報からの登載

本市各課及び県が把握している高齢者、障がい者及び難病患者等のうち要件に当てはまる者を、避難行動要支援者名簿へ登載する。

自治体が保有する情報の内容と情報取得先

内 容	情報取得先
(1) 難病患者（臨床調査個人票）	富山県
(2) 高齢者	
要介護高齢者	高齢介護課
一人暮らし高齢者	高齢介護課、社会福祉課

(3) 障がい者	
身体障害者	社会福祉課
知的障害者	〃
精神障害者	〃
(4) その他	
児童	子ども・子育て課
妊産婦・乳幼児	健康増進課
外国人	多文化共生室

避難行動要支援者名簿へ登載する者の要件

分 類	要 件
(1) 難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証所持者
(2) 高齢者	
要介護高齢者	要介護認定3～5を受けている者のうち在宅の者
一人暮らし高齢者	市の登録者
(3) 障がい者（※）	
身体障害者	身体障害者手帳1・2級を所持する者
知的障害者	療育手帳Aを所持する者
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

（※）児童福祉法（S22.12.12 法律第164号）の障害児を含む。

児童、妊産婦・乳幼児、外国人の要件の設定については、今後、検討するものとする。

（ウ）本人の申出による登載

上記の方法以外に、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など関係団体の協力を得て、要配慮者本人の申出により避難行動要支援者名簿へ登載する。

（エ）同意の取得

関係機関との情報共有については、市が計画的に避難行動要支援者名簿の登載者から同意を取得する。

※収集にあたっての留意点

情報収集にあたっては、高岡市個人情報保護条例を遵守し、「原則、本人から収集する」「本人から収集することが難しい場合でも、本人の同意を必要とする」「収集に際しては、利用目的を明確にする」などに留意する。

エ 関係機関との情報共有

避難行動要支援者名簿登載者は、本市及び消防本部の間で情報の共有を行う事とし、災害時には避難支援者等関係者その他の者へすみやかに提供できるよう、事前に調整をしておく。

また、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿登載者のうち関係機関との情報の共有について、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、同意した者の情報は、本市及び市消防本部、高岡警察署、福祉専門職、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供する。

なお、情報の共有にあたっては、高岡市個人情報保護条例に留意する。

オ 適正な情報管理のための措置について

市は、地域防災計画に定めるところにより、市消防本部、高岡警察署、福祉専門職、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織等避難支援等に係る関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

避難行動要支援者名簿について、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理を行うため、下記の措置を講ずる。

- (ア) 本名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 情報共有先の関係機関に対しては個人情報の取扱特記を配付し、個人情報の取り扱いについての遵守事項の周知を図る。また、名簿を配付する際には受領書を提出してもらう。

避難行動要支援者名簿情報の共有範囲

分 類	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者名簿のうち、関係機関との情報の共有について同意した者の情報
市	○	○
消防本部	○	○
高岡警察署	-	○
民生委員・児童委員	-	○
高岡市社会福祉協議会	-	○
高岡市地域包括支援センター	-	○
地区・校下社会福祉協議会	-	○
自治会、自主防災組織	-	○

カ 名簿の更新

避難行動要支援者名簿の更新は、情報取得先より提供を受けた情報及び本人の同意に基づき提供された情報を基に、社会福祉課が行う。更新の基準日は毎年6月1日とし、関係機関と共有を行う情報については最新の状態に保つものとする。

キ 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿の登載者のうち関係機関との情報共有について同意した者については、地域ぐるみの支援体制において迅速な避難誘導や安否確認を行うため、一人ひとりの避難場所・避難経路や支援者に配慮すべき事項（持病、掛かり付けの病院、処方箋、緊急時の連絡方法等）を記載した個別避難計画を作成する。この際、特に人工呼吸器や酸素供給装置を在宅で使用している難病患者に対しては、病院等への搬送など、避難計画をより具体化しておく。

市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を定める場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。さらに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 災害時における要配慮者の避難支援について

ア 障がい者への避難カード等の配布

障がい者のための災害時避難の手引きや避難カードを配布するなど、災害時における要配慮者の迅速な避難行動が可能となるよう努める。

イ 避難誘導體制の整備

防災組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導する体制整備を図る。また、介護が必要な者の避難受け入れについて、社会福祉施設、老人保健施設等との間で協議する。

(5) 社会福祉施設への緊急入所の手順の作成

災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障がい者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 人材の確保

要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保を図る。

イ 運営体制の事前整備

災害時において拠点避難所および必要な福祉避難所を開設し運営できるよう、あらかじめ担当職員を指名しておくなど、要員を派遣する体制を整えておくとともに、災害時の円滑な体制への移行のために、平常時から自主防災組織や福祉関係団体との連携に努める。

また、水防法（S24. 6. 4 法律第 193 号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（H12. 5. 8 法律第 57 号）に規定する次の施設を、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者関連施設とする。

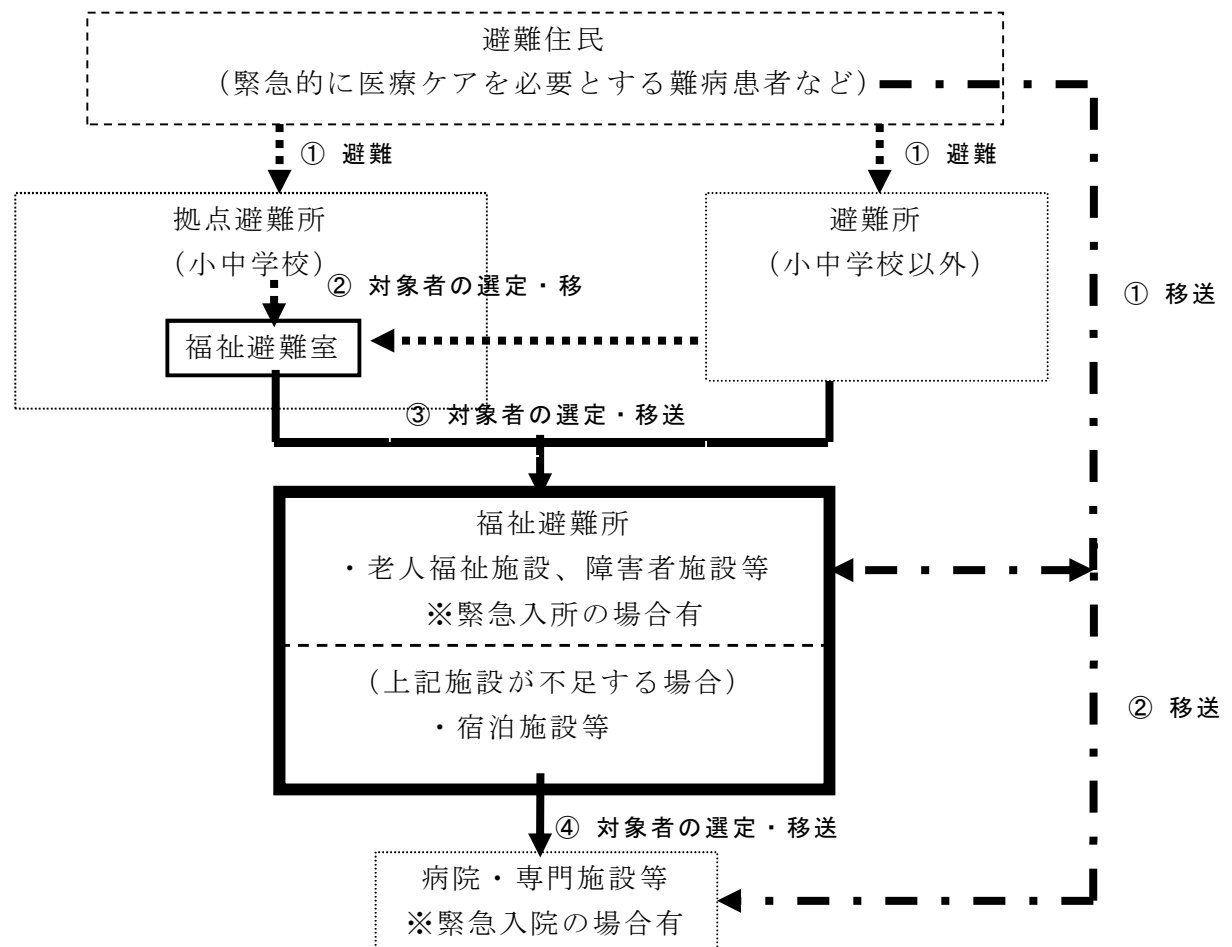
分 類	備 考
社会福祉施設	高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者施設等
医療施設	病院、診療所（有床施設）
学校等	特別支援学校、幼稚園、小学校等

ウ 避難所からの移送方法

要配慮者が拠点避難所（福祉避難室）へ避難する場合は、原則として、本人及びその家族が、自主防災組織、民生委員・児童委員、支援団体による地域ぐるみの支援を得て行う。このため、避難行動要支援者名簿記入欄の「支援者」「避難方法」「避難経路」を空欄とせず、一人ひとりの具体的な避難支援プランを作成しておくことが重要である。

拠点避難所（福祉避難室）で対応が困難な要配慮者を福祉避難所へ移送する場合や、緊急に入所施設等へ移送する場合は、原則として、市及び地域ぐるみの支援によるものとする。ただし、これが困難な場合は、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、福祉避難所の管理者と協議し、移送手段の確保策を検討するとともに、福祉車両、救急車両、一般車両等の移送手段の調達先を把握しておく。

福祉避難所への避難及び移送の流れ



凡 例	
地域ぐるみの支援による避難	➡
市及び地域ぐるみの支援による避難 ※ただし、福祉避難所の施設管理者 との連携・協力による福祉車両等 による避難も検討する	➡
原則、福祉避難所への移送とするが、 緊急に医療対応が必要な場合は、直 接、病院・専門施設へ移送する。	.. ➡

(7) 保健・福祉対策

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行うことができるように体制を整備する。

イ 福祉対策

発災直後に、避難支援計画等に基づき、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、防災組織等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行うことができるように体制を整備する。

(8) 防災教育・防災訓練

要配慮者の災害時等の支援について、「災害時要援護者避難支援計画」等により普及・啓発に努める。また、要配慮者の避難訓練を実施する。

(9) 外国人への支援対策

ア ニーズ把握、普及啓発等

在日外国人及び訪日外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。また、地域に住む外国人に配慮した災害時要援護者支援マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や住民登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。なお、在日外国人及び訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

イ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人に参加を促すとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と連携した防災体制の整備を行う。

また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

5 関係団体（福祉団体、NPO、ボランティア団体）の対応

(1) 福祉団体

民生委員・児童委員、地区（校下）社会福祉協議会等は、要配慮者を把握し市の名簿作成に協力する。

(2) NPO、ボランティア団体の取り組み

要配慮者のニーズに合わせた地域ぐるみの支援体制に協力する。

第2 各主体の役割

1 市民

(1) 要配慮者及び家族

ア 要配慮者の自らの準備

(2) 市民及び自主防災組織等

ア 日常的なコミュニティづくり

イ 要配慮者を支援できる地域ぐるみの支援体制の構築

ウ 要配慮者に関する名簿の必要性の理解・同意

2 事業所・企業

ア 要配慮者の安全を最優先した防災対策の推進

イ 要配慮者に関する市の名簿作成への協力

ウ 団体に所属する外国人に対する防災知識の普及・啓発

3 県

ア 避難行動要支援者支援ガイドラインの作成

イ 社会福祉施設への緊急入所の手順の作成

ウ 社会福祉施設等における相互の応援協力体制の確立

エ 外国人の安全確保対策

4 市

ア 住宅の安全性向上

イ 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の結成促進

ウ 情報伝達体制の整備

エ 避難支援計画の作成

オ 社会福祉施設への緊急入所の手順の作成

カ 避難所の運営体制の整備

キ 保健・福祉対策

ク 防災教育・防災訓練

ケ 外国人への支援対策

コ 避難の必要性や要配慮者に関する名簿の意義・あり方の説明

5 関係機関

ア 要配慮者のニーズに合わせた地域ぐるみの支援体制への協力

第11節 水防対策

【市】都市創造部、消防本部

【関係機関】県（土木部）、庄川水害予防組合、小矢部川中流水害予防組合

水害時における水防活動は、迅速かつ適切な対応が不可欠であることから、国、県及び市、水害予防組合等は、平時から地域における水防活動体制の整備に努める。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び水害予防組合は、県水防計画に基づき、当該区域における水防計画を策定し、水防体系を整備する。

第1 水害に強い体制の整備

1 地域における水防対策の推進

- ア 市民は、日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。
- イ 市民は、風水害時、水防管理者又は消防機関の長から水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。
- ウ 地域においては、水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。
- エ 事業所・企業等は、災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

2 消防団・自主防災組織の育成強化

- ア 消防団は、平時から研修や訓練の計画を定め、水防技術の習熟に努める。
- イ 自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的を実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。
- ウ 毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

3 水防計画の策定

市は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し、水防組織の充実を図る。

- ア 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- イ 河川及び砂防施設等について、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備する。
- ウ 河川管理者は、水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成する。

4 水防管理団体の充実

市は、水防上公共の安全に重大な関係のある「庄川、小矢部川中流水害予防組合」の充実を図る。

5 情報伝達訓練及び水防演習の実施

国（国土交通省北陸地方整備局）は、緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を県、市（水防管理団体）と合同で実施する。

第2 水害に関する備えの充実

1 重要水防箇所の調査

ア 国及び県は、重要水防箇所について、調査・研究を実施し、その状況把握に努めるものとする。また、堤防等の改修の進捗及び出水状況に応じて、重要水防箇所の見直しを行う。

イ 国や県等の水防管理者は、県水防計画に基づき、関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。重要水防箇所として指定した工作物の管理は、県水防計画に基づき、常に点検整備し、応急水防工法を定める。

2 水防資機材の整備

ア 県・市及び防災関係機関は、平時より災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行っておく。

イ 県・市及び防災関係機関は、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

ウ 水防管理者は、洪水時等の非常時に備えて、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常時整備する。

4 地下空間の浸水被害軽減

市は、地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連携した情報伝達、避難体制の整備を図る。

5 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法に関する体制整備を図る。

第3 各主体の役割

1 市民

- ア 地域の浸水履歴、浸水の可能性についての把握
- イ 水防の協力要請があった場合の、水防への従事
- ウ 水害に関する教育や避難訓練の実施による協力体制の整備

2 事業所・企業等

- ア 平時からの応急復旧用資機材の点検、備蓄

3 国（国土交通省北陸地方整備局）

- ア 情報伝達訓練及び水防演習の、県、市との合同実施

4 県の役割

- ア 水防計画の策定
- イ 水防資機材の整備
- ウ 重要水防箇所の調査

5 市・庄川、小矢部川中流水害予防組合

- ア 水防計画の策定
- イ 水防協力団体の指定
- ウ 消防団・自主防災組織の育成強化
- オ 水防資機材の備蓄
- カ 地下空間の浸水被害軽減
- キ 災害発生時の処置
- ク 要配慮者に対する配慮

第12節 救急・救助体制の整備

【市】消防本部

【関係機関】市民、県（危機管理局、厚生部）、関係団体（医療機関、医師会、日本赤十字社富山県支部、柔道整復師会、医療機材業者、医療関係団体）

災害発生時の家屋の流出、火災等により同時多発する被災者に対し、救急・救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うことが、極めて重要である。

そのため、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うための体制整備を構築することが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等に基づき、施設の整備拡充、資機材及び人員の確保等の計画的な整備充実を図り、迅速、的確な出動態勢を整備する。

また、消防団による防災組織等への指導など、市民に対する防災意識の啓発を図り、迅速、的確な救急・救助活動を実施するための体制及び車両等の装備資機材の整備充実を図る。

第1 救急・救助体制の確保

1 市民の取り組み

平時から地域・学区・防災組織等における協力体制を育み、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

2 県の取り組み

- ア 救急・救助体制の整備
- イ 救急業務の高度化の推進
- ウ 航空消防防災体制の充実
- エ 航空機保有機関との連携

3 市の取り組み

(1) 消防機関の体制の整備

ア 救急、救助体制の整備充実

消防力の整備指針に基づき、各種車両・資機材、人員等の整備充実を図るとともに、救急救命士等の資格者の計画的な育成を図る。

イ 応急手当の普及・啓発

市民の1割程度がAEDの使用方法を含めた応急手当の技能を習得できるよう、計画的に講習会等を開催するとともに、マスメディアによる広報、市広報紙「市民と市政」への掲載や、多数の人が訪れる施設への救命講習会開催案内等の配布、「救急の日」及び「救急医療週間」等を通じて広報、啓発を図る。

ウ 消防団の体制の整備充実

消防団員の確保、消防団の資機材の整備充実に努めるとともに、地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

(2) 市職員に対する講習の実施

応急対策に当たる市職員に対し、救急救命や応急手当の講習を実施するなど、災害対応力の強化を図る。

(3) 市民に対する防災意識の啓発

応急手当など市民に必要な防災知識等の普及・啓発活動等を実施し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時に障がい者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等の要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう努める。

また、市民及び事業所を対象としたAEDの使用を含む救命講習をより積極的に開催していくため、応急手当普及員や消防団救急救命団員を活用し、市民と消防が協働して応急手当の普及に努める。

(4) 救急・救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。

(5) 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受ける体制の整備を図る。

(6) 医療機関との連携体制

同時多発する救急搬送の受入体制について、事前に医療機関と協議するとともに、広域的な搬送体制の確立に努める。

ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

イ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、地元医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

ウ 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社富山県支部、地元医師会、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(7) 広域消防相互応援の体制の確保

消防本部は、富山県市町村消防相互応援協定、高岡市・氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、砺波地域消防組合消防相互応援協定等に基づく応援部隊の応援の要請を円滑に行い、応援部隊が効果的に活動できる体制を確保する。

4 関係機関の取り組み

(1) 医療機関の取り組み

県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

(2) 高岡市医師会等の取り組み

県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(3) 医療関係団体の取り組み

県、市と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

(4) 柔道整復師会の取り組み

市から要請があったときは、避難所にて柔道整復師法に基づく活動を行う。

5 要配慮者に対する配慮

災害時には、要配慮者が犠牲となるケースが多いことから、市は要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

6 積雪期を想定した対策

市は、地域の実情に応じ、積雪期の災害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導體制並びに積雪期に対応できる場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所の確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 災害時における地域の消防団員及び警察官等との協力体制の構築

2 県

- ア 救急・救助体制の整備
- イ 救急業務の高度化の推進
- ウ 航空消防防災体制の充実
- エ 航空機保有機関との連携

3 市

- ア 消防機関の体制の整備
- イ 市職員に対する講習の実施
- ウ 市民に対する防災意識の啓発
- エ 救急・救助活動における交通確保
- オ 民間等による救急・救助支援体制の確保
- カ 医療機関との連携体制
- キ 広域消防相互応援の体制の確保
- ク 要配慮者に対する配慮

4 関係機関

(1) 医療機関

ア 大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策

(2) 高岡市医師会、日本赤十字社、医療器材業者等

ア 医療救護班の現地派遣による医療活動の実施

イ 医療機材等の供給

(3) 医療関係団体

ア 県、市との災害時における協定の締結

第13節 医療救護体制の整備

【市】福祉保健部、消防本部、市民病院事務局

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（医療機関、県医師会、高岡市医師会）

大規模災害時には、多くの負傷者が発生することが想定される。そのため、市、県、医療機関等は、災害後においても十分な医療体制が確保できるように、平時より災害時の医療体制の確保について、あらゆる面から備えておく必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため、医療救護資器材の確保、医師や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣体制の整備、および日本医師会が組織する災害医療チーム（JMAT）との連携を推進する。

第1 医療救護体制の整備

1 市民の取り組み

すぐに医療行為が受けられない、もしくは薬品が不足していることを想定して、災害時に定期的に服用している薬、常備薬及び救急箱を備蓄し、すぐに持ち出せるように準備しておく。

2 県の取り組み

(1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

ア 災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結する。

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

ウ 富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。

(2) 後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重傷者や特殊な医療を要する患者を適切な後方病院に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努める。

(3) 救急連絡体制の確立

(4) 医療資器材等の確保

(5) 災害医療救護対策の充実

3 市の取り組み

(1) 医療救護体制の整備

災害から市民の生命や健康を守るため、災害対策本部が設置された場合は医療対策本部を設置するものとし、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。また、災害時には、医療救護所〔初期救急医療（トリアージをとみなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。

(2) 医療対策本部の設置

(3) 初動医療体制の確保

- ア 医療救護所の設置
- イ 救急班
- ウ 医療救護班
- エ 医師等の派遣体制

(4) 医療救護資器材の確保等

(5) 要配慮者に対する配慮

4 医療機関等の取り組み

(1) 医療機関及び医療関係団体

医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

ア 病院

- ・すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。
- ・後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。

イ 診療所

病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じて、防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

ウ 医療関係団体

災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成する。

(2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(3) 災害拠点病院

次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

ア 地域災害拠点病院

- ・地域災害拠点病院（高岡市民病院、厚生連高岡病院、他5箇所）は、2次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- ・地域災害拠点病院は、災害時の患者受入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。
- ・高岡、富山、黒部市民病院、及び砺波総合病院については、自治体4病院医療救護活動相互応援協定書に基づき、平常時から連携を図る。

イ 基幹災害拠点病院

- ・基幹災害拠点病院は、富山県立中央病院、富山大学附属病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- ・基幹災害拠点病院は、高岡市民病院災害時の患者受入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

(4) 後方病院の整備

後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。

高岡市民病院、厚生連高岡病院、済生会高岡病院、JCHO高岡ふしき病院の公的4病院は、災害時における収容医療機関として、医療対策本部と緊密な連携をとり、後方病院として、応急医療救護活動を行う。

(5) 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の整備

日本医師会は、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援するために、日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）の編成に関して、災害時に迅速に対応できるよう、連絡体制や支援体制の内容などについて十分に協議・検討を行う。

第2 災害時における医療体制

1 医療対策本部の設置

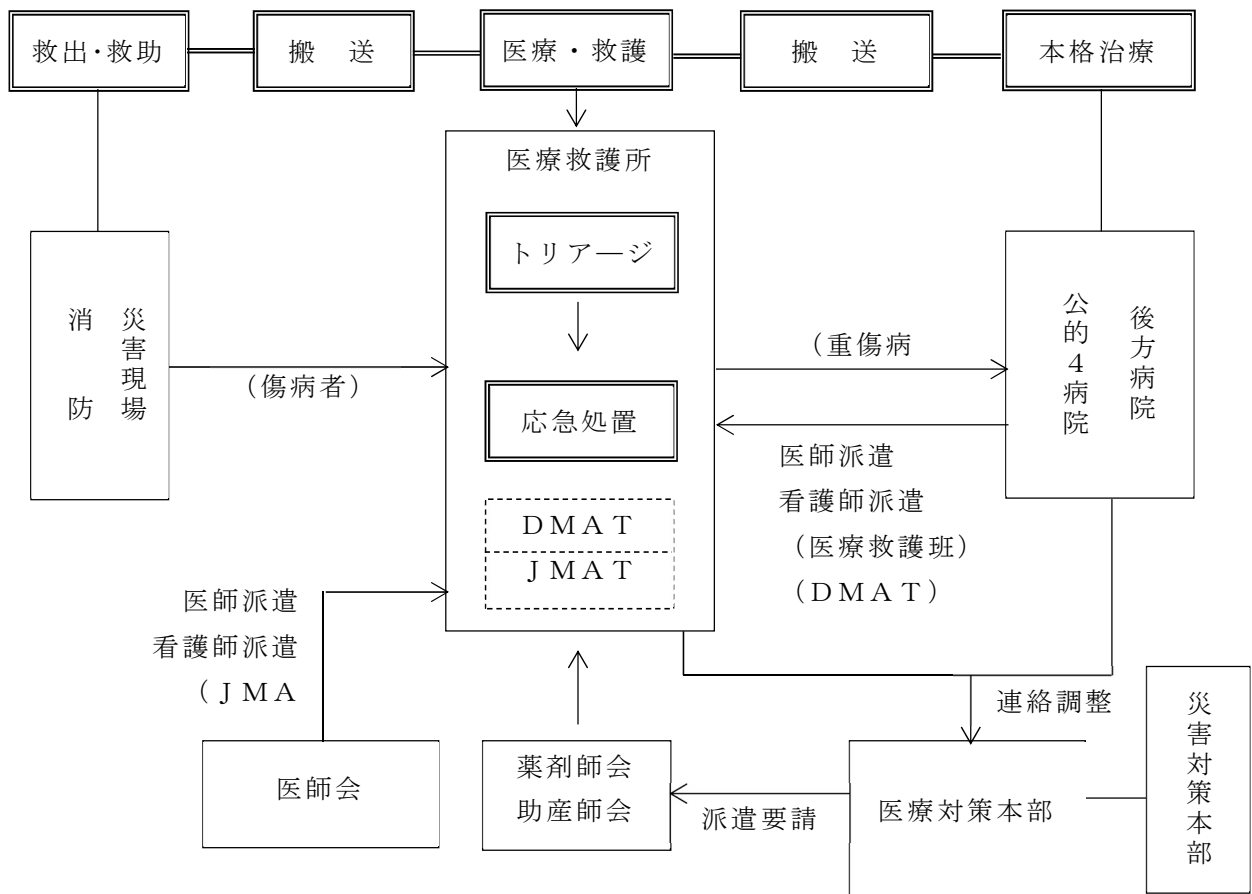
災害時において、災害対策本部のもとに医療対策本部を設置する。

医療対策本部は、高岡市医師会、公的4病院、薬剤師会、助産師会、高岡市福祉保健部（高岡市保健センター含む）、高岡市消防本部をもって構成する。

なお、医療対策本部は、高岡市医師会事務局内（高岡市下関町4番56号ソラエ高岡2階）に設置する。医療対策本部は、市の災害対策本部に連絡員を派遣する。

医療対策本部を構成する機関は、災害時には人命救助を最優先とし、医療対策本部、医療拠点（救護所）、後方医療機関が密接に連携して重傷病者に対処するため、平常時から医療救護班の体制づくりをはじめ、通信連絡網の整備、防災訓練の実施など、医療救護体制の確立を図る。

災害時に医師・看護師等の医療スタッフ及び資器材、救急車を医療拠点に集中配備し、効果的な医療救護活動を実施するため、あらかじめ救護所を設置する医療拠点に外傷用の医薬品及び衛生材料等の整備を計画的に進める。



2 初動医療体制の確保

(1) 医療救護所の設置

災害時には、救護所〔初期救急医療（トリアージをともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。

救護所を開設する予定の医療拠点は、伏木中学校、戸出中学校、高岡市急患医療センター、博労小学校、下関小学校、福岡小学校の6箇所とし、医療対策本部が被害状況を調査し、開設を決定する。

災害時においては、医療救護所に集中的に医師、看護師、医療資器材を配置するとともに、後方病院へ傷病者搬送のための救急車を配置する。

(2) 救急班

救急班は、消防本部が組織する救急隊・救助隊をもって充てる。

(3) 医療救護班

ア 医療救護班の体制づくり

高岡市医師会は、あらかじめ指定する医療拠点への医師及び看護師の派遣について、事前に協議して災害時の医療救護班の体制づくりを進める。

イ 医療救護班の編成

本市が被災した場合、医師会は救護所へ派遣する医師及び看護師に連絡し、連絡員を派遣し、救護班を編成する。

公的4病院は、救護所からの重傷病者の受入に専念する。

本市が被災しなかった場合で、県からの要請又は県外の災害時応援協定を締結している都市から要請があったときは、公的4病院に対し、病床規模に応じて救護班の編成・出動を要請し、公的4病院は、要請に応える。

ウ 公的4病院の医療救護班の編成

公的病院は、あらかじめ次の基準により、医療救護班を編成する。

〔医療救護班1班あたりの構成基準〕

区分	職名	定員	備考
班長	医師	1 名	うち運転手 1 名
班員	看護師	2 名	
	薬剤師	1 名	
	連絡員（兼運転手）	1 名	
計	5 名		

〔医療救護班の編成基準〕

病床規模に応じた病院の区分	救護班数	備考
病床数 100床未満の病院	1班	医療救護業務の状況に応じて医療救護班数を増減できる。
病床数 100～199床の病院	2班	
病床数 200～299床の病院	3班	
病床数 300～399床の病院	4班	
病床数 400～499床の病院	5班	
病床数 500～599床の病院	6班	
病床数 600～699床の病院	7班	
病床数 700～799床の病院	8班	
病床数 800～899床の病院	9班	

(4) 医師等の派遣体制

市は、医師会と協議し、救護所を開設した際の医師の派遣体制について定める。

医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。

なお、市で医療救護体制が確保できない場合は、県へ支援を要請する。

3 医療救護資器材の確保等

市は、医師会と救護所における応急処置用資器材、薬剤等を選定しその備蓄を図るとともに、富山県薬剤師会と薬剤師の派遣、高岡薬業連合会と医薬品等の確保、供給について事前に協議する。

4 医療品、血液の供給体制

(1) 医薬品等の確保

ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保

県は、医療圏毎に災害直後の初動期（おおむね2～3日間）の医療救護活動（直轄医療救護班用と市への補充用）に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市等からの供給要請に応える。

なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。

イ 3日目以降の医薬品等の確保

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達する。

ウ 家庭常備薬の避難所への配置

県及び市は、各家庭において日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保

(ア) 県と市は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

(イ) 集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。

(2) 血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

(3) 災害時医薬品情報体制の整備

県、市、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

5 要配慮者に対する配慮

災害時には、要配慮者が犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

第3 各主体の役割

1 市民

ア 定期的に服用している薬、常備薬及び救急箱の備蓄

2 県

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

イ 後方病院の整備

- ウ 救急連絡体制の確立
- エ 医療資器材等の確保
- オ 災害医療救護対策の充実

3 市

- ア 医療救護体制の整備
- イ 医療対策本部の設置
- ウ 初動医療体制の確保
- エ 医療救護資器材の確保等
- オ 要配慮者に対する配慮

4 関係機関

(1) 医療機関

- ア 医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定への協力
- イ 災害時に対応するためのマニュアルの作成
- ウ 災害発生時の派遣に向けた体制づくり
- エ 災害時の患者受入体制の確保
- オ 水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備
- カ 医療対策本部と病院間の連携の確保

(2) 医師会

- ア 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の整備

第14節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

【市】産業振興部、都市創造部

【関係機関】事業所・企業（通信事業所、電力事業所、ガス事業所、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）、北陸地方整備局、県（農林水産部、土木部）、県警察本部

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。

そのため、道路管理者は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制の整備が求められる。

<対策の方針（達成目標）>

市及び各道路管理者は、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を把握し、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の対策を実施する。また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して緊急輸送道路の整備等により、代替性が高い道路整備に努める。

第1 各道路管理者における防災対策

1 道路施設の整備・強化

(1) 法面、盛土等の斜面对策

落石防止や植栽等による法面の風化防止等災害予防のための適切な対策を施す。

(2) 排水施設等の十分な能力の確保

風水害発生時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な強度を備えるとともに、日常点検等により防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施し適切に管理する。

(3) 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

(4) 道路附属施設の防災対策

道路附属施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

ア 信号機、道路案内標識等の整備：災害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

イ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保：災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用物及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。また、道路管理者は道路パトロール等をとおしてそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

ウ トンネル等の防災信号システムの整備：主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

2 防災体制の整備

(1) 情報連絡体制の整備

各道路管理者は災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計等）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

(2) 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる一般社団法人富山県建設業協会や協同組合高岡建設業協会などは、被災時の迅速で的確な連携に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材備蓄の体制を整備する。

(3) 道路通行規制

被災状況を緊急に把握し、関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

(4) 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第2 各道路における整備

1 高速道路

中日本高速道路株式会社は、十分な安全性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、安全性確保に必要な補修等の災害予防措置を講じるとともに、災害による被害に備え、必要な資材等の確保に努める。

また、災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、国・県・市と連携して、利用者に対し道路情報の提供やパンフレットの配布などにより、災害発生時の注意事項について広報活動を行う。

2 国道及び県道

(1) 道路の整備

ア 落石等危険箇所調査

イ 道路の防災補修工事

(2) 橋梁安全点検調査

(3) 横断歩道橋の整備・点検

(4) トンネル及びスノー（ロック）シェッドの整備

(5) 道路啓開用資機材の把握

3 市道

(1) 道路

他都市を結ぶ主要幹線道路については、災害時に広域的な取組みが迅速に行えるよう整備を促進する。

幹線道路については、広域避難場所となる公共施設へのアクセスとして、また、延焼遮断帯としての機能にも配慮しつつ整備を進めるとともに、防災活動上の障害となる線形不良などの計画的な改良に努める。

生活道路については、避難路及び地域レベルでの防災活動の経路として支障がないよう安全性の確保に努める。

(2) 橋梁

災害時における道路機能の確保の観点から、橋梁の安全点検及び補強を計画的に実施するとともに、老朽化の著しい橋梁の架替整備を推進し、災害時の避難、緊急物資の輸送等に支障のないよう努める。

4 道路付属物等

災害時において倒木による被害が生じないように、適切な維持管理に努める。

5 積雪期を想定した対策

積雪期において大規模災害が発生した場合、道路上の堆雪が復旧活動に大きな支障となる可能性がある。そのため、積雪時にも復旧活動が遅滞なく実施できるよう、堆雪帯を十分に確保した道路の整備に努める。また、除雪機材や除雪体制の充実、関係機関等との連絡体制の確立を図る。

第3 各主体の役割

1 各道路管理者

- ア 法面、盛土等の斜面对策
- イ 排水施設等の十分な能力の確保
- ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策
- エ 道路付属施設の防災対策
- オ 情報連絡体制の整備
- カ 迅速な応急復旧体制の整備
- キ 道路利用者への広報

2 事業所・企業

- ア 道路占用施設、付属施設の安全の確保

第15節 港湾等における風水害対策

【市】産業振興部、都市創造部

【関係機関】事業所・企業、伏木富山港湾事務所、県（農林水産部、土木部）

災害が発生し、陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送拠点として、港湾及び漁港施設は重要な役割を果たす。このため、災害に強い港づくりが重要である。

そのため、高潮又は波浪、富山湾特有の寄り回り波（日本海北部の北寄りの風によって発生した波が伝搬して「うねり」となって富山湾に侵入するもの）による浸水被害発生を防止するため、港湾法、漁港漁場整備法その他関係法令の定めるところにより、港湾・漁港施設の整備を計画的に行っていくことが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

国および県は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。

第1 施設の整備

1 国・県の取り組み

(1) 防波堤等の整備

港湾等の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、防波堤等の外郭施設の整備促進に努める。

(2) 緑地等の整備

港湾施設が輸送拠点として重要な役割を果たすことから、緊急時の多目的利用が可能なオープンスペースの計画的な整備に努める。また、背後地域との輸送ルート进行を勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地や地域住民の避難場所として活用できる緑地の整備に努める。

第2 体制の整備

港湾内にある事業所・企業は、風水害の発生に備え緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、事業所・企業相互の協力体制、情報、連絡系統を確立する。

県は、災害防止、被災時の応急復旧等のための迅速で的確な連携に備え、平時より伏木富山港湾事務所との連絡調整や一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部などと協定を結び、人員、資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

市は、伏木地区、開発推進協議会等との連絡調整を図るとともに、港湾施設の老朽化に関する情報などが市民や事業所等から寄せられた場合は、国及び県へと情報を提供する。

第3 各主体の役割

1 事業所・企業

ア 関係機関、企業相互の協力体制、情報、連絡系統の確立

2 国

ア 防波堤等の整備

3 県

ア 風水害に対処するための防災体制の確立

イ 防波堤等の整備

ウ 緑地等の整備

4 市

ア 開発推進協議会等との連絡調整

イ 港湾施設の老朽化に関する情報等の、国及び県への情報提供

第16節 土砂災害予防

【市】総務部、産業振興部、都市創造部

【関係機関】県（農林水産部、土木部）、富山森林管理署、協同組合高岡建設業協会、
（一社）斜面防災対策技術協会富山県支部、富山県地質調査業協会

市は、市民へ土砂災害の危険箇所等を市民へ周知するとともに、土砂災害警戒区域等において土砂災害防止対策を推進することで、土砂災害への危険性の低減に努めることが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、県の協力のもと、地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保対策を推進する。

また、市は、土砂災害警戒区域、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。

第1 土砂災害予防に関する取り組み

1 土砂災害警戒区域等の指定及び措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地等の崩壊が発生した場合、住民等の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域を土砂災害警戒区域、警戒区域のうち、急傾斜地等の崩壊が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

(2) 土砂災害警戒区域における措置

ア 土砂災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図る。

イ 危険箇所のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における措置

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設のための開発行為に関する許可を行う。

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進を行う。

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対して移転等を勧告する。

エ 勧告による移転者への融資や、資金を確保する。

2 山地災害危険箇所における措置

山地災害危険箇所は、山腹崩壊、地すべり等により災害が発生するおそれがある地区であり、調査及び対策工等を施し災害の未然防止対策を実施する。

事業の実施は、林野庁所管の国有林、民有林直轄治山事業施行予定区域及び直轄地すべり防止事業施行予定区域については森林管理局が、民有林については県が実施する。

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区は、次のいずれかに該当する地区である。

- ア 「山地危険地区の再点検について」（平成7年10月20日付け7林野治第2914号、林野庁長官通知）に基づく調査により、山腹崩壊危険地区と決定された地区
- イ 現に山腹崩壊が発生している地区
- ウ 亀裂、陥没、異常な地下水の湧出等があり、山腹崩壊の発生するおそれがある地区
- エ 溪岸浸食が著しく、山腹崩壊を発生しやすい条件をもった地区であり、山腹崩壊（落石を含む）により、官公署、学校、病院、道路（一般の交通の用に供されている林道及び農業用道路を含む）等の公用若しくは公共用施設、又は人家（工場、旅館、社寺等を含む）に直接被害を与えるおそれのある場所

(2) 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区は、次のいずれかに該当する地区である。

- ア 山腹崩壊危険地区調査要領又は地すべり危険地区調査実施要領に該当し、山腹崩壊又は地すべりが発生しているか、又は発生するおそれがある地区
- イ 溪床勾配が急な溪流、溪床に大量の不安定土砂が堆積している溪流、堆積土砂に占める転石の混入割合が比較的高い溪流のいずれかに該当し、山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出する恐れがある地区
- ウ 山腹崩壊又は地すべりの発生源からおおむね2キロメートル以内に公共施設等がある地区（ただし、山腹崩壊又は地すべりの規模が大であって、土石流等が2キロメートル以上の範囲に流出するおそれがある場合、流出すると予想される範囲に公共施設等がある時には、その地区を含む。）

3 災害危険区域における措置

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地に面し、人家5戸以上等に被害を及ぼす恐れのある箇所に加え、人家戸数5戸未満も含めた箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定された区域である。

ア 県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止もしくは制限を行う。

イ 県は、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限する。

ウ 市は、上記の制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による援助を行い、移転の推進を図る。

(2) 地すべり危険箇所

地すべり地域の面積が5ha（市街化区域又は用途地域では2ha）以上で、地すべりを助長し、若しくは誘発し、被害を及ぼすおそれのある箇所を地すべり危険箇所という。

また、地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条により指定された区域である。

(3) 土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、土石流の発生する危険性があり、人家（人家がなくても官公署、学校、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を及ぼす恐れのある渓流をいう。

4 安全対策の推進

ア 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害危険箇所等について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。なお、基礎調査が完了した後は、おおむね五年ごとに基礎調査の実施が必要であり、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。

イ 県は、市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害より著しい危険が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

ウ 県は、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

エ 県は、土砂災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図る。

オ 県は、土砂災害警戒区域のうち、危険度が高く保全対象となる人家又は公共施設の多い箇所及び渓流から順次、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及び砂防指定地の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施する。

カ 県は、山地災害危険箇所について、調査、研究を実施しその実態把握に努めるとともに、農地、人家、公共施設など保全対象の多い箇所について、保安林又は保安施設地区に指定を行い、立木の伐採や土地の変更を規制するとともに、崩壊防止施設を計画的に整備する。

- キ 県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づく富山県建築基準法施行条例の規定によりその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をする。
- ク 建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限する。
- ケ 市は、危険箇所の巡視を行い、がけ崩れ等による危険性の早期発見に努める。
- コ 危険箇所のうち、危険度が高く保全対象となる人家又は公共的な施設の多い急傾斜地崩壊危険箇所について、積極的に対策工事を実施する。
- サ 危険箇所の対策工事を施工する際には、箇所ごとに市民に対して工事の内容を説明するとともに避難対策を指導する。
- シ 災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ス 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- セ 県は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

5 監視警戒体制の整備

市は、土砂災害に対し、危険箇所のパトロール等を迅速・的確に行えるよう、関係機関と連携して監視警戒体制の整備に努める。

6 市民への土砂災害についての周知

市は、土砂災害警戒区域等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。

当該危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努め、また、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、ハザードマップ、広報紙等を積極的に活用して地域住民に周知徹底を図る。

7 土砂災害に係る避難訓練の実施及び避難経路の選定

市は、住民、関係機関と協力して、がけ崩れ災害等に対する総合的な防災訓練を年1回以上実施する。また、避難路の選定にあたっては、避難場所等の位置、土砂災害警戒区域など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、災害図上訓練等を通じ住民の意見を取り入れたものとする。又はザードマップ等を活用し、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。

8 情報伝達体制の整備

ア 市は、市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 市は、土砂災害が発生した場合、一般的な通信手段が使えなくなることがあるため、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。

また、第2章第4節「災害情報の収集・伝達 第4 被害情報等の収集・伝達方法」の手段を活用し、情報伝達を行う。

9 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

イ 市は、平時から避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。

ウ 土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市へ報告する。また、毎年訓練を実施し、市へ報告することとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

エ 要配慮者利用施設の管理者等は、この計画に基づき、避難訓練を実施するほか、職員、利用者、その家族が、日頃より計画内容を確認することができるよう共有スペース等に掲示し、周知する。

オ 市は、施設管理者等に、土砂災害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない又は訓練を実施していない施設管理者等に、期限を定めて計画作成及び訓練の実施について指示を行う。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 前兆現象を確認した際の、県、市、消防署、警察署への連絡

イ 土砂災害危険箇所、避難路、避難所の把握

ウ 自主防災組織による避難訓練活動の実施

2 県

ア 土砂災害警戒区域等の指定

イ 土砂災害警戒区域等における規制および対策工事の実施

ウ 山地災害危険箇所における措置

エ 災害危険区域の指定

3 市の役割

ア 危険箇所における安全対策の推進

イ 防災パトロールの実施

ウ 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知、啓発活動の推進

エ 情報伝達体制の整備

オ 要配慮者に対する配慮

カ 避難確保計画の作成や避難訓練の実施に対する積極的な支援

キ 避難確保計画の確認

4 要配慮者利用施設等

ア 土砂災害警戒避難マニュアル作成ガイドラインを参考とした避難確保計画の策定

イ 計画に基づく避難訓練の実施

第17節 河川・海岸災害予防

【市】総務部、産業振興部、都市創造部

【関係機関】事業所・企業、北陸地方整備局、県（農林水産部、土木部）、関係団体（一般社団法人富山県建設業協会、協同組合高岡建設業協会）

海岸部や河川沿岸下流部の低地帯は、河川管理施設等の被災によりせき止められた水が溢水するような事態が生じる可能性がある。

洪水、高潮又は波浪による浸水や湛水の被害を最小限にとどめるため、河川や海岸の管理者は、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に推進していく必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

国・県および市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る。

また、市は、水害ハザードマップの作成、配布等により浸水想定区域を住民へ周知する。

第1 施設の整備

1 河川の管理・整備・維持

ア 堤防・護岸の亀裂・沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。

イ 海岸部や河川沿岸下流部の低地帯は、護岸・堤防等の決壊や沈下、水門・排水機場等の河川管理施設の被災による浸水被害に対してぜい弱であり、中・上流部においても、堤防沈下や崩壊した土砂等によりせき止められた水が溢水するような事態が生じる可能性がある。

市、河川管理者及び防災関係機関は、各種の災害発生に伴う浸水被害などの防止に重点を置いた河川整備を推進する。

ウ 不法占用、汚物等の不法投棄、その他河川法の規定に違反する行為をしたものに対する監督処分（河川法第75条）、その他の違反行為に対する是正のための措置を講じ、河川機能の維持に努める。

2 洪水への防災対策

(1) 施設及び重要水防箇所の点検、調査等

ア 各施設の点検要領に基づき、県と連携し安全点検を実施するとともに、市が管理する施設については必要な補修等を計画的に実施する。

イ 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

ウ 災害危険箇所を県と連携し定期的に調査を行う。

(2) 河川管理施設及び災害危険箇所の点検、調査、整備

ア 各施設の点検要領に基づき、県と連携し安全点検を実施する。

イ 必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ 災害危険箇所を県と連携し定期的に調査を行う。

エ 河床掘削等による河道及び護岸整備を計画的に推進する。

(3) 大規模氾濫に関する減災対策協議会

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

3 洪水への減災対策

(1) 水防体制の整備

市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画又は、地域防災計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備するものとする。

水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

(2) 水防活動用資機材の備蓄

迅速な応急活動を行うため、水防倉庫に水防活動用資機材の備蓄を行うとともに、適切な維持管理を行う。

(3) 河川情報の収集

河川情報システムによりの確な情報収集を行う。

(4) 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、地下街等及び要配慮者利用施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報、氾濫危険水位到達情報を防災行政無線、コミュニティFM緊急割り込み放送、緊急告知ラジオを用い伝達する。

(5) 警戒避難体制の整備

水害ハザードマップ等により浸水情報や避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の整備をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する緊急時の伝達媒体である防災行政無線、コミュニティFM緊急割り込み放送、緊急告知ラジオ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、防災情報メール、防災関連アプリ等の多様な情報伝達体制の整備に努める。

(6) 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や水害ハザードマップ等の活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。

(7) 市民の防災意識の向上

- ア 水害ハザードマップの配布
- イ 洪水予報河川、水防警報河川及び水位周知河川の周知
- ウ 防災情報提供の充実
- エ 防災意識の向上に向けた啓発
- オ 学校教育等との連携による防災教育の推進

(8) 内水対策

宅地化の拡大や道路の舗装整備等により、雨水貯留機能が低下することにより、降雨の際の河川への流出量の増大や、流達時間の短縮化などから河川への負荷が増大し、市街地に水害をもたらす内水対策として、次の措置を講ずる。

ア 市街化区域

市街化区域については、宅地化が進むことから、雨水流出量が増大し浸水被害が発生するおそれのある地区から順次、公共下水道事業等により雨水排水整備を図る。

過去に整備した区域において、土地利用形態の変化によって雨水流出量が増大し、浸水する区域については、再整備を検討する。

イ 市街化調整区域

市街化調整区域については、現有の農業用排水施設の機能を保持するため、維持管理及び改修に努める。

ウ 保水機能の保全

土地利用計画を策定するにあたっては、遊水池や調整池を設ける等保水機能の保全を図り、雨水をできるだけ流域内に保水・遊水させ、急激な河川への流出を避けるよう配慮する。

エ 準用河川等

庄川・小矢部川に流入している準用河川等の河川改修、樋門の機能向上、排水ポンプ場の整備等の内水排除対策に努める。

4 高潮等への防災・減災対策

ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検

イ 低地における海岸堤防の整備

ウ 緊急用の水防資機材の確保

エ 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

オ 耐波性能の照査及び既存施設の補強推進

5 災害に強い海岸の整備

ア 海岸保全区域の指定

県は、高潮、波浪、津波、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資するため、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定し、適正な管理を行う。

イ 海岸保全施設の整備

高潮や海岸浸食等による被害を防止するため、護岸工や消波ブロックの設置等、海岸保全施設の整備促進を図る。

ウ 海岸防災林の整備

海岸防災林は、飛砂、潮風、高潮等による被害を防止又は軽減することを目的とし、その保全を図る。

第2 体制の整備

1 市民の取り組み

平時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、消防署、警察署へ連絡する。

また、災害時に的確に避難できるよう、避難経路や避難所について平時より確認しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる関係づくりに努める。

2 事業所・企業の取り組み

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

3 応急復旧体制の整備

災害発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておく。

- ア 災害発生時の施設点検要領の整備
- イ 要員及び資材の確保
- ウ 応急措置実施要領の整備
- エ 応援協力体制の充実

4 要配慮者に対する配慮

- ア 市は、風水害発生時に配慮した施設の整備を行う。
- イ 市は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。
- ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた避難確保計画を作成し、市へ報告するとともに、訓練を実施するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市へ報告する。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

- エ 要配慮者利用施設の管理者等は、この計画に基づき、避難訓練を実施するほか、職員、利用者、その家族が、日頃より計画内容を確認することができるよう共有スペース等に掲示し、周知する。
- オ 市は、施設管理者等に、水害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない施設管理者等に、期限を定めて作成するよう指示を行う等、計画の作成を推進する。

5 地下街等の利用者に対する配慮

- ア 市は、風水害発生時に配慮した施設の整備を行う。
- イ 市は、地下街等の利用者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。
- ウ 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他措置に関する計画を作成し、市へ報告するとともに、公表しなけれならぬ。さらに、自衛水防組織を置くものとし、自衛水防組織を置いたときは、構成員その他の事項を市へ報告する。
- なお、市は、地下街等の避難確保・浸水防止に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- エ 地下街等の所有者又は管理者は、この計画に基づき、避難訓練を実施するほか、職員、利用者等が、日頃より計画内容を確認することができるよう共有スペース等に掲示し、周知する。
- オ 市は、所有者又は管理者に水害の危険性を説明する等、防災意識の向上を図るほか、避難確保・浸水防止計画の作成や避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。また、この計画を作成していない所有者又は管理者に、期限を定めて作成するよう指示を行う等、計画の作成を推進する。

6 出水期の対応

出水期には、洪水災害の被害が大幅に増加するおそれもあるため、特に、出水期においては、洪水の発生に備え、河川堤防等の点検体制を充実することとする。

7 危険区域の広報

水害ハザードマップ等の作成・配布により、地域住民へ危険箇所の情報提供および意識醸成を行う。

第3 各主体の役割

1 市民

- ア 堤防や護岸などの漏水や亀裂などの前兆現象の、県、市、消防署、警察署への連絡
- イ 避難経路や避難所についての確認
- ウ 自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる関係づくり

2 事業所・企業

- ア 各協会における、応急復旧用資機材の備蓄

3 国・県・市等

(1) 洪水への防災対策

- ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等
- イ 河川管理施設及び災害危険箇所の点検、調査、整備

(2) 洪水への減災対策

- ア 緊急浸水対策行動計画に基づく河川改修（地久子川など）
- イ 水防体制の整備
- ウ 水防活動用資機材の備蓄
- エ 河川情報の収集
- オ 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備
- カ 警戒避難体制の整備
- キ 市民の防災意識向上に向けた啓発

(3) 高潮等への防災・減災対策、災害に強い海岸の整備

- ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検
- イ 低地における海岸堤防の整備
- ウ 緊急用の水防資機材の確保
- エ 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視
- オ 海岸保全区域の指定

(4) 情報の提供

- ア 水害ハザードマップの作成、配布による住民への周知

(5) その他市の役割

- ア 避難確保計画の作成や避難訓練の実施に対する積極的な支援
- イ 避難確保計画の確認

4 関係機関

- ア 北陸地方整備局、一般社団法人富山県建設業協会、協同組合高岡建設業協会などとの協定による、人員、資材の確保、情報の連絡体制の整備

5 要配慮者利用施設等

- ア 避難確保計画の策定
- イ 計画に基づく避難訓練の実施

第18節 突風・竜巻災害予防

【市】総務部

【関係機関】国（富山地方気象台）

平成19年8月の高岡市中保周辺で発生した突風（ダウンバースト）による災害をはじめとして、国内では竜巻の発生による大規模な被害が各地で報告されている。

竜巻や突風の発生を正確に予測し予防することは困難であるため、発生した際に屋内退避をするなど適正な行動をとれるよう平時より備えておくことで、被害を軽減することが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、突風・竜巻が突発的に発生した際に、災害発生時に市民が自ら行動をとれるよう、これらの災害情報やとるべき行動に関する情報提供に努める。

第1 突風・竜巻による災害の特性

（1）特性

ア 竜巻災害の特性

- （ア）発生のタイミングが突発的である。
- （イ）被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難。
- （ウ）被災が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難。
- （エ）竜巻災害で、「『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか」について基本的な知識が普及していない。

イ 他の災害と共通する特性

- （ア）被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニルハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

第2 突風・竜巻に対する防災対策

（1）竜巻等の予測・観測体制

竜巻等は、発生してから到達するまでの時間が非常に短いことから、市民および市等は、これらの気象情報の入手方法を平時より確認しておく。

※ 以下の記載は、気象庁「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」から引用

ア 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁（県内に関する情報については富山地方気象台）が発表。

(ア) 富山県の気象に関する情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に発表され、特に「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

(イ) 雷注意報

積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がなされる。

(ウ) 竜巻注意情報

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された段階で、県全域を対象として発表される。

(エ) 竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になった地域について、その発生確度が2段階表示の10km四方格子単位の分布図で発表される。

(2) 市民

「自分の身は自分で守る」ことを前提に、竜巻などの激しい突風による災害に備えて、平時より情報の入手方法や避難行動について把握しておく。

(3) 市

ア 竜巻等の発生時における行動について、高岡市防災情報メールや市ホームページなどによる情報提供に努める。

イ 竜巻等の発生情報を迅速に市民へ伝達するための速報体制・伝達手段の整備充実に努める。

第3 竜巻に関する気象情報の利用方法等

(1) 基本的な利用方法

気象庁では、竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利用方法及び突風対策について次のとおり紹介している。

ア 富山県の気象に関する情報の発表

(ア) 半日から1日後には積乱雲が発生しやすい気象状況になり、竜巻などの激しい突風が発生する可能性もあることを認識する。

(イ) 竜巻などの激しい突風の発生が予想される期間の行事計画の点検や、もしものときに備えた危機回避行動策の検討等を行う。

(ウ) 今後の竜巻などの激しい突風の発生につながる気象情報（雷注意報等）に注意する。

イ 雷注意報の発表

(ア) 発達した積乱雲により、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある時間帯が近づいていることを認識する。

(イ) 安全確保に時間を要する行事などについては、もしものときに備えた危機回避行動策の確認等を行う。

(ウ) 周辺の気象状況の変化や今後の気象情報（竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等）に注意する。

ウ 竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの発表

- (ア) 県内に発達した積乱雲が発生しており、積乱雲の近辺では、落雷やひょう、急な強い雨に加えて、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっていることを認識する。
- (イ) 竜巻発生確度ナウキャストを活用して、発生確度が1や2になっている地域の詳細を把握する。
- (ウ) 安全確保に時間を要するような場合には、1時間後までの予測も利用して、早めに危機回避準備を心掛ける。
- (エ) 周辺の気象状況の変化に注意し、積乱雲が近づく兆候がある場合には竜巻等の突風が発生する可能性があるため、直ちに身を守るための行動をとる。

(2) 利用時の留意点

気象庁では、「竜巻注意情報の発表及び竜巻発生確度ナウキャストの開始後の気象状況は、通常に比べると竜巻などの激しい突風がはるかに発生しやすい状況ではあることは間違いないが、それでも竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率は低く、空振りが多いことを認識して利用する必要がある、なるべく負担の小さな対策から実施することが適当である。」としており、現実的な対策として「空の様子に注意する」、すなわち「観天望気」を行った上で危険回避行動（身を守るための行動）実行の可否を判断することを説いている。

また、観天望気の結果、発達した積乱雲が近づいている兆候を認知した場合は危険回避行動を実施し、実際に竜巻などの激しい突風が発生していることを認知した場合は速やかに避難することが必要であるとしている。

ア 発達した積乱雲が近づいている兆候の例

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 激しい雨やひょうが降る
- (ウ) 雷が鳴る、雷光が見える
- (エ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

イ 実際に突風が発生しているときに見られる現象の例

- (ア) 漏斗（ろうと）状の雲が見られる
- (イ) 突風により舞い上がる飛散物が見られる
- (ウ) ゴーというジェット機のような轟音（ごうおん）がする。
- (エ) 気圧の変化で耳に異常を感じる。

第19節 農地・農業用施設等の災害予防

【市】産業振興部

【関係機関】県（農林水産部）、関係団体（土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、富山県土地改良事業団体連合会）

農地・農業用施設等の災害の未然防止と被害抑止のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策、中山間地における農地の保全等を防災上の観点から緊急度、離強度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備強化を図るものとする。

＜対策の方針（達成目標）＞

各施設管理者は、風水害による被害軽減のために平時から農業用ダム等の農地・農業用施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の改善を行う。また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、危険箇所の点検、監視を行い、安全を確保する。

用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

第1 施設の整備

(1) 農業用排水施設の整備

ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐久性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

また、大雨が続く場合は、気象予報に注意するとともに、次の事項に留意して施設の巡回、点検に努める。

- ア 降雨時においては、河川、用排水路の護岸など堤防に損傷をうける箇所が多くなりがちであるため、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等には、十分な点検管理を行う。
- イ 各種樋門、ポンプ施設等については、緊急操作に支障をきたすことのないように、整備点検など十分な処置を講ずる。
- ウ 水路等の余水吐や樋門等で角落とし方式によるものは、洪水時には操作不能となるおそれがあるため、水の流下を阻害しないよう処置する。

(2) 農業用ため池対策

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、経年による老朽化の傾向にある。ため池が決壊すれば、その被害は農業関係にとどまらず人命、家屋、公共施設等にも及ぶことがあるため、危険なため池については、改修補強などの整備を促進し、災害発生を未然に防止等を図る必要がある。また、農業用排水施設と同様、常に降雨等の気象予報に注意するとともに、次の事項に留意して施設の巡回、点検に努める。

ア ため池管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努める。また、出水時又は異常時には、貯水制限等の措置を講ずるなど応急対策を行う。

イ 市及び県は、防災重点農業用ため池について調査を実施し、その実態把握に努める。

県は、ため池整備事業、市は、防災重点農業用ため池の危険箇所の整備を推進する。

ウ 余水吐の整備、堤体の補強を十分に行う。

エ 洪水時には、貯水池内に流入する浮遊物等により、堤体の破壊、余水吐の閉鎖の原因となる物を除去する。

オ 貯水量の増加を図るために、余水吐に土砂等を積むことは絶対に避ける。

(3) 農業用生産施設等の対策

ア 強風対策

強風時には施設栽培等畑作物は被害を受けやすいため、次のようなことに留意して、県や農協等関係機関を通じ被害防止の指導等を図る。

施設栽培については、パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計において、最大風圧強度での設計及び防風ネット等による自然的防風機能の強化や施設の倒壊防止のため‘すじかい’を入れる等の対策を講ずるよう指導する。

イ 稲及び畑作物対策

稲及び畑作物対策として、次の事項に留意して被害の防止及び軽減を図るよう指導する。

- ①集落営農等組織的な生産体制を強化し、適期作業の確実な実施の推進
- ②倒伏に耐える健全な栽培技術の普及
- ③災害に対応するため、水稻では早、中、晩生種の適正配分による作付を推進し、大豆では単作大豆と麦後大豆との組み合わせによる作期の調整
- ④気象に応じた栽培管理の徹底
- ⑤災害に備えた種子の備蓄の徹底

ウ 育苗施設及び乾燥調製施設対策

育苗施設及び乾燥調製施設については、火器類や電気施設及び油類等被害が発生しやすいものを扱っているため、次の事項に留意して被害の防止及び軽減を図るよう指導する。

- ①消火器具、防火水槽等の施設、設備の整備充実
- ②電気配線の定期点検、乾燥機の火炉等の始業前点検の徹底

エ 園芸作物及び果樹対策

園芸作物及び果樹については、産地ぐるみの災害防止を推進するため、県及び関係団体と連携を図り、組織的な防災施設の導入や災害防止対策を実施できる体制づくりを進める。

また、次の事項に留意して被害の防止及び軽減を図るよう指導する。

- ①支柱、防風網等の補強、設置を指導するものとする。
- ②排水溝の整備や薬剤散布の励行を指導するものとする。
- ③収穫期を迎えている果実は、速やかに収穫を行う。

オ 畜産施設対策

畜舎及び家畜の安全を図るため、土砂崩れ等のおそれのある畜産団地等を点検するとともに、家畜避難場所を選定し、家畜農家への周知徹底に努める。

なお、対策に当たっては次の事項に留意して、被害の防止又は軽減を図るよう指導する。

- ①畜舎等の破損場所や危険箇所の補修・点検を行うとともに、家畜の避難方法の事前検討、応急資材等の点検
- ②粗飼料及び濃厚飼料等の備蓄及び保管
- ③換気、給温、給水、給餌等の家畜管理において停電の場合、とるべき措置についての対策
- ④家畜衛生対策として、家畜伝染病やその他の病気の感染防止及び飼料管理や家畜の排泄物処理等の衛生管理を徹底するとともに、緊急医薬品等の備蓄など、緊急時における対策
- ⑤災害により死亡した家畜については、所有者又は管理者において法令に基づく所定のへい獣処理場等において速やかに償却、埋設できるよう事前に検討

カ 林産物対策

- ①火災延焼、拡大を防止するため、防火道、防火林の造成と保護樹帯の設置
- ②深根性樹種の導入を図るなど、風水害に強い樹種、品種の選定
- ③過度の枝打ちを避け、緑縁木には枝打ちを行わないこと
- ④除、間伐にあたっては、林木密度に大きな粗密を生じさせないこと
- ⑤林地に空地をつくらないため、災害、病虫害等でできた空き地における早期の造成
- ⑥造林地内に耐風力がより大きい樹種を、帯状又は団地状に植栽して混交林に仕立てること
- ⑦大面積皆伐を避け、小面積皆伐、伐区の分散を図ることによる水害の未然防止

キ 漁業の安全対策

- ①無謀な操業を防止するなど、漁業の安全操業に関する意識の啓発を図るよう指導する。
- ②漁船乗組員に対し、気象、海況等の知識の修得等を目的として海難防止講習会等を通じて事故防止対策を講ずるよう指導する。

第2 体制の整備

1 災害時に備えた体制の整備

(1) 土地改良区等との連絡体制の整備

市は、土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

また、県・土地改良区・施設管理者等は、市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、臨時点検基準により県や土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関との連携のもとに被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じ、必要な応急対策を実施する体制を整備する。また、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備する。

2 複合災害発生時を想定した対策

(1) 出水期

出水期においては、農業用施設が湛水しているため、災害発生時には、農業用施設の破損により発生した洪水などで被害が拡大する可能性がある。そのため、農業用施設管理者は、出水期の前においては、農業用施設の点検等を行う。

(2) 積雪期

積雪期においても復旧活動が遅滞なく実施できるよう、関係機関は十分な除雪機や除雪体制の確立を図る。

3 要配慮者に対する配慮

風水害により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに避難できるよう事前の連絡体制の構築や、応急措置を施すことができるようにする。

第3 各主体の役割

1 県

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 農業用ダム等の施設の点検
- ウ 農業用排水施設の整備
- エ 気象情報の収集・連絡

2 市

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 農業用排水施設の整備
- ウ 気象情報の収集・連絡

3 関係団体（土地改良区等）

- ア 農業用排水施設の整備
- イ 関係機関相互の連絡体制の整備
- ウ 気象情報の収集・連絡
- エ 農業用生産施設等の強風対策

第20節 建築物等災害予防

【市】総務部、福祉保健部、都市創造部、教育委員会、消防本部

【関係機関】市民、事業所・企業（学校、病院、社会福祉施設等）、県（土木部、教育委員会）

建築物の減災対策を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。また、災害時における大火災の延焼防止の観点から、防災上重要な公共施設等の適切な維持管理とともに、民間の建築物についての災害予防に対する助言を行うなど、災害に強いまちづくりを進めていくことは、長期的な防災対策として効果的である。

＜対策の方針（達成目標）＞

県及び市は、災害による建築物の被害を防止するため、市民に対し、防災上重要な建築物及び一般建築物の適切な維持管理に努めるとともに、民間の建築物については、所有者に対し災害予防の適切な指導や助言に努める。

また、小・中学校等の校舎、体育館の防災対策を推進し、安心して避難できる環境づくりに努める。

第1 建築物等の災害予防の取り組み

1 市民の取り組み

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に、安全性の向上を図る。また、地域内で暴風などにより落下物のおそれのある建築物や工作物の把握に努める。

2 事業所・企業等の取り組み

事業所・企業、学校、病院、社会福祉施設等の防災上重要な建築物の管理者は、災害予防に関する必要な措置を講じるとともに、一般建築物についても、災害予防対策を進める。

また、自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に適正な維持・保全を図る。

3 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）

イ 医療救護活動の施設（病院）

ウ 応急対策活動の施設（消防署、庁舎等）

エ 避難収容の施設（学校、体育館等）

オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障害者療養施設等）

上記の防災上、拠点の施設や要配慮者利用施設について、次に示す災害対策に優先して取り組む。

(1) 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 飲料水の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 配管設備類の固定強化
- エ 排水施設及び擁壁等の整備
- オ 要配慮者に配慮した施設、設備の整備
- カ 防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努めるとともに、建設時の図面等の整理保管に努める。

- ア 法令に基づく点検等の台帳
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引き

(4) 建築物の耐火性の向上

防火地域及び準防火地域の指定による火災の延焼防止のほか、指定地域以外においても大規模建築物や不特定多数が利用する建築物が立地することから、建築基準法ほか関係法令に基づく耐火性の向上を図るため、建築の際の不燃材料の使用など、適切な指導を行う。

4 民間建築物等に対する指導等

- ア 災害時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

5 一般建築物の災害予防

- ア 建築物等に対する指導
 - (ア) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての安全確保
 - (イ) 著しく劣化している建築物の安全確保

- (ウ) 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するための安全確保
- (エ) 水害危険地や地階を有する建築物の水害対策についての指導

イ かけ地等における安全立地についての指導

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

6 消防署等による安全確保体制の実施に関する指導

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

7 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備を整備する。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の連携等の徹底を図る。

第2 各主体の役割

1 市民

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全や、二次部材による被害防止等、安全性の向上

2 事業所・企業等

ア 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

イ 一般建築物の災害予防

ウ 建築物の適正な維持・保全

3 県

ア 県管理の建築物の防災対策

イ 建築物の防災対策を推進するための指導・助言

4 市

ア 防火地域及び準防火地域の指定

イ 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ウ 市有建築物の防災設備等の整備、施設の維持管理、建築物の耐火性向上などの防災対策

エ 民間建築物等に対する指導等

オ 一般建築物の災害予防

カ 消防署等の、専門分野から必要な指導・助言

キ 要配慮者に対する配慮

第21節 鉄道等の風水害対策

【実施機関】西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、万葉線株式会社

【市】総務部、未来政策部

鉄道等は多くの人や物を大量に搬送できる効率的な交通手段であり、日常的に市民の生活を支えている重要な社会基盤である。

風水害により鉄道に被害が発生した場合は、市民や通勤者に大きな支障となり、かつ乗客への被害も懸念される。そのため、災害時においても被害が最小限となり、かつ迅速な復旧が可能となるよう、平時より努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

各鉄道事業者等は、施設の保守管理等の補強、取替等の計画を定め、減災対策に取り組むとともに、復旧のために必要な資機材や体制の充実を行う。また、県・市との緊急な連絡体制及び部内機関相互間の情報伝達方法や体制をあらかじめ定め、必要な訓練を実施する。

第1 業務の内容

1 各鉄道事業者等の取り組み

(1) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道においては、土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

また、軌道においても、早急な運行復旧および道路空間の確保の視点から、施設の強化および早急な復旧のための資機材の充実を図る。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(2) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- | | |
|----------|---------|
| ・緊急連絡用電話 | ・列車無線 |
| ・指令専用電話 | ・携帯無線機等 |
| ・ファクシミリ | ・防災無線 |

(イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 発令基準、運転規制区間の設定

風水害発生時の発令基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその警備の発令基準により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し以下のような防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信体制の周知
- (エ) 旅客対策等
- (オ) 関係者の非常召集

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

ア 機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の協力体制を確認し、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 現況把握及び活用

復旧作業に従事する人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる協力会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(4) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

2 県・市の取り組み

災害時における情報の連絡体制について、あらかじめ整備しておく。

第2 各主体の役割

1 各鉄道事業者等

- ア 施設の保守管理
- イ 近接施設からの被害予防
- ウ 災害対策本部等の設置
- エ 情報伝達方法の確立
- オ 運転基準、運転規制区間の設定
- カ 防災教育及び防災訓練の実施
- キ 災害対策用資材等の確保
- ク 防災広報活動

2 県・市

ア 災害時における情報の連絡体制の整備

第22節 報道機関の風水害対策

【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等）

【市】未来政策部

テレビ局・ラジオ局・新聞社などの報道機関は、風水害等の災害発生時において、避難情報、災害情報の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

そのため、平時より災害に対する備えや災害時の報道体制を確立しておくことが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

報道機関は、日常における防災体制の整備を図るとともに、災害時の放送の責務を果たすため、安全確保と体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、非常用電源の確保、放送機材の確保など、体制を確保する。

また、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保に向けた防災対策の推進と防災体制の確立、そして災害時における緊急情報提供体制の確立を図る。

第1 報道機関における施設の整備及び体制の充実

1 災害への対策

風水害に備えて、それぞれの組織において災害対策に関する規定やマニュアル等を定めるとともに、次により各設備に有効適切な予防措置を講じる。

- (1) 電源関係
自家発電装置室、電源室の浸水防止対策
- (2) 中継回路、連絡回線回路
N T T回線の確保
- (3) 非常用放送装置の点検整備

2 体制面の整備

大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、日常においては職員の防災教育及び防災訓練の実施に努める。

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、各機関の規定に応じた「災害対策本部」を設置する。主な対策事項は以下のとおり。

- ア 災害に関する重要事項の審議・決定
- イ 災害に関する情報の収集、連絡
- ウ 各対策部における緊急計画の調整
- エ 災害対策についての対外折衝

(2) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 緊急連絡訓練及び緊急動員訓練を実施する。
- イ 県及び市が実施する防災訓練に参加又は協力する。

(3) 防災関係者を対象とした各種講習会に参加する。

3 災害時における情報提供、報道

(1) 災害情報の提供

洪水や高潮などの災害発生時には、できる限り迅速に災害の種類・規模等の情報を、放送事業者等が有する媒体を用いて、広く市民や事業者等に知らせるための手段をあらかじめ講じておく。

(2) 行政機関への協力

災害時には、行政機関等と綿密な情報交換が行えるように、相互協力体制のための協定の締結などを推進する。

第2 各主体の役割

1 報道機関

- ア 災害対策に関する規定やマニュアルの策定
- イ 各設備の予防措置
- ウ 大規模な災害が発生した場合の「災害対策本部」の設置
- エ 職員の防災教育及び防災訓練の実施
- オ 災害時における災害情報の伝達手段の確保
- カ 行政機関への協力

2 市

- ア 報道機関への適切な情報の提供

第23節 ライフライン強化対策（電話）

【実施機関】 西日本電信電話株式会社富山支店、株式会社NTTドコモ北陸、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天グループ株式会社

【市】 総務部

電話は災害時における最も重要な情報伝達手段の一つであり、特に携帯電話は電話通信機能だけでなくメールやインターネットなど、様々な機能を利用でき、東日本大震災においても、これらの機能が果たした役割は非常に大きい。

一方で、電話が使用できない場合には、的確な避難情報や被害情報を収集できずに、被害の拡大や救援活動の遅滞が想定されるなど、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置は非常に重要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

各電話会社は、電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信についても、混線などで途絶したり麻痺しないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

第1 災害に強い通信施設の整備及び体制の充実

1 公衆通信の災害予防

(1) 耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備等について、防風水対策及び防潮対策を推進する。

イ 火災に備えて、電気通信設備の耐火構造化の強化・改善を図る。

(2) 防火及び危険物に対する対策

ア 通信機械室での火気使用を禁止するとともに、防火シャッター、防火扉、防火壁の整備により速やかに対策を実施する。

イ 通信機械室で取り扱う揮発性の高い危険物は、取扱方法、保管方法を徹底する。

(3) 通信網の防災対策

ア 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。

イ 地中設備は、アクセス系ケーブルの地中化を推進する。

ウ 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。

エ 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

（4） 防災機器の整備

- ア 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる孤立防止用無線機、非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブル、ポータブル衛星局および衛星車載局などの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- イ 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

（5） 避難所対策

災害時に備え、迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、市所管指定避難所に特設公衆電話の事前設置を行う。

2 専用通信の災害予防

- ア 局舎及び装置等の耐風水対策及び耐火対策を強化する。
- イ 通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。
- ウ 予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。
- エ 施設、装置の定期的な点検を実施する。
- オ 平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

3 体制面の整備

（1） 災害対策本部の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 非常災害警戒本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

（2） 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

（3） 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 市、県が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加する。

（4） 災害対策用資材等の調達・確保

ア 復旧資材等の調達

- (ア) 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- (イ) 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行う。

ウ 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時の場外離着陸場及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 防災広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

ア 防災広報活動

- (ア) 広報車での呼びかけ
- (イ) テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じたの広報
- (ウ) インターネットを通じたの周知広報項目

イ 広報項目

- (ア) 被害状況、復旧見込み
- (イ) 特設公衆電話設置場所の周知

(6) 広域応援体制の整備

ア 管轄内における応援協力体制

大規模災害が発生した場合は、管轄内の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、非被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

イ 行政及びライフライン企業等との応援協力体制

- (ア) 地方公共団体等との連携
- (イ) ライフライン事業者との協調
- (ウ) 放送事業者、自治体防災無線運用者との協調

第24節 ライフライン強化対策（電力）

【実施機関】北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社

【市】総務部

電力は市民の日常生活や企業の経済活動の根底を支えるものであり、電力の喪失は、活動の停滞のみならず、医療や工場など、さらなる人命喪失や事故発生などの原因となりうる。

そのため、災害発生時における電力供給ラインを確保し、災害に強い電力設備を確保することは、生活基盤の維持やリスク低減、さらには人心の安定に繋がる、極めて重要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社富山支社は、電力設備の各設備に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図る。

第1 災害に強い電力施設の充実及び体制面の整備

1 設備面の災害予防

(1) 送電設備

樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準の距離が保てるよう樹木所有者と協議の上伐採を行う。

(2) 配電設備

ア 梅雨・台風期の前に臨時巡視を実施し、配電設備の補修・整備を行う。

イ 樹木の接触や倒木による断線防止のため、樹木の枝下ろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの効果的措置を行う。

(3) 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

(4) 電力の安定供給

他電力会社との連携体制を強化し、災害発生時においても安定した電力供給が実施できる体制の整備に努める。

2 体制面の整備

(1) 体制の整備

ア 災害規模による非常体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。

イ 大規模災害を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する。

ウ 社外応援体制を確立する。

（ア） メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、
応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結

（イ） 電力会社間の応援体制の充実

エ 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、災害時における対応要領について周知徹底する。

（2） 情報連絡体制の整備

ア 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。

イ 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。

（ア） 就業時間内・外における情報報告ルートの確立

（イ） 衛星通信システムの導入

（ウ） 災害時優先電話の登録

（エ） ファクシミリ、携帯電話等の配備

（3） 資機材・車両等の確保

ア 災害復旧用資機材の確保

（ア） 移動変電所の配置

（イ） 復旧用車両の燃料確保

（ウ） 資機材の搬送対策の検討・整備

イ 災害用車両の配備

（ア） 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー

（イ） 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車

ウ 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。

エ 救護班を確保する。

オ 非常通信協議会との連携を強化する。

（4） 広報サービス体制の整備

ア 災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。

イ 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

（5） 応援協力体制の整備

他電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。また、関連工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

3 積雪期を想定した対策

積雪期において、風水害等による山間部での倒木による断線や、電線への着雪などによる停電が発生した場合でも復旧活動が遅滞なく実施できるよう、除雪体制の充実とともに、関係機関等との連絡体制の確立を図る。

第25節 ライフライン強化対策（ガス）

【実施機関】高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会

【市】総務部 【関係機関】市民、事業所・企業、県（生活環境文化部）

ガスは、市民の日常生活の支えとなるものであるが、災害時には火災の原因ともなりうるものである。そのため、災害の被害を最小限に食い止めるための浸水防止対策の推進など、被害軽減のための諸施策を平時より実施していくことが求められる。

＜対策の方針（達成目標）＞

ガス事業者は、風水害による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するため、災害に強い信頼性の高いガス設備の設計、設置を図る。

また、災害時において迅速な対応が可能となるよう、平時より防災体制の整備と教育訓練の実施を行う。

第1 災害に強いガス施設の充実及び体制面の整備

1 防災機能の向上とガス事故防止

(1) ガス製造設備及び供給所設備

ア 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

イ 原料タンク及びガス貯蔵施設には、遠隔操作機能付き緊急遮断弁を設け、緊急時に備える。

ウ ガスの製造及び供給の維持には、電力や水も不可欠であり、災害時の停電や断水に備え、設備の拡充や水源の確保に努める。

(2) ガス供給設備（ガス導管等）

新規に埋設する導管は、ガス供給設備の配管の固定、浸水を考慮した設計等の風水害対策を計画的に進める。

(3) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安全管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

そのほか風水害等の自然災害対策として、50K容器等が転倒しても、容器からのガスの放出を防ぐガス放出防止型高圧ホースを10年間で100%の設置を目指す。

2 防災システム、情報収集システムの充実

(1) 防災システム

ア 保安設備の遠隔操作

供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。

イ ガス製造設備の防消火設備等の増強

火災発生を防止し、火災発生ときはその拡大を阻止するための体制強化、防油堤や防消火設備の増強及び災害要因の除去に努める。

ウ 導管網の圧力と流量監視

導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナには、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。

(2) 通信設備

非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。

ア 災害時優先電話

イ 専用回線電話

ウ 無線電話

エ 固定無線局、移動無線局

3 災害時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

4 防災体制の整備と教育訓練の実施

日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。

ア 社員及び関連会社員の非常召集訓練

イ 災害予報、警報等の伝達、対応訓練

ウ 災害時の情報伝達、連絡（通信）訓練

エ 設備の応急措置及び復旧訓練

第2 LPガスに関する業務内容

(1) ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルト二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

(2) 流出容器の回収

風水害により流出した容器については、L P ガス事業者が容器の回収に必要な体制を整備しておく。

(3) L P ガス供給ユニットの設置

小学校等の拠点の市指定避難場所に災害用L P ガス供給ユニットの設置を促進する。

第3 積雪期を想定した対策

給湯器等の吸排気筒の破損・閉塞により、一酸化炭素中毒等が発生する恐れがあるため、一般需要家等に対して、機器の点検や換気等に十分に注意するよう周知する等の対策を適切に実施する。

また、積雪期においても復旧活動が遅滞なく実施できるよう、関係機関は十分な除雪機や除雪体制の確立を図る。

第4 各主体の役割

1 市民、事業所・企業

- ア 所有するガスの設備・ガス消費機器設備の災害対策
- イ 災害発生時に取るべき安全措置についての理解
- ウ カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- エ L P ガス容器やガスメーター周辺の除雪

2 ガス事業者

- ア ガス供給所の対策
- イ ガス供給設備（導管等）の対策
- ウ 災害時における動員基準の明確化
- エ 緊急時連絡体制の確立
- オ ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置
- カ 防災システムの充実による二次災害防止
- キ 防災体制の整備と教育訓練の実施
- ク 災害対策用資機材の備蓄と応援協力体制の整備

3 県

- ア ガスの使用者に対する周知啓発活動
- イ ガス事業者等との防災訓練の実施による災害時の連絡体制の強化

4 市

- ア ガスの使用者に対する周知啓発活動
- イ ガス事業者等との防災訓練の実施による災害時の連絡体制の強化
- ウ ガス施設の老朽化に関する情報のガス事業者への情報提供

第26節 ライフライン強化対策（上水道）

【市】上下水道局

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本水道協会富山県支部、富山県水道協会、高岡市管工事業協同組合、資機材取扱業者）

水は生命を維持するために不可欠なものであるとともに、快適な日常生活を送るためにも必要とされるものである。市民の生命や健康を守るためにも、水道は例え災害時においても維持されなければならない。

大規模な災害の発生に伴う水道の断減水を最小限にとどめるために、平時より施設の常時監視・点検・保守に努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市民は、風水害発生直後の断水に備え、災害発生からおおむね最低3日間（推奨1週間）に必要な飲料水を自ら賄えるよう備蓄に努める。

市は、一人一日3ℓを目標に飲料水を確保するとともに、災害による水道の断減水を最小限に抑え、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するため、上下水道危機管理計画に基づき、災害対策の強化を行う。

第1 施設の整備

1 バックアップシステムの構築（市）

ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の重要施設の複数配置による危険分散

イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）

2 図面情報の整備及びOA機器のバックアップ

市は、応援対策活動が円滑に行えるよう、図面や各種データ等の更新を迅速化するなか、2ヵ所に分散管理する。保管場所及び責任者は上下水道震災対策計画に基づく。

第2 体制の整備

1 飲料水・資機材の確保

（1）飲料水等の確保

市及び県は、飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

（2）災害対策用資機材の備蓄状況の把握

県は、市における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

（3）資機材の備蓄

市は、応急給水及び応急復旧に必要な次のような資機材を備蓄する。

ア 応急給水用
給水タンク、ポリタンク、緊急用飲料水袋、仮設給水スタンド、塩素測定器等

イ 応急復旧用
管材料、接合工具、切管工具、掘削埋戻し工具、排水工具、保安設備、配水調整用資材、漏水調査器具等

(4) 水道施設の調査及び定期点検

市は、定期的に各施設の調査及び点検を行い、必要に応じ補強し機能保持を図る。

2 各機関との連携、連絡体制等の確立

(1) 関係機関との連携強化

市及び県は、関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害により通信不能になることを避けるため、複数の通信手段を持つよう努める。

県は、市からの応援要請に対応できるよう平時から公益社団法人日本水道協会富山県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(2) 市からの情報収集や助言等

県は、水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、市に対し助言等を行う。

(3) 応援要請・受援体制の整備

市は、応急給水・復旧の人員や資機材の応援は、高岡市管工事業協同組合、管資材業者、資機材リース業者等に要請するとともに、高岡市災害対策本部に災害時相互応援協定を締結した都市への応援要請を申し出る。

市は、被害が甚大である場合は、応援を公益社団法人日本水道協会富山県支部に要請するとともに富山県を通じて、厚生労働省に対して全国の水道事業者に要請する。なお、効率的に応援者を受け入れるための、受援体制の整備を図る。

(4) 公益社団法人日本水道協会富山県支部

災害時における県及び市からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

3 訓練、防災意識の啓発

(1) 防災広報活動

市及び県は、災害時の活動を円滑にするため、住民、防災組織等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 職員に対する教育及び訓練

市は、職員の教育及び訓練を通じ、防災基本計画（内閣府）、高岡市地域防災計画、防災関係法規及び上下水道危機管理計画の周知・徹底を図る。

また、県、市の総合防災訓練に参加するとともに、他の機関、部署との連携を強化する。

(3) 応急対策マニュアルの充実

市は、上下水道危機管理計画における応急活動の行動指針に基づいて行動し、非常配備業務分担及び配備体制に従い迅速かつ適切な応急対策に努める。

(4) 地域防災に関する知識の普及

市は、広報紙等を利用して、飲料水等の備蓄、ポリタンク等の保有や防災知識の普及を図るとともに、その実践を奨める。

第3 各主体の役割

1 県

- ア 飲料水等の確保
- イ 災害対策用資機材の備蓄状況の把握
- ウ 関係機関との連携強化
- エ 連絡体制の確立
- オ 市からの情報収集や助言等
- カ 防災広報活動

2 市

- ア バックアップシステムの構築
- イ 図面情報の整備及びOA機器のバックアップ
- ウ 飲料水等の確保
- エ 資機材の備蓄
- オ 水道施設の調査及び定期点検
- カ 関係機関との連携強化
- キ 連絡体制の確立
- ク 応援要請・受援体制の整備
- ケ 防災広報活動
- コ 職員に対する教育及び訓練
- サ 応急対策マニュアルの充実
- シ 地域防災に関する知識の普及

3 関係機関

(1) 公益社団法人日本水道協会富山県支部

災害時における県及び市からの応援要請に対する協力・応援体制の整備、強化

第27節 ライフライン強化対策（下水道）

【市】上下水道局

【関係機関】市民、事業所・企業、学校、県（土木部）、関係団体（公益財団法人富山県下水道公社、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、富山県下水道協会、建設業者）

下水道は、市民の健康と衛生を守るために不可欠なものであり、下水道が機能しない状態が続いた場合、悪臭や疫病の発生などが懸念され、さらなる精神的・肉体的負担を増加させる原因となり得る。

風水害による下水道の被害を最小限とするため、下水道施設の構造強化や関連機関との協力体制などの整備を図っていく必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市民は、風水害発生から、2日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄う。

市は、被災時に、ただちに、被災調査、復旧工事に着手できるように、組織体制を整備し、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアルを作成しておく。

また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアルの作成等により災害に備えるように努める。

さらに、災害に強い信頼性の高い下水道設備の設計、設置を図る。

第1 施設の整備

1 処理場・ポンプ場

ア 電気設備は、浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施する。

イ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の漏えい、その他の二次災害が生じないよう整備を図る。

ウ 緊急浸水対策行動計画に基づき、住吉ポンプ場等の機能強化・施設整備を図る。

2 管路施設

ア 管路施設のうち重要幹線管渠については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

3 その他の安全確保対策

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

第2 体制の整備

1 市民の取り組み

ア 各家庭において、災害発生から2日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる関係づくりに努める。

2 事業所・企業、学校の取り組み

ア 災害発生から2日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

3 応急復旧のための体制整備

ア 下水道台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、風水害発生時における調査、復旧時に迅速に対応できるよう複数の整備を図る。

イ 応急対策マニュアル等の整備

迅速に応急体制を確立し適切な応急対策を実施するため、応急復旧等のマニュアルの整備、更新を図る。

ウ 災害対策資材の整備

所管の資材だけでは対応できないことが予想されるため、できる限り資機材の備蓄に努める。

エ 下水道担当部局の防災組織、配備体制

地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

オ 県の市に対する支援体制の整備

県は、市の応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、必要な支援体制を整備する。

カ 民間企業との協力体制の整備

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。

キ 他地方公共団体との相互応援体制

災害時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他地方公共団体との相互援助体制を整備する。

ク 防災訓練及び広報

災害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、災害時の活動を円滑に進めるため、平常時から住民に対して、下水道の役割や被災時の対応などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

ケ 維持管理体制の強化

災害時に適切な対応が行えるよう計画的に施設の点検・パトロール等を実施し、維持管理体制の強化を図る。

4 ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

県や市、各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行う体制を整備する。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

ウ 連絡内容の統一と書式化

風水害対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

5 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市は、被災箇所にはバリケード等設置し、要配慮者が進入し被災を受けないように配慮するように努める。

第3 各主体の役割

1 市民、事業所・企業、学校等

ア 災害発生から2日間程度に必要な携帯トイレの備蓄

イ 共同で災害対応ができる関係づくり

2 県

ア 関係事業者団体との応援協定による緊急体制の整備

3 市

ア 迅速な被災調査・復旧工事のための組織体制の整備

イ 下水道台帳の整備

ウ 運転マニュアル、応急対策マニュアルの作成

エ 防災訓練、広報活動の実施

オ 要配慮者に対する配慮

4 関係機関

ア 処理場・ポンプ場・管路施設等の施設の整備

イ 施設の維持管理体制の強化

ウ 連絡担当窓口及び責任者の設置

エ 連絡内容の統一と書式化

第28節 工業用水道事業者の風水害対策

【市】産業振興部、上下水道局

【関係機関】県（企業局）

工業用水道は、産業の生産活動にとって欠かすことのできない重要な要素であり、工場の操業が行われる限り、一日たりとも断水することはできない。

そのため、風水害発生に伴う断減水を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するための対策を、施設面及び体制面の両面から充実していく必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

県、市、委託業者は、災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定め、施設の巡視点検を定期的実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、風水害発生に伴う被害を未然防止する。

さらに、県は災害に強い信頼性の高い工業用水道設備の設計、設置を図る。

第1 施設の整備

1 県営工業用水道施設の概要

事業者	水源	給水能力(m ³ /日)
富山県西部工業用水道事業	境川ダム	400,000
富山八尾中核工業団地工業用水道事業	地下水	6,125
利賀川工業用水道事業	利賀ダム	8,200

2 市営工業用水道施設の概要

事業者	水源	給水能力(m ³ /日)
高岡市工業用水道事業	庄川	60,000

3 施設の安全性及び機能の確保

(1) 浸水対策

河川の増水等により、施設が冠水する恐れのある場合は、必要に応じて防水対策を講じ、施設の安全及び機能を確保する。

(2) 濁水対策

条例等に規定した給水水質を確保するため、想定される濁水に対する浄化機能を有する施設とする。

(3) 停電対策

受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用動力装置等を設ける。

4 施設の定期点検

施設の巡視点検を定期的実施することで、常に劣化・不具合等の状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、災害発生に伴う被害を未然防止する。

第2 体制の整備

1 マニュアルの策定・訓練等

(1) 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

(2) 職員に対する教育及び訓練

(ア) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

(イ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

(3) 設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

(4) 製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

(5) 事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、相互に連携した対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える。

第29節 危険物等施設の災害予防

【市】生活環境文化部、消防本部、市民病院事務局

【関係機関】

事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（危機管理局、生活環境文化部）

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり、災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなる。

これらを取り扱う施設は、自主保安対策を講ずることとし、市は施設の関係機関と協力していくことが重要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、危険物等を取り扱う、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射線等を製造、使用する施設管理者に対して法令の基準を遵守するよう指導の徹底を図る。

施設管理者は、法令に定める保安措置等を徹底するとともに、保安教育及び訓練の習熟により、風水害等による災害発生の未然防止を図る。

第1 危険物施設

1 共通事項

危険物取扱事業所は、危険物施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等災害の未然防止を図る。

ア 事業者は、災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。また、初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

イ 事業者は、降雪、なだれ、積雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 危険物施設

ア 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努める。

イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成、変更等安全管理体制を確立する。

ウ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

- オ 高岡市防火管理協議会と協力し、危険物を取扱う者に対し、保安に関する講習会等を開催し、危険物施設等の安全確保に努める。
- カ 危険物取扱事業所は、自主保安体制の確立を図るように努める。
- キ 危険物取扱事業所は、消火器の使用方法、通報及び避難等の訓練実施に努める。
- ク 危険物取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制や活動要領を定め、災害発生時に迅速な対応を図れるよう努める。

3 火薬類製造施設等

- ア 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱施設及び場所について火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。
- イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
- ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。
- エ 公益社団法人富山県火薬類保安協会が実施する、火薬類製造・取扱保安責任者講習会等に積極的に参加し、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。
- オ 火薬類取扱事業所は、保安教育計画に沿って災害の防止の観点から適正な管理に努め、自主保安体制を確立する。

4 高圧ガス製造施設等

- ア 防火水槽は、分散を図るなどの災害時の機能確保に努める。
- イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。
- ウ 高圧ガス取扱事業所等は、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施に努める。
- エ 高圧ガス取扱事業所は災害発生時に、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所との連絡体制の確保を図る。高圧ガス関係協会は災害発生時に、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備する。

5 毒物劇物保管貯蔵施設

- ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。
- イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規定の制定等の自主災害防止対策を推進する。

6 有害物質取扱い施設等

- ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
- イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

7 放射線使用施設

- ア 関係機関と連携して保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。
- イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。
- ウ 緊急時に汚染検査及び除染ができる「汚染検査室」及び「除染所」を整備する等の安全管理体制を確立する。
- エ 緊急時に必要な緊急被ばく医療機関及び日本アイソトープ協会等の専門機関との連絡体制を確立する。

8 危険物等積載船舶等

海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等教育訓練の徹底及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

第2 保安教育

1 保安教育の強化

危険物及び毒物・劇物等を保有する事業所の所有者、管理者等に対しては、日頃から防災意識の向上の指導に努める。

また、危険物取扱者及び毒物・劇物等の取扱従業者に対しては、火災予防運動、危険物安全週間等の機会をとらえて講習会等を開催し、危険物及び毒物・劇物等に関する知識の習得や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。

2 危険物安全週間

6月第2週に実施される危険物安全週間を市内全域にわたって展開し、危険物製造所等における災害の未然防止と危険物の安全管理を確立するため、査察の実施及び関係事業者に対し、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置について、強力な指導に努める。また、市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱い等について啓発するため、広報活動を展開する。

第3 県及び市等における取り組み

1 県及び市等による調査・指導

- ア 県及び市は、消防法第4条及び第16条の5の規定により、危険物及び毒物・劇物等を保有する事業所に立ち入り、危険物施設の位置、構造、設備の状況並びに危険物の貯蔵、取扱いの状況が、法令の技術上の基準に適合しているかを調査する。
- イ 危険物については、消防法第12条及び消防法第14条の3の2等の規定を、また、毒物・劇物等については、毒物及び劇物取締法第5条等の規定を遵守し施設等の保全に努め、消防法第8条、及び消防法第14条の2等の規定による防災体制は、常に事業所の操業実態に合ったものとするよう指導する。

ウ 県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

エ 県、市及び警察は、危険物積載走行車両の転倒、転落や危険物の落下、流出等の未然防止を図り、また、標識の表示状況、消火器の設置状況の確認を行うため、常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、構造設備等の保安管理の徹底、危険物取扱者等の保安意識の徹底に努める。

第4 各主体の役割

1 事業所・企業

(1) 共通事項

- ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保
- イ 初期消火訓練等の定期的な実施、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底

(2) 危険物施設

- ア 定期点検の実施、補修、取替
- イ 危険物の取扱い等についての安全管理体制の確立
- ウ 自主的な災害防止体制の確立、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄
- エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等についての体制整備
- オ 危険物を取扱う者に対する講習会等の開催
- カ 自主保安体制の確立
- キ 消火器の使用方法、通報及び避難等の訓練実施
- ク 災害発生時の自衛消防組織等の体制や活動要領の策定

(3) 火薬類製造施設

- ア 製造施設の適正な安全対策の実施
- イ 保安教育計画における災害対応についての制定、火薬類の適正な管理
- ウ 火薬類製造・取扱保安責任者講習会等への積極的な参加
- エ 適正な管理、自主保安体制の確立

(4) 高圧ガス製造施設

- ア 防火水槽の分散による災害時の機能確保
- イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備
- ウ 実践的な防災訓練等の実施
- エ 災害発生時における、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所との連絡体制の確保

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

- ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクにおける防液堤あるいは貯留槽等の設置
- イ 毒物劇物の多量保有施設における自主災害防止対策の推進

(6) 有害物質取扱い施設

- ア 市民の健康の保護と生活環境の保全

(7) 放射線使用施設

- ア 関係機関と連携した予防措置の徹底
- イ 放射線測定機器等の非常用資機材の整備、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類の整備
- ウ 「汚染検査室」及び「除染所」整備等の安全管理体制の確立
- エ 緊急時に必要な緊急被ばく医療機関及び日本アイソトープ協会等の専門機関との連絡体制の確立

(8) 危険物等積載船舶等

海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等教育訓練の徹底及びオイルフェンス、油処理剤等の整備

2 県・市

- ア 危険物及び毒物・劇物等を保有する事業所への立入調査
- イ 防災体制に対する指導
- ウ 県危険物取扱者への取扱作業の保安に関する講習の実施
- エ 危険物積載走行車両の転倒、転落や危険物の落下、流出等の未然防止
- オ 常置場所における立入検査や路上取締りの実施
- カ 危険物安全週間の展開、市民に対する危険物に関する広報活動の展開

第30節 火災予防と消防力の整備

【市】消防本部

【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）

乾燥下や強風下においては、火災が発生した場合、特に木造住宅密集地においては、大火災に発展する危険性が大きい。

このような火災の発生や延焼の拡大を防止するため、市及び消防機関は、住宅用火災警報器の設置や初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策の充実及び消防資機材、水利施設等消防力の充実強化などを図っていくことが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市民、企業、学校、事業所等は、消火訓練への参加、各家庭での住宅用火災警報器、消火器具等の設置や、各種パンフレット等を参考に、乾燥及び強風時における火の取扱いに注意するなど、災害発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための知識を身につける。

市は、自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するなど、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

第1 各主体における火災予防の取り組み

1 市民の取り組み

(1) 市民の取り組み

- ア 乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- イ 住宅用火災警報器の設置に努める。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- エ 住宅用防災機器の設置に努める。
- オ 自治会等での街頭消火器の設置普及に努める。
- カ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- キ カーテン、じゅうたん及び寝具類等は、防災製品の使用に努める。
- ク 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ケ 災害時に必要な最低限の用品の備蓄に努める。
- コ 防災組織や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。
- サ 隣人との助け合い関係の確立に努める。
- シ 応急手当を施す知識を習得する。

(2) 地域の取り組み

ア 消火活動体制の構築

火災による被害が最も大きくなることから、被害を最小限に抑えるために、地域力による火災発生時の初期消火活動体制の構築を図る。

また、地域において会社勤めの大人が不在となりがちな昼間の時間帯に対応するため、学校の防災教育や「14歳の挑戦」等を有効に活用して、中学・高校生を地域防災力の担い手として育成する。

イ 自主防災組織間の連携

木造密集地から出火すると、大規模な火災になることが想定されるため、自主防災組織等の単位を越えて、組織間で協力した防災対策が必要となってくる。

隣接する自治会等が合同で防災訓練を実施するとともに、相互応援の協力等を取り決め、災害時には近隣の自治会で発生した火災の消火活動に駆けつけるような組織間の連携・共助体制を構築するように努める。

ウ 消防訓練等の実施

地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

2 事業所・企業の取り組み

ア 防火管理者を置く事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ 病院、社会福祉施設等の要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の適正な設置及び維持管理を行う。

3 県の取り組み

(1) 防火意識の普及促進

市民に対して、市・消防機関と連携し、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用防災機器の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化、防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止、火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士の資質の向上

消防設備士の資質の向上を図り、事業所等における防火管理体制の整備を図る。

4 市の取り組み

(1) 出火防止のための防火対策・防火意識の普及・啓発

住民等に対し火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努めるとともに、幼少年期から災害対応能力を身につけることも必要であるため、小学校でのF P（ファイア・パーク）やC F C結成式（幼年消防クラブ）において、災害時の対応教育講習の実施を図る。

ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の設置の普及

イ 住宅用火災警報器の設置の普及

ウ 住宅用防災機器の設置の普及

エ 火気使用場所の不燃化促進

オ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災製品の普及促進

- カ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- キ 異常気象時の火気取扱い制限
- ク 地域防災リーダーの育成

(2) 初期消火活動等の徹底

- ア 各種訓練、集会、防火パンフレット等を通じて住民の防火意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。
- イ 防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
- ウ 消防機関は、予防査察及び防火・防災マイタウン事業計画に基づき、指定された地域の指導を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

(3) 消防力の強化

- ア 消防力の整備
 - (ア) 消防職員が各業務を的確に実施するのに必要な職務能力の向上
 - (イ) 消防車両、消防用資機材、消防施設の充実強化
 - (ウ) 消防団の強化、加入促進等
 - (エ) 関係機関、自主防災組織等との連携強化
- イ 消防水利の整備
 - (ア) 消火栓、防火水槽の整備
 - (イ) 管理者等の協力を得た自然水利の活用

第2 火災予防対策

1 自主防火管理体制の強化

消防機関は、防火管理者講習を実施し、防火対象物における自主防火管理体制の充実強化を図る。

2 地下街及びビルの地下施設の予防対策

地下街、ビルの地階等については、用途の規制、危険物の貯蔵又は取扱い、火気使用設備・器具及び喫煙の規制を行い、出火危険を排除するとともに、延焼拡大防止のための自動消火設備（スプリンクラー）及び消火活動等を容易にするための排煙設備、無線通信補助設備等の設置強化を図り、災害発生時に安全に避難するための放送設備、誘導灯を完備させ、その機能維持管理を徹底するよう指導に努める。

また、これら対象物は地盤面下に位置し、かつ、自家発電設備等の中枢機能も設置されていることから、浸水防止対策について指導を行い、非常時の電源確保等を図るよう努める。

3 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度

一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者による定期的な点検及びその結果の報告を行わせ、一定の防火基準に適合する場合には「防火優良認定証」又は「防火基準点検済証」を表示するように促す。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象外の施設については、自主的な点検を行わせ、「防火自主点検済証」を表示するように促す。

4 火災予防査察の実施

火災予防のため、年間計画をたてて定期的に予防査察を実施するほか、特に、火災発生時において人命が危険であると認められる対象物並びに公共施設等については、定期査察のほか警戒査察を行い、火災の未然防止に努める。また、消防法令に違反しているものに対しては、改善指導等を行い、違反の是正を徹底する。

事業所・企業に対しては、予防査察を通じ、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、火気使用設備・器具の安全管理、消火設備及び避難施設の適正管理等指導を強化する。

5 火災予防運動等の実施

(1) 文化財防火デー

1月26日を中心に、文化財指定施設等に対する火災予防査察、文化財関係者と付近住民との防火懇談会並びに消防訓練などを実施し、市内の文化財保護の推進を図る。

(2) 春・秋季火災予防運動

春 3月20日～3月26日 (1週間)

秋 11月9日～11月15日 (1週間)

フェーン現象時や暖房機器を使用する火災多発時季を前に、市民の防火意識の高揚を図るため、報道機関を通じた広報の依頼、市ホームページによる広報、防火ポスター等火災予防広報資料の配付、消火・避難訓練や防火講習会を実施する。

(3) 歳末消防特別警戒

第一期 12月21日～27日

第二期 12月28日～31日

冬の火災多発期と歳末の繁忙期にあわせ、広報及び査察等を強化し、市民の火災予防に対する警戒心を高めるとともに、消防機械器具の寒冷対策及び消防水利の調査保全等により警備体制を強化し、火災の発生防止と被害の軽減を図る。

6 火災予防思想の普及

(1) 市民の自主防火指導

火災をはじめ各種の災害を防止するため、市民の自主防火意識の高揚、災害発生時に対応できる消火技術の習得及び自然災害発生時における危険防止方策等について、春季・秋季の火災予防運動期間などあらゆる機会をとらえ、ポスター、新聞、テレビ、広報誌、インターネットなどを利用し、地域住民への啓発に努める。

(2) 要配慮者の安全確保

災害対応能力の低い高齢者の安全確保のため、ひとり暮らし老人世帯や寝たきり老人の居住する世帯等を個別訪問し、防災指導を実施する。

(3) 消防団の活動

消防団員による災害予防活動により、自主防災組織など地域住民との密接な連携に努め、火災予防思想の向上に努める。

(4) 防火管理協議会の活動

事業所の防火管理者を中心として、防火管理者相互の連絡調整と防火管理技術の調査研究を行い、効率的かつ高度な防火管理業務の実現を図るため、各事業所における自主防火管理体制の充実強化の推進に努める。

(5) 関係者の防火指導

- ア 災害発生時における応急措置の要領
- イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- ウ 避難誘導体制の確立
- エ 終業後における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成指導

(6) 防火講習会の開催

家庭や地域における防火意識の高揚を図るため、防火講習を実施し、防火意識の普及啓発に努める。

(7) 少年消防クラブ（ＢＦＣ）の指導・育成

市の小学校児童により結成されている少年消防クラブに対し、防火、初期消火及び避難等に関する指導を行う。

(8) 幼年消防クラブ（ＣＦＣ）の指導・育成

市の幼稚園児及び保育園児により結成されている幼年消防クラブに対し、火の恐ろしさや避難等に関する指導を行う。

7 住宅火災の予防

近年、住宅火災による死者数が急増していることから、広報誌、市ホームページ、ちらし等による広報を行うとともに、火気の手扱い、住宅用火災警報器等の設置・維持、消火準備について指導する等、予防対策を積極的に推進する。

8 空家火災の予防

放火・火遊び等による火災のうち、空家が出火場所となる火災事例が増加していることから、広報紙、市ホームページ、ちらし等による広報を行うとともに、空家の所有者に対し、侵入の防止、ガス及び電気の遮断等の措置を講ずることを指導する。

9 事業所・企業に対する指導

(1) 消防計画の作成

消防法に定める多数の人が利用する事業所・企業等は、防火管理者を選任し、風水害に対する事前対策及び応急対策を含めた消防計画を作成する。

(2) 防火管理体制の推進

消防計画に基づき、消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検、整備、火気使用設備器具の点検、従事者に対する防災教育の実施などを行うよう指導し、出火の防止等、事業所・企業等における防火管理体制の推進を図る。

さらに、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている高層建築物、地下街、雑居ビルについては、共同防火管理体制の確立を推進し、特殊な建築物の防災体制の強化を図る。

10 消防水利の整備

(1) 消火栓・防火水槽の整備

消火栓・防火水槽は、火災時に基幹的な消防水利としての機能が期待されることから、火災の初期消火段階から延焼火災の消火まで、各段階に応じた消火活動に有効に機能しなければならない。このため、他の消防水利の活用を勘案した効果的な配備に努める。

(2) 消火栓・防火水槽以外の消防水利の整備

消火栓、防火水槽を補完する消防水利として河川、海、池等の自然水利、農業用水、プール、井戸等の多様な水利を確保し、これらが消火活動に有効に活用できるよう施設等の管理者の協力のもとに機能確保に努める。

第3 大規模火災対策

1 特殊な防火対象物及び区域に対する予防措置

(1) 事前計画の策定

ア 警防計画

消防署長は、適切な消防活動が行われるよう警防計画を策定し、火災における基本的な対策を講じる。

(イ) 特殊対象物警防計画

- ・政令指定対象物（消防法（昭和23年法律第180号。以下「消防法」という。）第8条第1項の規定によりそれぞれ政令で定める特定の防火対象物（次に該当するものを除く。）で火災防ぎょ上必要と認めるもの。
- ・中高層建物（階数が4以上（地階を含む。）のもの）で火災防ぎょ上必要と認めるもの。
- ・危険物製造所等（消防法第10条に規定する施設）、大量ガス貯蔵施設等で火災防ぎょ上必要と認めるもの。
- ・上記に掲げるもののほか特殊対象物で火災防ぎょ上必要と認めるもの。

(ロ) 危険区域警防計画

- ・木造家屋密集地域等火災防ぎょ上必要と認める区域。

(2) 消防訓練及び警防調査の実施

ア 消防訓練

避難誘導、初期消火等の初動体制を確立させるため、防火対象物の関係者に対して自主的に消防訓練を実施させるとともに、消防部隊の防ぎょ方策を研究向上させるため、適宜消防訓練を実施するよう努める。

イ 警防調査

火災発生時における消防部隊の活動を迅速かつ的確に行うため、次の事項を調査する。

- ・地水利状況

- ・消防隊が活用する消防用設備等の有無
- ・部署障害
- ・架梯障害
- ・活動障害
- ・活動危険
- ・その他

2 大火危険気象に対する予防措置

(1) 消防機関の点検整備と災害時の出動体制

消防機関は、消防機械の点検整備をするとともに、災害時の出動体制を確立するものとし、所要の計画をあらかじめ定めておく。

(2) 火災発生防止の緊急措置

消防機関は、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、予防広報計画をあらかじめ定めておく。

(3) 防火対象物の警戒

消防機関は、防火対象物の警戒措置が十分行われるように、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等、火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合、著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物、又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議のうえ、消防計画に定めておく。

第4 各主体の役割

1 市民

- ア 各家庭における備えの充実
- イ 消火活動体制の構築
- ウ 自主防災組織間の連携
- エ 消防訓練等の実施

2 事業所・企業

- ア 消防計画の作成及び従業員に対する消防計画の周知の徹底
- イ 実務講習等の教育、定期的な訓練の実施
- ウ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- エ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置の実施
- オ 消防用設備の適正な設置及び維持管理

3 県

- ア 防火意識の普及促進
- イ 自主防災組織の育成強化
- ウ 消防設備士等の活用

4 市

(1) 市

- ア 出火防止のための防火対策・防火意識の普及・啓発
- イ 初期消火活動等の徹底
- ウ 消防力の強化
- エ 特定防火対象物に対する避難経路の確保や防火管理の指導
- オ 防火管理者を置く事業所に対する各種訓練等を通じた指導

第31節 林野火災予防

【市】産業振興部、消防本部

【関係機関】県（農林水産部）、富山森林管理署、富山県西部森林組合

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、市及び県、林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火意識の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

＜対策の方針（達成目標）＞

県、市、森林組合及び林野の所有者等は、平時から林野火災の予防上必要な環境整備に努める。県、市、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、平時よりパトロールや火災予防などに努める。

第1 林野火災予防に関する取り組み

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 防火林道等の整備

富山森林管理署、県、市は、防火林道、防火森林の整備等を実施する。

(2) 自主的な森林保全管理活動

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

2 広報活動の実施

県、市及び防災関係機関は、林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、農山村住民、小中学校生徒等を重点にして広報活動を実施することとし、駅、市役所、学校、登山口等にポスターや警報板等を配備するほか、テレビ、ラジオ、有線放送、新聞等の報道機関等を通じて、林野火災予防思想の普及、啓蒙を図る。

3 予防体制の強化

県、市、富山森林管理署、森林組合、消防本部等は連絡調整を図り、林野火災予防資機材の適切な配備、管理を含め、効果的な予防体制を確立することとし、特に次の事項に重点をおき実施するものとする。

(1) 簡易防火施設の整備

森林レクリエーション施設等の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における簡易防火施設等を整備するものとする。

(2) 地区巡回パトロール

県は、特に入林者の多い箇所、期間等を考慮して、森林保全巡視員を配置し、地区巡回パトロール等を実施するものとする。

(3) 火入れ規制の徹底

市は、乾燥、強風等の気象条件に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適正に行う。

(4) 消防訓練等の実施

林業関係者、消防機関等は密接な連携のもとに、消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を講ずるものとする。

(5) 予防組織の育成強化

県、市及び防災関係機関は、森林所有者等による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

第2 各主体の役割

1 森林所有者等

ア 自主的な森林保全管理活動の推進

2 県、森林管理署等

ア 防火林道、防火森林の整備

イ 広報活動の実施

ウ 地区巡回パトロールの実施

エ 森林所有者等による自主的な予防活動の組織の育成強化

オ 林野火災予防資機材の配備・管理

3 市

ア 防火林道、防火森林の整備

イ 広報活動の実施

ウ 乾燥、強風時における火入れ規制の実施

エ 森林所有者等による自主的な予防活動の組織の育成強化

オ 林野火災予防資機材の配備・管理

カ 消防訓練、研究会等の開催

第32節 廃棄物処理体制の整備

【市】生活環境文化部、上下水道局

【関係機関】県（生活環境文化部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人富山県産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽協会、一般社団法人富山県構造物解体協会）

大規模な災害の発生後、大量に発生する廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物・落下物等を適切、かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を図っていく必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、風水害発生時において発生することが想定されるごみ、災害廃棄物、し尿の処理などについて定めた災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理施設の浸水防止対策の強化や応急復旧体制の整備に努める。

第1 計画の策定等

1 市民の取り組み

ア 各家庭において、宅地の嵩上げなどの住宅の浸水対策に努める。

イ 市の広報、防災訓練等を通じて、災害により発生する災害ごみの排出方法や仮設・携帯トイレ等の使用方法等の理解に努める。

2 県の取り組み

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(1) 県内市町村間の広域処理体制の整備

県内市町村のごみ・し尿収集、処理能力を把握し、災害発生時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2) 関係団体との協力体制の整備

し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、国、近県、市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

3 市の取り組み

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用指針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関等との連絡体制、市民への広報の方法、仮置場の配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について、防災訓練等を通じて啓発を行う。

ウ 道路や宅地内等の土砂堆積物の排出体制及び搬入先の確保等に努める。

(2) 廃棄物処理施設の浸水対策等

ア 施設の浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度の能力に余裕を持った施設の整備に努める。また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) し尿、ごみ等の処理体制の整備

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備

し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保

災害発生時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

ウ 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

(4) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、風水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

国、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）及び地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

4 関係機関の取り組み

(1) 富山県環境保全協同組合

- ア 市からの要請によるし尿・災害ごみの収集、運搬に備える。
- イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。

(2) 一般社団法人富山県産業資源循環協会

- ア 市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。
- イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(3) 公益社団法人富山県浄化槽協会

- ア 市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。
- イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) 一般社団法人富山県構造物解体協会

- ア 市からの要請による損壊家屋の解体に備える。
- イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

5 積雪期を想定した対策

積雪期においても廃棄物等の処理が遅滞なく実施できるよう、搬送路や災害廃棄物の仮置場の除雪体制や、関係機関等との連絡体制の確立を図る。

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 宅地の嵩上げなどの住宅の浸水対策
- イ 災害ごみの排出方法や仮設・携帯トイレ等の使用方法等の理解

2 県

- ア 県内市町村のごみ・し尿収集、処理能力の把握、災害時の廃棄物処理の広域応援体制の整備
- イ 処理施設、運搬車両の確保について、国、近県、市町村及び関係団体を含めた協力体制の整備

3 市

- ア 災害廃棄物処理計画の策定
- イ 廃棄物処理施設の強化等
- ウ し尿、ごみ等の処理体制の整備
- エ 近隣市町村、関係機関等の災害時協定等による協力体制の整備

4 関係機関

- ア 市からの要請による災害ごみの収集、運搬、処分、損壊家屋の解体への備え
- イ 組合員・会員への緊急連絡体制の整備

第33節 飲料水・食料・生活必需品等の確保

【市】総務部、産業振興部、生活環境文化部、福祉保健部

【関係機関】市民、事業所・企業（福祉施設、病院、応援協定企業、学校）、国（北陸農政局富山県拠点）、県（危機管理局、厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、一般社団法人富山県トラック協会、相互応援協定自治体）

災害時には、住家や施設の被災により、生活物資が一時的に不足することが想定される。そのため、平時より生活物資の備蓄により災害に備えるとともに、近隣もしくは遠隔地の自治体との災害時相互応援協定及び民間事業者との協定の締結など、物資等を確実に供給できる体制の確立が必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市民（各家庭、企業等事業所、学校等）は、災害発生から、物流の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）を自らの備蓄で賄う。

市は、県と連携し、災害備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を各小学校へ分散備蓄するとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間事業者等と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、又は、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性及び子どもにも配慮する。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

災害時応援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料及び生活必需品を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備する。

第1 体制の整備

1 市民の取り組み

ア 各家庭において、家族の最低3日分（推奨1週間分）程度の物資等の備蓄に努める。

イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から最低3日分（推奨1週間分）程度の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保する

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保する。

オ 自動車へのこまめな満タン給油

カ その他災害時に必要な物資の備蓄に努める。

2 事業所・企業等の取り組み

(1) 事業所・企業の取り組み

- ア 長距離通勤者等で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努める。
- イ 企業等事業所は業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。

(2) 福祉施設・病院等の取り組み

- ア 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

(3) 災害時相互応援協定企業の取り組み

- ア 協定に基づき流通在庫等により緊急供給ができる体制を整備する。
- イ 緊急輸送・配付ができる体制を整備する。

3 県の取り組み

(1) 物資の緊急供給体制の確立

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達を整備する。
- ウ 地域の住民組織、ボランティア等による協力体制を整備する。
- エ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。

(2) 市に対する支援体制の整備

市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。

(3) 災害備蓄に関する市民への普及啓発

一般家庭、企業等事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食糧・物資の供給計画について、普及啓発する。

4 市の取り組み

(1) 物資の緊急供給体制の確立

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織、ボランティア等による協力体制を整備する。

(2) 停電時における施設・設備の機能確保

停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(3) 備蓄に関する住民への普及啓発

- ア 市民、企業等事業所等に対し、備蓄の重要性及び、災害時の食糧・物資の供給計画について、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

ウ 感染症対策として有効である、マスク、消毒液、その他災害時に必要な物資の備蓄を奨励する。

5 関係機関の取り組み

(1) 日本赤十字社富山県支部

- ア 非常用食糧や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

(2) 一般社団法人富山県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第2 備蓄の実施

1 備蓄箇所

災害時において避難を余儀なくされた住民に対し、救援活動および復旧活動が本格化するまでの期間（おおむね3日間を想定）、一定の食料および生活必需品、資機材の備蓄を行う。

備蓄は県・市・協定団体がそれぞれ実施するものとし、以下の拠点備蓄および分散備蓄の考え方のもと、備蓄量を確保する。

内容、種別	備蓄箇所
分散備蓄	各校下の拠点避難所等（29か所（小学校、義務教育学校、旧小学校等））
集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター

なお、邑知潟断層帯の地震の被害想定及び地震の被災都市の教訓などを勘案し、災害時の備蓄の充実を図るため、市は災害備蓄計画を策定する。策定に当たっては、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策を検討する。

2 飲料水の確保

市は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの2日間の世帯人数分を確保するよう努める。

ア 県は、次の事項について市町村等を指導する。

- (ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査実施及び利用方法の検討

- (イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導
- (ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成（他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む）
- (エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備
- (オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

イ 市民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。なお、備蓄する量は、一人1日3リットル×世帯人数×最低3日間分（推奨1週間分）とする。

ウ 自治会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保する。

- (ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備
- (イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

3 食料の確保

(1) 非常食の備蓄、調達体制

- ア 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。
- イ 市は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日分（推奨1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。
- ウ 市は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼する。
- エ 県は、市の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄する。
- オ 県及び市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励する。
- カ 県及び市は、非常食の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。
- また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

4 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の備蓄、調達

- ア 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄する。
- イ 市は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図る。
- 特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。
- ウ 市は、住民の家族構成に応じた最低3日分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパーなど必要最低限の生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。
- エ 県及び市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励する。
- オ 県及び市は、生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。
- また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認する。
- カ 特に、間仕切りの確保や簡易ベッド、杖・車いすなどの福祉用具、紙おむつ、生理用品など、高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児等に配慮した生活必需品の備蓄に努める。

(2) 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

- ア 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市は炊事道具の調達先を確保しておく。
- イ 市は、炊出し用のプロパンガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておく。また、災害対応バルク貯槽※の設置により炊出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策危機の活用等も有効である。

※L P ガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のL P ガスの供給設備としても使用できる。

5 要配慮者に対する配慮

(1) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

ア 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

年齢、アレルギーを含む摂食上の障害、腎臓病患者などが、食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

イ 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるように食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレートなどを活用すること。

ウ 文化宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由などにより食べることができない食料がある外国人などに対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

(2) 体制の整備

ア 年齢、性差、障害等により必要となる物資の供給に配慮できる体制を整える。

イ 難病患者に対応した受入体制の充実に努める。

ウ 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療、福祉等の支援と連携を行う。

第3 代替性を備えた輸送拠点の確保

災害時において一部の輸送拠点が利用できなくなった場合でも、輸送活動が継続できるように、以下のように輸送拠点を複数指定する。

内容	輸送拠点
陸上輸送	戸出防災センター（戸出） 万葉の里高岡（東五位） 高岡市地方卸売市場（二塚） 富山産業創造センター（二塚） 荻布倉庫(株)倉庫（能町） 伏木海陸運送(株)倉庫（牧野）
海上輸送	伏木外港（伏木）
航空輸送	富山・福岡場外離着陸場（福岡町）

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点については把握・点検するものとする。

また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

また、輸送業務については、過去の災害の経験から、大規模災害時には自治体職員のみで対応することは困難となることも予想される。そのため、国県と連携するとともに、輸送関連企業と協定を締結するなど、体制の整備を図る。

第4 各主体の役割

1 市民

- ア 各家庭における3日分程度の物資等の備蓄
- イ カセットコンロ等、調理用熱源及び燃料の確保
- ウ 停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- エ その他災害時に必要な物資の備蓄

2 事業所・企業、福祉施設、病院等

(1) 事業所・企業

- ア 帰宅困難者用の必要物資等の備蓄
- イ 業務の継続に必要な人員の必要物資等の備蓄

(2) 福祉施設・病院等

- ア 福祉施設・病院等における、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄

(3) 災害時相互応援協定企業

- ア 協定に基づく、緊急供給ができる体制の整備
- イ 緊急輸送・配付ができる体制の整備

(4) 学校

- ア 災害時に必要な物資の備蓄
- イ 各小学校における備蓄の協力

3 県

- ア 生活必需品の広域市町村圏ごとの分散備蓄
- イ 物資の緊急供給体制の整備
- ウ 市に対する支援体制の整備
- エ 災害備蓄に関する市民への普及啓発

4 市

- ア 物資の緊急供給体制の確立
- イ 備蓄に関する住民への普及啓発
- ウ 物資の備蓄

5 関係機関

(1) 日本赤十字社富山県支部

- ア 非常用食糧や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制の整備
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等についての、県・市との情報交換

(2) 一般社団法人富山県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備えた、夜間・休日等の対応窓口の指定
- イ 会員企業への緊急連絡体制の整備

第34節 学校、保育園等の防災対策・防災教育

【市】福祉保健部、教育委員会

【関係機関】学校等、県（厚生部、教育委員会）

東日本大震災では、日頃から津波等の防災教育が実施されていた小中学校の児童生徒が、迅速に避難することができたという「釜石の奇跡」などの事例もあり、幼い頃からの防災教育が特に重要である。

豪雨や暴風等により災害が発生した場合においては、学校、保育園等における児童生徒、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応が図られるよう、平時より対応を講じておく必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、地域防災計画に沿って、学校、保育園（以下「学校等」という。）の取組を支援するとともに、学校間の連絡網を整備する。また、学校等は災害時に避難所として使用されることから、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できる災害に強い施設づくりを推進する。

学校・保育園は、気象情報毎の登下校の基準や、児童生徒の引き渡しなどの基準の見直し、防災訓練等の予防対策及び応急対策や教職員、児童生徒に対して防災に対する姿勢を身につけるための教育を、次世代にも受けつがれるよう、地域の実態等に応じた学校教育活動を通じて防災教育の徹底を図る。

第1 防災対策

1 学校等の取り組み

(1) 災害時における対策についての備え

市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、下記の予防対策及び応急対策について、あらかじめ検討しておく。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織の編成
- (イ) 避難計画
- (ウ) 施設・設備等の点検・整備
- (エ) 防災用具等の整備
- (オ) 防災教育の実施
- (カ) 教職員の緊急出動体制
- (キ) 家庭との連絡体制の整備

イ 応急対策

- (ア) 災害発生直後の児童生徒の安全確保
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 児童生徒の安否確認
- (エ) 風水害情報の収集、被災状況の把握と報告
- (オ) 下校措置
- (カ) 避難所開設・運営協力
- (キ) 教育活動の再開

(ク) 児童生徒の心のケアなど

(2) 避難計画の策定

児童生徒を安全に避難させるため、災害の状況に応じた避難場所、避難経路、避難方法等について避難計画を作成する。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校等の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行う。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、除雪に際しては避難路の確保に万全を期す。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

児童生徒・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の参集体制の整備

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

また、保育園職員は、災害時の参集体制に応じて、事前に指定された参集場所では応急対策に従事する。

(6) 家庭との連絡体制の整備

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、気象情報に応じた登下校のおおむねの基準、児童生徒の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

2 県の取り組み

(1) 児童生徒に対する防災教育

市教育委員会が行う児童生徒等に対する防災教育の指導助言を行う。

3 市の取り組み

(1) 災害に備えた施設・設備等の整備

災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

避難所として使用される学校施設において、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

- ・和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

- ・受水槽の非常用水栓等の整備
- ・生活雑用水確保のための雨水貯水槽等の整備

イ 設備整備

(ア) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

(イ) ビニールシート、土のう、排水ポンプ等の浸水整備

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット環境等の整備

(3) 学校等に対する支援、助言

市地域防災計画に沿って各学校等の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

第2 防災教育等

1 防災教育の実施

(1) 教職員に対する防災教育

校長は、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童生徒に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

県は、風水害の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講習会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(2) 児童生徒に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科（道徳を含む。）、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。

なお、防災教育の実施に当たっては、児童生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用するとともに、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等を実施する。

ア 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

イ 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにすること。

2 防災訓練の実施

校長、保育園長（以下、「校長等」という。）は、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

- ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう実践的に実施する。
- イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておく。
- ウ 中学校、高等学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。
- エ 気象情報ごとの登下校の基準を明確にするとともに、児童生徒の引き渡しの基準を明確にし、風水害の発生時それぞれの引き渡し訓練を行う。

3 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、特別な支援を要する児童生徒の安全にも十分配慮する。

4 積雪期を想定した対応

各学校や学校設置者は、防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

第3 各主体の役割

1 学校等

- ア 施設・設備等の点検・整備
- イ 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備
- ウ 教職員の参集体制の整備
- エ 家庭との連絡体制の整備
- オ 防災教育の実施
- カ 防災訓練の実施
- キ 要配慮者に対する配慮
- ク 積雪期を想定した対応

2 県

- ア 児童生徒に対する防災教育

イ 専門的知識や防災資機材の取り扱い、応急救護、メンタルヘルス等に関する講習会の実施

3 市

- ア 災害に備えた施設・設備等の整備
- イ 地域防災機能の強化に対応した施設整備
- ウ 学校等に対する支援、助言

第35節 文化財の保護対策

【市】教育委員会

【関係機関】

文化財所有者・管理責任者、市民、関係団体（自衛消防隊）

高岡市における文化財は、歴史ある本市の貴重な財産であり、後世に引き継いでいくべきものであり、これらの文化財が極力守られるように努めるとともに、観光客などに対する安全対策などにも配慮していく必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、防災計画に基づき、施設・設備等の定期的な安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保し、年1回以上避難訓練を実施する。

文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備を図るとともに、自衛消防隊等を結成するなど、自主的な防災訓練を行い文化財の保護に努める。

第1 文化財保護のための予防対策

1 文化財所有者・管理責任者の取り組み

災害が発生した場合、もしくは被害が発生すると懸念される状況が継続している場合は、施設の休館などの措置を講ずるとともに、文化財等の保護に努める。

ア 文化財の日常管理に心がけるとともに、災害に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

イ 民間で文化財、收藏施設等を有する場合、その管理者は、市の防災計画に準じて防災計画を作成する。

ウ 自衛のための防災組織を編成するとともに、管理者あるいは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。

エ 施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保する。

オ 避難訓練を定期的の実施し、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

2 市民等の取り組み

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

また、地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

3 市の取り組み

(1) 施設・文化財の予防対策

ア 市で文化財、收藏施設等を有する場合、その管理者は、防災計画を作成する。

- イ 自衛のための防災組織を編成するとともに、管理者あるいは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。
- ウ 施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保する。
- エ 避難訓練を定期的実施し、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

(2) 指定文化財への対策

- ア 国及び県指定等文化財及び伝統的建造物
市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。
- イ 市指定等文化財
文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(3) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4 自衛消防隊の取り組み

各文化財（施設）における自衛消防隊は、災害により文化財等が出火した場合に備え、消火設備等の資機材を設置するとともに、災害時における初動体制や役割分担をあらかじめ定めておく。

第2 文化財における対策

(1) 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備等を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、災害時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

第3 各主体の役割

1 文化財所有者・管理責任者

- ア 文化財の日常管理、緊急時における対応体制の確立
- イ 民間における市の防災計画に準じた防災計画の作成
- ウ 防災組織を編成、役割分担の明確化
- エ 施設・設備等の定期的な安全点検、危険箇所、補修箇所の補強・補修
- オ 入館者及び施設利用者の避難経路の表示・安全確認
- カ 積雪時の避難路の確保
- キ 避難訓練の定期的な実施、避難場所の指定

2 市民

- ア 地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護
- イ 緊急時における連絡・援助体制の確立

3 市

- ア 施設・文化財の予防対策
- イ 指定文化財等の現状把握、修理・修復に係る指導・援助
- ウ 防災設備設置の促進や支援

4 関係機関

- ア 消火設備等の資機材の設置
- イ 災害時における初動体制や役割分担の明確化

第36節 ボランティア活動の推進

【市】生活環境文化部、福祉保健部

【関係機関】

県（生活環境文化部）、関係団体（市社会福祉協議会、富山県社会福祉協議会、県内ボランティア団体、富山県民ボランティア総合支援センター、高岡青年会議所）

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重し、災害時の災害救援ボランティア活動が円滑に進められるよう災害救援ボランティアの育成、民間団体との連携、他市町村とのネットワークづくりなど、災害救援ボランティア活動の環境整備に努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

国、県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるために、マニュアルに基づいて、研修等の実施や、市社会福祉協議会及びボランティア団体等の各種団体とのネットワークを形成し、災害救援ボランティアコーディネーターの育成を図るなど体制を整備するとともに、災害時に迅速に対応できるよう、市災害救援ボランティア本部設置訓練を実施する。

また、地域のコミュニティ活動のなかで、中高校生や団塊世代の地域防災活動への参画を図り、災害救援ボランティアに参加できる人材の育成を行うほか、災害時に使用する資機材の確保体制を強化する。

加えて、住民の相互扶助活動の推進を図り、災害時に住民が自主的かつ的確に対応できるような体制づくりに努める。

第1 各主体の取り組み

1 市の取り組み

(1) 災害救援ボランティア活動に対する住民への意識啓発

平時から防災訓練時等の機会を据え、災害救援ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

(2) 地域コミュニティづくり

災害時において、住民の主体的な意思に基づく互助社会の構築が必要なことから、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域における日常的な相互扶助活動を推進し、災害時に的確に対応できるよう防災組織、地区（校下）社会福祉協議会、コミュニティ推進組織等に対し地域コミュニティづくりに向けた支援・指導を行う。

(3) 災害救援ボランティアの育成

講座を通じ、災害救援ボランティアの育成を行う。

(4) 民間団体との連携

必要に応じた災害救援ボランティア活動が行えるよう市社会福祉協議会、高岡青年会議所、ボランティア団体等と連携し、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、ネットワークを形成する。

(5) 災害救援ボランティア本部の設置訓練

災害時において迅速に対応できるよう、マニュアルの作成・充実や、ボランティアの募集など、災害救援ボランティア本部の設置に関する訓練を実施する。

2 関係機関の取り組み

(1) 市社会福祉協議会

平時から市民向けボランティア講座や地区（校下）社会福祉協議会での研修の機会を据え、災害救援ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発及び、地域における日常的な相互扶助活動の啓発を図る。

また、災害時、被災者のニーズ把握からボランティアへ具体的な活動のコーディネートを行うことができる人材の発掘、育成を行う。

(2) その他関係機関

災害時には、県内ボランティア団体、高岡青年会議所等と連携し、以下の業務を実施する。

- ア 高齢者、障がい者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

3 積雪期を想定した対応

市は、積雪期における災害時に迅速な対応が可能となるよう、以下の内容等について、平時より体制の構築および準備に努める。

- ア 被災者ニーズの把握
- イ 現地事務所の設置場所の検討
- ウ 災害救援ボランティア活動の対象・範囲の検討
- エ ボランティアの受入れ態勢の検討
- オ 活動用資機材の確保

第2 各主体の役割

1 市

- ア 災害救援ボランティア活動に対する住民への意識啓発
- イ 地域コミュニティづくり
- ウ 災害救援ボランティアの育成
- エ 民間団体との連携

オ 災害救援ボランティア本部の設置訓練

2 関係機関

(1) 市社会福祉協議会

- ア 災害救援ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発
- イ 地域における日常的な相互扶助活動の啓発
- ウ 人材の発掘、育成

(2) その他関係機関

- ア 災害救援ボランティアへの意識啓発
- イ 民間団体との連携
- ウ 地域コミュニティづくり

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部の組織・運営

【市災害対策本部】本部事務局

【関係機関】各関係機関

大規模災害時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で重要であり、速やかに災害の対策を講じる本部を設置し、できる限り迅速かつ的確な応急対策を実施する必要がある。

大規模災害発生時において、市及び防災関係機関は、平常時に各部署が持つ専門知識や人的ネットワークを最大限に活かした被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

市は、あらかじめ定めた本部設置基準により本部体制を確立し、状況に応じた職員の参集、本部事務局体制の強化や現地災害対策本部の設置など、本部機能の強化を図るとともに、関係機関との連携を図り、災害に対し高岡市の総合力をもって当たる。

また、庁舎の浸水等により本部機能が喪失した場合は、あらかじめ定めた施設を代替施設として使用する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報等発表	職員の配備
災害対応が必要な場合	災害警戒本部第一体制の設置 稼働可能職員の確認
高齢者等避難	災害警戒本部第二体制の設置
避難指示	災害対策本部の設置 第1回本部会議の開催
災害による被害発生中	本部会議の開催 現地災害対策本部会議の設置 災害救助法の適用
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	本部組織の見直し再編
事後1週間以内	激甚法の指定

災害対策本部会議の確認協議事項

避難指示	被害発生中	被害発生中(規模拡大)
○状況把握 ・土砂災害警戒情報の発表、土砂災害緊急情報の通知【4節】 ・地域の状況等把握【4節】 ・住民避難状況の把握【4節】 ・職員参集状況の確認【4節】 ・水位情報・気象情報の把握【5節】 ・要配慮者の避難状況の把握【15節】 ・食料供給量の把握【44節】 ・在校児童生徒の状況把握【50節】 ○情報提供・伝達 ・避難情報の発令【5、7節】 ・避難指示【7節】 ・その他、初動対策に必要な情報の提供【7節】 ○応援要請	○状況把握 ・洪水・土砂災害などの発生状況の把握 ・火災の発生状況の把握【4節】 ・人的被害および住宅被害状況の把握【4節】 ・市有施設（防災拠点・指定避難場所）の状況把握【4節】 ・緊急輸送道路等障害物の情報収集【22節】 ・防災行政無線の疎通状況確認【6節】 ・被災地との通信インフラ確認【6節】 ・防災相互波の開局確認【6節】 ・医療機関の状況・受入可否【19節】 ・道路の被災状況【21節】 ・鉄道の被災状況【32節】 ・放送事業の被災状況【33節】 ・ライフラインの被災状況【34-38節】 ・危険物等施設の被災状況【40節】 ○情報提供・伝達 ・市長の第一声 ・被害状況の発表【7節】 ・交通に関する情報の提供【7節】 ・避難所に関する情報の提供【7節】 ・医療機関に関する情報の提供【7節】 ・市民等の安否に関する情報の提供【7節】 ・保護者への安否情報の提供 ○応援要請	○状況把握 ・洪水・土砂災害などの発生状況の把握 ・人的被害および住宅被害状況の把握【4節】 ・地域の被災状況の把握 ・市管理施設（道路・河川・砂防）の状況把握【4節】 ・医療機関の被災状況・受入れ可否 ・医療ボランティアの把握 ○情報提供・伝達 ・被害状況の発表【7節】 ・避難所に関する情報の提供【7節】 ・医療機関に関する情報の提供【7節】 ・市民等の安否に関する情報の提供【7節】 ・保護者への安否情報の提供 ○応援要請

○対応決定 ・避難所の開設【11節】	・緊急消防援助隊への派遣要請【2節】 ・応援協定に基づく応援要請【2節】 ・自衛隊の派遣要請【2、3節】 ・トイレ関連協定業者への応援要請【12節】 ○対応決定 ・通信インフラ確保【6節】 ・避難住民のとりべき措置【8節】 ・警戒区域の設定【9節】 ・孤立者等の救助【42節】 ・重傷者等の搬送【18節】 ・医療対策本部の設置【19節】 ・道路等の交通規制【20節】 ・治山・砂防施設等の緊急措置【23節】 ・河川・海岸施設等の緊急措置【24節】 ・緊急交通路の確保、医療物資等の搬送【47節】 ・行方不明者の捜索【48節】 ・遺体の捜索【49節】 ・学校より保護者等への安否情報の提供【50節】 ・県災害救援ボランティア本部設置【54節】	・民間団体等に対する要請 ・JARL 高岡クラブに協力要請 ・食料・生活必需品等供給に基づく広域応援要請 ○対応決定 ・要配慮者の移動 ・食料等の輸送 ・福祉避難所開設 ・重要通信の確保 ・病院等重要施設の復旧 ・道路の啓開、緊急措置【22節】 ・治山・砂防施設等の二次災害の防止措置【23節】 ・河川・海岸施設等の二次災害の防止措置【24節】 ・農地・農業用施設等の緊急措置【27節】
---	---	--

第1 災害発生時等の活動体制

1 出動体制および基準

市は、市内において風水害等による大規模な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、次の出動体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

出動基準等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出動担当
- 大雨、洪水警報発表 - 台風など、風水害の発生の恐れがある場合	警戒体制	—		情報収集伝達班（初動体制）
- 大雨、洪水警報発表 - 各河川が氾濫注意水位を観測し、なお水位の上昇の恐れがあるとき - 土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で判定基準を超過、又はさらに高まると予想される場合	第1次 出動体制	災害警戒本部 第1 本部長：副市長 副本部長：総務部長	気象情報及び被害状況の把握を主に実施する。	- 災害警戒本部第1体制 事務局員 - 主管課長
- 大雨、洪水警報発表 - 河川水位が氾濫注意水位を観測し、1時間後に避難判断水位に達すると予想されるとき - 土砂災害警戒情報の発表があったとき	第2次 出動体制	災害警戒本部 第2 本部長：市長 副本部長：副市長	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	- 災害警戒本部第2体制 事務局員 - 部局長 - 各部局の部局長があらかじめ指定した職員
- 特別警報発表時 - 大雨、洪水警報発表 - 河川水位が避難判断水位を観測し、2時間後に氾濫危険水位に達すると予想されるとき - 甚大な被害の災害の発生が見込まれるとき、又は発生したとき	第3次 出動体制	災害対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長	被害状況に応じて災害対策本部を設置する。	全職員

2 職員の動員・配備

市内において風水害等による大規模な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、災害応急対策を推進するため、本部長は職員を動員し、必要と認められる配備体制をとる。

職員は、勤務時間外又は休日においても、出勤基準で定められた風水害等が発生した場合には、あらかじめ指定された配備場所に自主的に参集する。また、出勤途上において可能な限り被害状況を調査し所属する班長へ報告する。

ただし、災害その他の事情により、所定の部署に到達できない場合は、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、その旨を所属長に報告する。

第2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

1 災害対策本部等の設置

前述の市内において災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条2の規定により、高岡市災害対策本部（以下本章において「本部」という。）を本庁車庫棟2階会議室に設置し、災害応急対策を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置基準

- ア 市域もしくは相互応援協定先において大規模な風水害や土砂災害、雪害等の発生のおそれがある場合で、避難指示等を発表・発令すると見込まれる場合
- イ 市域もしくは相互応援協定先において大規模な風水害や土砂災害、雪害等が発生し、又は発生する恐れがある場合で、必要があると認めた場合
- ウ 臨時庁議において本部設置の必要性が認められたとき
- エ 特別警報の発令時

なお、災害時の庁舎の倒壊、浸水等による本部機能が喪失した場合、以下の施設を災害対策本部の代替施設とする。

第1順位	消防本部 3階講堂
第2順位	福岡支所 401会議室

(2) 災害警戒本部(第2)の設置基準

市長は、以下の事態に示すような、梅雨前線の活性化や台風の接近などにより風水害や土砂災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要となると予想される場合、必要に応じて各部局長、各部局の部局長があらかじめ指定した職員を招集し、災害警戒本部第2体制を車庫棟2階会議室に設置する。

職員の配備については、警戒配備体制をとり、あらかじめ定める事務分掌により被害状況の把握及び情報収集に努める。

- ア 災害対策本部あるいは現地災害対策本部の設置を検討するとき
- イ 小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき
- ウ 現在は少雨で河川水位が低くても、今後、大雨が予想され、河川水位の急激な上昇、被害の発生のおそれがあるとき
- エ 高齢者等避難を発表・発令すると見込まれる場合

(3) 災害警戒本部（第1）の設置基準

副市長は、以下の事態に示すような、梅雨前線の活性化や台風の接近などにより風水害や土砂災害等が発生し、又は発生する恐れがあり、災害への対応が必要となると予想される場合、必要に応じて各部局の主管課長を招集し、災害警戒本部を車庫棟2階会議室に設置する。

職員の配備については、警戒配備体制をとり、あらかじめ定める事務分掌により被害状況の把握及び情報収集に努める。

ア 小規模な被害が発生しているが、災害対策本部の設置には至らないとき

イ 現在は少雨で河川水位が低くても、今後、大雨が予想され、河川水位の急激な上昇、被害の発生の恐れがあるとき

ウ 土砂災害警戒情報が発表されたとき

(4) 警戒態勢

梅雨前線の活性化や台風の接近などにより、風水害や土砂災害の発生が推量されるときは、情報収集伝達班及び消防本部は警戒態勢をとり、情報収集にあたる。

(5) 災害対策本部の体制

災害対策本部の体制は、高岡市災害対策本部条例及び高岡市災害対策本部運営規程によるものとし、災害対策本部と災害対策本部事務局の体制及び事務分掌をそれぞれ定める。

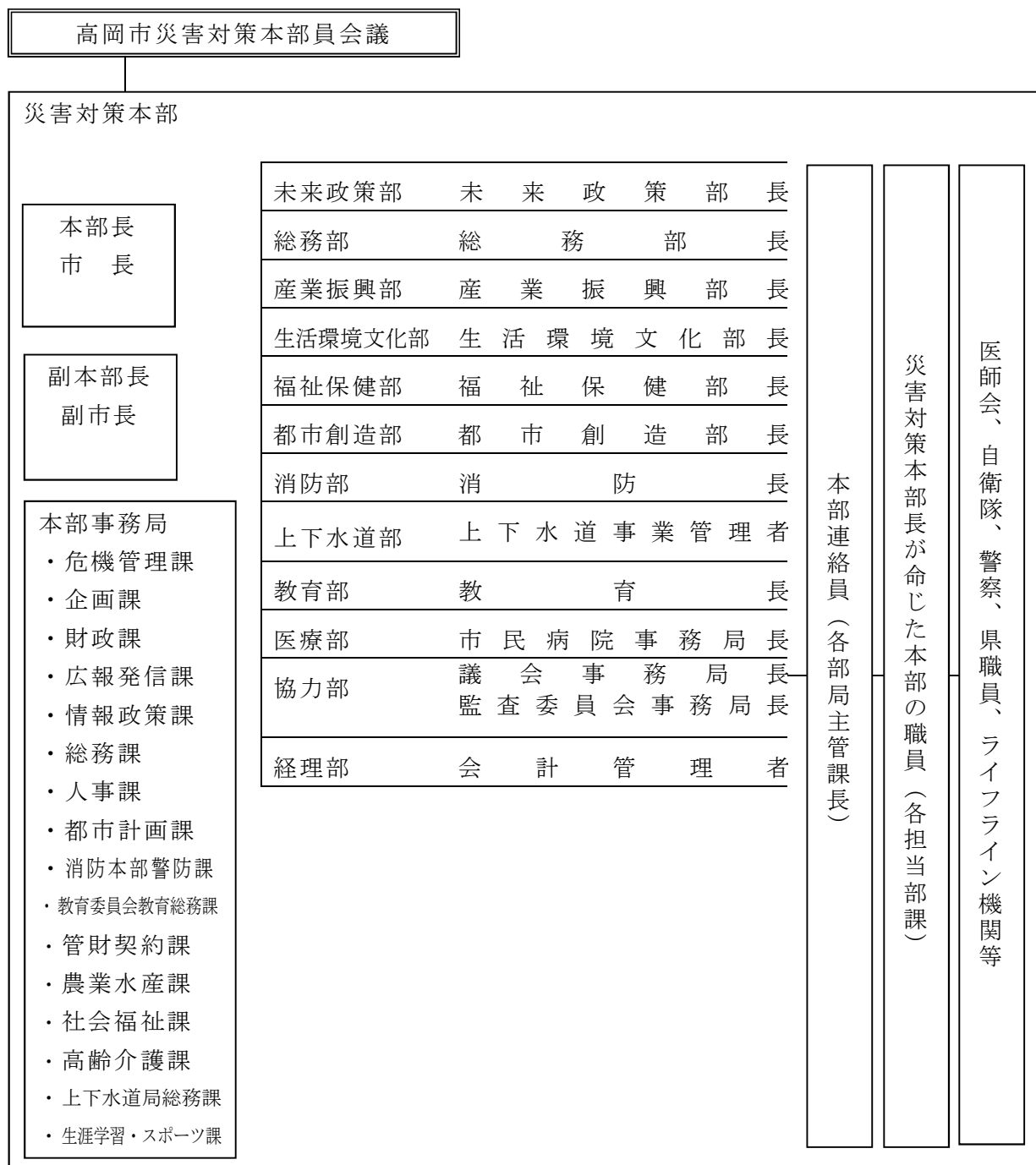
災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順序により指揮命令を確立する。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

また、市は災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、県災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

高岡市災害対策本部等組織



※副本部長は、各部の理事、次長をもって充てる。

2 災害対策本部等の廃止

市長は、市域において災害が発生する危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。

なお、本部の廃止の通知は設置したときに準じて行う。

3 災害対策本部等の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理課、企画課、財政課、広報発信課、情報政策課、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、管財契約課、農業水産課、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、生涯学習・スポーツ課を主とし、あらかじめ定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。

4 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置基準

災害発生により一部の区域に被害が集中し、当該区域での情報収集、災害応急対策を講ずる上で本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部（以下本章において「現地本部」という。）を伏木、戸出、中田、福岡支所に設置する。

なお、災害時の支所庁舎の倒壊、浸水等による現地本部機能が喪失した場合、近隣の公共施設を現地本部の代替施設とする。

(2) 現地本部の組織及び運営

現地災害対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者を充て、現地災害対策本部員及び要員は本部長と現地災害対策本部長が協議のうえ、現地災害対策本部長が指名する者を充てる。

現場本部の運営については、災害対策本部に関する規定を準用するとともに、現地の被害状況の把握ならびに急を要する人命救助等の応急対策及び復興に向けた事務について、災害対策本部と連絡を保ちつつ適切な対策を講じる。

(3) 現地本部の廃止

市長は、現地において災害が発生する危険が解消したと認められるとき、又は主要な災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは本部を廃止する。

なお、本部の廃止の通知は設置したときに準じて行う。

5 設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部、現地災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県知事及びその他関係機関にその旨を通知する。

第3 避難所の開設

1 避難所の開設

市長は、災害の状況に応じて、施設管理者、住民等と協働で避難所の開設及び近隣住民の避難誘導を行うとともに、各所属長を通じ、あらかじめ指名する避難所要員に避難所の開設及び避難誘導を指示する。

2 避難所の運営

避難所の運営は、「第11節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に基づき行う。

第4 各主体の役割

1 県

- ア 災害対策本部への職員の派遣

2 市

- ア 災害対策本部の設置・廃止
- イ 現地災害対策本部の設置・廃止
- ウ 災害警戒本部の設置・廃止
- エ 避難所の開設・運営
- オ 総合相談窓口の設置（罹災証明の発行、応急住宅の希望者の受付等）
- カ 被災者支援説明会の開催

3 関係機関

- ア 防災関係機関における、災害対策本部への職員の派遣

第5 その他

1 総合相談窓口の設置

災害応急対策、復旧・復興対策を実施するにあたり、総合相談窓口を1階ロビーに設置し、罹災証明の発行、応急住宅の希望者の受付などを行う。受付はあらかじめ作成しておいた対応マニュアルを活用することで、円滑な窓口対応に努める。

2 被災者支援説明会の開催

必要に応じて様々な手続きに関する被災者支援説明会を開催する。

- ア 経済生活面の支援に関すること
- イ 住まいの確保・再建支援に関すること
- ウ 自営業者・中小企業者への関すること
- エ その他被災者支援に関すること

第2節 防災関係機関の相互協力体制

【市災害対策本部】本部事務局、消防部

【関係機関】

県（危機管理局）、関係団体（災害応援協定締結団体）

大規模災害時において、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

市は、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、「高岡市災害時受援計画」に基づき、国、県、近隣の自治体、および遠隔地の災害時相互応援協定締結団体や民間企業・団体との応援協定締結企業等の受援体制を確保する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報等発表	
災害対応が必要な場合	国交省との協定に基づくリエゾンの派遣要請
高齢者等避難	
避難指示	国・県への的確な避難指示等の助言と要請
災害による被害発生中	消防本部から緊急消防援助隊へ派遣要請 応援協定に基づく応援要請 県を通じ自衛隊に派遣要請 民間団体等に対する要請 受け入れ態勢の確保

第1 業務の内容

1 時系列区分による応援要請

段階	応援要請の内容	具体的内容
第1段階	人命の救護に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請	ア 救出・搬送用人員、資機材 イ 医療に関する応援 ウ 火災の鎮圧及び救助・救急に関する応援 エ その他状況に応じた応援
第2段階	災害対策に必要な応援要請	ア 必要物資の供給、輸送に関する応援 イ 給水等ライフライン応急対策に関する応援 ウ 遺体保護・防疫などに関する応援 エ その他状況に応じた応援
第3段階	復旧対策に必要な応援要請	ア 復旧対策に関する応援 イ その他状況に応じた応援

2 市が実施する行政機関に対する主な応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県知事	1. 指定地方行政機関職員の派遣あっせん要請 2. 他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 3. 応援の要求及び応急措置の実施要請 4. 職員の派遣要請 5. 消防庁への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17 消防組織法第44条の3
他の市町村長等	1. 応援の要求 2. 職員の派遣要請 3. 災害応援に関する協定に基づく要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防組織法第39条
民間企業	1. 飲料水や食料品などの提供 2. 物資の収受・仕分け・輸送の依頼 3. 災害時の遺体処理	※応援協定締結企業

3 災害時における応援・代行

(1) 国・県による応援・代行について

被災により高岡市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、国又は県は、応急措置を実施するため、市に与えられた権限の一部をもって、実施すべき応急措置の全部又は一部を代行することができる。

(2) 国による広域一時滞在の協議について

市及び県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、国が広域一時滞在のための協議を代行することができる。

4 市が行う応援要請

(1) 応援要請の内容

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、関係機関等に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

〈応援要請事項〉

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を希望する人員、物資等
- ・ 応援を必要とする場所、期間
- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ その他必要な事項

〈職員派遣要請事項〉

- ・ 派遣を要請する理由

- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣を要請する職員の職種別人員
- ・その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関に対する要請

ア 本部長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。また、本部長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長（地方気象台等）へ当該避難指示等に関する事項について、発令のタイミングと避難の必要な区域など必要な助言を求める。

イ 指定地方行政機関の長は、応援協定により職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

ウ 北陸地方整備局

北陸地方整備局は、一般被害情報や市所有公共土木施設の被災情報等を収集する一方で、同局が管理する河川・道路や応援等のに関する情報を提供する。また、被災した場合や災害対策本部を設置した場合の他、国が必要と認めた場合は、市の要請なしに職員を派遣することとしている。

(3) 県への要請

本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、県に対し次により応援（あっせんを含む）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。また、本部長は、富山県知事へ当該避難指示等に関する事項について、発令のタイミングと避難の必要な区域など必要な助言を求める。

ア 連絡先及び方法

県防災・危機管理課へ富山県総合防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAXで行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にFAXで処理する。

イ 県は、本部長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援を行う。

(4) 他の市町村に対する要請

ア 本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは資料編「災害時相互応援協定」に基づき応援協定締結市町村の長に対し応援を要請する。

イ 本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

(5) 防災関係民間団体等に対する協力要請

ア 本部長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、資料編の各種協定に基づき協定締結団体の長に対し応援を要請する。

イ 市は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、市域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

〈応援協力を要請する主な民間団体等〉

- (ア) 農林水産業、商工業、建設業、運送業、社会福祉等の産業別団体
- (イ) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体

(ウ) その他市に対して協力活動を申し出た団体、N P O

5 県が行う応援要請

県は、市からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。また、富山県知事は、本部長から当該避難指示等に関する事項について、発令のタイミングと避難の必要な区域など必要な助言を求められた場合、応答義務により支援を行う。

また、平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「応急対策職員派遣制度」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。

- ア 他の市町村への応援の指示又は調整
- イ 他の都道府県への応援の要請
- ウ 全国知事会を通じた応援の要請
- エ 指定行政機関等への応急対策要請
- オ 民間団体への応援要請
- カ 消防庁長官への応援措置の要求
- キ 自衛隊の災害派遣要請
- ク 広域救急援助隊の援助の要求

6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- ア 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、知事、本部長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。
- イ 知事、本部長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったとき、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。また、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長(地方気象台等)は、本部長から当該避難指示等に関する事項について、発令のタイミングと避難の必要な区域など必要な助言を求められた場合、応答義務により支援を行う。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- ア 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。
- イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

8 消防機関に対する応援要請

(1) 近隣消防機関への応援要請

市の消防力に対処することが困難と判断される火災、救助・救急事故等の災害が発生したとき、次に掲げる協定に基づく応援要請を行う。

- ア 富山県市町村相互応援協定
- イ 高岡市・氷見市・砺波市・小矢部市・南砺市・砺波地域消防組合消防相互応援協定
- ウ 富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定
- エ 消防相互応援協定（宝達志水町・羽咋郡市広域圏事務組合）

(2) 緊急消防援助隊の要請

市内において、緊急消防援助隊の応援が必要と判断される大規模災害又は特殊災害が発生したとき、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(3) 富山県消防防災ヘリコプターへの応援要請

市内において、富山県消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断される災害が発生したとき、消防組織法第30条第2項の規定に基づき、富山県消防防災ヘリコプター支援協定による応援要請を行う。

9 受入体制

(1) 情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。また、県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

県及び市は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

(3) 応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

応援部隊	事務室設置場所
高岡市災害対策本部	高岡市本庁舎車庫棟2階会議室
高岡市担当緊急消防援助隊指揮支援本部	高岡市消防本部3階会議室

(4) 宿泊場所の確保

- ア 避難所として指定されていない公共施設とする。

イ 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することが出来ない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。

(5) 車両集結場所の確保

ア 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

イ 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

(6) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、原則として富山県石油商業組合高岡支部の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(7) 食料の供給及び炊事施設の確保

自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

第2 各主体の役割

1 市

ア 関係機関への応援又は職員派遣の要請

イ 受入体制の確立

ウ 高岡市以外の市町村が被災した場合の、被災地の被害状況等に関する情報収集、応援体制の確保

2 県

ア 市及び関係機関が処理する災害応急対策の援助、総合調整

イ 自衛隊の災害派遣要請

3 関係機関

ア 所掌する災害応急措置の速やかな実施

イ 必要に応じた、他の防災関係機関への応援要請

第3節 自衛隊派遣の要請・受入体制

【市災害対策本部】本部事務局

【関係機関】県（危機管理局）、関係団体（陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊）

大規模災害時には、市及び県のみでは災害対応を処理できない場合も想定される。そのため、災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入体制等について定める必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

市は、市民の生命・財産の保護のため必要な応急対策の実施が、他団体等の応援を含め、市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な応急活動の実施体制を確保する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報等発表	
災害対応が必要な場合	
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	被災状況の把握 県を通じ自衛隊に派遣要請 救護活動の実施

第1 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

1 市が実施する手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、知事に対して次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により県防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、本部長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び市に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

〈派遣要請事項〉

- ・災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

2 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	県危機管理局防災・危機管理課国民保護・地域防災担当
住所	930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁本館2階
NTT回線	TEL 076-431-4111（代表） 076-444-3187（直通） FAX 076-444-3489
県防災行政無線	8-80-11-3363

3 派遣要請連絡窓口

(1) 陸・海・空各自衛隊の連絡先

部隊名等 (駐屯地名等)	電話番号	連絡先
陸上自衛隊第14普通科連隊長	076-241-2171 (8-80-22-88-017-111-2389)	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8
海上自衛隊舞鶴地方総監部総監	0773-62-2250 (8-80-22-88-018-451)	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下1190
航空自衛隊第6航空団司令	0761-22-2101	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267

(2) 陸・海・空各自衛隊の整備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

4 派遣要請の内容

(1) 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本になっている。

公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性の原則	差し迫った必要があること。
非代替性の原則	自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

(2) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発表され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
⑨給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
⑪救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑫危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑬その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
⑭予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(3) 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

ア 他の防災関係機関との競合重複の排除

本部長、知事、その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

イ 作業計画及び資機材の準備

本部長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

(7) 作業箇所及び作業内容

- (イ) 作業の優先順位
- (ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (エ) 部隊との連絡責任者連絡方法及び連絡場所

ウ 受入れ施設等の確保

本部長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- (ア) 宿舎（仮宿泊施設は、城光寺運動公園とする）
- (イ) 資機材置場、炊事場
- (ウ) 駐車場
- (エ) ヘリコプター離着陸場

エ 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

(4) 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がないよう本部長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則本部長の撤収要請依頼により決定する。

(5) 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

ア 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料

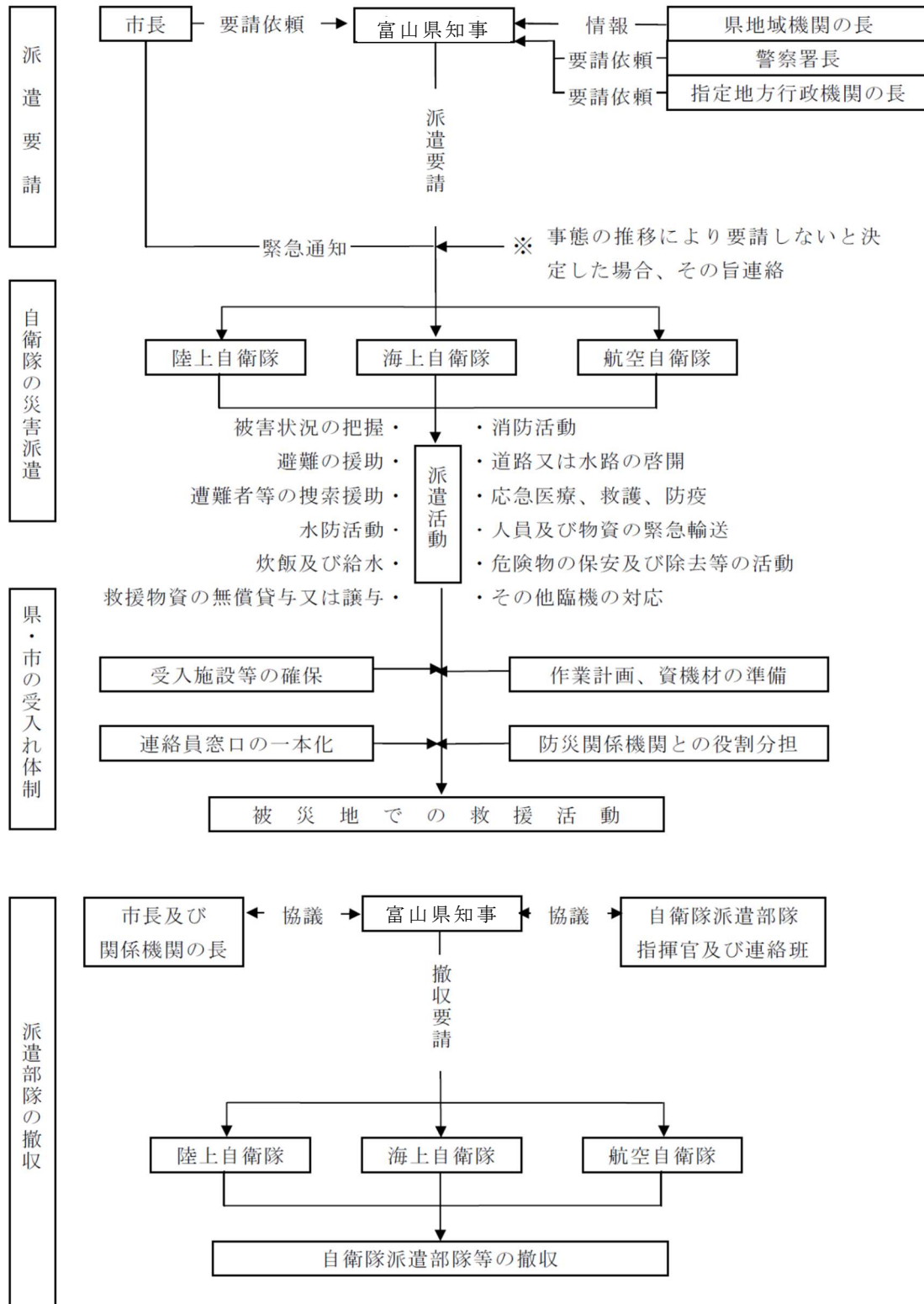
イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等

ウ 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料

エ 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費

オ 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

5 自衛隊の災害派遣フロー図



第2 各主体の役割

1 自衛隊

ア 県の要請による救援活動の実施

2 県

ア 市の要請を受けた場合の、自衛隊への出動要請

3 市

ア 知事に対する自衛隊派遣要請

イ 緊急を有する場合の、部隊への直接依頼

第4節 災害情報の収集・伝達

【市災害対策本部】本部事務局、消防部

【関係機関】県（危機管理局）、関係団体（防災関係機関、ライフライン機関、報道機関、J A R L 高岡クラブ）

被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるもので、その後の災害対策の成否を決定することから、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が求められる。市及び防災関係機関は、相互の連携の下に「迅速な情報収集」、「情報の共有化」に努め、県及び関係機関へ伝達する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、報道機関の報道情報の収集、県や防災関係機関ならびに防災組織等と連携した災害関連情報等の収集を行い、災害対策本部はあらかじめ定めた段階に応じた災害情報について、各機関からの情報を集約し、応急復旧活動に必要な情報を関係各部・各機関に伝達するとともに、県災害対策本部に報告する。また、自主防災組織の会長等と連絡をとり合えるよう、自宅の電話に加え、携帯電話の番号などの把握に努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報等発表	気象情報、水位情報の把握 地域の状況等の把握
災害対応が必要な場合	同上
高齢者等避難	水位情報、気象情報の把握 地域の状況等の把握 避難所の開設
避難指示	同上
災害による被害発生中	災害の発生状況の把握 市所有施設（防災拠点・指定避難所）状況把握 市所有施設（道路・河川・砂防）状況把握 人的被害の把握、県への被災状況の報告 火災の発生状況 医療機関の被災状況・受入可否 インフラ被害棟の被災状況の把握、とりまとめ
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	道路等の公共土木施設の復旧状況 農業土木施設等の被災状況
事後1週間以内	被害金額等の概算集計

第1 災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策の実施のため、災害発生後直ちに被害調査を実施する。災害対策本部を設置したときの実施体制は次のとおりとする。

なお、現地災害対策本部が設置された場合は、第1段階の発災初動期においては、災害対策本部に報告するものとする。第2段階の応急復旧が本格化するのに伴い、本庁担当課と情報連絡を密にし、支所の被害状況を本庁担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

区 分	収集事項	収集要領
災害発生前	・気象情報、水位情報等の状況	
災害発生時		
災害速報 (第1段階)	・災害の発生情報（規模等） ・人的被害 ・火災状況 ・住家被害状況 ・住民避難状況 ・主要道路・施設被害状況 ・ライフライン施設被害状況 ・医療機関被害状況及び医療救護所の設置状況 ・市有施設（防災拠点・指定避難場所）状況 ・福祉避難所の被害状況	・災害発生直後に実施 ・以後詳細が判明の都度報告 ・迅速性を第一とし、市内の被害状況を把握 ・警察、消防を主体とした関係機関から情報を収集 ・職員の出動途上における情報収集 ・住民、自主防災組織等からの通報、聴取
災害速報 (第2段階)	・第1段階調査事項 ・市民等の安否情報 ・非住家被害状況 ・公共施設被害状況 ・都市施設被害状況 ・農林商工業被害状況 ・交通状況（交通規制の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等） ・水や食料、生活物資供給に関する情報 ・保育所の休園や学校の休校等に関する情報 ・災害ごみの処理に関する情報	・一般体制への移行に従い順次実施 ・原則、1日2回、9時、15時現在の状況を提示報告 ・常に被害状況の把握に努め逐次本部会議へ報告 ・第1段階の調査事項を詳細に把握 ・現地調査を行う ・被害の数量的（金額等）把握
災害確定報告 (第3段階)	・各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等） ・被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等） ・生活再建に関する情報（生活再建支援制度等） ・義援金・救援物資の受入れに関する情報 ・被害状況を概算集約	・応急対策終了後10日以内 ・被害状況を数量的に概算集計
復旧進捗報告 (第4段階)	・復旧事業の発注進捗状況	・各部局において発注している復旧工事を把握

第2 被害情報等の収集担当

市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

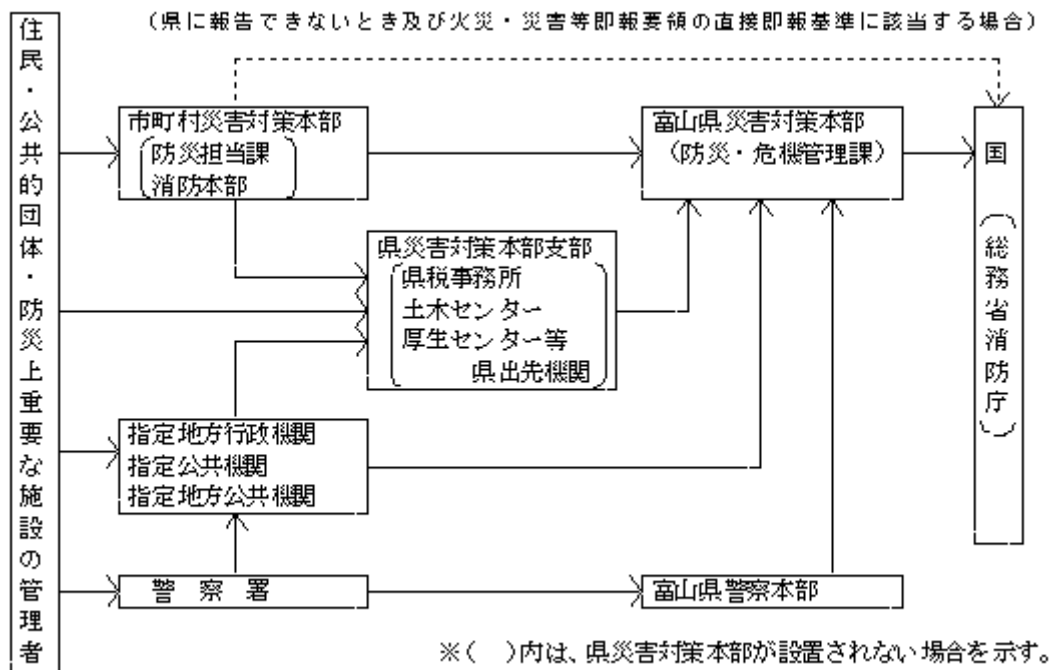
被害項目	担当部班	備考（部局名）
人的・家屋被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
社会福祉施設被害	福祉保健部	福祉保健部
医療施設被害	福祉保健部、医療部、消防部	福祉保健部、市民病院、消防本部
商業・工業被害	産業振興部	産業振興部
農業・水産・林業被害	産業振興部	産業振興部
公共土木施設被害	都市創造部	都市創造部
電力施設被害	産業振興部	産業振興部
ガス施設被害	生活環境文化部	生活環境文化部
上水道施設被害	上下水道部	上下水道局
通信施設被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
鉄道施設被害	未来政策部	未来政策部
市有建築物被害	各施設管理部局	—

第3 被災状況の報告

1 被害情報等の報告の流れ

市は、各段階において把握した被害状況を迅速に県及び防災関係機関、市民等に伝達する。被害報告は、市から県へ、県から国へ行う。県に報告できない場合は、市が直接国の省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。

（被害情報等の収集・伝達系統）



2 被害情報等の報告内容

報告する被害状況に関する内容は次のとおり。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況（人的被害・物的被害・避難状況等）
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

3 災害速報（第1段階）

市は、当該区域内に被害が発生した時は、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的支援が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 市域に被害が発生したとき

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り、早く報告するものとする。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

避難所を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

(2) 県に報告できない場合

県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

総務省消防庁連絡先

回 線	電 話	F A X
総務省消防庁特殊災害室	03-5253-7528	03-5253-7538
総務省消防庁特殊災害室 (休日・夜間)	03-5253-7777	03-5253-7538

(3) 避難状況等の把握

以下の現地対策班等は、避難所や医療施設等の状況や要望をとりまとめ、災害対策本部へと連絡する。

4 災害速報（第2段階）

災害速報（第1段階）における災害応急対策が終了又は軌道に乗り、避難所が縮小されるに従い、順次、第2段階の情報を収集するものとし、本部事務局が災害応急対策の進捗状況から調査事項を決定し、関係部局に指示を行う。

現地災害対策本部が設置された場合は、災害応急対策の進捗に併せ、各部局との情報連絡を密にし、支所の被害状況を本庁担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

5 災害確定報告（第3段階）

各部局は、各部所管事項について、本部会議に報告する。

第4 被害情報等の収集・伝達方法

1 被害情報の収集方法

(1) 救急医療

医療機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(2) 防災組織、自主防災組織、避難所からの情報収集

防災組織・自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行うとともに、避難所等における状況を電話等により収集する。通信手段が遮断している場合は、連絡がとれない避難所へ職員を派遣するなどの方法により状況を把握する。

ア 避難情報

- イ 人的被害
- ウ 住民避難状況
- エ 住家被害状況
- オ ライフライン被害状況
- カ 物資要望等

(3) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(4) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより以下の情報を収集する。

また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

なお、県消防防災ヘリコプターのヘリコプターテレビによる画像は、県西部消防指令センター(高岡市消防本部庁舎内)にて受信可能であるため、有効に活用する。

- ア 火災の発生状況(消火活動)
- イ 道路・橋梁被害状況
- ウ 建築物被害状況
- エ 公共機関被害状況
- オ その他災害の発生場所の把握

連絡先：県消防防災航空隊 TEL076-495-3060(8:30~17:30)

※17:30~8:30は富山市消防局通信指令課に転送される。

(5) 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) J A R L 高岡クラブの協力による情報収集

J A R L 高岡クラブの協力を得て情報を収集する。

(8) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(9) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

(10) ライブカメラによる情報収集

国土交通省などが整備するライブカメラにより現地の状況を情報収集する。

2 被害情報等の伝達手段

ア 情報の伝達は、電話やFAXなどの有線を活用して行う。ただし、有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、県衛星通信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。

ウ 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。

〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉

伝達先・伝達手段		市担当部署
①同報系防災行政無線 (J-ALERT)		危機管理課 (自動放送)
②広報車	広報車	広報発信課
	その他の車両	管財契約課
③警察、消防	高岡警察署 射水警察署	市民生活課
	消防団	消防本部警防課
④自主防災組織、自治会等	自主防災会（携帯電話等）	危機管理課 共創まちづくり課
	自治会（携帯電話等）	危機管理課 共創まちづくり課
⑤福祉関係者	社会福祉協議会	社会福祉課
	地区民生委員	社会福祉課
	児童福祉施設等	子ども・子育て課
	老人福祉施設等	高齢介護課
	障害者福祉施設	社会福祉課
⑥避難施設	市指定避難施設	各施設管理者
⑦インターネット	HP、携帯HP、LINE等	広報発信課 危機管理課
⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	広報発信課
	ラジオ局	広報発信課
⑨市町村関係機関	小中学校	教育委員会総務課
	支所、地区連絡センター	共創まちづくり課
⑩県等関係機関	県防災・危機管理課	危機管理課
	県土木センター	危機管理課

		土木維持課
⑪市職員への伝達	職員参集システム	人事課 危機管理課
⑫その他	防災情報メール配信、緊急速報メール、Lアラート、一斉FAX登録者（要配慮者施設）	広報発信課 危機管理課

第5 特別警報の伝達

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

住民に対し特別警報を迅速かつ確実に伝えるため、その内容について、気象庁自ら報道機関の協力を求めること等により周知するほか、県は市への通知を、市は住民等への周知の措置を行う。

第6 水防法に基づく水害に係る水防警報

国土交通大臣又は知事は、洪水、高潮により市民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川等について、水防警報を発表する。

市長は、国又は県からの警報を受けた場合、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

第7 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

(1) 緊急調査

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が緊急調査を行う。

(2) 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、市の避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、市長に通知するとともに、一般に周知するための必要な措置を講ずる。

ア 市への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、市に対し通知するものとする。

イ 地域住民への通知

県及び市は、土砂災害の恐れがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害の恐れのある地域に居住する住民に説明を行う。

ウ 市民への周知

国及び県は、土砂災害緊急情報を通知した場合においては、緊急情報を通知した旨、報道機関やホームページ等を通じ、住民への周知を図る。

第8 各主体の役割

1 市民、事業所・企業等

- ア 被害のおそれのある情報の、県、市等への通報

2 国

- ア 特別警報の発表
- イ 県と連携し土砂災害緊急情報の通知
- ウ 洪水予報指定河川の水防警報の発表

3 県

(1) 県

- ア 被害情報の収集
- イ 防災関係機関との相互の情報交換
- ウ 職員の被災市への派遣
- エ 消防防災ヘリコプター、巡視艇等の出動による、被災地情報等の収集
- オ 水位周知河川の水防警報の発表

(2) 県警察本部

- ア 通信指令課を中心とした駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどによる情報収集、通信指令課による一元的な情報収集体制の確立
- イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報の活用による被災地域の情報収集
- ウ オフロード二輪車等災害警備活動用車両の活用による被災地域の情報収集
- エ 必要に応じた交通機動隊のトライアル班の編成による被災地の情報収集

4 市

- ア 災害発生直後の概括的被害情報、被害規模を推定するための関連情報の収集
- イ 消防隊による管内の巡回、高所見張員の派遣、参集した消防職員からの情報収集
- ウ 消防団、防災関係機関等からの情報収集
- エ 「消防庁への火災・災害等即報基準」による、被害の第一報の消防庁及び富山県防災・危機管理課への報告
- オ 収集した情報の、市民、防災関係機関への情報伝達
- カ 特別警報の市民への周知の措置
- キ 自主防災組織の会長等と連絡先（自宅の電話・携帯電話の番号）の把握

5 関係機関

- ア それぞれの機関における被災地情報の収集、市との連絡体制の確立、情報の共有化

第5節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達

【市災害対策本部】本部事務局、消防部

【関係機関】

県（危機管理局）、関係団体（富山地方気象台、西日本電信電話株式会社、報道機関）

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てることが必要である。

市は、避難指示等の発令を5段階の警戒レベルとして区分し、市民の避難判断等を支援する。

また、国及び県は、避難指示等の発令基準となる防災気象情報を警戒レベル相当情報として区分し、市民の自発的な避難判断等を促すものとする。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、水防活動及び住民避難に役立つ防災情報を、ホームページ、防災行政無線等を用い、市民に迅速かつ的確に伝達する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）（洪水）

気象情報等発表	気象情報の発表 注意報・警報の伝達
災害対応が必要な場合	同上
警戒レベル3 高齢者等避難の発令	氾濫警戒情報（庄川・小矢部川）の発表 避難判断水位水位（千保川・祖父川・岸渡川・和田川・横江宮川・子撫川）を観測 避難所開設の伝達
警戒レベル4 避難指示の発令	氾濫危険情報の発表（庄川・小矢部川）の発表 氾濫危険水位（千保川・祖父川・岸渡川・和田川・横江宮川・子撫川）の観測 避難所開設の伝達
	特別警報の発表 氾濫発生情報の発表（庄川・小矢部川） 氾濫発生（千保川・祖父川・岸渡川・和田川・横江宮川・子撫川）の観測 避難所開設の伝達
警戒レベル5 緊急安全確保の発令	河川の氾濫による被害の発生

解除	下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。 ① 富山地方気象台が洪水注意・警報を解除した場合 ② 河川の水位が氾濫危険水位以下に下がり、今後上昇するおそれがない場合 ③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合
----	--

第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準

高岡市に関する特別警報・警報・注意報等の種類と概要

1 注意報の種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、現象の危険度と雨量、風速潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、高岡市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル(危険度分布)」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称(西部北)が用いられる場合がある。

(ア) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(イ) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 富山地方気象台

高岡市	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	西部北	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=9.6, 祖父川流域=6.1, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=6.6, 子權川流域=10, 和田川流域=6.3
		複合基準 ^{*1}	千保川流域=(14, 8.6), 和田川流域=(8, 5.6)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s
			海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う
			海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=7.6, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡川流域=5.2, 子權川流域=8, 和田川流域=5
		複合基準 ^{*1}	千保川流域=(5, 6.8), 和田川流域=(5, 5)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[大門], 小矢部川[長江]
	強風	平均風速	陸上 12m/s
			海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
			海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.0m
	高潮	潮位	0.7m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が ¹ 12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が ¹ 9℃以上かつ日平均風速が ¹ 5m/s以上かつ日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	陸上 100m
			海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが ¹ 90cm以上あった場合 2. 積雪が ¹ 100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
		夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	著氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
	・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。
	1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
	・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
流域雨量指数の予測値	・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県西部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 富山県気象情報（富山地方気象台）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

(6) 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台が共同で発表する。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報（気象庁）

県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報（気象庁）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県西部）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県西部）で発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(9) 指定河川洪水予報（富山地方気象台、富山河川国道事務所）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で発表する。警戒レベル2～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
-------	--------	---

2 火災気象通報の基準並びに火災警報の発令基準

(1) 火災気象通報

富山地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。

ア 実施基準 「乾燥注意報」 又は 「強風注意報」の基準と同一する。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2) 火災警報・火災注意報

ア 火災警報

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。発令基準は、次のいずれかの条件を満たしたときである。

- (ア) 実効湿度が65%以下、最小湿度40%以下で最大風速7m/sを超える見込みのとき。
- (イ) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪等の場合は発令しないことがある。

イ 火災注意報

消防長は、気象条件が火災警報の発令基準にまでは達しないが、火災が発生しやすく、又は発生した火災が延焼拡大するおそれのある状況になったと認めるときは、高岡市消防火災注意報発令要領により「火災注意報」を発することができる。発令基準は、次のいずれかの条件を満たしたときである。

- (ア) 相対湿度が45%以下にして、風速が7m/s以上となり、消防長が必要と認めるとき。
- (イ) 平均風速が8m/s以上となり、消防長が必要と認めるとき。

第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発表基準

1 水防警報の発表及び洪水予報の発表

(1) 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、洪水等により市民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川等について水防警報を発表する。

国土交通大臣は、水防警報を発表したときは直ちに知事に連絡し、知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発表したときは、直ちにその警報事項を水防管理者に通知する。

また、市長による避難指示の判断に資するため、河川管理者から市長に対し洪水予報等の情報を直接伝達する。

(2) 洪水予報の発表

国土交通大臣は、洪水により市民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を知事に通知する。

知事は、通知を受けたときは、直ちに水防管理者等に、その通内に係る事項を通知する。

2 水防警報及び洪水予報を行う河川並びにその区域

水防警報を発表する河川海岸等及び洪水予報を行う河川並びにその区域は、国土交通大臣又は知事が指定する。知事が洪水予報を行う河川を指定する場合は、気象庁長官に協議する。

3 水防警報の種類、内容及び発表基準

(1) 国の基準等

種類	内容	発表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	水位・流量その他河川の状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合には、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 県の基準等

水防警報発表指定河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれのあるときとし、その段階は次のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。

その他の河川については、県の水防計画に準じて、水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

種類	内容	発表基準
準備	第1段階 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量、水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 又は、水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
解除	第3段階 出動が長時間にわたるとき、又は気象条件、水防活動の変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
状況	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 又は、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

なお、これらの指令は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし、出動命令を発表しないことがある。

また、地震による堤防の漏水、沈下等又は津波、高潮による災害がおこるおそれがある場合には、上記に準じて水防警報を発表する。

4 洪水予報の種類と発表基準

- (1) 注意報：予報地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される時
- (2) 警報：予報地点の水位が警戒対象水位程度若しくは警戒対象水位を超える洪水となることが予想される時

第3 水防法に基づく氾濫危険水位到達情報の通知基準

1 氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係する市長へその旨を通知するとともに一般に周知する。知事は、通知を受けたときは直ちにその事項を水防管理者等に通知する。

知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。

上記の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。

第4 伝達体制

1 伝達体制

- (1) 気象予報等の伝達

- ア 富山地方気象台は、注意報、警報、特別警報等を発表、又は解除した場合は、法令又は気象予報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。
- イ 県は、注意報、警報、特別警報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムなどを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。
- ウ 市は、注意報、警報、特別警報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底する。
- エ 放送機関は、警報の伝達を受けたときは、迅速な伝達に努めるものとする。
- オ その他の機関にあつては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関等に対し、速やかに伝達し周知徹底を図るものとする。
- カ 県は、富山防災 WEB ページやケーブルテレビ各局の防災チャンネルを通じて住民へ気象情報等の提供に努める。
- キ 市は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 水防警報及び洪水予報の伝達

水防警報の発表及び解除並びに洪水予報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。

(3) 氾濫危険水位到達情報の伝達

氾濫危険水位到達情報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。

(4) 特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達

気象業務法による航空機、鉄道、電気事業その他特殊の事業に適合する警報等の伝達体制については、それぞれ事業者において定めておくものとする。

(5) 異常現象発見時における措置

ア 異常現象の種別

- ① 竜巻：農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- ② 強い降ひょう：農作物等に被害を与える程度以上のもの
- ③ 異常潮位：天文潮（干潮）から著しくずれ、異常に変動するもの
- ④ 異常波浪：海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であつて、前後の気象状況から判断して異常に変動するもの
- ⑤ その他異常なもの

イ 通報手続

- ① 異常現象を発見した者は、速やかに市長、警察官又は海上保安官に通報する。
- ② 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市長に通報する。
- ③ イにより通報を受けた市長は、直ちに下記機関に通報する。
 - a 富山地方気象台
 - b その地域を管轄する県地域機関その他関係機関
 - c 当該災害に関する隣接市町村
- ④ 警察署長は、その旨を直ちに市長その他の関係機関に通報する。

2 非常時の伝達体制

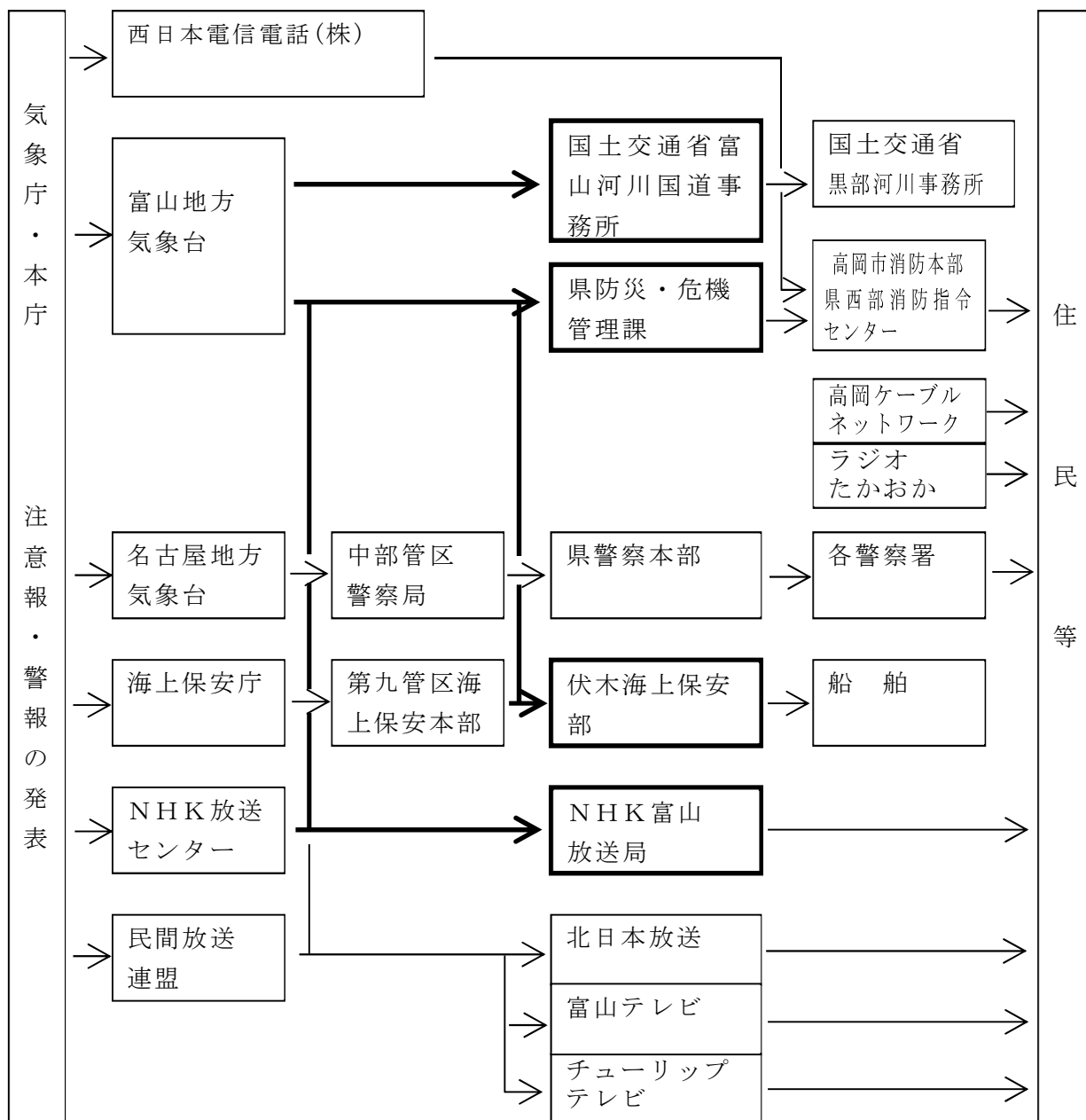
- (1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。

伝達機関	関係機関措置
富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣
国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣
海上保安庁（伏木海上保安部）	県警本部との間で非常無線確保
日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣
西日本旅客鉄道株式会社 （施設指令、北陸広域鉄道部施設課）	連絡員派遣
北陸電力送配電株式会社（中央給電指令所）	携帯無線機及び連絡員派遣
富山地方鉄道株式会社（技術課）	携帯ラジオ確保
日本赤十字社富山県支部（事業推進課）	連絡員派遣

- (2) 県から市への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。

- ア 県防災行政無線が途絶したときは、一般加入電話により伝達するものとする。
- イ アの方法によりがたい場合は、警察通信を活用して警察署等を通じて伝達するものとする。
- ウ イの方法によりがたい場合には、富山地区非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て市に伝達するものとする。

3 気象情報等伝達系統図



- 凡例
- 法令（気象業務法等）による通知系統
 - 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
 - 法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関

第6節 通信の確保

【市災害対策本部】本部事務局、消防部、都市創造部

【関係機関】

県（危機管理局、経営管理部）、関係団体（北陸総合通信局、通信事業者等）

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

大規模災害時には、あらかじめ対策を講じた停電対策や関係機関との連携による代替通信手段の確保により、特性の違う複数の手段の情報収集伝達手段を確保し、被災状況の把握や、被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害による被害発生中	防災行政無線の疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認 防災相互波の開局確認 非常通信の取扱要請 無線局開局 アマチュア無線に協力要請
------------	--

第1 業務の内容

1 通信施設の応急対策

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は至急復旧に当たる。その間、代替通信手段を確保し復旧までの通信需要をまかなう。

2 代替通信手段の確保

主な通信手段は、公衆通信（NTT電話）、無線通信及び衛星通信であるが、公衆通信施設は災害時、故障や通話の輻輳等により通信が困難となることが予想される。そのため各機関は、公衆通信施設のほか業務用無線等により通信を実施する。

(1) 有線電話

ア 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、通信事業者が行う発信規制や、輻輳している所への通信規制の対象とならない電話であり、あらかじめ通信事業者の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、有効に利用できるようにする。

(2) 無線電話

ア 市防災行政無線

市の防災行政無線については、デジタル化による双方向通信システムの確立に努める。

イ 県防災行政無線

市、県及び県内消防本部等、県防災行政無線加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県防災行政無線を有効に利用する。

ウ 防災相互

防災相互通信用周波数には、158.35 MHz と 466.775MHz の2波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

ただし、周波数の違いや、専用で無線局を開設するものと各々業務用無線局に防災相互通信用周波数を併設するものがあるので、関係機関は適切な運用が図られるよう調整を行う必要がある。

エ 携帯電話

携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

オ 衛星通信

市は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

カ 緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス

市は、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

(3) 放送

緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、県があらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、県を通じて依頼することができる。また、市長は、「緊急放送に関する協定」及び、「緊急情報の放送に関する協定」に定めた手続きにより、高岡ケーブルテレビ株式会社、射水ケーブルテレビ株式会社、株式会社ラジオたかおかへ災害緊急放送を依頼することができる。

依頼に必要なもの	放送の依頼先
ア 放送を求める理由	ア 日本放送協会富山放送局
イ 放送の内容	イ 北日本放送株式会社
ウ 発信者名及び受信の対象者	ウ 富山テレビ放送株式会社
エ 放送の種類	エ 株式会社チューリップテレビ
	オ 富山エフエム放送株式会社
	カ 富山県ケーブルテレビ協議会

※依頼は文書を基本とするが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

(4) アマチュア無線の活用

災害の態様、防災関係機関の通信事情等によっては、アマチュア無線の支援を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

(5) その他の通信の利用

有線電話および無線電話が利用できないときは、次の通信手段を利用して通信を行う。

ア 他機関の通信施設の優先利用

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市防災行政無線（地域防災無線を含む。）等、他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

- ・使用することができる主な機関（警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第28条で定める業務を行う機関の保有する無線）

通信施設名	通 信 系 統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線
中央防災無線	官邸及び内閣府等(防災関係省庁を含む)と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)の各関係機関を結ぶ回線

イ 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害応急対策のため自衛隊の通信支援を必要とする場合は、知事に対して要請の依頼を行う。

ウ 非常通信の利用

北陸地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ルートによる。

北陸総合通信局は、要請があった場合、移動通信機器の無償貸与を行う。

エ 使送

全ての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣する。

第2 各主体の役割

1 北陸総合通信局

ア 移動通信機器の無償貸与などの協力

2 県

ア 県防災行政無線の不通箇所の把握、早期復旧

イ 公衆回線に係る通信事業者の早期復旧への支援

ウ 公衆回線の県内不通箇所に係る、指定公共機関の協力を得た早期復旧、代替通信手段の確保

3 市

ア 防災行政無線の不通箇所の把握、早期復旧

イ 公衆回線に係る通信事業者の早期復旧への支援

ウ 自力で通信手段を確保できない場合の、非常通信協議会ならびに県への支援要請

4 関係機関

ア 県、市から要請があった場合の、通信の確保に関する協力

第7節 広報・広聴活動

【市災害対策本部】本部事務局

【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）、関係団体（ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関）

大規模災害時や、災害発生が予想される時には、情報の不足が大きな不安要素となるとともに、的確な避難行動や応急対策の妨げとなる可能性もある。

そのため、気象情報の迅速な伝達や、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが重要である。

<対策の方針（達成目標）>

市は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、市民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達において、積極的な広報活動を実施する。

市は、防災情報メール、広報車、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ホームページ、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙、ツイッター等、緊急速報メールなどの複数の情報伝達手段を活用しながら、迅速的確に広報する。

なお、市民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期的に記者会見を開催するなど等適時適切に正確な情報を提供するように努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報発表	防災情報メール等による情報伝達
災害対応が必要な場合	防災行政無線等による情報伝達
高齢者等避難	高齢者等避難発表の呼びかけ
避難指示	避難指示発令の呼びかけ
災害による被害発生中	災害発生の呼びかけ 初動対策に必要な情報の提供 被害状況の発表（以後、随時） ライフラインに関する情報の提供（以後、随時） 交通に関する情報の提供（以後、随時） 避難所に関する情報の提供 市民等の安否に関する情報の提供 水や食料、生活物資供給に関する情報の提供 保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供
避難指示等解除	避難指示等解除の呼びかけ 被災相談に関する情報提供
解除後1日以内	災害ごみの処理に関する情報の提供
解除後3日以内	応急対策に必要な情報の提供
事後1週間以内	復旧対策に必要な情報の提供
事後1箇月以内	生活再建に関する情報の提供
事後3箇月以内	復興に関する情報の提供

第1 業務の内容

1 災害発生時や災害発生が予想される時の広報活動の目的

- ア 市民等の避難救護と被害の拡大抑止
- イ 流言飛語等による社会的混乱の防止

2 災害発生時の広報活動の基準

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災情報メール、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時FM放送、広報紙、ツイッター、緊急速報メール等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。

災害広報活動は時系列区分を基本として実施するものとし、各段階においての広報は次の事項を重点として行う。

時系列	広報内容
災害発生前	・避難情報の発表・発令（以後随時） ・特別警報の発表
災害発生時	
災害速報 （第1段階）	・災害の発生情報（規模等） ・初動対策に必要な情報
災害速報 （第2段階）	・人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ライフラインの被害状況と使用に関する注意 ・交通状況（交通規制の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等） ・地域住民のとるべき措置（火災防止、流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等） ・避難所（福祉避難所）に関する情報（避難者数等） ・医療機関の開設及び医療救護所の設置状況 ・市民等の安否情報 ・水や食料、生活物資供給に関する情報 ・保育所の休園や学校の休校等に関する情報 ・災害ごみの処理に関する情報 ・その他、応急対策に必要な情報
災害確定報告 （第3段階）	・各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等） ・被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等） ・生活再建に関する情報（生活再建支援制度等） ・義援金・救援物資の受入れに関する情報 ・その他、復旧・復興対策に必要な情報

3 広報活動の実施

(1) 市の広報活動

市は、広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、庁内で共有する。上記広報活動の基準に基づき、報道機関に公表するとともに、市民等に対し防災情報メール、広報車、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ホームページ、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙、NPOの情報伝達手段等を活用して広報活動を行う。なお、ラジオによる広報ではコミュニティFM緊急割り込み放送や緊急告知ラジオを活用した情報提供も行う。

(2) 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、他の関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、上記広報活動の基準に基づき、各機関の災害対策所管事項について随時適切な広報活動を行う。

(3) 報道機関による広報活動

- ア 災害発生直後の視聴者に対する呼びかけは、各放送機関のマニュアルにより行う。
- イ 「緊急放送に関する協定」及び、「緊急情報の放送に関する協定」を締結している放送機関は市と協力して、広報活動を行う。
- ウ 聴覚障害者を考慮し、テレビ放送では音声にテロップを挿入するなど必要な措置を講ずる。
- エ 在日外国人及び訪日外国人の被災者のため、FM放送は外国語の使用に配慮する。

「緊急放送に関する協定」及び、「緊急情報の放送に関する協定」を締結している報道機関

社 名	電 話	F A X
株式会社ラジオたかおか	28-7621	28-7766
高岡ケーブルネットワーク株式会社	26-6961	26-6950
射水ケーブルネットワーク株式会社	82-7320	82-7923

(4) 広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、相談窓口を設置して、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、応急対策や復旧対策に反映するとともに、適切な措置を行う。

被災者の安否確認については、NTTや携帯事業者の提供する災害用伝言ダイヤルや災害時伝言掲示板の利用を呼びかける。

4 要配慮者に対する配慮

- ア 視覚・聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、テレビ放送では音声とテロップの組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。
- イ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、外国語によるFM放送、通訳の配置、多言語サイトの確保を行う。
- ウ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- エ 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。
- オ 企業等事業所や学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

第2 各主体の役割

1 市民、企業等

- ア 災害情報の市民・観光客等への的確な伝達

2 国

- ア 災害に関する情報の広報

3 県

(1) 県

- ア 災害に関する情報の広報による市民等の安全確保
- イ 災害発生後の被害状況や復旧見込み等の情報の広報、社会的関心の喚起
- ウ 高齢者、障がい者及び外国人等の要配慮者に向けた多様な広報手段の積極的な活用

(2) 県警察本部

- ア 関係機関と緊密な関係による広報活動

4 市

- ア 広報ルートの一元化
- イ 定期的な記者会見の開催
- ウ 正確な情報の提供
- エ 災害に関する情報の広報による市民等の安全確保
- オ 災害発生後の被害状況や復旧見込み等の情報の広報、社会的関心の喚起
- カ 高齢者、障がい者及び外国人等の要配慮者に向けた多様な広報手段の積極的な活用

5 関係機関

(1) ライフライン関係団体（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

- ア 災害に関する情報の広報
- イ ライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等の広報

(2) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶）

- ア 被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等の広報

(3) 報道機関

- ア 各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合の積極的な協力
- イ 災害に関する情報を入手した際の、被害の拡大と社会的混乱を防ぐための、それぞれの計画に基づいた適正な報道

第8節 自分と家族を守る応急対策

【市災害対策本部】 全部局

【関係機関】 市民、事業所・企業

大規模災害時には、日頃から身につけた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。また地域住民と連携して要配慮者等の安全確保を図るとともに、物的被害を最小限に食い止める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

災害発生時には落ち着いて行動し、身の安全の確保を図る。

また、自分や家族の安全を確保できたら、自主防災組織の活動に加わるなど積極的に支援する側、援助する側に回り、地域住民や市と連携し、的確な応急活動に当たる。また、ラジオやテレビなどから災害関連情報を入手し、家族や地域での情報共有を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報等発表	気象情報の収集
災害対応が必要な場合	
高齢者等避難	災害情報の収集・伝達 自分や家族の安全確保、避難所への避難準備 自宅の2階などへの垂直避難の開始 要配慮者など地域間での安全確保・相互扶助
避難指示	自分や家族は、避難所へ避難 近隣ビル・自宅の2階などへの垂直避難や指定緊急避難場所への避難の開始
災害による被害発生中	自分や家族の安全確保 要配慮者など、地域間での安全確保 被害状況に応じて、近隣ビル・自宅の2階などへの垂直避難や指定緊急避難場所への避難の開始 協働による避難所運営の実施

第1 応急対策の実施

1 災害情報収集・伝達

ア 災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難に当たっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

イ 災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

2 消火活動

市民、学校、事業所・企業は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防署に通報する。

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す
- イ 出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火
- ウ 消防署へ迅速に火災発生を通報
- エ 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないかを直ちに点検

3 土砂災害応急対策

- ア 治山・砂防施設の被災等を確認した際の、市・県や警察官等への連絡
- イ 応援協定に基づく応急対策

4 避難行動

- ア 近隣のビルや自宅の2階などへの垂直避難
- イ 早い段階からの気象・河川情報や地域の状況に注意した、行政の出す高齢者等避難等への的確な対応
- ウ 家族、隣近所の人達とまとまった避難所への避難
- エ けが人や高齢者などと一緒に避難
- オ エコノミークラス症候群に十分注意した車への避難

5 救急救助活動

災害発生時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民や自主防災組織は公的機関が行う防災活動に、積極的に協力する。

家族、隣近所、防災組織及び自主防災会と防災関係機関が協力し、医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所へ搬送する。

ただし、自身の安全が確保されることを前提に、防災活動に協力することとする。

- ア 要配慮者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

6 避難所運営

住民は緊急に避難する必要があるときは、市による開設を待つことなく次により避難所に立ち入り、安全を確保する。また避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

- ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認
- イ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ

7 心のケア対策

- ア 被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識
- イ 自身はもとより要配慮者である高齢者・障がい者・乳幼児等に十分配慮したこころの健康の保持・増進

8 防疫保健衛生

- ア 医療・保健の情報の積極的活用による、自らの健康管理
- イ 居住地域の衛生確保

9 ライフライン関係

(1) 電話

- ア 災害発生時は一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想される。電話での連絡は必要最低限とするよう心がける
- イ 災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板の活用
- ウ メールの有効活用

(2) 電気

- ア 火災発生防止の為、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす
- イ 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に近づかない

(3) ガス

- ア ガス栓を閉止し、出火、爆発等の事故発生防止を行う
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認
- ウ 積雪期の災害発生時に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、L P ガス容器やガスメーター周辺を除雪

(4) 上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄う

(5) 下水道

- ア 各家庭において、災害発生から2日間程度に必要な携帯トイレを備蓄
- イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める

ウ 地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行う

10 防犯対策

大規模災害時には、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、警察署等の警備活動に協力する。

ア 防犯パトロールを実施

11 要配慮者に対する配慮

地域住民、防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

ア 家族、近隣住民及び自主防災組織が協力した避難誘導。

イ 自主防災組織による、避難所における要配慮者の安全の確認

ウ 安全が確保されていない方について、警察や市職員等に連絡

第9節 住民等避難対策

【市災害対策本部】本部事務局、消防部

【関係機関】市民、県（危機管理局）

大規模災害時には、災害時の人身被害を最小限に抑えるため、市民、市及び防災関係機関は相互に連携し、迅速な避難を実施する必要がある。

市民の安全を確保するために、避難指示等については、結果的に災害が発生しない「空振り」となることを恐れず、災害発生の可能性が少しでもある場合には避難指示を発令することを基本とする。

<対策の方針（達成目標）>

市は、迅速かつ的確な高齢者等避難の情報提供と情報伝達体制を確立し、速やかな避難所の開設を行い住民の安全を確保する。

また、住民に対する高齢者等避難、避難指示は、あらかじめ明確化した基準により迅速、的確に行う。なお、公共交通機関の停止時など、多くの帰宅困難者の発生に備え、県と連携し、あらかじめ民間企業と協定を締結するなど帰宅困難者への対応を図る。

市民は、日頃身につけた知識や技術を活かして身の安全を確保するとともに、家族や隣近所の安全の確保を図るための活動を積極的に行うよう努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	避難の準備 （状況に応じて）避難所の開設
避難指示	住民避難
災害による被害発生中	医療機関等への要配慮者の移動

第1 避難指示の発令

1 避難情報の実施者

災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難を指示する。

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

また、避難指示等の発令に当たっては、専門的・技術的な知見が必要となるケースがしばしばあることから、市長から指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長（地方気象台等）又は富山県知事へ当該避難指示等に関する事項について、発令のタイミングと避難の必要な区域など必要な助言を求め、指定行政機関の長等は応答義務により支援を行う。

なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難指示を行い得るよう定められている。

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等 避難	市長	要配慮者へ避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条) (知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生するおそれが極めて高い場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第61条・警察官職務執行法第4条)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要請があったとき。重大な被害が切迫したと認めらるるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

市は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令時には、それに対応する警戒レベル(※)や発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するものとする。警戒レベルと避難情報等の関係は原則として次のとおりである。

住民に速やかに立退き避難を促す情報は、避難指示を基本とする。

また、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難指示」には至らないが、今後、避難を要する状況になる可能性がある判断される場合には、「高齢者等避難」を発令するものとする。

なお、緊急安全確保は、命を守るための行動に極めて有益であり、可能な範囲で発令するものとする。

また、市は、高齢者等避難の発令、避難の指示等を行った場合、速やかに県知事へ報告するものとする。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

警戒レベル (発令主体)	行動を市民に促す情報	市民がとるべき行動
警戒レベル 5 (市)	緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる。
警戒レベル 4 (市)	避難指示	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。
警戒レベル 3 (市)	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自主的に避難する。
警戒レベル 2 (気象庁)	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 1 (気象庁)	早期注意情報 (警報級の可能性)	災害への心構えを高める。

※ 災害発生のおそれの高まりに応じて市民等がとるべき行動と当該行動を市民等に促す情報とを関連付けるもの(洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる。)

2 避難指示等の基準

(1) 避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

【警戒レベル】避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生しているか又は切迫している段階であり、人的被害が発生している恐れがある状況	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

3 避難情報の発令

(1) 洪水の場合

主に以下の者及びそれぞれの河川における水位をもとに発令する。

- ・気象庁による洪水警報・注意報
- ・河川管理者と気象庁による洪水予報
- ・雨量や川の水位情報
- ・過去の出水状況
- ・パトロール等で確認する危険個所の状況
- ・地元住民からの情報 など

① 洪水予報指定河川（庄川、小矢部）

【警戒レベル】 避難情報	庄川	小矢部川
【レベル3】 高齢者等避難	・庄川氾濫警戒情報が発表されたとき （大門水位観測所の水位が7.40m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき） ・軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。	・小矢部川氾濫警戒情報が発表されたとき （長江水位観測所の水位が6.90m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。） ・軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。
【レベル4】 避難指示	・庄川氾濫危険情報が発表されたとき （大門水位観測所の水位が7.70m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。） ・異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。	・小矢部川氾濫危険情報が発表されたとき （長江水位観測所の水位が7.30m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。） ・異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ・夜間、明け方に台風等が通過するとき。
【レベル5】 緊急安全確保	・水位予測により、水位が堤防天端を超えると予想されるとき。 ・庄川又は小矢部川氾濫発生情報が発表されたとき。 ・破堤・越水を確認したとき。 ・大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想されるとき。	
解除	下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。 ① 富山地方気象台が洪水注意・警報を解除した場合 ② 河川の水位が氾濫危険水位以下に下がり、今後上昇するおそれがない場合 ③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合	

② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川）

水位周知河川については、水位が予測できないため、現地状況等を含めた総合的な判断により避難指示等の発令を行う。なお、避難指示の発令・伝達・避難までの時間的余裕が無いことが想定されるため、ハザードマップや避難指示基準など日頃から周知を行い、自主避難を促すよう努める。

【警戒レベル】 避難情報	千保川	祖父川	岸渡川
【レベル3】 高齢者等避難	千保川避難判断水位到達情報が発表されたとき	祖父川避難判断水位到達情報が発表されたとき	岸渡川避難判断水位到達情報が発表されたとき
	市場橋（又は志貴野橋）水位観測所の水位が2.90（4.90）m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	樋詰橋水位観測所の水位が2.30m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.00m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき
	- 軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 - 夜間、明け方に台風等が通過するとき。		
【レベル4】 避難指示	千保川氾濫危険水位到達情報が発表されたとき	祖父川氾濫危険水位到達情報が発表されたとき	岸渡川氾濫危険水位到達情報が発表されたとき
	市場橋（又は志貴野橋）水位観測所の水位が3.50（5.80）m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。	樋詰橋水位観測所の水位が3.00m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.60 m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。
	- 異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 - 夜間、明け方に台風等が通過するとき。		
【レベル5】 緊急安全確保	- 水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想される時。 - 破堤・越水を確認したとき。 - 大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想される時。		
解除	下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。 ① 富山地方気象台が洪水注意・警報を解除した場合 ② 河川の水位が氾濫危険水位以下に下がり、今後上昇するおそれがない場合 ③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合		

【警戒レベル】 避難情報	和田川	横江宮川	子撫川
【レベル3】 高齢者等避難	・和田川避難判断水位到達情報が発表されたとき	・横江宮川避難判断水位到達情報が発表されたとき	・子撫川避難判断水位到達情報が発表されたとき
	・本江水位観測所の水位が3.70m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	・宮川橋水位観測所の水位が2.60m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	・宮島橋水位観測所の水位が4.30m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき
【レベル4】 避難指示	・和田川氾濫危険水位到達情報が発表されたとき	・横江宮川氾濫危険水位到達情報が発表されたとき	・子撫川氾濫危険水位到達情報が発表されたとき
	・本江水位観測所の水位が4.30m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。	・宮川橋水位観測所の水位が3.00m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	・宮島橋水位観測所の水位が4.70m（氾濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。
【レベル5】 緊急安全確保	・水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想される時。 ・破堤・越水を確認したとき。 ・大雨時別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想される時。		
解除	下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。 ① 富山地方気象台が洪水注意・警報を解除した場合 ② 河川の水位が氾濫危険水位以下に下がり、今後上昇するおそれがない場合 ③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合		

(2) 土砂災害の場合

【警戒レベル】 避難情報	①警報・注意報、 土砂災害警戒情報等	②土砂災害に関するメ ッシュ情報	現地情報
【レベル3】 高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害) ・発表(メッシュ情報 が孤立集落以外)	・2時間後予測値で土 砂災害警戒情報の判定 基準を超過	近隣で前兆現象(湧水・地 下水の濁りや量の変化)の 発見
【レベル4】 避難指示	・大雨警報(土砂災害) ・発表(メッシュ情報 が孤立集落の場合)	・実況で土砂災害警戒 情報の判定基準を超過	近隣で前兆現象(溪流付近 で斜面崩壊、斜面のはら み、擁壁・道路等にクラッ ク発生)の発見
【レベル5】 緊急安全確保	・大雨警報(土砂災害) ・特別警報の発表		近隣で土砂災害が発生・近 隣で土砂移動現象(山鳴 り、流木の流出、斜面の亀 裂等)の発見

4 避難者の誘導、救助

市は、避難指示の発令後、地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。また、危険の切迫性に応じて避難指示などの伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

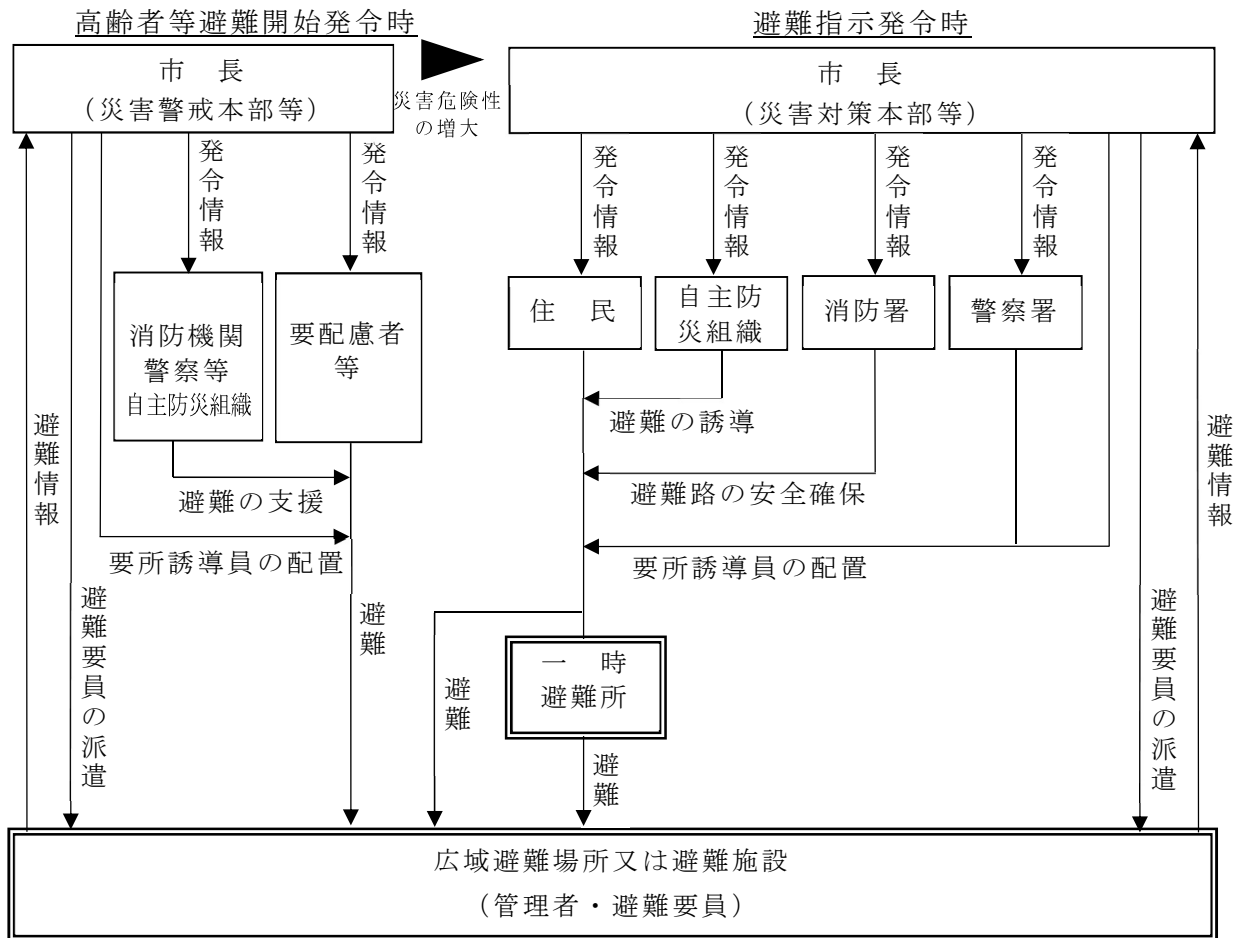
避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

避難誘導は、市、警察、防災組織、自主防災組織等が当たり、要配慮者の避難を優先して行う。また、住民は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

《災害時の避難誘導体制の概念図》



第2 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

1 警戒区域の設定等

過去の災害による警戒区域（災害対策基本法第63条）の指定はないが、これらの災害が原因による二次災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は次の措置をとる。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物の除去等
- エ 住民を応急措置の業務に従事させること

なお、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市と同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市長に通知しなければならない。

2 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区分	実施者	基準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	住民等の生命・身体のプロtectionを目的	災対法第63条第1項
	警察官	市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	災対法第63条第2項
	自衛官	市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき	災対法第63条第3項
火災の現場における警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る	消防法第28条第1項 消防法第36条
水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	消防法第28条第1項 消防法第36条

3 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

4 帰宅困難者への対応

県の「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会加盟店、富山県石油商業組合加盟店が、「徒歩帰宅支援ステーション」を設置して、災害発生時等に交通が途絶したため、帰宅が困難となった徒歩帰宅者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を支援する。

また、株式会社サガミチェーンが「災害時帰宅支援ステーション」を設置して、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、災害や交通情報の提供をする。

5 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて、避難所を開設して受け入れる。

第3 その他の対策

1 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、災害の発生が懸念される場合の避難行動は、日常的な行動や情報の受発信に制約がある高齢者、障がい者、乳幼児、子供等の要配慮者を優先して支援する。

要配慮者への避難情報の発令、伝達に当たっては、以下のとおり配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者などにもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。
- (イ) 同じ障がい者であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- (ウ) 高齢者や障がい者にあった避難情報を選んで流すこと。

2 積雪期の対応

ア 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要配慮者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

イ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

3 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第4 各主体の役割

1 市民

(1) 市民

- ア 災害発生直後の、市及び報道機関等からの情報の収集
- イ 迅速な緊急避難のための警戒体制の整備
- ウ 避難指示等が発表・発令された場合の、迅速な避難

(2) 自主防災組織

- ア 要配慮者を含む地域住民の避難所等への誘導

2 県

(1) 県

- ア 避難の判断材料となる情報の収集・集約
- イ 市への情報提供、状況判断についての技術的支援
- ウ 市の避難情報の発令状況・被害状況の集約、総務省消防庁への報告、報道機関を通じての公表
- エ 市からの要請又は職権に基づく、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣等の要請
- オ 人員及び物資等の輸送に必要な車輛、船舶、航空機等の調達

(2) 県警察本部

- ア 住民の避難途上の安全確保
- イ 警察災害派遣隊の出動の要請、避難誘導や救出

3 市

- ア 災害発生時の非常連絡手段等の確保、情報の混乱への対処
- イ 防災行政無線、半鐘、サイレン、防災情報メール、コミュニティFM放送など、多様な手段を併用した、一斉・迅速・確実な情報提供
- ウ 通常的手段による伝達が困難な場合の、県内放送機関に対する緊急放送の県への要請
- エ 被害状況に応じた避難所の開設、必要な支援
- オ 避難情報を発令した場合の、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等の県への報告

第10節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営

【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部、教育部

【関係機関】県（危機管理局、生活環境文化部、厚生部）、関係団体（県・市社会福祉協議会、県災害救援ボランティア本部、市災害救援ボランティア本部、日本赤十字社、医師会）

避難所においては、当該地域への避難情報（高齢者等避難・指示）発令後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題に応じた運営を行う必要がある。また、避難情報の発令がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は、速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う必要がある。

そのため、避難施設の運営に当たっては、生活環境に留意し、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方及び性的少数者の視点等に配慮することが必要である。

<対策の方針（達成目標）>

市は、ただちにあらかじめ定めた職員を避難所へ派遣し避難所の運営体制を強化するとともに、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いやプライバシーの確保に十分に配慮し、住民が安心して避難できる環境づくりを行う。

また、要配慮者のための福祉避難室は、拠点避難所の開設後、ただちに設置する。福祉避難所は、避難者の状況により開設の必要性を確認して開設し、運営を行う。

市民、防災組織等は、施設管理者、行政と協働し「避難所運営委員会」を設置し、自主的で円滑な避難所運営を行う。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害対応が必要な場合	避難所開設準備
高齢者等避難	（状況に応じて）避難所の開設 福祉避難室の設置、福祉避難所の開設
避難指示	日用品等の提供 要配慮者別室・別施設の確保
災害による被害発生中	防災関係機関への支援要請
避難指示等解除	
発災から1日以内	閉鎖・期間延長の判断

第1 業務の内容

避難所の詳細な運営は、別に市が定める「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づくものとする。

1 避難所の開設

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする

(1) 避難所開設担当者の指定

各避難所施設が開設しているときは施設の勤務者、施設が閉鎖しているときは災害対策本部があらかじめ指定する職員が主体となって開設に当たる。

避難所開設担当者は、あらかじめ指定された避難所に速やかに出動し、被害状況により必要と認められる場合、避難所を開設する。

(2) 避難所を開設するいとまがない場合の措置

市民は緊急に避難する必要があるときは、市による開設を待つことなく次により避難所に立ち入り、安全を確保する。

ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。

イ 鍵保管者からの開錠又は、出入口、窓等侵入可能な箇所を破壊し避難する。

ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。

エ 避難所内の危険な場所には近付かない。

(3) 避難所開設の報告

市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間及び開設状況等を適切に県（災害対策本部）および地元警察署、消防署等の関係機関に連絡する。また、開設した避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。

(4) 応急的居住環境の整備

市は、避難所を開設したときは速やかに食料品、飲料水、仮設トイレ、毛布等を準備し、避難者の応急的居住環境を整える。

(5) 二次災害の回避

市は、避難所を開設したときは、国、県等の協力を得て避難所の被災状況を早急に調査し、二次災害から避難者を守る措置を講ずる。

(6) 福祉避難所の開設

市は、災害発生後に必要性が認められた場合にあらかじめ指定された福祉避難所を開設し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を福祉避難所へ移送する。

(7) 避難所が不足する場合の措置

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(8) 避難の円滑化

市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 避難所の統廃合

避難所は、避難者数の減少に応じて段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。

3 管理・運営体制

避難者の運営管理は、市職員、施設職員、教職員、国・県・他市町村等の応援職員、自主防災組織、防災組織、ボランティア等の相互協力のもとに次の事項に留意し実施する。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡を取り、保全管理に十分留意する。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。さらに、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 管理体制

避難者の代表者を責任者とし、市、自主防災組織、自治会、校下（地区）自主防災組織連絡協議会及び施設管理者が協力し、避難所運営委員会を組織して、管理を行う。

(2) 運営体制

避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。

要配慮者への対応	高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児などを優先した運営
男女のニーズの違いへの対応	トイレ・風呂、脱衣場など、男女ニーズの相違に対する配慮
避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理
避難所の衛生管理	防疫活動による感染症や食中毒の発生防止等衛生管理
プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理
冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供

(3) 避難者への情報の提供、聴取対策

避難者への情報の提供及び聴取は、次のとおり実施する。

- ア 掲示板の設置、広報紙の配布等
- イ ラジオ・テレビ放送
- ウ 防災行政無線による一斉放送
- エ 相談窓口等の設置

(4) 災害対策本部への情報の提供

避難所開設担当者は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。

市災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

4 避難所運営委員会の業務

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

対策	協力依頼先
○避難所開設（1時間以内） ・避難所および福祉避難室の開設、要配慮者の受入れ ・職員配置、避難所開設報告 ・施設の安全確認	介護事業者等、県、市 施設管理者 〃
○福祉避難所開設（3時間以内） ・福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ ・福祉避難所開設報告 ・施設の安全確認	介護事業者等、県、市 施設管理者 〃
○避難者の状況把握（6時間以内） ・避難者数・ニーズの把握、報告 ・避難所備蓄物資の提供 ・避難所運営委員会の設置 ・要配慮者の福祉避難所への移送	避難者 〃 〃 介護事業者等、県、市
○外部からの応援受入開始（12時間以内） ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・暖房器具、燃料の手配（冬期） ・医療救護班の受入 ・要配慮者支援要員の配置	市 ボランティアセンター 市 〃 〃 市、医師会、日赤 〃
○要配慮者の移動（24時間以内） ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所	消防 福祉施設

(2) 避難所開設後3日目以内の業務

対策	協力依頼先
○避難所の拡張・充実（3日以内） ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （緩衝材、間仕切り等設置）	市 〃

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

対策	協力依頼先
○避難者サービスの充実（3日以降） ・入浴機会の確保、避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護 ・臨時公衆電話等の設置を要請	市 ボランティアセンター 電気通信事業者

5 要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ア 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

イ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

ウ 医療・福祉関係の専門職員の団体（柔道整復師会など）との連携により、生活不活発発病の予防など、要配慮者が生活しやすい環境づくりを行う。

エ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。

オ 通常の避難所での生活が難しいと判断される高齢者、障がい者、傷病者、発達障害児・者、知的障害児・者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所等への移動を勧めたり、使用可能な教室を開放するなど配慮する。

カ 食品アレルギーを持った人への原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、食事への配慮を行う。

(2) 福祉避難所の開設

ア 市は、施設への緊急入所を要しない程度の障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(3) 在宅避難者、車中泊者等、避難所外避難者への配慮

避難所以外で避難している避難者、要配慮者への物資配給、健康管理や心のケアなどに配慮する。

6 男女ニーズの違いへの配慮

ア 避難所の運営における女性の参画を推進する。

イ 間仕切りの設置など、必要に応じてプライバシーの確保対策を図る。

ウ 女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に心がける。

- ・男女別トイレ
- ・女性専用の物干し場
- ・更衣室
- ・授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布
- ・男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布
- ・避難所における安全性の確保など

エ 性暴力・DVの発生防止の徹底

- ・ 照明の増設
- ・ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターの掲載
- ・ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める

7 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容するよう努める。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。

ウ 備蓄毛布の早期配布や、足りない分の早期発注など、被災者の健康に十分配慮する。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 避難住民の主体的な避難所運営

2 事業所・企業（施設管理者）

ア 避難所予定施設の管理者の、避難所の迅速な開設及び運営

イ 施設の安全確認

ウ 避難所開設等の報告

3 県警察本部

ア 県警察本部による避難所の警戒

4 市

ア 避難所運営委員会の組織

イ 避難所の開設

ウ 地域住民、施設管理者、関係団体（応援自治体職員、ボランティア等）と連携した避難所の運営

エ 応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等の利用可能な既存住宅のあっせん等による、避難所の早期解消

5 関係機関

(1) 県災害救援ボランティア本部、市災害救援ボランティア本部

ア ボランティアの配置

イ 避難所におけるボランティア活動の実施

ウ 避難者の随伴ペットの保護

(2) 医師会、日本赤十字社

ア 医療救護班の避難所への派遣

6 校下（地区）自主防災組織連絡協議会

ア 避難所の開設・運営

第11節 避難所等における防疫保健衛生対策

【市災害対策本部】生活環境文化部、福祉保健部

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本食品衛生協会、県栄養士会、防疫薬品業界団体）

大規模災害時には、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

市及び県は、災害時における避難所、被災地区、ならびに仮設住宅の保健衛生対策や消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視や食事に関する栄養指導、及び生活不活発発病の防止など被災地区住民の健康保持を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	（状況に応じて）避難所の開設
避難指示	
災害による被害発生中	被災状況の把握（以後、随時） 避難者状況の把握（以後、随時） 緊急食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導 避難場所の居住環境整備
避難指示等解除	
解除後1日以内	県高岡厚生センターとの連携 防疫資機材の調達 浸水地域の消毒・感染症予防対策
解除後3日以内	健康相談の実施、医療との連携 感染症予防対策 防疫資機材の調達
事後1週間以内	巡回栄養指導（2週間以内）
事後1箇月以内	仮設住宅の巡回

第1 業務の内容

1 保健衛生対策

市は、高岡厚生センターと連携し避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康状態の悪化を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回健康相談・保健指導

市は、厚生センターと連携し保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談を行う。

巡回健康相談に当たっては、関係機関との連携を図り、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

避難者名簿等により、健康状態の把握（治療中の疾病、服薬状況）と保健指導を行う。また、必要に応じ、高岡市柔道整復師会等の協力を得て、高齢者などの生活不活発発病の予防を図る。

- ア 要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- イ 結核、難病、精神障害者等への保健指導
- ウ インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- エ 傷病者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 生活不活発発病予防の保健指導

(2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な措置を行う。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、トイレ等の清潔
- キ プライバシーの保護
- ク 感染症予防のための静養室の確保
- ケ 分煙・禁酒の徹底

2 防疫対策

市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

(1) 防疫活動実施体制

市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県の支援を要請する。

(2) 感染症発生予防対策

市は、避難所、浸水地区、衛生状況の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒方法を指導する。
- イ トイレ、台所等の家の周りの消毒を実施するための防疫薬品を当該地域に配布する。

ウ 道路、公園等の清掃、消毒を実施するほか、県が定めた地域内でねずみや昆虫等の駆除を行う。

(3) 検病調査等

厚生センターは、感染症を早期に発見しまん延を防止するため検病調査を実施し、調査の結果必要があるときは、検便等の健康診断を行う。

(4) 感染症発生時の対策

ア 県は、被災地において一類又は二類の感染症患者若しくは一類感染症病原体保有者が発生した時は、速やかに感染症指定医療機関に入院するよう勧告する。

イ 市は、台所、トイレ、排水口等の消毒をするための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

ウ 知事は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時予防接種を行うものとし、市が実施することが特に適当と認めたときは市長にこれを指示する。

3 食品衛生監視

厚生センターは、市から要請があったとき、又は必要と認めたときは次の活動を行う。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

オ 公益社団法人日本食品衛生協会各支部との連携

4 栄養指導対策

市は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行い、給食業者へ食事内容の指導をする。

(2) 集団給食施設への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導する。

(3) その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、慢性疾患を持つ被災者、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導をする。

5 防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達

市は、防資機材が不足したときは、防疫薬品業者等から調達を図るとともに、県に対し確保を依頼する。

6 要配慮者に対する配慮

県及び市は、寝たきり者、障がい者（人工透析患者等含む）、乳幼児、妊産婦に対して互いに連携して、健康状態を把握、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

7 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用した、自らの健康管理
- イ 相互に助け合うことによる居住地域の衛生確保

2 県

- ア 災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策の実施

3 市

- ア 消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策の実施
- イ 栄養指導対策の実施

4 関係機関

(1) 公益社団法人日本食品衛生協会

- ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
- エ 食品関連被災施設に対する監視指導

(2) 栄養士会

- ア 栄養指導対策の実施

(3) 防疫薬品業界団体

- ア 防疫薬品の提供

第12節 トイレ利用対策

【市災害対策本部】生活環境文化部

【関係機関】事業所・企業、県（危機管理局、厚生部）、関係団体（支援協定団体）

避難生活が長期にわたる場合は、被災者の衛生管理が重要であり、特にトイレの十分な対策がなされていない場合は、衛生面だけでなく、悪臭などの精神面においても被災者に対して大きな悪影響を与える可能性がある。

そのため、自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

市は、避難所にあらかじめ備蓄している簡易トイレを迅速に設置するとともに、処理体制を整える。仮設トイレは、応援協定締結事業所に対して協力を要請する。市内のみでは対応が困難な場合、県に支援を要請する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害による被害発生中	避難所公共トイレ、簡易トイレの使用 災害時支援協定締結先へトイレのレンタルの要請 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 応援協定締結企業からトイレを調達
避難指示等解除	
発災から1日以内	トイレットペーパー等のトイレ用品の調達 トイレを衛生的に管理する体制の確立 し尿のくみ取り開始 企業・団体から仮設トイレを調達
発災から3日以内	需要に応じてトイレ追加・再配置 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

第1 業務の内容

1 簡易トイレによる対応

- ア 避難者の概数を把握し、あらかじめ地区の拠点避難所に備蓄している簡易トイレで対応する。
- イ 避難者に対して、簡易トイレの適切な利用方法を周知する。
- ウ 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送等により補う。

2 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

- ア 支援協定先へ仮設トイレのレンタル供給を要請する。
- イ 調達が困難な場合は県に調達の代行を要請する。

3 義援物資の配布

ア 市へ送付された救援物資を受入・保管し、必要に応じ避難者に物資を配布する。

4 要配慮者に対する配慮

ア 避難所等に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、洋式のトイレや、車いすの方が利用可能なトイレを配備する。

イ 避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

5 快適な利用の確保

ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市は、避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 市は、女性や子供に対する安全やプライバシーを確保するため、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、配置、男女別のトイレの設置、脱臭、照明の確保など、トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

6 積雪期の対応

ア 冬期間は、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は採暖に配慮する。

イ 雪が障害となり屋外仮設トイレの利用に支障をきたす場合があることから、定期的に積雪状態等について点検を行い、除雪等に万全を期するものとする。

第2 各主体の役割

1 市民、事業所・企業

ア 災害発生から2日間程度であらかじめ備蓄しておいた簡易トイレの使用

2 県

ア 仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等による市への支援

3 市

ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者へのトイレの供給

イ 職員の配置・巡回による避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況の調査

ウ 被災者のトイレ利用に関する需要の把握

エ 市が自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合の、県への支援要請

オ 避難所のトイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理

4 関係機関

ア 仮設トイレのレンタル供給

第13節 ペットの保護対策

【市災害対策本部】生活環境文化部

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人富山県獣医師会、動物愛護団体）

大規模災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等の関係機関と協力体制を確立する必要がある。

ペットの飼い主は、飼育をめぐるトラブルが発生しないように、節度ある対応を行う必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、県及び県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物と一緒に避難できる避難施設を設置する。

ペットの飼い主は、避難所の多様な方々との共同生活に考慮し、指定されたルールを守り飼育する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	避難所ペット受入れ情報の発信
避難指示	
災害による被害発生中	動物保護活動 支援物資の提供（12時間以内）
避難指示等解除	相談窓口開設、動物の一時預かり
解除後1日以内	
解除後3日以内	
事後1週間以内	飼い主探し
事後1箇月以内	仮設住宅での動物飼育支援 被災動物の健康管理支援

第1 業務の内容

市は、被災動物の円滑な救援等を行うため、県、その他関係機関と協力し、次の活動を行う。また、必要に応じ緊急災害時動物救援本部に応援を要請する。

1 動物の保護

県、県獣医師会及び動物愛護団体等の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護活動を行う。

2 飼い主探し

保護された動物の飼い主の搜索及び飼えなくなった動物や飼い主不明動物の新たな飼い主探しのため、県、県獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、情報の収集と提供を行う。

3 避難所及び仮設住宅での動物飼育支援

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

4 県及び関係機関等との連携

情報共有を図り、円滑な救援活動が行えるよう調整する。

第2 各主体の役割

1 市民（飼い主）

- ア 避難所に動物アレルギーの人がいる可能性等を考慮した、指定された飼育場所での飼育
- イ 一時的に飼育困難となった場合の適切な対応（長期にわたる放置の回避）

2 県・市

- ア 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護活動
- イ 保護した動物の飼い主の搜索、飼い主不明動物に関する情報収集・提供
- ウ 避難所及び仮設住宅での適正な動物飼育の支援
- エ ペットを同行した避難が可能なことを広報

3 関係機関

- ア 県及び市と連携した、動物の保護、救援活動の実施
- イ 県及び市と連携した、情報収集・提供

第14節 車中泊など避難所外避難者への支援

【市災害対策本部】本部事務局、福祉保健部

【関係機関】県（危機管理局）

自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなどの理由から、今後の大規模災害時でも多くの被災者が車中泊等を行う可能性がある。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送などの必要な支援に努めることが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

車中泊避難者や指定避難所以外に避難している被災者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、エコノミークラス症候群予防、避難所への誘導など、必要な支援を行う。

発災後の対応（タイムスケジュール）

解除後から3日以内	避難者数・内訳把握 避難所の設置、食料等配布状況の周知 エコノミークラス症候群等の予防、保健指導
-----------	--

第1 業務の内容

1 市の内容

(1) 車中泊避難者・指定外避難所の状況調査（発災後3日以内）

避難者は自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択する傾向にあることから、指定避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難する。このように指定避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、防災組織や、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

なお、長期間の車中泊避難による健康被害が懸念されていることから、指定避難所への移動を誘導する。

(2) 車中泊避難者・指定外避難所への支援（発災後3日以内に開始）

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

- ア 新たな避難先への誘導
- イ 食料・物資の供給
- ウ 避難者の健康管理、健康指導
- エ カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

(3) エコノミークラス症候群の予防

近年発生した大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、下記を避難者に呼びかける。

- ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- イ 十分にこまめに水分を取る。
- ウ アルコールを控える。できれば禁煙する。
- エ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- オ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもむ。
- カ 眠るときは足をあげる。

(4) 排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車の利用は、排ガスの車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。

第2 各主体の役割

1 市民（車中泊避難者等）

- ア 市、消防、警察又は最寄りの公的避難所への現況に関する連絡

2 県

- ア 市からの要請があった場合の、車中泊避難車等の状況にあわせた必要な支援

3 市

- ア 車中泊避難者、指定避難所以外において自然発生した避難所、防災関係機関等に避難した人などの状況の調査、必要な支援

第15節 要配慮者の支援対策

【市災害対策本部】 未来政策部、福祉保健部

【関係機関】

市民、消防署、消防団、事業所・企業、県（生活環境文化部、観光・交通・地域振興局、厚生部）、関係団体（NPO、ボランティア団体等、外国人関係団体、福祉サービス提供者）

大規模災害時には、高齢者や障がい者など要配慮者と言われる人々は、情報の入手や自力での避難が困難なことから、被害を受けやすい弱い立場にある。

このため、要配慮者の安全・安心体制を強化するために、市による避難支援をはじめ、自主防災組織等の地域の支え合いを基本とした支援が必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、要配慮者の安全を確保するため、災害時要援護者避難支援計画に基づき、迅速な情報伝達及び避難誘導を行う。

また、福祉施設等には福祉避難所を設置するなど心身の健康状態等に配慮し、各段階のニーズに対応したきめ細やかな支援策を講ずる。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	市、報道機関等により情報提供 地域住民などによる避難所や自宅等の2階への避難 地域住民等による要配慮者への情報伝達
避難指示	市、報道機関等により情報提供 地域住民の避難所等への避難誘導 別室、施設への移動 避難状況の確認、安否確認
災害による被害発生中	避難状況の把握、安否確認
避難指示等解除	
解除後1日以内	避難所の救護所のなかにこころの相談窓口を設置
解除後3日以内	避難所巡回健康相談（こころの相談含む）を開始
事後3箇月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

第1 業務の内容

1 情報伝達

要配慮者利用施設への避難指示等の情報は、防災情報メール、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてケーブルテレビ、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。

2 避難誘導対策

ア 避難行動要支援者名簿による情報共有

災害時は、避難行動要支援者名簿について、必要な範囲において関係機関との情報共有を図る。

イ 避難誘導體制

災害時要援護者避難支援計画、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、自治会、防災組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導及び安否確認を行う。

ウ 名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動支援者名簿を避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ただし、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿を提供することが適切かを判断するよう留意する。

エ 福祉避難所への直接避難

市は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める

3 避難所の設置・運営

防災組織、自主防災組織等と協働し、要配慮者へ配慮した対応を行う。

ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や災害時要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う。

イ 避難所において、福祉避難室を確保し、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。

ウ 視覚・聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。

オ 避難所での生活が困難な要配慮者は、別に定める「福祉避難所運営マニュアル」に基づき、「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書」を締結した社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

4 生活の場の確保

仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては、要配慮者世帯を優先して入居させる。

5 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。

(1) 保健対策

被災者の心身の健康確保のため、市保健師により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。

(2) 福祉対策

市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、防災組織等の協力・連携により、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。

(3) 各機関の調整・取りまとめ

要配慮者への対応については、社会福祉施設、医療施設、民生委員・児童委員など多数の関係機関の調整が必要なことから、市はコーディネート窓口を設置し、必要な対策を実施する。

6 外国人支援対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

7 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

第2 各主体の役割

1 市民

(1) 要配慮者及び家族

- ア 早めの避難準備行動の開始
- イ 自らの安全の確保

(2) 地域

- ア 地域社会全体での要配慮者の安全確保や避難誘導及び安否確認
- イ 避難支援等関係者の安全確保

2 事業所・企業

(1) 要配慮者を雇用している企業及び関係機関

- ア 要配慮者の優先的な避難誘導、安否確認

(2) 介護保険事業者及び社会福祉等関係事業者

- ア 施設内の要配慮者の安全確保
- イ 市、防災関係機関等と協働した、施設外の要配慮者の安全確保

3 県

- ア 県内施設で対応ができない場合、近隣県に対して社会福祉施設等への緊急入所の協力要請
- イ 被災していない県内市町村及び近隣県に対する関係職員の派遣要請

4 市

- ア 要配慮者及び支援者に対する、高齢者等避難等の伝達
- イ 要配慮者の避難誘導及び安否確認
- ウ 避難所における、要配慮者に対する良好な生活環境の確保
- エ 応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等による、要配慮者の生活の場の確保
- オ 要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供
- カ 外国人の安否確認、外国語による情報提供、外国人相談員の派遣等

5 関係機関

(1) NPO、ボランティア団体

- ア 要配慮者のニーズに合わせた安全確保の支援活動

(2) 外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等）

- ア 県や市と連携した外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援

第16節 心のケア対策

【市災害対策本部】福祉保健部

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（団体報道機関、精神科医療機関、精神保健福祉医療機関）

悲惨な被災体験や長引く避難生活は、被災者の精神状態を不安定にさせることが想定される。被災者が前向きに復旧・復興に向けて取り組んでいくためにも、心のケア対策は不可欠である。

そのため、避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は関係機関と連携を図り、生活の変化による健康状態悪化や災害関連死を防ぐために、避難所の巡回相談の支援や必要に応じた県による心のケアチームの派遣要請を行うなど、災害の状況に応じた適切な心のケアを行う。

また、災害時のこころの健康について、正しい知識などの支援情報を積極的に啓発普及する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害による被害発生中	（県心の健康センターでの精神保健医療情報の一元化） （県は災害時精神保健医療の確保をする）
避難指示等解除	
発災後1日以内	普及啓発の取組みの開始 避難所の救護所におけるこころの相談窓口の設置と周知
発災後3日以内	避難所巡回健康相談[こころの相談含む]の開始 県に心のケアチームの派遣要請を行う
発災後1週間以内	県による災害時精神科医療後方支援体制整備
発災後2週間以内	地域の巡回相談（こころの相談含む）の開始
発災後2箇月以内	援助者に対する「被災時の心のケア」に関する研修会の開催
発災後3箇月以内	仮設住宅転居者等の健康相談の開始 長期的な支援

第1 市の業務の内容

1 精神保健活動総括する班の設置

災害対策福祉保健部内に精神保健活動を総括する班を設置する。また、精神保健に関する情報の収集、指揮、統制、調整、通信等に当たる。

2 相談窓口の設置

精神保健活動総括班は救護所に「相談窓口」を設置する。

被災直後は、救急医療、安全の確保、飲食の確保等が優先されるが、心のケアが必要なことを念頭におき、避難所に救護所ができた時点からこころの相談窓口を設置する。

3 健康調査の実施

「こころの巡回相談（健康調査）」を実施する。

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じ不安の軽減に努める。

4 要配慮者の配慮

災害によるダメージを受けやすい乳幼児・高齢者・障がい者及び災害遺族等に対しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。また、男女の違いを十分に配慮した上での心のケアに努める。

ア 被災精神障害者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援

イ 避難所で精神疾患の急発、急変への救急対応を行う。

ウ 精神医療福祉関係者（精神医療機関、福祉相談課や医療機関、民生委員・児童委員、ケアマネ等）と連携をとり援助に当たる。

5 県への要請

必要に応じて心のケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

6 被災者への啓発普及

ア 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法や、心のケア対策等の情報を、パンフレットの配布及び掲示・ホームページ、市内回覧等により伝達する。

イ 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、心のケアに関する情報を被災者に提供する。

7 援助者への啓発普及

県に教育研修の依頼をし、保育士や教師、ケアマネージャ等関係者に対し「被災時の心のケア」に関する研修を実施する。

ボランティア、開業医、民生委員・児童委員等の支援者等に対し「支援者自身の心のケアに関する情報」を提供する。

8 心の健康の保持・増進

災害復旧や被災者の対応に当たる市職員等の心の健康の保持・増進に努める。
行政職員等の支援者等に対し「支援者自身の心のケアに関する情報」を提供したり、研修会を県に要請する。

9 長期的な支援

被災者への長期的な支援を継続する。
避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等転居後も、心のケアが必要となる。
慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール、PTSD等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

第2 県の業務の内容

1 被災者等のメンタルヘルスケア

県は、災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

- ア 診療所や相談所において、医療救護班と精神科医療救護班はともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。
- イ 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・心理判定員等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。
- ウ 精神科医療救護班は、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

第3 各主体の役割

1 市民

- ア こころの健康の保持・増進

2 県

- ア 公立病院を中心とする精神科医療救護班（心のケアチーム等）の編成
- イ 災害時の精神保健医療体制の確立
- ウ 被災住民に対する心のケア対策の実施

3 市

- ア 避難所等における被災住民の精神的健康状態の把握
- イ 被災住民のこころの健康の保持・増進
- ウ 必要に応じた、心のケアチーム派遣等に関する県への要請
- エ 市職員のこころの健康の保持・増進
- オ 男女の違いを十分に配慮した上での心のケア

4 関係機関

(1) 報道機関

- ア 不用意な取材活動によるP T S D（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識した、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動
- イ 心のケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供への協力

(2) 精神科医療機関

- ア 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対する必要な医療の提供
- イ 県が実施する心のケアチーム活動等の支援

第17節 水防活動

【市災害対策本部】都市創造部、消防部

【関係機関】富山河川国道事務所、水害予防組合、県警察本部

風水害の発生については、ある程度の事前予測が可能であるため、風水害が発生し、又は発生が予想される場合は、迅速な災害情報の提供とともに、避難のための指示を行うことが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

国、県、市は連携し、洪水、土砂災害、高潮に警戒し、被害の拡大防止に努める。

市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、洪水ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための高齢者等避難、避難指示の発令及び避難誘導等を実施する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報等発表	気象情報の収集
災害対応が必要な場合	水防団待機
高齢者等避難	浸水区域、土砂災害警戒区域における警戒
避難指示	
災害による被害発生中	警戒区域の設定、被害拡大防止活動

第1 業務の内容

1 高岡市の水防体制

気象の予・警報の内容及び風水害被害の状況に応じ、市は配備体制を整える。

2 水防警報の種類・発令基準等

水防警報の種類、内容及び発令基準は次表のとおり。水防警報の発令を受け、消防機関は、出動準備、出動等を行う。

【国の発令基準（小矢部川、庄川）】

種類	内 容	発令基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、消防機関に出動の準備を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により、必要と認められるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	消防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	雨量・水位・流量その他の河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前。

解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜河川の状況を通知する必要があるとき。

【県の発令基準（千保川、祖父川、岸渡川）】

種類	内 容	発令基準
準備	第1段階 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、消防団幹部の出動等を通知するもの。	雨量・水位、その他の河川状況により、必要と認められるとき。 又は、水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
出動	第2段階 消防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇する恐れがあるとき。
状況	第3段階 出動が長時間にわたるとき、又は気象条件、水防活動変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。	出動後の状況に変化を認めたとき。
解除	第4段階 水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 又は、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

※ 出動等の指示は、水防管理者が自らの判断で行うもののほか、次の場合にも発する。

- ア 水防警報指定河川について、水防警報が発せられた場合
- イ 知事から緊急に配備指示があったとき

3 浸水区域、土砂災害警戒区域の警戒

洪水等の災害から市民の安全を守るため、準備、出動にあたっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

(1) 河川施設

- ア 河川水位が警戒水位に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害を生じた箇所
- ウ 地形地質上の弱堤箇所
- エ 土地利用上からの弱堤箇所
- オ 二次災害防止の観点からの低標高箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所

(2) 土砂災害警戒区域

- ア 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所
- イ 砂防関係施設

4 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生のおそれのある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、市長は次の措置をとることができる。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地の一時使用等
- ウ 現場の被災工作物の除去等
- エ 住民を応急措置の業務に従事させること

5 市民に対する高齢者等避難、避難指示の発令

国・県は、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、氾濫危険水位到達情報の通知、並びに水防資機材の提供を行うものとする。

市長に、その命を受けた市職員又は水防従事者は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

市民に対する高齢者等避難、避難指示は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないようにする。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ警察官等の協力を求め、適切な措置を講ずる。

【警戒レベル】 避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
警戒レベル4 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5 緊急安全確保	・災害が発生しているか又は切迫している段階であり、人的被害が発生している恐れがある状況	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

6 被害拡大防止活動

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、市は直ちにその状況を関係団体（所轄の国土交通省河川事務所長、県土木センター所長、保線区長、警察署長）及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。

市長及び消防機関の長は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。

7 要配慮者に対する配慮

県、市は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

8 積雪地域での対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 要請があった場合の水防活動への協力

イ 堤防その他の施設が決壊又は決壊のおそれのある箇所を発見した際の、国、県、市、消防機関への通報

2 国・県

- ア 河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供
- イ 洪水予報や水防警報、氾濫危険水位到達情報の通知
- ウ 水防資機材の提供
- エ 市民の避難誘導

3 市

- ア 市民に対する高齢者等避難、避難指示の発令
- イ 堤防が決壊した場合の水防活動
- ウ 市民の避難誘導

第18節 救急・救助活動

【市災害対策本部】消防部

【関係機関】県（危機管理局、厚生部）、県警察本部、関係団体（緊急消防援助隊、高岡市医師会、医療機関、日本赤十字社富山県支部、医療機材業者、自衛隊）

消防本部は、災害時において発生する多数の負傷者に対し、県、防災関係機関、市医師会、医療機関等と相互に連携を図り、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する必要がある。

また、災害発生直後においては一刻も早い救出活動が必要なことから、地域住民、自主防災組織、消防団と有機的に連携し迅速かつ適切な救急・救助活動を実施し、被災者の生命・身体 の安全確保に万全を期する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び県は、傷病者の救助・救急活動や医療機関への搬送等を安全かつ迅速に実施するとともに、必要な場合、他機関への応援要請を行う。

市民及び自主防災組織は、相互に助け合い、公的機関が行う防災活動に積極的に協力する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	初期救急・救助活動の実施 消防隊等による救助活動 重傷者等の搬送 県内応援隊による救急・救助活動 緊急消防援助隊による救急・救助活動

第1 業務の内容

1 消防本部による活動体制

(1) 非常警戒体制の発令

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、高岡市消防非常招集計画に基づく「非常招集」を発令し、災害の規模に応じた消防本部の活動体制の強化を図り、所要の活動を実施する。

(2) 救急・救助活動の実施

災害等により、多数の負傷者が発生したときは、「高岡市消防活動規程」、「消防計画」及び「高岡市消防集団救急業務計画」に基づき、迅速かつ安全に負傷者の救出救護活動を実施する。

ア 消防隊は、自主防災組織・住民との連携を図り、迅速的確な救急・救助活動を行う。

イ 警察、関係機関と連携しての救出活動の実施

ウ 現地救護所の設置

- エ 医師の派遣要請
- オ トリアージ（負傷者の程度別選別）及び医療機関への搬送

(3) 応援要請

応援要請は第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」による。

2 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- ア 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- イ 水利の情報
 - ・水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - ・水利の所在地
 - ・水利地図（広域地図、住宅地図等）
- ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- エ 住民の避難場所の情報
- オ 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

3 市による活動体制

市は、災害が発生した場合、状況に応じてあらかじめ指定する職員を避難所運営要員として出動させ、地域住民、自主防災組織の協力を得て地区の拠点の避難所を開設するとともに、状況に応じて、簡易救出用具を有効に活用して救急・救助活動を行うものとする。

負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、市で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては緊急消防援助隊や他市町村・県に応援を要請する。

また、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

4 地域住民・自主防災組織による活動体制

災害発生時は、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民、自主防災組織は公的機関が行う防災活動に積極的に協力するとともに、必要に応じて自発的に救急・救助活動を行う。

- ア 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力
- ウ 地域内の被害状況等の情報収集
- エ 初期消火の実施

5 要配慮者に対する配慮

地域住民、県警察本部、市及び消防本部等は、要配慮者の適切な安否確認を行い、災害時要配慮者の特性に応じた救急・救助活動を速やかに実施する。

6 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、市、県は活動に不可欠な道路の除排雪を迅速に実施し、活動障害を排除するとともに、積雪による建物倒壊や雪崩等の二次災害防止に配慮した措置をとるものとする。

7 感染症対策

積災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 救助すべき者を発見した際の消防等への通報
- イ 消防団等と協力した救出活動

2 県警察本部

(1) 県

- ア 市の被害状況及び救急救助活動状況の把握
- イ 関係機関との総合調整
- ウ 関係機関への応援要請

(2) 県警察本部

- ア 市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合の、救助部隊の編成による救出救助活動の実施
- イ 警察災害派遣隊の派遣要請など、救出・救助体制の迅速な確立
- ウ 市からの要請又は自らの判断による、関係機関と協力したヘリコプターによる救出救助活動の実施
- エ ヘリコプター保有機関（県、県警察本部、海上保安庁、自衛隊等）と連携した航空機による安全かつ効率的な運航の支援・調整

3 市（消防本部）

- ア 傷病者の救助・救急活動や医療機関への搬送等の実施
- イ 高岡市消防職員非常招集規程に基づく、消防職員及び消防団員に対する「非常招集」の発令、災害の規模に応じた消防本部及び消防団の活動体制の強化
- ウ 市消防力で対応が困難な場合の関係機関等への応援要請

4 関係機関

(1) 医師会、医療機関等

- ア 医療救護活動の実施
- イ 要請に基づく、医師の派遣

(2) 自衛隊

- ア 救助部隊の編成による救急救助活動の実施

第19節 医療救護活動

【市災害対策本部】福祉保健部、消防部、医療部

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（医師会、医療機関等）

大規模災害時には、同時に多数の負傷者が発生し医療機関に殺到して混乱することが予想されることから、医療救護の拠点として救護所及び救護病院を開設し、より円滑な医療救護を行うことが重要である。

そのため、大規模な災害が発生した場合を想定し、医師会、関係医療機関及び医療関係機関の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守り、医療対策本部を設置し、円滑な医療救護活動を行うことが必要である。

<対策の方針（達成目標）>

市は、高岡市医師会と連携し医療対策本部を設置し、県、医療機関、災害派遣医療チーム（DMAT）や日本医師会災害医療チーム（JMAT）等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。また、人工透析患者や難病患者については、災害時にも医療行為を継続できるような体制を確保する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	医療機関の被災状況、受入可否の把握 職員の招集
災害による被害発生中	医療対策本部の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係機関への要請 医療関係ボランティアの把握

第1 業務の内容

1 計画の趣旨

災害により発生する負傷者等の医療救護活動を円滑に実施するため、市、医師会、医療機関、医療関係機関、関係防災機関及び市民等の役割分担を明確にし、相互が協力連携して迅速かつ的確な医療救護を行い、市民の生命と健康を守ることとする。

2 医療、救護の基本方針

(1) 救護所及び救護病院

- ア 救護所
- イ 救護病院

(2) 医療救護の区分

- ア 救護病院において救護する負傷者

- (ア) 重傷者……………入院を必要とする負傷者
- (イ) 中等傷者……………医師の専門的な処置を必要とする負傷者
- (ウ) クラッシュシンドローム（挫滅症候群）の疑いのあるもの

イ 救護所において救護する負傷者

- (ア) 軽傷者……………重、中等傷者以外で医師の応急処置を必要とする負傷者

3 医療対策本部の設置

市及び市医師会は、災害発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため、高岡市災害対策本部内のもとに医療対策本部を設置する。

(1) 医療対策本部の設置

本部長は、災害時における迅速な医療活動を推進するため、高岡市災害対策本部内に高岡市医師会長を長とする医療対策本部を設置する。

医療対策本部は、高岡市医師会、公的4病院、薬剤師会、助産師会、福祉保健部、消防本部で構成する。

医療対策本部は、本部と連絡を密にして被害状況を判断し、医療拠点における救護所を開設するため、医師の出動要請、看護師の出動要請を行い医療救護班を編成するとともに、公的4病院の受入れベッド数の把握と調整を行う。

医療拠点において救護所が開設された後、重傷病者の搬送が必要となった場合は、医療対策本部は、救急班を派遣して重傷病者を後方病院へ搬送する。

また、医療対策本部において必要と認めたときは、薬剤師会、助産師会に対し、医療拠点への薬剤師及び助産師の派遣を要請する。

医療対策本部において必要と認めたときは、本部を通じて富山県医療救護班の出動を要請する。

(2) 医療救護班の編成

ア 市医師会による医療救護班

1. 医療対策本部は、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、連絡員1名から成る医療救護班を編成し、各医療拠点に2班派遣し、状況に応じて増減する。

なお、公的4病院及び医師会は、自ら必要と判断した場合は、本部長の要請を待たずに、収容医療機関の受け入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。

この場合、公的4病院長及び市医師会長は直ちに本部へ報告する。

イ 医療対策本部・救護所への職員の派遣

本部は、医療対策本部の活動を円滑に実施するため、医療対策班を派遣する。

〈派遣人員〉

名 称	活動項目	班数	各班の構成員	備 考
医 療 対 策 班	医療対策本部の業務 (連絡・庶務)	1	職員 5 名	福祉保健部班員 により編成する。
	救護所の設営及び運営	最大	職員 10 名 うち 3 名は医療 救護班の事務・ 連絡要員となる	

4 救護所の設置・開設

(1) 救護所の設置・開設

医療対策本部は、本部が収集した被害状況をもとに、あらかじめ定めた医療拠点（伏木中学校、戸出中学校、高岡市急患医療センター、博労小学校、下関小学校、福岡小学校）のうち、医療対策本部が必要と認めた地区の医療拠点に救護所を設置・開設する。

救護所においては、トリアージを行い、重傷病者については後方病院へ搬送する。

市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、救護所に配置する。

(2) 救護所の設営及び運営

救護所の設営及び運営は、市の指揮により医療対策班が行う。

5 医療救護体制

(1) 救護所での医療救護

救護所は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行う。

ア 救護所の開設、医療の開始

(ア) 災害発生時は、医療対策班及び医師会は、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。

地域型防災活動拠点における救護所は、学校保健室又は安全の確保できる教室に開設する。

(イ) 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、参集してくる市職員を主体とし、教員、養護教諭及び避難者の協力を得て臨機に対応するものとする。（地域型防災活動拠点の救護所担当医師、看護職、ボランティアを含むメンバー表を年度当初に作成し毎年更新するものとする。）

イ 医師等の派遣

医師会は、各救護所への医師等の派遣体制について、事前に定めておくものとする。

ウ 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

(ア) トリアージ

※災害等によって多数の傷病者が発生した場合、傷病者を疾病の程度を判定し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。

- (イ) 診察及び実施可能な応急医療処置
- (ロ) 病院への搬送要請
- (エ) 避難者への予防衛生・健康管理

エ 医療対策班の職務

医療対策班は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

- (ア) 医療救護活動の記録
- (イ) 負傷者の整理
- (ロ) 救護本部及び救護病院との連絡調整
- (エ) 遺体の保護及び総括班との連絡調整
- (オ) その他救護所運営に必要なこと
- (カ) 救護病院への搬送手段の確保及び手配

オ 救護活動の期間

医療の実施期間については、災害の程度に応じて本部長が市と協議し定める。

(2) 救護病院（災害拠点病院及び救命救急センター）

災害が発生した場合、重傷者の処置、収容及び助産を行うほか、中等傷者に対する処置、精神科医療等の措置を行うものとする。

ア 救護病院での医療救護

災害発生時は、速やかに医師、看護師等の招集を行い医療スタッフの充実を図り救護病院としての医療救護を開始するとともに、次の事項について速やかに本部に連絡するものとする。

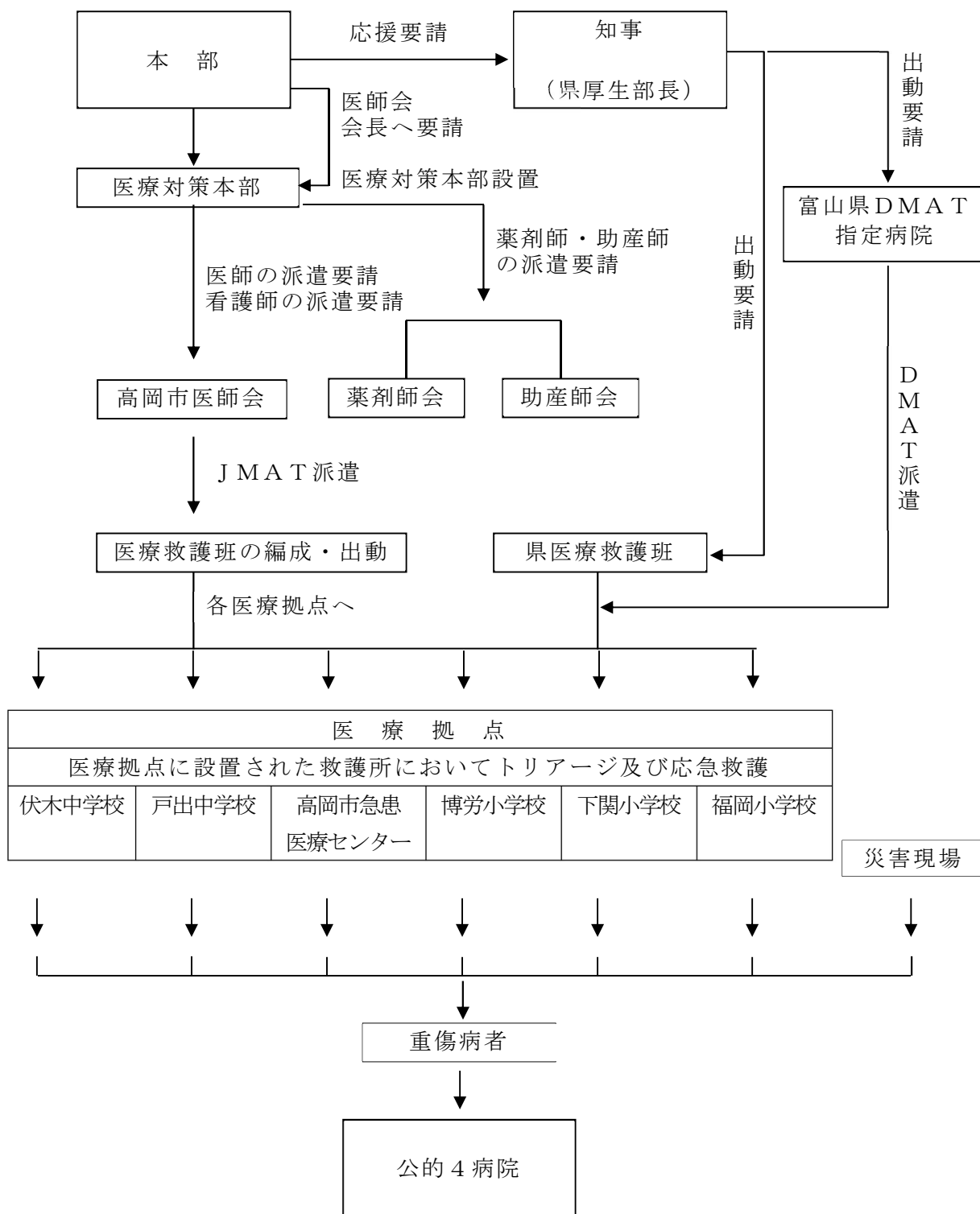
- (ア) 施設、機能の被害状況
- (イ) 入院患者及び院内負傷者の状況
- (ロ) 医療従事者の確保状況
- (エ) 人工透析器の稼働状況及び稼働見込み
- (オ) 医療救護活動報告書
- (カ) その他必要なこと

イ 医療救護の範囲

救護病院において行う医療救護は、次のとおりとする。

- (ア) 診察
- (イ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (ロ) 薬剤又は治療材料の支給
- (エ) 助産
- (オ) 市外医療機関への搬送に伴う病院間の連絡調整
- (カ) 死亡の確認
- (キ) 収容、看護

〈救護体制フロー〉



6 日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣

日本医師会は、市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた場合、日本医師会災害医療チーム（J M A T : Japan Medical Association Team）を派遣して、被災地における迅速な医療活動を展開する。

7 災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣

県は、市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた場合、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（D M A T）を派遣して、被災地における迅速な医療活動を展開する。

8 医療、救護資器材及び医薬材料の確保

(1) 医療器具、医薬品等の供給体制

ア 備蓄

- (ア) 救護所については、保健室等に応急処置用器具セットを備蓄する。
- (イ) 病院については、最低3日分の医薬材料の在庫を持つよう努める。

イ 調達

(ア) 救護病院

ランニングストックで対応するものとし、不足を生じたときは本部に依頼するとともに、独自で調達を図るものとする。

また、事前に調達体制を確保しておくよう努めるものとする。

(イ) 救護所

医療対策本部において、富山県薬業連合会の協力を得て調達するものとする。

ウ 医薬材料の管理、供給

- (ア) 医薬材料の供給は、医療対策本部を中心として行う。
- (イ) 医薬材料の管理、仕分けは、富山県薬剤師会の協力を得て行う。
- (ウ) 不足等の支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

(2) 血液の確保

ア 血液が必要なときは、富山県赤十字血液センターに依頼し確保する。

イ 必要量が確保できないときは、市民等に協力を呼びかけるものとする。

9 医療関係ボランティアの活用

市及び救護病院は、医療関係ボランティアを災害時医療救護に積極的に活用する。医療関係ボランティアは、本部及び救護病院の指示を受けて医療救護活動に従事する。

10 人工透析患者や難病患者への対応

人工透析患者や難病患者等については、災害時においても、継続して人工透析や特定の医薬品の提供が必要である。

このため、受け入れ可能な医療機関等を把握し、広報活動を通じて市内の患者家族に的確な医療情報の提供を行い、医療供給体制の確保に努める。

なお、慢性疾患患者の治療は、原則として救護病院で行うこととするが、人工透析実施患者で緊急を要する者、及び透析を必要とする傷病者は、水の供給状態が不十分となったとき、県及び防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能医療機関へ搬送するものとする。

11 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などへの対応については「災害時要援護者避難支援計画およびマニュアル」に基づき、医師、看護師、保健師、栄養士等が適宜巡回し、健康状態の確認や健康面の相談に応じる。

12 傷病者の搬送

(1) 救急隊による搬送

ア 消防本部は、通報内容又は現場報告によって多数の負傷者が発生したと認めたときは、「高岡市消防集団救急業務計画」に基づき、救急隊等の効率的に運用するとともに、関係機関と密接に連携を図り、迅速かつ安全に傷病者の救出救護を実施する。

イ 消防本部は、必要と認めるときは、直ちに高岡市消防職員非常招集規程に基づき、消防職員を招集するものとする。

ウ 消防本部は、災害の発生により必要があると認めるときは、富山県市町村相互応援協定又は高岡市・氷見市・砺波市・小矢部市・南砺市・砺波地域消防組合消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

(2) ヘリコプターによる搬送

ア 緊急に高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災関係機関のヘリコプターにより行う。

イ 医療救護用ヘリポートの指定

ウ 場外離着陸場の確保

13 県等への支援要請

市は、災害発生時において自らの医療救護活動のみで対処できない規模の災害と予測されたときは、速やかに県等に対し被害の状況を報告するとともに支援の要請を行う。

ア 医療機関の施設・機能被害状況

イ 負傷者等の状況

ウ 人工透析器の稼働状況及び稼働見込み

エ 医療従事者の確保状況

オ 救護所の設置状況

カ 救護所及び医療機関への交通状況

キ 医療資器材等の需給状況

第2 各主体の役割

1 県

- ア 市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた際の、富山県立中央病院、日赤富山県支部、県医師会等関係機関、災害拠点病院及び災害派遣医療チーム（DMA T）指定病院に対する協力要請
- イ 必要に応じての、国及び県医師会を通じた日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣要請

2 市

- ア あらかじめ指定した医療拠点における医療救護所の設置
- イ 指定した医療拠点以外の、適宜の医療救護所の設置
- ウ 発災直後の被災地域及び医療機関等からの情報収集
- エ 地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動の実施
- オ 災害ボランティア活動組織等と連携した、救護所等の医療救護活動に対する医療関係ボランティアの有効活用

3 関係機関

(1) 医師会

- ア 市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた際の、日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣

(2) 医療機関等

- ア 策定しているマニュアル等に基づいた、医療救護活動体制の確保
- イ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）の、後方病院としての患者の受け入れ（主に被災現場、救護所、被災地医療機関等から）、支障が生じた場合の県への支援要請
- ウ 医療救護班及び歯科医療救護班の、市から救護班の派遣要請があった場合の、医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMA T〕を含む。）の派遣
- エ 災害拠点病院の、被災状況等に応じた自らの判断での医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMA T〕を含む。）の派遣

第20節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【市災害対策本部】産業振興部、都市創造部、上下水道部

【関係機関】事業所・企業（通信事業所、電力事業所、ガス事業所、西日本高速道路株式会社）北陸地方整備局、県（農林水産部、土木部）、県警察本部

大規模災害時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

このため、道路管理者は、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

道路管理者は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について関係機関と密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行う。応急復旧作業は、発災後1日以内に開始する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	被災概要調査 道路啓開 緊急措置 被災点検調査 交通規制 応急復旧
事後から1箇月以内	公共土木施設災害復旧事業に着手 (3年以内に完了)

第1 業務の内容

1 二次災害の未然防止

道路管理者は、風水害等により施設が被災する恐れがあると認めたときは、危険箇所を主体に点検巡視を行い、危険性が高い箇所について、安全確保のための通行規制等の措置を講ずる。

2 道路施設の応急対策

(1) 被災状況の把握及び施設点検

大規模な風水害が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

県の消防防災ヘリコプター等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等からの情報を収集する。

(2) 緊急の措置等

部局・機関名	応急措置の概要
高岡市都市創造部	所管する市道の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、各道路管理者との連絡を密にして、緊急度に応じて復旧、障害物の除去等の作業を実施する。 また、通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の維持に万全を期する。
国土交通省北陸地方整備局 富山県高岡土木センター 富山県伏木港事務所	所管する国道又は県道等の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、各道路管理者との連絡を密にして、緊急度に応じて復旧、障害物の除去等の作業を実施する。 また、通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の維持に万全を期する。
中日本高速道路株式会社 金沢支社 富山保全・サービスセンター 富山県道路公社	大規模な風水害が発生した場合には、速やかに同社（公社）の防災業務計画の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常出動体制を確保し、直ちに災害応急活動に入る。 なお、災害発生後速やかにおおむね下記の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報提供を行うなど、通行車の安全確保に努める。

ア 交通規制等

災害発生時には、道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。

イ 道路啓開

- (ア) 市は関係機関との調整を図り、「第24節 道路・河川における障害物除去」に基づき、応急措置を実施するため障害となる路上工作物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- (イ) 道路啓開は可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、必要に応じて、誘導員及び監視員を置き、通行の誘導を行う。
- (ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関等は、状況に応じて必要な措置をとる。

ウ 防災活動拠点等とのアクセス確保

緊急措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

エ 応急復旧

- (ア) 応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。

(イ) 道路管理者は建設業協会等と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

オ 防災機関等への連絡

防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、風水害等による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を関係機関へ連絡する。

カ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧工事を実施する。また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

(3) 円滑な道路交通確保対策

警察は、風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。

ア 信号機等の緊急措置

災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、警察は迅速にこれに対処するため、被災地域内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置するほか、既設の非常用電源装置を併用して、被災地域ならびに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。

イ 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、県警本部交通管制センターの光ビーコンによる情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

ウ 交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

3 住民に対する広報

各施設の管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

ア 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

エ その他広報を行う必要がある事項

4 積雪期の対応

積雪期においては、国・県及び市は、救助・救急・医療活動や緊急物資輸送を迅速に行うために、除雪機械及び除雪要員等を確保し、被災状況や雪崩等の二次災害防止に配慮しつつ、緊急輸送道路を優先的に除雪する。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 道路・橋梁・トンネル等の被災を発見した際の、市、県、消防署、警察署への通報

2 事業所・企業

ア 被災現場の立入禁止の措置の実施
イ 避難の誘導などの住民の安全確保
ウ 応急復旧工事の実施

3 道路管理者（国・県・市）

ア 県の消防防災ヘリコプターの活用による被害状況の把握
イ 住民に対する広報活動の実施
ウ 被災した道路・橋梁・トンネル等の、迅速かつ的確な応急対策の実施

第21節 港湾施設の応急対策

【市災害対策本部】産業振興部、都市創造部

【関係機関】事業所・企業、伏木富山港湾事務所、県（農林水産部、土木部）

大規模災害により港湾施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める必要がある。特に伏木外港については、国際拠点港湾に指定されており、物流の輸送拠点となっている。

これらの施設については、災害による施設の損壊箇所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

県は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合、風水害発生後から1日以内の応急工事着手に努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	被災概要調査 道路啓開 緊急措置 被災点検調査 交通規制 応急復旧
事後から1箇月以内	公共土木施設災害復旧事業に着手 （3年以内に完了）

第1 業務の内容

1 緊急に復旧を行う必要のある対象

海岸施設が高波、高潮等により被害を受けたときは、速やかに応急復旧措置を行う。

2 市の取り組み

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

3 国、県の取り組み

(1) 災害の未然防止

ア 被災状況の把握及び施設の緊急点検

高潮や波浪により被害の発生するおそれがある場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

ア 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

イ 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

港湾区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、及び市へ周知する。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民、及び市に周知する。

第2 各主体の役割

1 市民、事業所・企業

ア 港湾施設の被災を発見した際の、県、市、消防署、警察署への通報

2 国、県

ア 災害による港湾施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制の実施

イ 災害の拡大や二次災害を防止するための、迅速、的確な応急対策の実施

3 市

ア 通報又はパトロール等による、港湾施設の情報収集

イ 施設の被災を発見した際の県への通報

ウ 災害の拡大や二次災害を防止するための、迅速・的確な応急対策の実施

第22節 道路・河川における障害物除去

【市災害対策本部】生活環境文化部、都市創造部

【関係機関】北陸地方整備局、県（土木部）、関係団体（中日本高速道路株式会社、応援協定先企業団体）

大規模災害の発生直後の道路は、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想され、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を速やかに除去する必要がある。

また、河川ならびに港湾においても、各管理者は河川の治水重要度や船舶の航行安全を勘案し、障害物の撤去を実施する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び県は、風水害等の災害により発生した落石や流木、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急輸送道路を確保する。

緊急輸送道路の確保は、避難指示等の解除後1日以内に開始する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	緊急輸送道路の障害物情報収集
避難指示等解除	
解除後1日以内	緊急輸送道路の障害物除去 その他障害物除去 緊急輸送道路の確保

第1 業務の内容

1 被災地における障害物の情報収集

市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

2 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範囲かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定する。

3 障害となる工作物の除去

市は、応急措置を実施するため障害となる工作物の除去を行う。

4 障害物処理の実施

(1) 道路関係障害物の除去

ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急輸送道路の除去活動を優先して実施する。

イ 緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、第2章第47節「輸送」による。

(2) 河川関係障害物除去

河川管理者は、流入土砂や流木をはじめとする河川の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(3) 建物関係障害物の除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、特に必要があるときは山崩れ、崖崩れ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

なお、本市のみで障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

5 障害物の除去の方法

市は、自らの組織、労力、機械器具等を用い又は建設関係業者の協力を得て速やかに行う。除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

撤去した障害物等の仮置場は、避難所や仮設住宅建設予定地等を除外して、「高岡市災害廃棄物処理計画」に基づいて選定する。

なお、仮置場が不足する場合には、民有地の確保や関係機関と協議しつつ広域的な仮置場の設置にも努めるとともに、必要に応じて民間廃棄物処理施設等の居用も検討する。

障害物については、各地域のそれぞれ確保できる集積場所へ運搬するものとする。なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適当な場所に保管する。

第2 各主体の役割

1 市

ア 障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設の情報収集

- イ 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去
- ウ 輸送路等の施設管理者に対する障害物除去の依頼及び障害物処理計画の策定

2 関係機関

(1) 道路管理者

- ア 管理区域における道路の障害物の状況調査
- イ 緊急輸送道路の指定路線における優先的な障害物の除去
- ウ 建設業協会・構造物解体協会等との災害時の応援協定などに基づく、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保
- エ 路上放置車両及びその他の物件の、県警察本部の協力を得た排除

(2) 河川、港湾及び漁港管理者等

- ア 所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等の状況調査
- イ 障害物の除去

第23節 土砂災害・斜面災害の応急対策

【市災害対策本部】産業振興部、都市創造部

【関係機関】県（農林水産部、土木部）、関係団体（富山森林管理署、一般社団法人富山県建設業協会、協同組合高岡建設業協会、一般社団法人富山県測量設計業協会、一般社団法人斜面防災対策技術協会富山県支部、富山県地質調査業協会）

治山、砂防等の管理者は、災害発生後の施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び県は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。また、応急復旧にあたっては、協定を締結している一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に速やかに実施し、安全確保を確認のうえ避難指示を解除する。

市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、土砂災害ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害対応が必要な場合	土砂災害警戒情報の発表
高齢者等避難	土砂災害警戒区域の警戒
避難指示	
災害による被害発生中	緊急措置 被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置 応急復旧
避難指示等解除	専門家の意見を参考にした安全確保
解除後1日以内	
解除後3日以内	被害状況の広報
事後1箇月以内	公共土木施設災害復旧事業

第1 業務の内容

1 緊急に復旧を行う必要のある対象

災害により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの
- イ 流路工若しくは床固工の埋そく、又は天然河岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

- ウ 地すべり防止施設で、施設の全壊もしくは欠壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの
- エ 急傾斜地崩壊防止施設で、擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれのあるもの

2 災害の未然防止

(1) 情報の収集及び伝達

集中豪雨、融雪等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合においては、県、市及びその他防災関係機関は、次の事に留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行うものとする。

- ア 土砂災害警戒区域の存する地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- イ 広域的な土砂災害が発生し、又は発生が予想される場合においては、必要に応じて国等の防災関係機関の協力を得て機動的な初動調査に努めるものとする。
- ウ 各施設の管理者は、富山県土砂災害警戒情報支援システム等により情報収集を行い、気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合には、次により施設の点検、巡視を行う。

施設管理者	気象状況	点検・巡視箇所
治山	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	山地災害危険箇所及び治山施設設置箇所
砂防等	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	土石流危険渓流及び砂防施設 地すべり危険箇所及び防止施設 急傾斜地崩壊危険箇所及び防止施設 その他砂防関係施設

- エ 土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に具体的に危険が予想される土砂災害警戒区域周辺の住民に対しては、極力個別伝達に努めるものとする。

(2) 異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常や被災を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

- ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。
- イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

(3) 緊急現地調査

国及び県は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、被害の想定される区域・時期の情報を提供するための緊急調査を行う。

その結果、次のような緊急事態が発生した場合は、関係機関と協力して、地上からの集中的な現地調査および継続的な監視計測体制をとるほか、災害対策計画について協議・調整するものとする。

- ア 山腹崩壊や地すべりにより崩壊土砂が河川をせき止め「河道閉塞」ができた場合
- イ 山地水源部で大崩落の発生が確認又は予想される場合
- ウ 斜面崩壊防止施設(地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設)が崩壊又は崩壊のおそれ大きい場合
- エ 砂防設備、治山施設、ため池等かんがい施設等が崩壊又は崩壊のおそれ大きい場合

【緊急調査の対象となる土砂災害の要件】

現 象		要 件	調査主体
河道閉塞	河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	・河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合 ・おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
	河道閉塞による湛水	・河道閉塞の高さがおおむね 20m 以上ある場合 ・おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流		・河川の勾配が 10 度以上である区域のおおむね 5 割以上に 1 cm 以上の降灰等が堆積した場合 ・おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり		・地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 ・おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	都道府県

(4) 専門技術者の協力

市は、必要に応じて、地元在住の専門技術者(コンサルタント、県・市職員 0B 等)、斜面判定士へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用し、早期の被害の把握に努める。

*アドバイザー制度：(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、三次災害の防止に関して助言を行う制度。

(5) 危険箇所の警戒及び避難

市は、豪雨等によって山地斜面崩壊や河道閉塞の決壊などのおそれがあるときや、治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所については警戒に当たり、必要に応じて避難措置をとる。

特に、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、河道閉塞の決壊や大規模崩壊が予想される場合において、市による避難指示の判断に資するため、国や県の緊急調査等の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)が、市に通知されるとともに、一般に周知させるために必要な措置を講ずる。市長は、その情報等により、住民避難の要否、時期を決定する。

市は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

3 被害の拡大及び二次災害の防止

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動することにより、二次災害を引き起こす恐れがある。このため、土砂災害発生時においては、県、市およびその他防災関係機関は、以下の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ア 引き続き降雨等の気象状況に十分な注意、監視を行うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意しつつ監視を行うものとする。
- イ 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行うものとする。
- ウ 行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、特に十分な注意、監視を行うものとする。
- エ 降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊等の防止に努めるものとする。
- オ 安全が確認されれば、直ちに二次災害防止のための堆積土砂等の除去、土留工事等を実施する。

4 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

5 応急復旧に関する応援要請

大規模災害時など、市や県のみでの対応が困難と判断される場合においては、国土交通省北陸地方整備局は緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を実施する。

建設業協会等は、県・市と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化するものとする。

6 住民に対する広報等

気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、関係機関等へ周知する。

災害により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

7 避難指示等の実施

ア 被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、土砂災害ハザードマップ等に基づき、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

イ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を確保する。

8 避難指示等の解除

ア 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難指示の解除を実施する。

9 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者に係る施設、地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、あらかじめ定めた土砂災害警戒避難マニュアル等に基づき情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

また、高岡市防災情報メールや、防災行政無線、FAX等で情報を伝達するとともに、地域の自主防災組織と連携して避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

10 積雪期の対応

ア 市は、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 治山・砂防施設の被災を確認した際の、県、市、消防署、警察署への通報

2 県

ア 土砂災害緊急情報の通知

イ 災害による治山・砂防施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制の確保

ウ 緊急現地調査の実施

エ 災害の拡大や二次災害を防止するための、迅速・的確な応急対策の実施

3 市

ア 土砂災害ハザードマップに基づいた、市民に対する避難のための指示及び避難誘導等の実施

イ 治山・砂防施設の被災を確認した際の、県への通報

ウ 災害による治山・砂防施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制の確保

エ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難指示の解除の実施

オ 災害の拡大や二次災害を防止するための、迅速・的確な応急対策の実施

4 関係機関

ア 災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制の強化

イ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部による土砂災害警戒区域の状況調査、安全確保

第24節 河川・海岸施設の応急対策

【市災害対策本部】都市創造部

【関係機関】北陸地方整備局、県（土木部）、関係団体（一般社団法人富山県建設業協会、協同組合高岡建設業協会）

河川・海岸等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び県は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事着手するものとする。

国土交通省北陸地方整備局は、被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象情報等発表	該当河川・海岸の重要水防箇所等の点検巡視
災害対応が必要な場合	
高齢者等避難の発表	浸水区域の警戒
避難指示	
災害による被害発生中	緊急措置 被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置 応急復旧
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	被害状況の広報
事後1箇月以内	公共土木施設災害復旧事業

第1 業務の内容

1 緊急に復旧を行う必要のある対象

(1) 河川

災害により堤防等、河川管理施設が被災した場合は、速やかに施設の復旧に努める。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防・護岸・天然河岸の決壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えるおそれのあるもの

ウ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの

オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 海岸

海岸施設が高潮や波浪等により被害を受けたときは、速やかに応急復旧措置を行う。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 破堤

イ 堤防の欠壊により破堤のおそれのあるもの

ウ 護岸、水門、樋門、樋管の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

2 災害の未然防止

(1) 点検・巡視

各施設の管理者は、気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合には、次により施設の点検、巡視を行う。

管理者	気象状況	点検・巡視箇所
河川管理者	河川水位が上昇し 氾濫注意水位を超えるおそれがある場合	河川水位が警戒水位に近づいている箇所 過去に洪水被害が生じた箇所 地形地質上の脆弱箇所 土地利用上からの脆弱箇所 二次災害防止の観点からの低標高箇所 主要河川構造物の設置箇所
海岸管理者	高潮や波浪により 被害が発生するおそれがある場合	過去に高潮、波浪による被害が生じた箇所 地形地質上の脆弱箇所 土地利用上からの脆弱箇所 二次災害防止の観点からの低標高箇所 主要海岸保全施設設置箇所

(2) 異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

3 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設等

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、災害後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 油や危険物の流出等の事故対策

災害により発生した危険物や油の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。

オ 巡回パトロール

施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

カ その他河川管理に関する事項の調整

災害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

ア 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。

イ 放流を行う場合は、関係機関への通知及び住民への周知を行う。

(3) 海岸保全施設

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所は、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止措置を講じる。

イ 海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

災害により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ 低標高地帯では、浸水が長期化しやすく復旧工事等の災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

オ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整

海岸保全施設においては、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

4 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

5 住民に対する広報等

気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、市へ周知する。

災害により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡するとともに、適時、避難指示を発令する。

6 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、高岡市防災情報メールや、防災行政無線、FAX等で情報を伝達するとともに、地域の自主防災組織と連携して避難支援活動を行う。

7 積雪期の対応

河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬期風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知するとともに、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 河川・海岸施設の被災を確認した際の、県、市等への通報

2 国（北陸地方整備局）

ア 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

イ 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施

3 県

- ア 河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制の確保
- イ 災害の拡大や二次災害を防止するための、迅速・的確な応急対策の実施

4 市

- ア 河川・海岸施設の被災を確認した際の、県への通報
- イ 災害の拡大や二次災害を防止するための、迅速・的確な応急対策の実施
- ウ 市民の安全を確保するための指示及び避難誘導等の実施

5 関係機関

- ア 災害の拡大や二次災害を防止するための、協力・支援体制の強化

第25節 突風・竜巻災害応急対策

【市災害対策本部】全部局

【関係機関】国（富山地方気象台）

突風・竜巻は、突発的に発生し数時間後には終息するものであることから、災害発生
の兆候がみられた際には、迅速な情報提供を市民へ提供することが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、旋風・突風・竜巻が突発的に発生することが予想された場合は、防災情報メ
ールなどにより、市民に対して迅速に情報提供を行う。

市民は、突風・竜巻の発生状況に応じ、迅速な避難行動をとり被害の低減を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害対応が必要な場合	竜巻等の発生の情報提供 竜巻注意情報の発令
災害による被害発生中	被災情報の把握
避難指示等解除	応急復旧

第1 竜巻等の予測・観測体制

竜巻等の発生情報は、以下のような気象情報として提供される。市民および市
等は、天候が急激に悪化してきた時には、これらの情報に留意する。

(1) 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1
日程度前に「大雨と雷及び突風に関する富山県気象情報」などの標題で予告的な
気象情報が発表される。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場
合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して防災情報メールなどにより注意を呼
びかける。

(2) 雷注意報

雷注意報は積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）
の発生により被害が予想される数時間前に発表される。このとき、竜巻などの激
しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記
して特段の注意を呼びかける。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表する。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(4) 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表される。

第2 竜巻災害対策について

1 市民の行動

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がけ、以下に示す行動をとる。

- ア 天候が急に悪化してきた場合、竜巻等に関する気象情報に留意する。
- イ 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。
- ウ 積乱雲が近づいている兆候がみられたときは、以下に示す行動の準備をとり、竜巻の発生を確認した場合、これらの行動を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

住宅内	・雨戸、シャッターを閉め、カーテンをひく。 ・窓から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。 ・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
オフィスビル等	・窓のない部屋や廊下等など、ガラスのない場所に移動する ・ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。 ・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。 ・エレベーターは停止する恐れがあるので乗らない。

屋外	・ 近くの頑丈な建物に避難する。 ・ 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。 ・ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。 ・ 上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされる恐れがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。
----	---

2 市の対策

ア 気象庁等から提供される気象情報の迅速な収集に努め、遅滞なく市民へ情報提供を行う。また、竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

イ 屋外イベント等などの開催状況を把握し、必要に応じてイベント責任者へ注意喚起を行う。

第2 各主体の役割

1 市民

ア 突風・竜巻被害等の発生を発見した場合の市等への通報

イ 身を守る行動の実施

2 市

ア 災害情報メール等による注意喚起

第26節 海上における災害応急対策

【市災害対策本部】産業振興部、消防部

【関係機関】県（危機管理局、農林水産部、土木部）、関係団体（伏木海上保安部、自衛隊）

台風又は発達した低気圧が県内を通過・接近することにより、船舶の転覆及び座礁等の海難、人身事故の発生が予想される。

これらの大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、市は関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を行う必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、伏木海上保安部及び県と連携し、被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行い、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

第1 各主体の業務及び役割

1 国（伏木海上保安部）

- ア 県・市と連携し、被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- ウ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

2 県

(1) 県

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
- ウ 伏木海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
- エ 伏木海上保安部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察本部

- ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示、避難誘導に当たる。

3 市

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
- イ 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。
- ウ 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- エ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方病院への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- オ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- カ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

第27節 農地・農業用施設の応急対策

【市災害対策本部】産業振興部

【関係機関】県（農林水産部）、関係団体（土地改良区、施設管理者、農業協同組合、農業者、富山県土地改良事業団体連合会）

風水害時には、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想される。

そのため、災害発生時には、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、関係機関と連携の下に各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び各施設管理者は、農業用ダム等の農地・農業用施設が被害を受けた場合は、施設管理者間で相互連絡をとりながら速やかな緊急措置を実施し、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象警報等発表時	被害発生が見込まれる場合の事前対策
災害による被害発生中	緊急措置
解除後1日以内	
解除後3日以内	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置
事後1週間以内	応急復旧、被害状況の広報
事後1箇月以内	農地・農業用施設災害復旧事業 農林水産業施設災害復旧事業

第1 業務の内容

1 災害発生直前の対策

(1) 施設の点検、管理

施設管理者は、風水害の発生の恐れがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害警戒区域等の点検、監視を行う。

(2) 住民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果危険と認められる場合は、関係機関等への連絡を行い、また、関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施する。

(3) 災害未然防止活動

農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させる。

2 災害の拡大防止と二次災害の防止

(1) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、県農林振興センター等に報告する。県農林振興センター等は被害報告をとりまとめて県農林水産部に報告する。

各施設管理者は、ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア 県農林水産部は、農地及び農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、関係各課と協議のうえ、市及び土地改良区に対し応急措置の指導を行う。

イ 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

(ア) 集落間の連絡農道及び基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努め、通行が危険な道路については、市、県、警察等に通報し、通行禁止等の措置を講ずる。

(イ) 市、土地改良区は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。

(ウ) 国は、市、土地改良区の要請に基づき、保有する排水ポンプを貸与するとともに、不足する場合は、支援可能な地域の関係機関に依頼し必要台数の確保に努める。

(エ) 施設管理者は、被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、専門技術者等を活用して点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努める。

(オ) 施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(カ) 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講ずる。

(キ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてはパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

3 林道・治山施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

市は、関係林業団体と相互に連携のうえ、林道、治山施設の被害状況を把握し、県及び防災関係機関等に報告する。

(2) 応急対策

- ア 市は、林道や治山施設の被害が拡大するおそれがあり緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係林業団体に対し応急措置の指導を行う。
- イ 市及び関係林業団体は、林道、治山施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。
 - (ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
 - (イ) 山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等
 - (ウ) 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
 - (エ) 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、速やかな除去
 - (オ) 林道の通行に危険がある場合は、通行止め等

第2 各主体の役割

1 国

- ア 土地改良区の要請に基づいた、保有する排水ポンプの貸与

2 県

- ア 災害発生直後の災害情報の収集・連絡
- イ 県管理施設等の緊急点検の実施
- ウ 被害状況の把握及び応急対策の実施、農地・農業用施設等の機能回復
- エ 必要に応じた職員の派遣、他市町村職員の応援派遣の要請

3 市

- ア 災害発生直後の災害情報の収集・連絡
- イ 土地改良区等と連携した農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検
- ウ 被害状況の把握及び応急対策の実施、農地・農業用施設等の機能回復
- エ 農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況の把握、県等への報告

4 関係団体（土地改良区・施設管理者等）

- ア 洪水の発生が予想される場合のダム、頭首工、排水機場、水門等の操作
- イ 災害発生直後の災害情報の収集・連絡
- ウ 県市と連携した各管理施設の緊急点検
- エ 被害状況の把握及び応急対策の実施、農地・農業用施設等の機能回復

第28節 農林水産業応急対策

【市災害対策本部】産業振興部

【関係機関】北陸農政局、県（農林水産部）、関係団体（農業協同組合、農業共済組合、森林組合、富山県木材組合連合会、漁業協同組合）

大規模災害時には、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、治山施設の被災等が予想される。

そのため、市は、農林水産業関係機関等と緊密な連絡をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得ながら24時間以内に農作物及び農業用施設、水産物及び水産施設の緊急被害状況調査をとりまとめる。

農業用施設及び水産施設の被害状況により必要があると認めたときは、3日以内に二次災害を防止するため、農業協同組合、漁業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、指導又は指示を行うものとする。

被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象警報等発表	被害発生が見込まれる場合の事前対策
災害による被害発生中	被害状況把握（聞き取り）
解除後1日以内	被害状況把握
解除後3日以内	二次災害防止
事後1週間以内	応急対策

第1 業務の内容

1 農林業生産基盤の応急対策

（1）被害状況の把握

市は、関係農林業団体等と連携のうえ、農林地、農林業用施設等の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

（2）応急対策

ア 市は、農林地及び農林業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また関係農林業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係農林業団体等は、農林地、農林業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

（ア）被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事

（イ）出水等により、広範囲にわたる農林地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の排水ポンプによる当該地域の排水

- (ウ) 農林地等の地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- (エ) 農林地等の地すべり、ため池堤の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

2 農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

市は、関係農林業団体等と連携のうえ農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めたときは、二次災害防止のため関係農林業団体等及び農林家に対し、土砂崩れ、雪崩等による農舎・園芸施設・畜舎・林産物加工施設等の倒壊防止や農林業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置等について指導又は指示を行う。

(3) 応急対策

ア 農作物及び農林業用施設

市は、県及び関係農林業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

- (ア) 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
- (イ) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- (ウ) 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

3 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 応急対策

- ア 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。
- イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。
- ウ 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送について、必要な措置を行う。
- エ 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。
- オ 養殖水産物移送について、必要な措置を行う。

(3) 二次災害防止

- ア 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。
- イ 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請を行う。
- ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。

4 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係機関・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

積雪に伴いパイプハウス等の施設被害が懸念されるため、除雪を徹底するものとする。

第2 各主体の役割

1 農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者・管理者

- ア 大規模な災害が予想される場合の、気象情報や緊急情報等の収集
- イ 被害が発生した場合の、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策の実施
- ウ 市、関係機関等への被害状況の連絡

2 国・県

- ア 市からの報告及び自らの調査による被害状況・緊急措置等の取りまとめ
- イ 農林水産物及び農林水産業用施設等の被害の把握
- ウ 応急対策の総合的な調整
- エ 被害状況に応じた復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保に関する関係機関への協力の要請

3 市

- ア 二次災害を防止するための、関係機関・農林水産業者に対する指導・指示
- イ 農林水産物及び農林水産用施設の被害状況に応じた、応急対策の実施及び関係者等への指導

4 関係機関

(1) 農業協同組合

- ア 組合員の農業被害状況の把握
- イ 市が行う農業被害の取りまとめへの協力
- ウ 農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導

(2) 農業共済組合

- ア 農業共済関連被害の状況についての取りまとめ
- イ 市への情報提供
- ウ 市が行う農業被害の取りまとめへの協力

(3) 森林組合・木材組合

- ア 林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設の被害状況の把握
- イ 林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じた、応急対策の実施及び生産者等への指導

(4) 漁業協同組合

- ア 水産物及び水産施設の被害状況の把握

第29節 公園施設の応急対策

【市災害対策本部】都市創造部

【関係機関】県（土木部）、関係団体（一般社団法人公園緑地協会）

大規模災害により公園施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める必要がある。

そのため、公園施設の被害状況の把握や公園施設の応急対策の体制を災害直後に早急に整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合、災害発生後から1日以内に応急工事に着手する。また、河川敷を利用した公園等の占用物件の撤去、街路樹の倒木による道路等への支障に対応し、災害の拡大防止を図る。

なお、避難者の受け入れのため、広域避難場所を最優先として調査・点検、応急対策工事を行う。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

気象警報等発表時	
避難指示	
災害による被害発生中	被害概要調査 立ち入り禁止等緊急措置・住民への広報 応急復旧
避難指示等解除	
事後1日以内	復旧工事に着手
事後3日以内	
事後1週間以内	本復旧

第1 業務の内容

1 災害の未然防止

(1) 被災状況の把握及び施設の緊急点検

災害が発生した場合、もしくは被害が発生すると懸念される状況が継続している場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。

(2) 河川占用物件の撤去

あらかじめ定めておいた基準により、河川管理と連携し占用物件の撤去を行う。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

(1) 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

(2) 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(3) 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

3 障害物の処理

公園施設内において、倒木や施設の倒壊等により使用が危険と認められる場合には、市災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

4 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

5 施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した公園施設は、状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民へ周知する。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民に周知する。

6 積雪期の対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

第2 各主体の役割

1 市民、事業所・企業

ア 公園施設の被災を発見した際の、県、市、消防署、警察署への通報

2 県・市

ア 被災箇所の機能確保を図るための応急体制の確保

イ 災害の拡大や二次災害を防止するための、迅速、的確な応急対策の実施

3 関係機関

ア 県・市に対する応急対策への協力

第30節 応急住宅対策

【市災害対策本部】都市創造部

【関係機関】県（土木部）、関係団体（一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人富山県宅地建物取引業協会、木材組合連合会、森林組合連合会、その他建設業関係団体）

避難所における集団生活は、精神面・肉体面からも負担が大きく、避難所生活を長引かせないためにも、被災者が居住できる環境の早急な整備が必要である。

そのため、災害後においては、速やかに被災住宅の応急修理並びに応急仮設住宅の建設を行うものとする。この場合、市は原則として災害救助法施行細則及び災害救助実施要項の定めにより、県知事の委任を受けてこれに協力する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び県は、応急仮設住宅の建設、民間住宅の借り上げ、公営住宅等の特例使用など応急住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	公営住宅等の空き家提供・空き家情報広報 民間賃貸住宅のあっせん・紹介
事後1か月以内（10日以降）	被災戸数の確定 供与対象者の選定
事後1か月以内（20日以内）	仮設住宅の建設着工
発災から3か月以内	被災住宅の応急修理

第1 応急仮設住宅

1 被災世帯の調査

(1) 市による調査

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 県による調査

- ア 市町村の調査に基づく被災戸数
- イ 市町村の住宅に関する要望事項
- ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設

(1) 建設の目的

災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

(2) 建設用地

県は、あらかじめ市が選定した建設候補地を参考に、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

候補地選定の基準は、以下のとおり。

ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。なお、小中学校のグラウンドは極力使用しない。

イ 大規模ながけくずれや高潮・波浪等による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

(3) 設置戸数

県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

(4) 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、建築様式の決定にあたっては、年齢、家族構成など様々なライフスタイルに応じたタイプを建設する。

(5) 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害などの事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣と協議する。

(6) 建設工事

ア 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

イ 県及び市は応急仮設住宅の建設にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市長に委任することができる。

イ 県及び市は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、公益社団法人富山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営協会に協力を要請する。

(8) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定及び管理

応急住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託契約を結び、入居者の選定及び管理を委任する。入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

(1) 入居資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) 上記(ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

エ なお、災害地における住民登録の有無は問わないものとする。

(2) 入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ市長に委任して、選定することができる。

イ 選定にあたっては、障がい者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員・児童委員の意見を参考にする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ市長に委任できるものとする。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

(2) 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として3か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては6か月以内）に完了するものとする。ただし、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象・範囲等

(1) 応急修理の対象

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。判定は市において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。ただし、状況に応じ市長に委任して、選定することができる。

- ア 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者
 - (カ) 特定の資産のない小企業者
 - (キ) 上記(ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 応急修理の範囲

以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- イ ドア、窓等の開口部の応急修理
- ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- エ 衛生設備の応急修理

(3) 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則による救助の程度等により定める基準とする。

(4) 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として3月以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

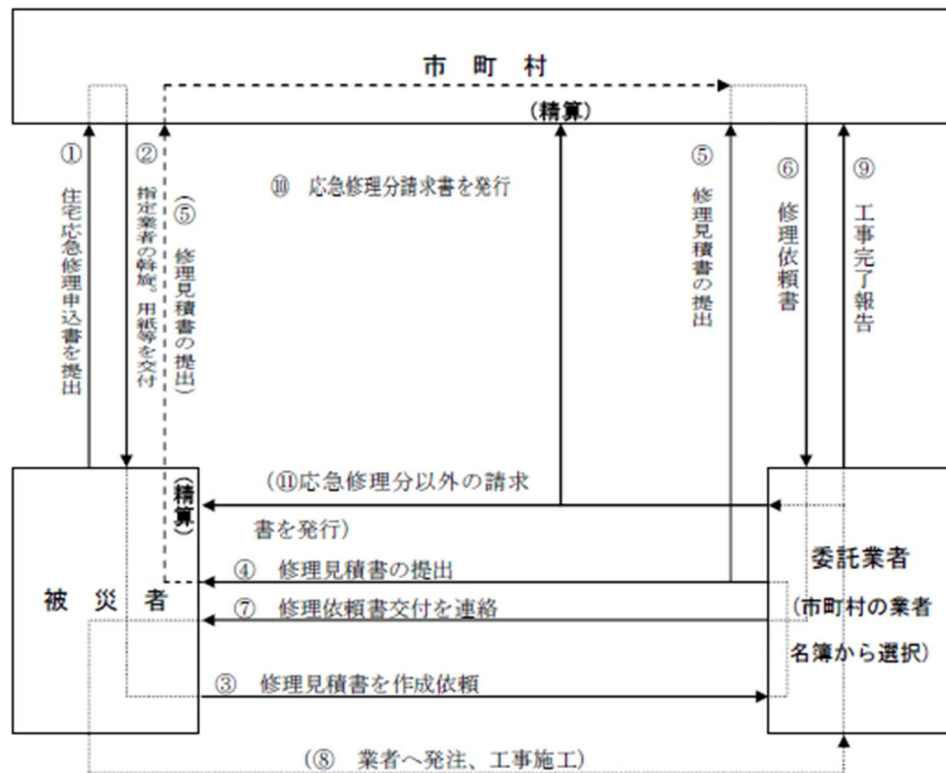
(5) 応急修理の手続き

別紙「応急修理事務手続き」を参照

(6) 制度の広報

広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。

応急修理事務手続き（要確認必要）



- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市町村の判断により、「②指定業者のあっせん」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を市町村窓口提出」とすることもできる。

第3 公営住宅等、公的宿泊施設等の特例使用

市は、被災者への仮住宅として、公営住宅等の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

第4 住宅および資材のあっせん

1 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

必要とする物件の対象区域等を明示して、協定に基づき協力要請を行う。

2 住宅建設資材のあっせん

県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人富山県建設業協会、社団法人富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係機関に協力を要請するほか、不足が生じる場合、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第5 その他の対策

1 要配慮者に対する配慮

高齢者・障がい者向けの福祉タイプの仮設住宅を設置し、仮設住宅への収容や公営住宅等の入居に際しては要配慮者世帯を優先して入居させる。

2 積雪期の対応

仮設住宅は、北陸の気象条件を考慮し、壁や屋根・床への断熱材の使用をはじめ、玄関に風除室を整備、窓のペアガラス化、配管の凍結防止対策、追い炊き機能付風呂の配置など、耐雪型寒冷地仕様とする。

3 災害の拡大防止と二次災害の防止

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第6 各主体の責務

1 県

- ア 応急仮設住宅の設置、避難者への供与
- イ 応急仮設住宅の管理
- ウ 民間賃貸住宅の借り上げ、応急仮設住宅としての供与

2 市

- ア 応急仮設住宅の建設地の選定
- イ 県の行う応急仮設住宅の供与に対する協力
- ウ 市営住宅等の空家の仮住宅としての提供
- エ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施による、二次災害の発生防止

3 関係機関

- ア 民間賃貸住宅の供与に関する協力
- イ 仮設住宅の建設への協力

第31節 罹災証明書発行対策

【市災害対策本部】総務部、生活環境文化部、消防部

【関係機関】市民、事業所・企業

災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するためには、罹災証明が必要となる。

そのため、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に罹災証明書を迅速に発行する必要がある。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実務体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

<対策の方針（達成目標）>

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、あらかじめ作成しておいたマニュアルに基づき、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	
避難指示等解除	
解除後1日以内	被害区域の把握、区域分担地図作成等、被害認定、調査実施に向けた準備
解除後3日以内	被害認定調査の開始及び罹災証明の発行

第1 業務の内容

1 情報の収集

- ア 河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の情報収集を行う。
- イ 被害が広範囲にわたる場合は町内会長に連絡し、被害状況の事前照会を行う。
- ウ 得られた情報から被害地域の予測を行う。

2 被害認定調査準備

- ア 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達
- イ 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達
- ウ 住宅地図、家屋名寄帳、GIS（航空写真）等、現地を把握するための必要書類の準備
- エ 被害状況調書、罹災証明書等、各種様式の準備

3 市民への周知

- ア 被害認定調査の内容や目的について市民に広報等を利用して周知する。

4 応援体制

- ア 市の建築技師への共同調査依頼
- イ 被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請
- ウ あらかじめ定めた受援計画に基づいて、応援を受ける

5 被害認定調査

- ア 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び被害認定運用マニュアル等による被害認定調査の実施
- イ 本人立会いによる再調査の実施

6 被災台帳の作成

- ア 各家屋、所有者毎の被災台帳（被害状況調書）の作成
- イ 被災台帳（被害状況調書）をもとに、罹災証明書を発行する。

7 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋や土地について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、これら以外のものが罹災した場合において必要があるときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

- ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ 全焼、半焼、部分焼、ぼや

8 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる市内に所在する家屋・土地に対して、市長が行う。

9 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が申請を受け付け、罹災証明書を作成し、これらの者に発行することとする。

第2 各主体の役割

1 市民、事業所・企業

- ア 罹災証明書の目的の理解
- イ 国、県や市が行う各種支援や減免に係る情報収集による生活環境の早期再建

2 市

- ア 被害状況等の情報収集による、被害認定調査実施に向けた体制の確保
- イ 被災者等への被害認定調査実施の周知
- ウ 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び市が作成した被害認定運用マニュアル等を参考にした、被害認定調査の実施
- エ 判定結果の集計、災害対策本部への報告
- オ 罹災証明書の発行
- カ 市民に対する各種支援や減免に関する情報提供

第32節 鉄道等の応急対策

【市災害対策本部】本部事務局、未来政策部

【関係機関】関係団体（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社）

多数の乗客を大量輸送する鉄道等において、大規模災害が発生した時には、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。

そのため、鉄道等の公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要なことから、各鉄道事業者等は、発災直後の乗客の安全確保や、早急な応急対策による復旧により、輸送の確保を図ることが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

各鉄道事業者等は、駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行う。災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害対応が必要と見込まれるとき	
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	運休等の措置・安全確保 乗客・住民への広報 被災状況の把握 応急復旧

第1 災害時の初動体制

1 各運行主体の責任者

高岡市災害対策本部が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

担当責任者

会 社	電話番号
JR 西日本(株)新高岡駅長（北陸新幹線）	0766-25-8652
JR 西日本(株)北陸広域鉄道部長(城端・氷見線)	076-444-8982
JR 貨物(株)金沢支店高岡貨物駅長(新湊線)	0766-82-2312
万葉線(株)運輸部長	0766-25-4139
加越能バス(株)自動車部長	0766-30-2355
あいの風とやま鉄道(株)輸送課長（②安全推進課長）	① 080-5853-5095 ② 080-5853-7963

2 災害時の初動体制

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

第2 各運行主体における初動処置

1 JR西日本㈱金沢支社・JR貨物㈱金沢支店

(1) 運転規制

雨量計・風速計で観測する各値が運転規制の基準（規制値）に達したときは、運転規制（徐行や運転見合わせ）を行う。

(2) 乗務員の対応

運転士は、運転の途中で災害発生を感知し、列車の運転が危険と判断したときは、努めて危険な箇所を避けて直ちに停止して、関係箇所にその旨を報告する。

車掌（JR 西日本に限る）は、運転士と協力して情報の収集・提供に努めるとともに、旅客に対し適切な案内・誘導を行う。

2 万葉線

(1) 運転規制

沿線で災害が発生した場合、運行車両の運転を中止することとし、その後の運転については、技術課の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

(2) 乗務員の対応

ア 運転中に災害の発生を感知して、運転が危険と認めた場合は、直ちに運行車両を停止させる。

イ 運行車両を停止させる場合、その停止位置が築堤、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に運行車両を移動させる。

ウ 運行車両を停止させた場合、運転指令者と連絡をとり指示を受ける。運転士は、運転の途中で災害の発生を感知し、運行車両の運転が危険と判断したときは直ちに停止して、運転指令者にその旨を報告しなければならない。

(3) その他の措置

ア 旅客誘導のための案内放送

イ 救出、救護手配

ウ 出火防止

エ 情報の収集

3 加越能バス

(1) 乗務員の対応

- ア 沿線で運行中災害発生を感知したときは、直ちに運行を停止し、危険な箇所を避けて停止する。停車後、危険と判断されるときは、乗客を安全な場所へ避難誘導する。
- イ 停車させた車両を放置するときは、輪止めを施したうえで、乗降扉を開放したまま、エンジン・キーを付けておく。
- ウ 乗務員は運行管理者又は運行管理者補助者に状況報告を行い、運行の中止・再開・制限等の指示を受ける。
- エ 災害により乗客に負傷者が出た時は、他の乗客に応援を求めて救出救護に努めるとともに、速やかに救急車の要請を行う。

4 あいの風とやま鉄道株式会社

(1) 運転規制

輸送指令は、雨・風が規制値に達したときは、運転規制を実施する。

(2) 乗務員の対応

運転士は、運転の途中で災害発生を感知し、列車の運転が危険と判断したときは、以下の危険な箇所を避けて直ちに停止して、関係箇所にその旨を報告する。

ア 高い盛土又は深い切取区間

イ 橋梁の上、跨線橋の下又はトンネル内若しくは落石、土砂崩れの危険のある区間

車掌は乗務中に災害発生を感知したときは、直ちに運転士に連絡し、運転士と協力して運転の取扱いをするとともに、旅客に対し適切な指示と案内誘導を行う。

(3) その他の措置

ア 旅客誘導のための案内放送

イ 駅間停車列車の救出、救護手配

ウ 情報の収集

5 公営バス

(1) 運転規制

あらかじめ定める公営バス事故処理マニュアルに基づき、災害発生を感知した場合の運転の取扱いは次による。

- ・風速 20m/s 以上となった場合
- ・濃霧等により、視界が 20m 以下となった場合。
- ・その他運行が危険であると思われる場合

ア 運行中、災害発生を感知したときは、直ちに運転を中止することとし、危険な箇所を避けて停止する。停車後、危険と判断されるときは、乗客を安全な場所へ避難誘導する。

- イ 停車させた車両を放置するときは、車止めを施したうえで、乗降扉を開放したまま、エンジン・キーを付けておく。
- ウ 乗務員は運行管理者に状況報告を行い、運行の中止・再開・制限等の指示を受ける。
- エ 災害により乗客に負傷者が出た時は、他の乗客に応援を求めて救出救護に努めるとともに、速やかに救急車の要請を行う。

6 公共交通機関による輸送の確保

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

7 旅客等に対する広報

(1) 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により、次の事項を利用客に案内する。

ア 災害の規模

イ 被害範囲

ウ 被害の状況

エ 不通線区

オ 開通の見込み等

(2) 乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- ・ 停車地点と理由・災害の規模・被害の状況・運転再開の見込み
- ・ 避難の有無・方法等

8 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客の安全な場所への誘導等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車等の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

9 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

10 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。また、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立て、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(1) 復旧機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の協力体制を確認し、借用方法、運用方法について定めておく。

(2) 現況把握及び活用

復旧作業に従事する人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

(3) 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

11 住民に対する広報

運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

12 報告

各鉄道事業者等は、被害の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告する。

第33節 報道機関の応急対策

【実施機関】報道機関（テレビ局、ラジオ局、新聞社等）

【市災害対策本部】未来政策部

風水害等に関する緊急放送は、災害時においてもっとも有力な情報伝達の手段であることから、テレビ局・ラジオ局・新聞社等の報道機関は、これらに関する情報を入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送や報道を行う必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

報道機関は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知を受け、内容を的確に放送する。

県及び市から避難指示、高齢者等避難の発令とその解除など放送要請があったときは、その要請に基づき放送する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	高齢者等避難の放送
避難指示	避難指示の放送
災害による被害発生中	被害状況の放送 インフラ等の状況放送 施設点検
避難指示等解除	
解除後1日以内	食料等供給に関わる情報の発信
解除後3日以内	復旧復興に係る生活関連情報の発信 ボランティアなど情報発信

第1 各放送機関の災害時の放送

1 災害に関する警報等

(1) 災害に関する警報等の周知

ア 警報等の放送

報道機関は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、気象等に関する注意報、警報、特別警報等とともに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等、避難に関する情報を放送する。

イ 緊急警報放送

緊急警報放送は次の場合において実施するものとする。

災害対策基本法第57条の規定により県知事から放送要請があったとき。

ウ 避難指示、高齢者等避難

原則として速報するが、住民の避難が既に終了した中で新たな避難情報が発令された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。

エ 災害関連番組の編成

災害の規模や発生範囲などを考慮して、必要と判断した時点で、通常番組を中断し、災害の規模、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

2 特性に応じた情報発信

報道機関は、災害に関する警報等に加えて、それぞれの特性に応じた情報を適切に伝達する。

ア テレビ局・ラジオ局は、リアルタイムの情報を一度に広範な地域に発信できるため、被害情報を主力に伝達する。

イ 新聞機関は、一度受け取れば何度でも見返すことができるため、被害情報ははじめ、生活関連情報、安否情報を総合的に伝達する。

ウ ラジオたかおかや高岡ケーブルテレビ、射水ケーブルテレビは、協定に基づき災害情報を逐次発信するとともに、地域に密着した生活関連情報や安否情報等を伝達する。

第2 業務の内容

1 緊急放送の要請

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規程により、報道機関に緊急放送を要請する。

なお、市が全県放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災・危機管理課）を経由して行う。

緊急放送を要請できる内容は、風水害の発生状況、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけ等とする。

2 コミュニティ放送局等との連携

コミュニティ放送、ケーブルテレビなどの放送事業者は、事前の協定等に基づき、当該コミュニティ放送局等に、災害に関する情報を逐次提供する。

第34節 ライフライン応急対策（電話）

【実施機関】西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ北陸、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天グループ株式会社、各防災関係機関
【市災害対策本部】本部事務局

迅速かつ確実な情報提供・把握のためには、ライフラインのうち電話の早急な復旧が特に重要となる。

そのため、各電話会社は、大規模災害時の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る必要がある。

また、できる限り早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

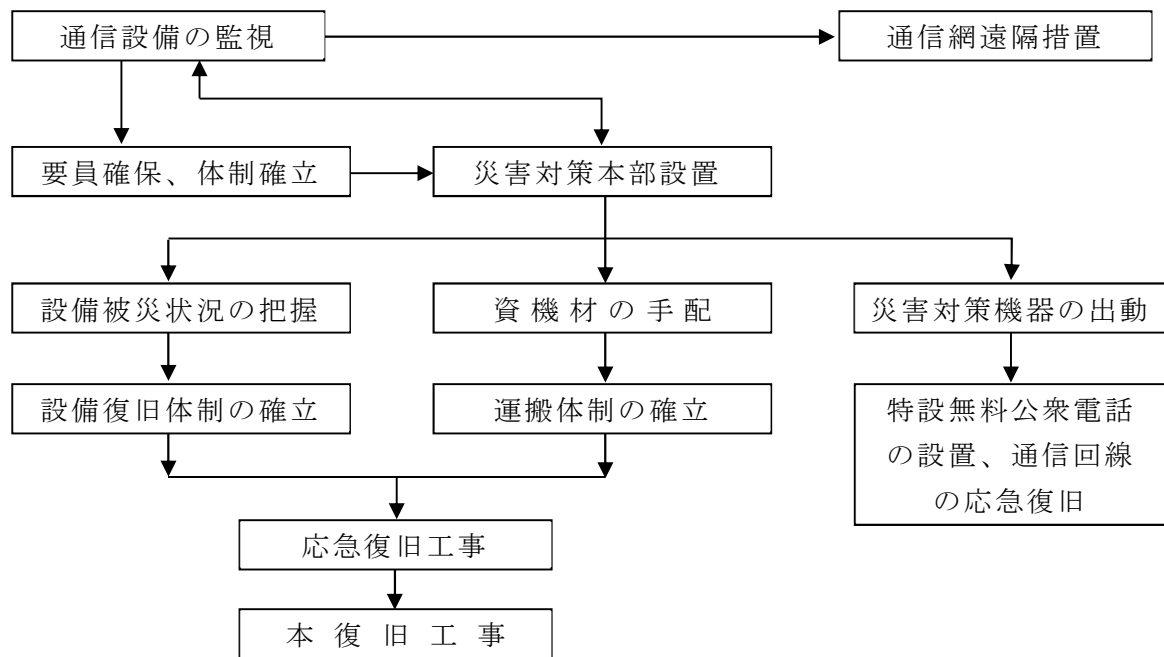
＜対策の方針（達成目標）＞

各電話会社は、防災関係機関の通信確保を早急に実施する。また、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言掲示板等の安否情報などの情報伝達するためのシステムの利用を可能とし、被災地の民生の安定を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	災害用伝言ダイヤル等の運用 被災状況の把握 復旧人員・資機材の調達 重要通信の確保 被災状況の広報 仮復旧工事
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	復旧工事

第1 公衆通信施設応急対策フロー図



第2 業務の内容

1 応急対策計画

(1) 災害時の組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため各電話会社の設置基準に基づき災害対策本部を設置する。

(2) 連絡員の派遣

高岡市にて、災害対策本部が設置されたとき各電話会社は、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 各関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行は困難なことが予想されるのでバイク、自転車等により全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 孤立防止対策用衛星電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧ケーブル
- オ ポータブル衛星局及び衛星車載局
- カ 拠点避難所の仮設公衆電話
- オ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、当該支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言掲示板等の安否情報などの情報伝達するためサービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171等の安否情報などの情報伝達するためサービスの利用を可能とする。

(8) 携帯電話の貸出し

各電話会社は、被災地の避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しは、当該地域の組織の長の判断により臨機に対応する。

2 復旧

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(1) 非常用衛星通信装置の使用

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星通信含む。）を出動させ、通信を確保する。

(2) 公衆通信の応急措置

各電話会社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し応急復旧を図る。
- ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し復旧する。
- エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（3） 専用通信の応急措置

風水害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、ＪＲ、道路公団、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

（4） 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

3 利用者への広報

各電話会社は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、広報車及びインターネット等により地域の住民に広報するとともに、さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由
- ウ 通信の途絶又は利用制限の状況
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項
- カ 災害用伝言板サービス等の提供に関する事項
- キ その他必要な事項

4 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、各電話会社は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

第35節 ライフライン応急対策（電力）

【実施機関】北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社

【市災害対策本部】本部事務局

大規模災害時における電力喪失は、市民の不安を増幅させるだけでなく、多くの復旧活動の支障となるなど、電力の確保はライフライン復旧活動の中でも特に迅速な対応が求められる。

そのため、電力供給に関する被害状況を早期・的確に把握し、必要となる要員及び資機材を確保するなど、早急な電力復旧を図り、市民の生活や安心の確保とともに、他の様々な復旧活動につなげていくことが必要である。

また、できる限り早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

＜対策の方針（達成目標）＞

北陸電力株式会社高岡支店及び北陸電力送配電株式会社富山支社は、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施する。

停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	情報把握
避難指示	情報把握
災害による被害発生中	被災状況の把握 復旧人員・資機材の調達 病院等重要施設の復旧 被災状況の広報 復旧工事
避難指示等解除	情報把握
事後3日以内	電力の復旧

※復旧目標は、災害発生から3日以内の送電を基本とする。

第1 業務の内容

1 災害時の初動体制

(1) 非常体制

ア 台風又は気象状況（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等）により大規模な停電（10,000戸以上等）が発生した場合は非常体制に入り、本店に総本部、高岡支店に本部を設置する。

イ 災害が数時間以内に発生することが予想される場合、又は災害が発生した場合は、状況に応じて体制の発令を行う。

ウ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

台風又は気象状況により大規模な停電が発生した場合、非常災害対策要員は所属する総本部・本部・支部に出動する。

災害が数時間以内に発生することが予想される場合、又は災害が発生した場合、状況に応じて出動する。

(2) 災害対策組織

「非常体制」は、台風又は気象状況により大規模な停電が発生した場合に発令される。「非常体制」が発令されたときは、直ちに災害対策総本部・本部・支部を設置する。

防災体制の区分	本店	高岡支店
警戒体制	警戒体制総本部	警戒体制本部
非常体制	災害対策総本部	災害対策本部
電話番号	076-441-2511	0766-22-2027

(3) 応援体制

状況に応じて、他支店及び他電力会社に応援を要請する。

(4) 情報の早期収集と伝達

ア 保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。

イ 状況に応じて、ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

ウ 対策本部は、情報を集約し、国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

エ 必要に応じて、市の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

2 災害時の応急措置

(1) 要員の確保

ア 勤務時間内に非常体制が発令された場合は、直ちに災害対策本部の所定の業務に従事する。

イ 勤務時間外に非常体制が発令された場合は、指定事業所に速やかに出社し、災害対策本部の所定の業務に従事する。

ウ 管内の施工者及び関連企業等に対して動員を要請する。

エ 被害の程度により災害対策本部に復旧要員の応援を要請する。

(2) 資機材の確保

直営・施工者保有資機材の他、被害の程度により災害対策本部に復旧資機材の手配を要請する。

(3) 災害時の危険防止措置

- ア 幹線道路へ倒壊・傾斜した電柱は、避難道路・輸送道路確保のため早急な撤去を実施する。
- イ ガス漏れがあると判断した場合は、工事及び送電は保留しガス会社の指示に従う。
- ウ 台風及び気象状況で作業継続が危険と思われる場合は、作業を中止する。
- エ 高圧電線路の送電は、柱上変圧器一次側遮断器を全て開放し公衆安全が確保出来ていることを目視点検により確認してから行う。

3 応急復旧活動

(1) 基本対策

- ア 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。
- イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。
- ウ 被害状況に基づき、災害復旧資機材及び要員を確保する。資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店、他電力会社に支援を要請する。
- エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(2) 設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車で応急送電を行う。

また、復旧計画の策定及び実施に当たっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし、国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

4 利用者への広報

状況に応じて、停電による社会不安の解消と公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等の周知について、広報車及びホームページ等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ等放送媒体及び新聞等により周知を図る。

また、CATV局及びコミュニティFM局等へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

5 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した協定等に基づき応援要請を行う。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼する。

6 積雪期の対応

積雪期における電力の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

積雪の影響で作業効率が低下し、災害状況の確認や応急対策の遅れが生じないよう、一刻も早い復旧に向けた最大限の努力を行う。

第36節 ライフライン応急対策（ガス）

【実施機関】高岡ガス株式会社、日本海ガス株式会社、一般社団法人富山県エルピーガス協会

【市災害対策本部】本部事務局

【関係機関】市民、事業所・企業、県（生活環境文化部）

災害に起因するガス漏れなどが発生した場合は、多くの生命や財産が奪われる大災害へと発展する可能性がある。

そのため、ガス事業者などを中心に、災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止するなどの措置や復旧活動を行うことが必要である。

また、できる限り早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

＜対策の方針（達成目標）＞

ガス事業者は、災害発生後速やかにガス供給施設の被害調査を行い、供給停止や火災発生等の二次災害防止の対策を行う。

また、ガス供給停止状況や二次災害を防止するための注意事項等を市民へ広報するとともに、応急復旧を行い、安全を確認したうえで、早期のガス供給の開始に努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	被災状況の把握 二次災害防止措置（LPガス） 供給停止判断・措置 二次災害防止措置（都市ガス） 消費先安全確認 供給再開確認（都市ガス）
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	2日以内に消費先の緊急点検完了（LPガス、注1） 充填所復旧・消費先安全確認完了（LPガス、注2）
事後1週間以内	
事後2週間以内	供給再開完了

注1 大規模な被害が生じた場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

第1 都市ガス及び簡易ガス対策（各種ガス関連会社）

1 初動活動体制

(1) 情報収集

テレメーター及びガバナ集中監視システム等による供給所及び主要導管の圧力・流量異常並びに移動無線車及び各事業所等の情報に加え、需要家からの通報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

(2) 緊急巡回調査

直後情報に基づき、主要な導管ルート及び主要なガス使用建物を巡回点検し、被害状況の把握及び応急措置に努める。

(3) ガスの供給停止

被害の規模が甚大なときは、全面的な供給停止を行う。また、一定以下のときは、導管網の材質や地盤特性及び被害の情報を基に迅速に被害想定を行い、被害が地域的に限定されている場合は、効率的な復旧を図るべく導管網ブロックを限定し、部分供給停止を行う。

2 災害時広報

(1) 広報の方法

災害が発生し、ガス供給停止を行うときは直ちに広報車及び需要家訪問により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の周知徹底に努める。

(2) 供給停止時の広報

- ア 供給停止した範囲及び規模（町名、需要家数）
- イ ガス栓、メーターガス栓の閉止（需要家への協力依頼）
- ウ ガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡（需要家への協力依頼）

(3) 復旧状況の広報（報告）

- ア 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期

(4) 復旧完了及び供給再開の広報

- ア 復旧完了による供給再開日の案内と在宅（需要家への協力依頼）
- イ 社員による安全確認テスト実施まで、ガス使用禁止（需要家への協力依頼）

3 関係機関との連携等

(1) 防災関係機関との情報交換

富山県災害対策本部をはじめ、関係市町村災害対策本部、消防及び警察とは密接な連携をとり、情報収集と最新情報の提供に努める。

必要に応じて、市の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは一般社団法人日本ガス協会及び一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。

4 復旧

(1) 復旧優先順位

被害調査の結果に基づき、早期に供給を再開できる中圧路線及び比較的被害の軽い導管網ブロックが復旧の優先対象となるが、同時に次に掲げる対象物件等その重要度に応じ、早急にガス供給の再開に努める。

- 1位 病院及び療養施設等
- 2位 被災住民の避難場所
- 3位 公共施設等

また、地区的優先順位は

- 1位 住居地区
- 2位 商業地区
- 3位 工業地区

(2) 復旧のための体制

大規模災害による甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス業界では、一般社団法人日本ガス協会及び一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。

また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。

第2 LPガス対策(県生活環境文化部、市、一般社団法人富山県エルピーガス協会)

1 災害時広報

県、市及び一般社団法人富山県エルピーガス協会は、ガス事業者が提供すべき情報として、災害発生直後情報、供給停止情報、復旧情報等を迅速かつ適切な方法で次のとおり行う。

ア 広報体制を組織化、一元化し、広報車、テレビ、ラジオ、新聞等を通じ、防災機関等とも協力し、二次災害防止のための応急処置方法等と呼びかける。

イ 適宜、供給停止地区、復旧見通し、代替熱源の場所等について、混乱を招かぬよう十分留意しつつ、可能な限り提供するように努める。

2 応急復旧活動

一般社団法人富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応を取る。

(1) 富山県LPガス災害対策本部による活動

ア 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

(ア) 県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害

(イ) 災害救助法が適用される災害

なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

イ 活動

消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検を実施する。

(ア) 被害状況の収集、分析及び連絡

(イ) LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援

(ウ) 関係機関・団体との連絡・調整

(2) LPガスの安定的な供給

市の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 各主体の役割

1 市民

ア ガス栓を閉止する等の、ガスによる出火・爆発等の事故発生防止

2 事業所・企業（ガス事業者）

ア ガス供給設備の安全点検

イ 出火、爆発等の二次災害防止のための広報

ウ 被害状況をふまえた復旧計画の策定

エ 災害発生時の緊急措置マニュアルに従った安全で効率的な復旧

オ 都市ガス事業者の、供給再開前における消費先ガス設備の安全確認点検

カ LPガス事業者の、消費先ガス設備の緊急点検、使用再開前における安全確認点検

キ LPガス事業者の、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給

ク LPガス事業者の、流出した容器の回収

3 県

ア LPガス事業所（LPガス充てん所及びLPガス販売事業者）の安全確保の徹底

イ 二次災害防止のための広報

4 市

ア 二次災害防止のための広報

イ 災害情報をガス会社へ提供するなどの協力

第37節 ライフライン応急対策（上水道）

【市災害対策本部】上下水道部

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（公益社団法人日本水道協会富山県支部、高岡市管工事業協同組合、資機材取扱業者）

水は市民の生命や健康の維持の根幹に関わるものであるため、大規模災害時には、「きめ細かな応急給水」及び「水道の速やかな復旧」の基本目標に基づき、職員の招集・配備、被害の調査、応急活動等の非常体制を確立し、迅速かつ適切な行動により、被災者や地域住民への水の供給を確保することが必要である。

また、できる限り早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

災害発生から3日以内（第1段階）は1人1日3ℓ、1週間以内（第2段階）は20ℓ、2週間以内（第3段階）は100ℓ、そして4週間以内（第4段階）は200ℓと段階的に給水量を確保し、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	被災状況の把握 住民への広報 個人備蓄による対応
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	給水車による運搬給水 主要施設の復旧、医療機関等への応急復旧 1人1日3ℓの給水量確保
事後1週間以内	仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧 1人1日20ℓの給水量確保
事後2週間以内	仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧 1人1日100ℓの給水量確保
事後1箇月以内	1人1日200ℓの給水量確保

第1 業務の内容

1 応急給水計画と応急復旧計画の策定

市は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

2 実施体制・広域応援体制

市及び県は、相互に連絡調整を図りながら、関係機関、地域住民（自主防災組織を含む。）の応援協力を得て応急対策を実施する。

(1) 市

- ア 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水を行う。
- イ 被災した水道施設の応急復旧を行う。
- ウ 市のみで給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、公益社団法人日本水道協会富山県支部等に応援を要請する。
- エ 高岡市管工事業協同組合等に応援協力を要請し円滑な応急対策を実施する。

(2) 県

市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。また、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に応援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。

(3) 指定給水装置工事事業者等

高岡市管工事業協同組合及び水道資機材の取扱業者等は、市から要請のあったときは積極的に応急対策活動に協力する。

3 被害状況の収集伝達

市は、災害が発生した場合速やかに施設の点検を行い、被害を把握する。また、被害状況の把握及び復旧の見通し並びに給水活動の状況について、県を経由し、厚生労働省に報告する。

4 緊急措置（被害発生地区の分離）

市は、被害が小さく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続して給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を分離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

5 応急給水用水の確保

市は、応急給水用水は、上下水道震災対策計画において指定する施設で確保し、応急給水場に給水タンク注入設備を設置する。

6 応急給水の実施（市）

(1) 実施方法

- ア 給水タンク等による給水
給水所では、据置き用タンク又は利用できる受水槽に、仮設給水スタンドを取り付けて給水を行う。据置き用タンク等の水の供給は、給水車により搬送する。

イ 仮設給水栓設置による給水

仮設給水栓は、車両の通行及び交通安全に配慮し、消火栓に接続し設置する。
また、配水幹線等の復旧状況に応じて、仮設給水栓を増設し被災者の水の運搬距離を短縮する。

ウ 配水幹線等の復旧状況にあわせて、給水タンク等による給水から仮設給水栓設置による給水に切替えていく。

(2) 応急給水

- ア 応急給水の各担当責任者は、連絡・調整を行い効率的な給水を行う。
- イ 運搬給水作業は運転手1名、給水要員2名を標準として班編成をする。
- ウ 各担当責任者は、作業状況を記録する。

(3) 給水所の周知・広報

- ア 給水所には夜間にも対応できるよう照明設備を設ける。
- イ 給水所を開設した場合は「給水所」と大書きした掲示物を設置し、場所等を広報車やホームページ等で市民に周知する。

(4) 医療機関、福祉施設等への給水

- ア 収容医療機関である公的4病院については、速やかに応急給水を行う。
- イ 病院、診療所等の医療機関、心身障害者施設及び養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、給水加圧装置付の給水タンクを用い、できる限り要望に応えられる水量を供給する。

(5) 要配慮者への給水

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者を把握し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、給水所の周知、水の運搬等きめ細かな配慮を行う。

7 応急復旧対策の実施

市は応急復旧計画に基づき、優先順位を明確にし、衛生対策を十分に配慮して関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は止水栓までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねる。

(2) 復旧作業の手順

ア 管路

上下水道震災対策計画の復旧順位表に従い、導水管、送水管、配水管、給水装置（止水栓まで）の順に作業を行う。

イ 施設

施設の復旧は基幹施設を優先し、特に、佐野取水場、上関浄水場の復旧を優先する。他の基幹施設（中田配水場、国吉配水場、伏木配水場、能町ポンプ場）は、被害状況を判断して復旧する。

施設の復旧は、本復旧を原則とするが、復旧が長期になる場合は、仮設備での復旧とする。

復旧目標水量は、次のとおりとする。

期 間	復 旧 目 標 水 量
発災後～3日目	自己水源水量の全て
4日目～7日目	全水源水量の50%以上
8日目～21日目	全水源水量の全て

(3) 応急復旧資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合、速やかに管工事業協同組合及び資機材取扱業者等並びに他市町村の支援を受け、応急復旧資機材等を調達、確保する。

(4) 給水栓の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2 mg/ℓ 以上となるよう消毒を強化する。

8 住民への広報・情報連絡体制

市は、災害発生後、速やかに応急給水・復旧等の情報を適宜、市民に提供するため、高岡市災害対策本部を通じて、次の事項を広報する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ウ 水質についての注意
- エ その他災害発生時に必要な事項

9 積雪期の対応

飲料水の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

積雪の影響で作業効率が低下し、災害状況の確認や応急対策の遅れが生じないように、一刻も早い復旧に向けた最大限の努力を行う。

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 備蓄していた飲料水の、おおむね3日間程度の活用

2 県

- ア 市町村相互の支援・協力について必要なあっせん、指導及び要請
- イ 被害が甚大な場合の、厚生労働省を通じた全国の水道事業者等への支援要請
- ウ 応急復旧体制の確立

3 市

- ア 市全域の被災状況の把握
- イ 総合的な飲料水等の供給

ウ 水道施設による給水機能の回復に必要な措置の実施

エ 水道工事業者等と連絡を密にした緊急体制の確保

4 関係機関

ア 要請による応急対策活動への協力

第38節 ライフライン応急対策（下水道）

【市災害対策本部】上下水道部

【関係機関】市民、事業所・企業、県（土木部）、関係団体（公益財団法人富山県下水道公社、地方共同法人日本下水道事業団、一般社団法人地域環境資源センター、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、富山県下水道協会、建設業者）

下水道施設は、その多くが地下埋設施設のため災害による被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し、市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

このため、災害時にはできるだけ速やかに管理施設の被害状況を把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する必要がある。

また、できる限り早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、災害時には、あらかじめ、作成したマニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管渠等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。

下水道施設等復旧はおおむね次の計画を目安にする。

発災から3日目程度	・災害対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管きょ等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1箇月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1箇月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	処理場等の緊急点検・緊急調査 緊急措置
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	応急調査
事後1週間以内	本復旧調査
事後1か月以内	施設の応急対策

第1 業務の内容

1 初動体制の充実

(1) 内水対策班の編成

風水害の発生が予想されるときは、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために内水対策班を設置する。

(2) 非常配備体制の確立

災害時には、次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。

- ア 住民への対応
- イ 被害状況の把握
- ウ その他関連機関との情報交換等

2 被害調査の実施

災害後の時期区分によって被災状況が変化するため、それぞれの段階に応じ確実に把握できる方法により実施する。

(1) 第1段階（緊急点検・緊急調査）

- ア 管路施設の被害状況の概要を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応、復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を適切に判定し、必要に応じて「緊急措置」を行う。
- イ ポンプ場及び処理場においては、二次災害の未然防止及び安全確保のための「緊急点検」を行う。

(2) 第2段階（応急調査）

施設全体の被災状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止、および最小限の機能の回復のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、復旧までの工期等に基づいて本復旧の方針を定める。

3 応急復旧計画の策定

市は、被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。なお、策定にあたっては、以下の内容を考慮する。

- ア 応急復旧の緊急度
- イ 応急復旧工法
- ウ 応急復旧資材及び作業員の確保
- エ 設計及び監督技術者の確保
- オ 復旧財源措置等

4 応急対策の実施

(1) ポンプ施設、処理場の応急対策

施設の最小限の機能を回復させるため、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して対策を行い、処理場機能を確保する。

- ア ポンプ設備の機能停止に対する措置
- イ 停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置
- ウ 池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置
- エ 塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

(2) 管きよの応急対策

応急対策計画に基づき、確保可能な管きよを対象に下水の排除能力を確保する。

- ア 仮設ポンプによる下水の排除
- イ 管内の土砂排除
- ウ バイパス管の設置、管の入替え
- エ その他最低限の機能確保に必要な措置

5 復旧対策の実施計画

市は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、できる限り速やかな復旧対策を実施する。復旧に当たっては、主要施設から順次行う。

- ア 処理場、ポンプ場、管きよの復旧
- イ まず、取付け管等の復旧

6 利用者への協力要請

市は、下水道施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、利用者に対して以下の広報活動を行い、協力を要請する。

- ア 水洗トイレ、風呂などの使用制限
- イ 下水道施設の異常を発見したときの通報
- ウ その他状況により必要な協力要請

7 要配慮者に対する配慮

- ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。
- イ 県、市は、被災箇所にはバリケード等設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようにする。

8 広域支援体制

- ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。
- イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

9 積雪期の対応

積雪凍結時には、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場、ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第2 各主体の役割

1 市民、事業所・企業、学校

- ア 下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた際の協力
- イ 下水道等被災時における、トイレ使用、入浴等のできるかぎりの自粛
- ウ 備蓄していた携帯トイレ等の、おおむね2日間程度の活用

2 県

- ア 自ら管理する下水道施設の被害状況の把握、必要な応急処置の実施
- イ 被災により流域下水道が使用不能になった場合の、市への連絡
- ウ 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等の必要な資材情報の提供

3 市

- ア 内水対策班の編成
- イ 非常配備体制の確立
- ウ 運転マニュアルに基づいた、処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能の確保
- エ 自ら管理する下水道等施設の被害状況の把握、応急的処置の実施
- オ 流域関連公共下水道における必要な応急措置の実施
- カ 下水道等施設が被災をうけた場合の、早期の使用再開に向けた取り組み
- キ 被災状況や、トイレの使用制限等の協力依頼に関する市民への広報
- ク 携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等の調達に関する、県、および関係機関への支援の要請

4 関係機関

- ア 被害調査の実施
- イ 応急復旧計画の策定
- ウ ポンプ施設、処理場、管きょの応急対策の実施

第39節 工業用水道施設の応急対策

【市災害対策本部】産業振興部、上下水道部

【関係機関】県（企業局）

工業用水道は、あらゆる企業に供給され、生産中断は、地域経済に多大な影響をもたらす。

そのため、工業用水道施設の復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

県、市、委託業者は、緊急連絡体制のマニュアルに基づき、受水企業へ被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

県は、発災からおおむね1週間以内に施設・設備の仮復旧をし、おおむね1ヶ月以内に本復旧を開始する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	活動体制の確立、災害状況の把握
避難指示	
災害による被害発生中	被災状況の把握
避難指示等解除	
解除後1日以内	利用者への被災状況・復旧状況の周知
解除後3日以内	
事後1週間以内	施設・設備の仮復旧
事後1箇月以内	施設設備の本復旧

第1 業務の内容

1 活動体制の確立

市及び県は、災害が発生した場合、もしくは災害の発生が予想される場合には、あらかじめ定めた基準等により職員を動員するとともに、必要に応じて災害対策組織等を設置して、活動体制を確立する。

2 災害状況の把握

県、市、委託業者は、災害が発生した場合、もしくは災害の発生が予想される場合には、速やかにパトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

3 応急措置

県、市、委託業者は、被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

4 利用者等への連絡

(1) 受水企業への連絡

県、市、委託業者は、施設が被災した場合、受水企業に被害の種類、程度、復旧見込み、送水継続の可否等を速やかに連絡する。

(2) 一般住民への広報

県、市は、一般住民にも被害が及ぶことが予想される時は、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

5 復旧対策

復旧は、県、市が行うものとし本復旧を原則とするが、本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行う。

また、埋設管路等は道路に電気、ガス、上水道関係と一緒に配管されている場合が多いため、復旧計画の策定に当たり、これらの機関とも連携をとりながら決定する。

6 事業者間の連携

各事業者は、それぞれの応急対策を第一に行う必要があるが、可能な範囲で他の事業者と情報交換を行い、甚大な被害が発生したことにより他からの支援を求める事業者がある時は、相互に協力して早期復旧に努める。

7 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第2 各主体の役割

1 県

- ア 活動体制の確立、災害状況の把握
- イ 災害発生後直後の施設の緊急点検の実施、被害状況の把握
- ウ 被害の拡大防止等の必要な措置の実施
- エ 早期の機能回復に向けた施設の順次復旧

2 市

- ア 活動体制の確立、災害状況の把握
- イ 災害発生後直後の施設の緊急点検の実施、被害状況の把握
- ウ 市民や関係機関への必要な情報の提供

第40節 危険物等施設の応急対策

【市災害対策本部】生活環境文化部、消防部、医療部

【関係機関】事業所・企業（危険物取扱事業者）、県（危機管理局、生活環境文化部）、関係団体（医療機関）

危険物等は、災害発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。

そのため、危険物等取扱施設については災害による施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危害防止を図るため、これら施設の被害を軽減するための対策を迅速に実施することが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び事業者は、風水害等による被害を最小限に食い止め、危険物等を取り扱う、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射性物質等を製造、使用する施設における二次災害を防止する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	施設等被災状況把握 取扱作業緊急停止 初期消火・流出防止措置 現地調査 二次災害防止措置 危険物流出の場合の応急対策 応急措置

第1 業務の内容

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

1 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、予防規程や自衛消防組織等の活動要領等に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱い作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

(ア) 危険物等施設の損傷等異常を発見したときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や危険物等の流出防止措置を行う。

オ 応援要請

富山県石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定に基づき市長が協定市の長に応援を要請する。

カ 住民に危険がおよぶ可能性があるとは判断された場合は、危険区域を指定して警察及び消防と協力し、交通遮断、緊急避難などの対策を実施する。

キ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに災害発生を広報し避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

ク 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ要配慮者の避難等を実施する。

2 個別の応急対策

(1) 危険物、毒物劇物及び有害物質

ア 取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱責任者及び公害防止管理者等の協力を得て適切な対応を図る。

イ 取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取る。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

(2) 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防機関及び警察の警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

ア 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈めるなど安全な措置を講ずる。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗り等で完全に密封し、木部には防火措置を講じ、爆発により被害を受ける恐れのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

(3) 高圧ガス

- ア 高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。
- イ 高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行う。
- ウ 防災事業所の対応移動車両が被災した場合は、高圧ガス保安法に基づき応急措置を講ずるとともに、自ら又は警察、消防機関を通じ防災事業所（富山県高圧ガス地域防災協議会で規定している防災事業所）の出動を要請し対応を図る。

(4) 放射線使用施設

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講ずる。また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに関係機関への通報を行う。
- イ 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。
- ウ 放射線被害を受けた者又は受けた恐れのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。
- エ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定するとともに、その旨表示し見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。

3 危険物等流出応急対策

河川、又は富山湾に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

- ア 風水害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関、河川管理者、海上保安庁等の関係機関に通報連絡する。
- イ 当該関係機関及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
- ウ 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
- エ オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止する。
- オ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて油吸着材、化学処理剤等により処理する。
- カ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

キ 有害物質が河川等の公共用水域に流出、地下に浸透又は大気中に放出された場合、河川管理者等関係機関は、人の健康の保護及び環境保全のため必要に応じて環境調査を実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

4 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大する恐れがある場合には、関係事業所の従業員、地域住民の生命、身体的安全確保を図るために、次により必要な広報活動を実施する。

(1) 事業者の広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 関係機関の広報

関係機関は災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 各主体の役割

1 事業所・企業

- ア 関係機関及び関係事業所と協力した被害の拡大防止
- イ 近隣住民の避難指示
- ウ 広報車、拡声器等を用いた広報活動の実施

2 県

- ア 施設責任者への危害防止のための応急措置の指示
- イ 警察及び消防と協力した必要な措置の実施

3 市

- ア 危険物等施設の被害状況の把握及び市や関係機関との連絡調整の実施
- イ 危険物等施設の被害状況に関する効率的な広報の実施
- ウ 危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の、避難の指示の発令
- エ 関係事業所等と連携した被害の拡大防止

4 関係機関

- ア 放射線治療機器の事故による被害の阻止
- イ 関係機関及び関係事業所と協力した被害の拡大防止

第41節 消火

【市災害対策本部】消防部

【関係機関】市民、事業所・企業、県（危機管理局）、関係団体（緊急消防援助隊）

乾燥下及び強風下において発生した火災は、延焼拡大が速く、大火災となる危険性が高いことから、多くの人的・物的被害をもたらすことが予想される。

そのため、市消防機関は大火災が発生しやすい気象状況となったときは、速やかに火災の警戒及び防御体制を整え、効果的な消防活動を実施し、災害の拡大抑止に当たる必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民、自主防災組織等の地域の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	初期活動 地域の防災力による消火 県内広域応援による消火 緊急消防援助隊による消火

第1 市民、自主防災組織・事業所の消火活動

1 市民の活動

(1) 出火防止活動

乾燥下及び強風下等においては、以下の行動について、十分な注意を払う。

- ア 山林、原野等において火入れをしない。
- イ 花火の打ち上げ又は仕掛けはしない。
- ウ 屋外において、火遊び又は焚き火をしない。
- エ 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない。
- オ 残火（たばこの吸殻を含む）取灰又は火の粉を始末する。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口を閉じて行う。

(2) 初期消火活動

乾燥下及び強風下等における出火防止処置及び出火したときの初期消火活動は、「自分の身は自分で守る」を基本として、まず身の安全を確保した上で、消火器等で消火活動を行うとともに、家族や隣人に大声で助けを求める。

2 自主防災組織の活動

- ア 地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

3 事業所・企業の活動

- ア 火気の停止、プロパンガスや都市ガスの供給遮断の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- イ 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。
- エ 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第2 消防機関の活動

消防本部・消防署及び消防団は、「高岡市消防活動規程」「高岡市消防計画」等により全消防力をあげて消防活動を実施する。

1 消防本部等の活動

(1) 火災発生状況の把握

住民からの通報、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災、倒壊家屋、道路の通行状態等災害の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

火災情報の収集は119番を中心に行うが、通信回線が途絶したときは次の方法により、速やかに管轄区域内の火災全体状況を把握するとともに災害対策本部に報告する。

- ア 職員の参集途上の情報収集
- イ 消防部隊による情報収集
- ウ 高所見張員による情報収集
- エ 消防団部隊による情報収集
- オ 防災関係機関等からの情報収集

(2) 職員の参集体制等

消防職員は、災害の規模に応じて定められている「高岡市消防非常招集計画」に基づき、速やかに自主参集する。

(3) 緊急交通路の確保

- ア 警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。
- イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を行う。

(4) 消防活動

- ア 火災が多発し、個々の消防隊では対応できない場合は、高機能消防指令センターを活用した部隊の集中運用を実施するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。また、火災の発生状況から鎮圧が不可能であると予想される地域の火災については、延焼拡大防止及び避難上の安全を確保する。
- イ 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。
- ウ 緊急的な人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。
- エ 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。
- オ 延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。
- カ 避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して、重点的な消火活動を行う。
- キ 大規模災害時には断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、防火水槽等の消防水利等を活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止に当たる。
- ク 積雪期において、消防機関は車両の事故防止の徹底、ポンプ各部の凍結防止処置の徹底等を行うとともに、火災時に消火栓、防火水槽等の消防水利が確実に使用できるよう必要な措置を行う。

2 応援要請

応援要請は第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」による。

3 消防団の活動

(1) 出火の防止

乾燥下及び強風下等において、付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

携帯電話、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

(3) 消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

(4) 救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡を取りながら、火災の状況等の確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第3 各主体の役割

1 市民等（各家庭、自主防災組織、消防団）、事業所・企業

- ア 出火防止や発生火災の初期消火
- イ 消防機関への通報
- ウ 消防団の、消防署との緊密な連携の下での火災防御活動の実施

2 県

- ア 消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動要請

3 市（消防本部）

- ア 消防団等と連携した、消火活動の実施
- イ 自らの消防力で対応できない場合の、富山県市町村消防相互応援協定等に基づく応援要請及び緊急消防援助隊への応援要請

4 関係機関

- ア 消火活動の実施

第42節 林野火災応急対策

【市災害対策本部】消防部、産業振興部

【関係機関】関係警察者、富山森林管理署、富山県西部森林組合

林野火災から自然環境と市民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、市及び消防機関、森林所有者・管理者、地域住民等が連携して消火・救助活動に当たる。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、消防ポンプによる消火活動のほか、県消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を防止する。

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害による被害発生中	初期活動
	県内広域応援による消火
	地域の防災力による消火
	緊急消防援助隊による消火

第1 業務の内容

1 出火の発見・通報

(1) 火災発見者の義務

林野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防に通報するとともに、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

(2) 消防本部の対応

通報を受けた場合、直ちに火出位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

森林所有者等	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
県防災航空センター	県消防防災ヘリコプターの緊急運航
高岡・射水警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
市	地域住民の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶ恐れがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

2 消火・救出活動

(1) 火災防ぎょ活動

現場に出動した消防隊は、森林管理者、県消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県消防防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供する。

イ 消防水利の確保

消防隊は、最寄りの水源等消防水利の早期確保に努める。

ウ 消火活動の実施

消防隊による消火活動のほか、必要に応じて県消防防災ヘリコプターによる空中からの消火により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者、林業関係者等と協議のうえ、協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 孤立者等の救出

県消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者、退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

3 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

市、警察、消防等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。県消防防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

(2) 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

4 応援要請

応援要請は第2章第2節「防災関係機関の相互協力体制」による。

5 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再燃に備え警戒に当たる。森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

第2 各主体の役割

1 市民

- ア 火災の発生を発見した場合の消防機関への通報
- イ 自身に危険が及ばない範囲内での初期消火活動

2 県

- ア 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

3 市（消防本部）

- ア 情報収集・消防水利の確保・消火活動などの火災防ぎょ活動の実施
- イ 住民や森林内滞在者の避難、孤立者等の救出
- ウ 鎮火後の再発に備えた警戒

第43節 廃棄物処理・防疫対策

【市災害対策本部】生活環境文化部、福祉保健部

【関係機関】県（生活環境文化部、厚生部）、関係団体（富山県環境保全協同組合、一般社団法人産業資源循環協会、公益社団法人富山県浄化槽整備協会、一般社団法人富山県構造物解体協会、富山県レッカー事業協同組合、自治会、自主防災組織）

大規模災害時には、大量に発生する生活ごみ、し尿、流入土砂、流木や災害廃棄物などを適切かつ迅速に処理し、災害に伴う感染症の発生を未然に防ぎ、市民生活の早期安定を確保する必要がある。

そのため、市は被災状況に即して国・県や関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施するとともに、県主導のもと、適正な防疫対策を実施することで避難者をはじめとした市民の健康を守ることが必要である。

<対策の方針（達成目標）>

市は、災害規模に応じて災害ごみ、流入土砂、流木や災害廃棄物などの発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関する実施計画を策定する。災害ごみの分別や排出方法などについて市民の理解と協力を得ながら、迅速に収集・処分を行い、早期の自宅での生活復帰、安定化及び公衆衛生の確保を図る。

（生活ごみの収集）

河川の決壊等により泥水を被った生活ごみは、腐敗が早いことから、おおむね2～3日以内に収集を開始し、7日～10日以内に収集完了に努める。

燃やさないごみ・粗大ごみは、おおむね3日～4日以内に収集を開始し、10日～15日以内に収集完了に努める。

（し尿の収集）

し尿の収集は、おおむね24時間以内に開始する。

（防疫活動の実施）

防疫活動の指示・活動は、おおむね24時間以内に開始する。

（災害廃棄物の収集）

災害廃棄物の収集は、おおむね1か月以内に開始する。

（防疫対策）

浸水した地域への消石灰や消毒液の配布を行う。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	収集体制の検討
避難指示等解除	
解除後1日以内	し尿収集開始 防疫活動の指示・活動開始
事後3日以内	仮設トイレの設置開始 ごみ収集開始
事後1週間以内	
発災から1か月以内	広域応援要請 災害廃棄物の収集開始 廃棄物処理施設の応急復旧

第1 被害状況調査・把握

市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、生活環境文化部環境政策班へ報告する。

県は、高岡市生活環境文化部環境政策班からの被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。

第2 風水害に伴う廃棄物処理

2 共通事項

ア 発生量の予測

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計する。

イ 災害廃棄物処理計画の見直し

災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処理を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業社、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

ウ 集積場所の確保等

被害状況に応じておおむね各地域ごとにそれぞれ災害ごみの集積場を確保する。また、被災程度に応じ、各市内や区域ごとに、災害ごみを収集するための臨時的な仮置場を確保する。

エ 市民への周知

災害廃棄物の排出・収集方法、仮置場の位置、収集日時、注意事項、市民への協力要請事項等について、マスコミ、地域放送又は防災組織等を通じて被災者に周知する。

オ 収集・運搬体制の確保

(ア) 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について廃棄物収集運搬・処理業者や建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市に応援を要請する。

(イ) 積込み現場から集積場所までの道路障害物を優先的に除去し、運搬経路を確保する。

カ 処理体制の確保

災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

2 風水害に伴う生活ごみ処理

ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。

- (ア) ごみの収集運搬経路
- (イ) 避難状況（避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
- (ウ) ごみ処理施設の損傷状況

イ ごみ処理施設の応急復旧

市は、被災したごみ処理施設等について、あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。

ウ ごみの処理

市は、風水害により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

災害が大規模で、通常のごみステーション等での収集が困難な場合は、必要に応じて臨時の仮置場を設置する。

エ 避難所におけるごみ対策

市は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。また、各避難所等に、ごみ袋を配付する等の配慮を行う。

オ 地区住民の協力

臨時の仮置場の周知等は、防災組織（自主防災組織等を含む。）などを通じて行い、地域住民に協力を求める。

3 し尿処理

ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。

- (ア) し尿の収集運搬経路
- (イ) 避難状況（仮設トイレ設置場所、避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
- (ウ) し尿処理施設の損傷状況

イ し尿処理施設の応急復旧

あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。

ウ 避難所への仮設（簡易）トイレの設置

市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

エ 広域的な支援・協力

市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村及び富山県環境保全協同組合に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国や隣接県等に対して、支援を要請する。

4 災害廃棄物処理

ア 災害廃棄物の処理

市は、損壊家屋からの災害廃棄物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。

イ 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

市は、損壊家屋からの災害廃棄物の選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

ウ 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策

市等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。

エ 自衛隊等への要請

災害対策基本法第64条第2項の規定（応急公用負担等）に基づく緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。

5 広域的な支援・協力の確保

市は、生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、一般社団法人産業資源循環協会及び一般社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。

6 要配慮者に対する配慮

市は、高齢者等の要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを派遣するなどの配慮を行う。

第3 防疫・保健衛生対策

災害時における感染症の防止及び食中毒等の発生予防のため、防疫・保健衛生対策を行う。

1 保健衛生対策

厚生センターと連携し、「災害時の保健活動マニュアル」（平成27年3月）に基づき、避難施設等の衛生状態を良好に保つとともに、罹災者の健康状況の把握や罹災に伴う健康障害の予防を行い、罹災者自らが健康な生活を送ることができるよう支援する。

(1) 巡回健康相談・保健指導

市は厚生センターと連携し、保健師等の避難施設、罹災地区、仮設住宅への巡回を実施し、健康相談を行う。

巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を優先し、以下により実施する。

- (ア) 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導の実施。
- (イ) 結核、難病、精神障害者等への保健指導の実施
- (ロ) インフルエンザ等感染症予防の保健指導の実施
- (エ) 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導の実施
- (オ) 不安、不眠等のストレスの緩和、メンタルヘルスへの対応
- (カ) 口腔保健指導の実施

(2) 避難施設等の生活環境の整備

市は、避難施設、仮設住宅等における罹災者の次の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な処置を行う。

- (ア) 食生活の状況、食中毒の予防
- (イ) 衣類、寝具の清潔の保持
- (ロ) 身体の清潔の保持
- (エ) 室温、換気環境の整備
- (オ) 睡眠、休養の確保
- (カ) 居室、便所等の清潔
- (キ) プライバシーの保護
- (ク) エコノミークラス症候群の注意喚起等の啓発
- (ケ) 身体機能の低下防止
- (コ) ペット飼育者への啓発

2 防疫対策

県の指導のもとに、医療機関、市医師会及び消防本部と緊密な連携を図り、感染症の発生予防、流行の防止を迅速かつ的確に実施する。

(1) 厚生センター、市町村災害防疫対策組織の設置

ア 厚生センター災害防疫組織の設置

厚生センターは、県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）の指示に従い、「厚生センター災害防疫組織」を設置し、厚生センター所長のもとに次の班を置く。

厚生センター災害防疫組織は、防疫計画に基づき、災害に応じた防疫対策を企画し、防疫活動を推進するとともに、市に対して適時適切な指導を行う。

イ 高岡市災害防疫活動組織の設置

市は、厚生センター災害防疫組織に準じ、関係職員による次の災害防疫活動組織を編成し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

災害防疫組織には、次の担当を置く。

- (ア) 総務、広報担当
- (イ) 患者収容、臨時予防接種担当
- (ウ) 清潔方法、消毒方法、そ族昆虫駆除担当
- (エ) 資器材担当

(2) 防疫活動

ア 啓発活動の実施

市は、被害地域住民に対し、広報車、チラシ、パンフレット等を活用して、飲料水・食品の安全、手洗い・うがいの奨励・台所・便所・家の周りの清潔や必要に応じて消毒方法を指導する。

イ 清潔方法、消毒方法等

市は、県の指示に基づき、避難施設、浸水地区その他衛生状況の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に清潔方法、消毒方法、そ族昆虫駆除などの防疫活動を行う。

また、浸水した自治会へ消石灰、床上浸水した家庭へ消毒液の配布を行う。

厚生センターは、感染症の早期発見、流行の防止を図るため検病調査を実施する。

ウ 健康診断・入院等

厚生センターは、被害地域において感染症が発生した場合は、必要に応じて、健康診断・入院等の指示及び措置を行う。

市民病院が被害のため、感染症患者等の医療提供が不可能な場合は、厚生センターと協議の上、最寄りの医療機関及び感染症指定医療機関への受診・入院を図る。

最寄りの医療機関及び感染症指定医療機関も被害のため機能しない場合は、厚生センターの指導のもとに、被害を受けていない地域で適当と認められる医療機関を緊急避難的に確保する。

エ 臨時予防接種

知事は、感染症の発生・流行を防止するうえで必要があるときは、臨時予防接種を行う。

ただし、特に市が実施することが適当と県が認めたときは、知事は、市長に対し予防接種法に基づく臨時予防接種に関する指示を行う。

(3) 防疫資器材等の確保

市は、噴霧器、消毒薬剤等について、種類・数量を常に把握し、不足する場合は市薬剤師会などに協力要請を行い、確保を図る。

(4) 要員の応援要請

市は、防疫活動の実施に当たり、要員が不足するときは厚生センターに要請し、厚生センターが要員の不足を判断したときは、県厚生部に対し、隣接又は全厚生センターの職員の派遣を要請する。

3 食品衛生監視

(1) 給食弁当等の衛生確保

緊急食品の配給や補完についての衛生指導及び炊き出し施設等の監視指導を行う。

管轄外の製造所については、所轄厚生センターに監視指導を依頼する。

(2) 飲料水の衛生確保

リーフレットの配付、残留塩素の測定を行い、飲料水の安全を確保するための適切な指導を行う。

(3) 食品関係施設の衛生確保

罹災施設・設備の監視指導や自動車による営業等に対する監視指導のほか、公益社団法人日本食品衛生協会の協力も得て、営業施設等について食品衛生相談も行う。

(4) 食中毒の発生

食中毒患者が発生した場合には、原因食品・原因施設等を調査して被害の拡大防止に努める。

第4 各主体の役割

1 市民

ア 市の指示する分別による生活ごみの排出への協力

イ 災害で発生した生活ごみに関する、分別、指定場所（仮置場）等への排出への協力

ウ ごみの野焼きの禁止

エ 便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出の禁止

オ 指定場所以外へのごみ排出の禁止

カ 避難所等の仮設トイレ等に関する、適切な使用と維持管理による公衆衛生の確保

キ し尿の収集への協力

ク 道路通行の妨げとなっている堆積土砂や流木等の集積

ケ 道路通行確保への協力

コ 宅地内に散乱した災害廃棄物の適切な集積

サ 消石灰及び消毒液の配布

2 県

ア 市の要請に応じた、職員の派遣及び他市町村の職員の応援派遣等による市への支援

3 市

ア ごみ処理施設・し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

イ ごみ処理施設・し尿処理施設の緊急復旧、早期の施設稼働

ウ 集積場又は仮置場の確保、適切な管理

- エ 生活ごみ等の排出方法や時期等についての周知
- オ 避難所等の生活ごみの収集体制の整備
- カ 警察の協力（交通規制）を得た、集積場までの運搬ルートの確保
- キ 県や関係機関への広域応援を要請し、応援を得た迅速な生活ごみ・し尿の収集・処理
- ク 災害対策基本法第64条第2項（応急公用負担等）に規定する状況に該当する場合で、隣家や道路などへの倒壊の危険がある家屋についての、自衛隊などの協力も得た優先的な解体処理の実施
- ケ 災害廃棄物が大量に発生する場合の、集積場の設置
- コ 集積場におけるごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策の実施
- サ 損壊家屋が多数に上る場合の、住民相談窓口の設置による市民への支援体制の充実
- シ 被災住宅の解体修繕に伴う廃棄物の運搬処分に関する国等の支援制度が実施された場合の、当該事務処理体制の整備、運用

4 関係機関

- ア 市及び県から応援・協力要請があった際の、生活ごみ・し尿・災害廃棄物の収集・運搬などの必要措置の実施

第44節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

【市災害対策本部】産業振興部、生活環境文化部

【関係機関】事業所・企業（応援協定企業）、北陸農政局、県（危機管理局、厚生部、農林水産部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、県・市社会福祉協議会、一般社団法人富山県トラック協会、自衛隊、相互応援協定自治体）

大規模災害時には、被災者及び災害応急事業従事者に対し、主要食料及び副食、生活必需品等を供給する必要があるときは、これらの物資を速やかに供給し、広域的な応援体制が確立されるまで、被災者等の健康の維持や、不安の解消を図っていくことが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市民は、避難にあたり、最低限3食分の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行する。

市は、災害時相互応援協定や民間団体との協定の締結に基づき、民間流通在庫、民間企業の配送体制を活用し、下記のとおり速やかに被災者へ供給する。

① 飲料水・食料

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は1日2回以上提供する。

避難～12時間以内：住民、企業による自己確保

避難12時間後～72時間後：おにぎり、パン等の簡単な調達食、災害時支援協定先からの食料品供給や自衛隊等による配送食

避難72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

② 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね12時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね24時間以内に行うことを目標とする。

③ 公的備蓄品

非常用発電機、投光器、携帯トイレなどはあらかじめ避難所施設に備蓄し、速やかに使用する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	食料供給量の把握 個人備蓄による対応
災害による被害発生中	避難所備蓄物資による対応 調達食の配給 協定等に基づく食料等の調達 避難所へ寝具、日用品、乳児用品（広域応援要請）
避難指示等解除	
解除後1日以内	避難所食料供給（備蓄物資） おにぎり、パン等の供給 その他生活必需品の供給 炊き出し等による食料の供給
事後3日後	応援による給水車の給水開始

第1 飲料水の供給

1 飲料水の確保

(1) 給水量

避難時における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保しなければならない。

必要給水量は、地域の実情及び被災状況を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の3段階にわけて順次増加させていくこととする。

第1段階	生命維持に必要な水量として一人一日3リットル程度が必要とされている。この期間は災害直後の混乱期3日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。
第2段階	炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。この期間は段階的に第1次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。
第3段階	若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。この期間は、第2次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

(2) 飲料水の確保方法

応急給水に必要な水量を確保するには、配水池容量の拡大により貯留する方法と、指定避難場所など給水拠点に設置する貯水タンクに貯留する方法とがある。

このほか、状況に応じて一般・営業用等井戸・消融雪用井戸の予備水源などの活用を図る。

これら予備水源の活用については、事前に取水可能量、水質を調査しておく。

2 早期の復旧

災害による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶおそれがある。このため、市は、住民の生活用水確保を目途に、できるだけ早く正常給水を行う。また、あらかじめ災害の想定に基づき応急復旧方法を定めるとともに復旧要員、資材、重機の確保や応援について、水道事業者、資機材メーカー、施工業者との間で非常時に備えた事前の協定を締結しておく。

第2 食料品の供給

1 県の実施体制

(1) 非常食・生活必需品

県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

ア 市の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。

イ さらに市の非常食・生活必需品が不足した場合、市の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。

ウ 市に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部（災害対策基本法第2章第3節第24条）に物資の調達を要請する。

※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊き出し、資機材及び人的供給をいう。

(2) 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省農産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省農産局を通じて他県からの応援で対処する。

(3) 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達あつせんする。

(4) 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

2 市の実施体制

(1) 食料供給対象者

次のいずれかに該当する者に対して、食料品の給与を行う。

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがないもの
- イ 住家の被害によって炊事のできないもの
- ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができないもの
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料の持ち合わせがないもの
- オ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とするもの
- カ その他災害により食料が必要なもの

(2) 調達する主な食料品

- ア 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮）調味料
- エ 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- オ あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- カ その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

(3) 調達体制

物資の調達については、保管場所、輸送手段、使用期限等を勘案し、発電機、毛布、医療資器材、簡易トイレなど必要最低限の備蓄以外は、あらかじめ災害時支援協定を締結した民間企業から調達するものとする。民間企業の持つ管理の十分に行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

(4) 供給体制

被災住民に食料を供給するときは、各段階を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受け入れの確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。

市は炊き出しを実施する場合は、次により行う。

- ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
- イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用する。

(5) 広域的調達体制

ア 他市町村への要請

必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

- (ア) 食料の応援要請（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）
- (イ) 炊き出し用具等の応援要請（人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項）

イ 県への要請

他市町村等の応援でも十分な食料の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

〈要請項目〉

- (ア) 品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- (イ) 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- (ウ) 連絡課及び連絡責任者
- (エ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(6) 食料の衛生管理、栄養指導体制

食料の衛生管理及び栄養指導については、第2章第12節「避難所等における防疫保健衛生対策」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

第3 生活必需品の供給

1 実施体制

(1) 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 生活必需品の範囲等

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- エ 身の回り品（手拭タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹸、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(3) 供給方法

市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- ア 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、市が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等の中からその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- イ 住民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- ウ 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障がい者、要配慮者へ優先的に供給する。

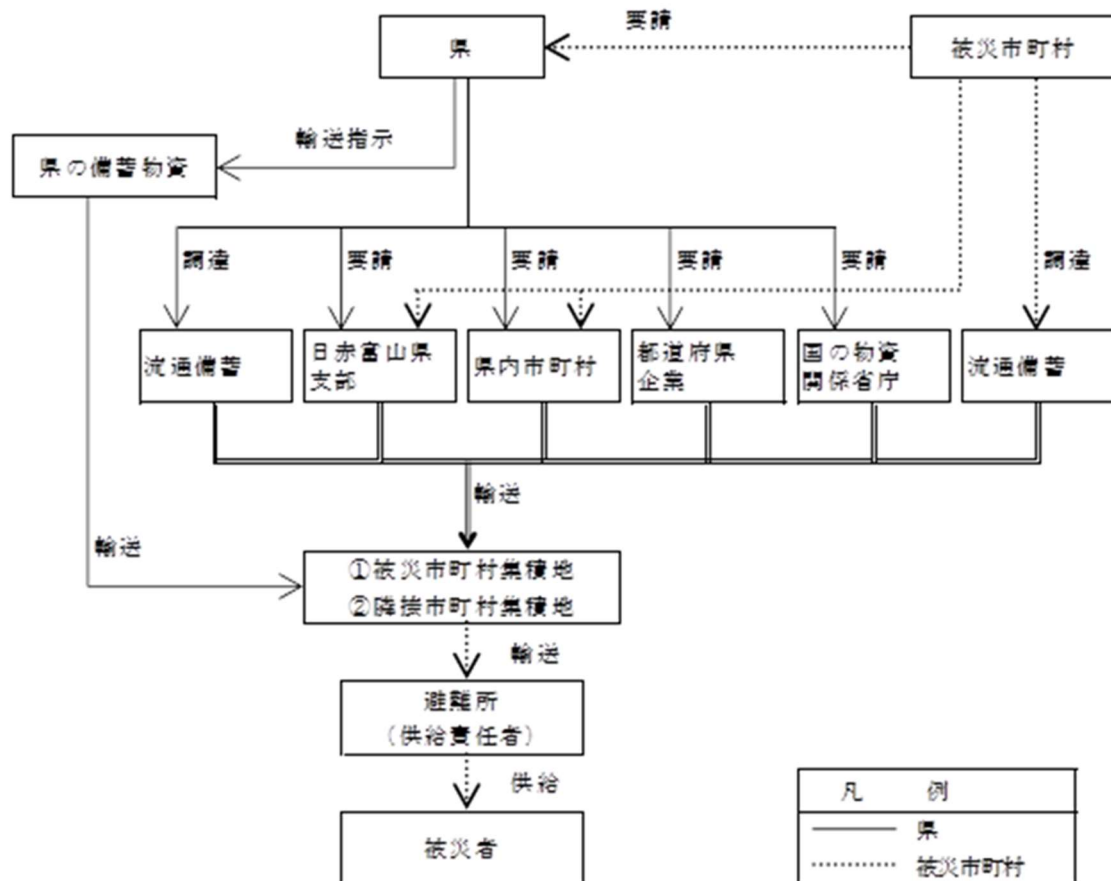
(4) 備蓄体制

市は、紙おむつ、携帯トイレ等、要配慮者を重点とした生活必需品の備蓄を行う。

(5) 調達体制

- ア 災害時相互応援協定、および民間企業・団体等との応援協定の締結団体等から調達する。
- イ 市の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。
- ウ さらに市の非常食・生活必需品が不足した場合、市の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、高岡市又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。
- エ 市に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部（災害対策基本法第2章第3節第24条）に物資の調達を要請する。

〈非常食・生活必需品の救援物資の流れ〉



2 各機関の調達体制

機 関 名	実 施 内 容
市	1 市は、災害時において市が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。
県厚生部	1 災害救助法適用後において、市から要請があったとき、又は厚生部が被害状況から必要と認めたときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日赤富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食料・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を確保するものとする。

農林水産省農産局長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの際の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省農産局長に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局長は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
-----------	---

第4 輸送体制

- ア 食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が市と連絡を密にし、輸送を行う。
- なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。
- イ 他県・企業からの救援物資については、市や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。
- 県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、一般社団法人富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。
- また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、早期段階から一般社団法人富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。
- ウ 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。
- エ 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。
- オ 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

第5 その他

1 要配慮者に対する配慮

ア 食事に対する配慮

避難所開設直後は、あらかじめ備蓄されている食料を緊急に提供することになるが、高齢者、障がい者、乳幼児などに対しては、できる限り柔らかい食事、温かい食事など、個々に応じた提供の仕方を工夫する。

また、市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものし、アレルギー患者や慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する要配慮者へ適切な食事（減塩、低カリウム等）の提供に配慮する。

イ その他生活必需品等に対する配慮

高齢者や乳幼児など、避難の想定される要配慮者等を考慮した生活必需品等の供給に努める。

- ・介護用品、衛生用品

- ・紙おむつ
- ・粉ミルク、哺乳瓶
- ・生理用品
- ・医薬品
- ・ポータブルトイレ、ベッド、マット、担架
- ・パーテーション
- ・車いす、歩行器、杖等 移動介助用品
- ・補聴器、収尿器、酸素ボンベ等

2 積雪期の対応

市及び国、県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すとともに、降雪状況を考慮し、屋内集積施設の確保等必要な措置をとる。

市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

第6 各主体の役割

1 市民

ア 避難時における、最低限3食分の食料、飲料水、生活必需品等の携行

2 県

ア 必要に応じた、職員の派遣及び他市町村への職員の派遣要請

3 市

ア 被災者への物資等の供給

イ 職員の配置・巡回による避難者の需要の把握

ウ 自力で必要な物資等を確保できない場合の、県への支援の要請

エ 避難が長期化した場合の、食事の提供から食材提供による自炊への段階的な移行による、避難者の自立促進

4 関係機関

(1) 日本赤十字社富山県支部、相互応援協定自治体、応援協定企業等

ア 「災害救援物資の交付に関する要綱」に基づく救援物資の備蓄

イ 要請があったときの、救援物資の必要量の交付

(2) 一般社団法人富山県トラック協会、自衛隊等

ア 緊急・救援物資の輸送

第45節 全国からの救援物資への対応

【市災害対策本部】未来政策部、福祉保健部

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（NPO、報道機関）

大規模災害時において全国から寄せられる救援物資は、被災者に対する思いやりや善意によるものだが、小口の不特定多数から救援物資が大量に届き、被災地のニーズに適合した必要量および種類・時期などを大きく逸脱した場合、かえって被災地の負担となる場合がある。

そのため、災害発生直後においては、支援物資は企業などの大口のものに限定するなど、救援物資の調整に努めることで、極力混乱を避けることが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、災害直後においては、救援を必要としている被災者に対し、迅速で見通しを持った供給が必要なことから、応援協定等に基づき企業、自治体から食料、生活物資等の必要量を迅速に調達し、供給する。

また、報道機関等の協力を得て、発災直後は、小口の不特定多数の個人からの救援物資を活用することは困難であることを呼びかけ、理解と協力をお願いし、救援物資は原則受け取れないなど支援物資に関する適切な広報により、発災直後の救援物資の的確な調達に努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害による被害発生中	協定に基づく食料等の手配 発災直後は、小口の不特定多数の個人からの救援物資は原則受け取らないというアナウンス
------------	---

第1 業務の内容

1 救援物資の受入体制の周知

市は、報道機関を通じ、個人からの救援物資は、対応が困難であることを呼びかける。また、被災者へ善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

食料等の必要物資は、農林水産省、北陸農政局、北陸農政局富山農政事務所、県厚生部、県農林水産部、日本赤十字社富山県支部、災害支援協定を結ぶ自治体、企業等に第46節「飲料水・食料・生活必需品等の供給」に基づき要請する。

第2 各主体の役割

1 県

ア 市が希望する物資の輸送

イ 各防災関係機関と連携した、支援受入れに関する広報

2 市

- ア 災害直後における、救援物資は原則、大口のものに限る旨のアナウンスによる、救援物資の的確な調達
- イ 救援物資の迅速な分類・仕分け
- ウ 発災直後の、災害時支援協定に基づいた応援協定企業からの救援物資の調達
- エ N P O等との連携・協力による、必要物資の被災者への供給

3 関係機関

(1) N P O

- ア 必要物資の被災者への供給

(2) 報道機関

- ア 「要るもの」「要らないもの」の情報の全国への周知

第46節 義援金の受入れ・配分

【市災害対策本部】未来政策部、福祉保健部

【関係機関】県（厚生部）、関係団体（日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会、市社会福祉協議会、報道機関）

大規模災害の発生後に、全国から寄せられる義援金品については、被災者の生活を大きく安定させるものであるが、その配分などの不均衡は、かえって被災地の負担の増加やトラブルの元になる可能性もある。

そのため、義援金品については、その受入体制を定め、高岡市義援金配分委員会により決められた配分方法等により、确实、迅速かつ公平に被災者へ配分することが必要である。

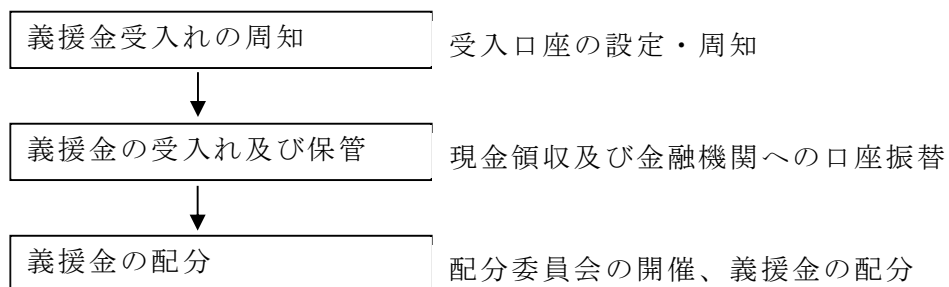
＜対策の方針（達成目標）＞

市は、東日本大震災の災害の教訓を生かし、義援金受入れの周知を行うほか、公平性・迅速性・透明性を確保するよう努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	
避難指示等解除	
解除後1日以内	受入口座の設定及び報道機関を通じた公表
解除後3日以内	
事後1箇月以内	義援金配分委員会による配分

第1 義援金の受入れ・配分フロー図



第2 業務の内容

1 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社富山県支部及び富山県共同募金会に協力を依頼し、あわせて、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。

(1) 義援金

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口（市、市社会福祉協議会）
- ウ 受入期間

2 義援金の受入れ、保管

市は、次により義援金を受入れ、保管する。

- ア 一般からの受入窓口（市、市社会福祉協議会）を開設する。
- イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。
- ウ 受け入れた義援金については、市の「歳入歳出外現金」として配分が決定されるまで適正に保管する。

3 義援金の配分

(1) 義援金の配分

市は、配分された義援金について、高岡市災害義援金配分委員会により、被災状況等を十分勘案した上で配分方法を検討し、配分を決定する。

(2) 市義援金配分委員会の構成

副市長、未来政策部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。

特に必要があると認めたときは、市社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係機関の代表者等を委員とすることができる。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第47節 輸送

【市災害対策本部】総務部

【関係機関】各道路管理者、事業所・企業（各鉄道事業者、輸送関係機関）、伏木海上保安部、県（危機管理局）、関係団体（自衛隊）

大規模災害時の緊急輸送は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。

限られた交通資源を効率的に生かし緊急輸送を行うためには、被害の状況、交通の確保状況を把握し、緊急性及び重要度の優先順位を見極めた上で、必要な交通規制及び早期応急復旧等を行い、緊急輸送を確保する必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、救助・救急・消火活動の迅速な支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。

① 輸送手段の確保

民間輸送関連企業と連携し、車両、バイク、船舶等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。避難所への水・食料・生活物資の供給は、出来る限り避難所へ直接配送を図るよう調整する。

② 緊急輸送道路の確保

減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時には被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送道路は、おおむね24時間以内に確保する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	被災者の輸送
災害による被害発生中	緊急交通路の確保（中継基地・場外離着陸場） 医療物資・人員、患者等搬送 輸送車両の確保 緊急輸送道路の障害物除去
避難指示等解除	
発災から1日以内	食糧等の輸送 緊急輸送道路の確保
発災から3日以内	
発災から1週間以内	

第1 情報の収集・伝達

交通機関の各管理者は、災害発生後直ちに災害時緊急輸送道路を主体とした被害情報を収集するとともに、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

ア 被害状況

- イ 輸送道路の確保、交通規制の状況
- ウ 渋滞の状況

第2 市の緊急輸送実施体制

(1) 緊急輸送計画

時系列区分により実施する災害応急対策のため、輸送活動を行うに当たり、次の輸送対象順位により行う。

ア 輸送計画に当たっての最優先事項

- (ア) 人命の救助、安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象

第1段階	1 救助・救急活動、医療活動、人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資 3 国・県・市災害対策要員、ライフライン施設等の応急対策に必要な人員及び物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者 5 緊急輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1 上記第1段階の続行 2 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資 3 生活必需物資 4 傷病者及び被災地外への輸送 5 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	1 上記第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 廃棄物の搬出

(2) 輸送拠点の指定及び確保

緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した集積地と有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

市指定輸送拠点

内容	輸送拠点
陸上輸送	- 戸出防災センター（戸出） - 万葉の里高岡（東五位） - 高岡市地方卸売市場（二塚） - 富山産業創造センター（二塚） - 荻布倉庫(株)倉庫（能町） - 伏木海陸運送(株)倉庫（牧野）
海上輸送	伏木外港（伏木）
航空輸送	富山・福岡場外離着陸場（福岡町）

(3) 輸送拠点の機能

輸送拠点においての業務は多くの人員を必要とすることから、運送会社等と協定を締結するなどして輸送体制の確保を行い、またボランティア等を活用し次の業務を行う。

- ア 他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活用品等）の一時集積・分類
- イ 緊急物資の集積、分類
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(4) 車両等の確保

災害時に必要な車両は市有車両をもって充てるものとし、不足を来す場合が生じたときは、次の民間輸送企業等の協力を得て調達する。

- ア 一般社団法人富山県トラック協会高岡支部
- イ 砂利採取販売協同組合（ダンプトラック）
- ウ バス運営会社
- エ 富山県タクシー協会
- オ 車両レンタル会社

(5) 県等へのあっせん要請

県又は他の市町村に対し車両のあっせんを依頼するときは、次の事項を明示して要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要な事項

(6) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、富山県石油商業協同組合高岡支部に依頼し、給油場所を指定し供給する。

第3 自動車による緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受ける。

(1) 緊急通行車両の確認

市及び公共団体が所有する車の緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出により、そのつど公安委員会（県警察本部交通規制課）、高岡・射水警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出しておく制度があるため、各機関はあらかじめ高岡・射水警察署に手続きを行う。

- ア 緊急通行車両の申し出は、高岡・射水警察署等に事前に届け出るか又はそのつど行う。

- イ 確認は高岡・射水警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出勤時に警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。
- ウ 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面左側に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定めた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関するもの。
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの。
- ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの。
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 緊急輸送の確保に関するもの。
- ケ 上記のほか、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの。

第4 輸送関連業者の業務の内容

災害時には、あらかじめ協定を締結していた以下の輸送関連業者に対し、関係機関からの応援要請に基づき、下記物資の緊急輸送に協力する。

想定される必要物資	・飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資 ・生活必需物資 ・その他災害復旧に必要な物資
-----------	---

第5 交通規制の実施

(1) 交通規制の内容

- ア 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央部は緊急通行車両の通路として確保する。
- イ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
- ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。
- エ 県公安委員会は、県境においては、隣接県公安委員会の協力を得て、県内方向への車両通行禁止又は迂回措置をとる。

(2) 交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

走行中の車両に対しては、トンネル、橋梁を避け、道路左側又は適当な空地に停車するようパトロールカー等で広報し、緊急通行車両の通行を確保する。

第6 緊急交通路の確保

1 緊急陸上交通路の確保

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた緊急輸送道路を中心に、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者等は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。

(2) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置をとったときは、その旨を命令し、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(3) 災害時における車両の移動等

ア 道路管理者等による車両等の移動命令

道路管理者等は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両等の占有者等に対し、その車両等を道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとるよう命じることができる。（災害対策基本法第76条の6第1項）

道路管理者等は、この指定をしようとするときは、あらかじめ富山県公安委員会にその区間及び指定の理由を通知する。ただし、そのいとまがなかったときは、事後において、これらの事項を通知する。（災害対策基本法施行令第33条の3第1項）

イ 指定道路区間の周知

道路管理者等は、指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対して、その指定道路区間を周知するものとする（同法76条の6第2項）。なお、周知については、道路情報板やラジオ等を活用するものとする。

ウ 道路管理者等自らが行う車両等の移動

道路管理者等は、指定道路区間において、車両等の移動命令について、命ぜられたものがその措置を取らない場合、命令の相手方が現場にいないために命ずることができない場合は、自ら車両等の移動の措置をとることができる。また、この場合、道路管理者等は、やむを得ない限度において、その措置に係る車両等を破損することができる（同法第76条の6第3項）

なお、道路管理者等は、自ら車両等の移動を行ったときは、その地域を管轄する警察署長に情報提供を行う。

エ 車両等の移動のための土地の一時使用

道路管理者等は、指定道路区間を指定し、車両の移動の措置をとるためやむを得ない必要があるときは、必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる（同法第76条の6第4項）。

オ 損失補償

道路管理者は、自らが行う車両等の移動又は土地の一時使用により通常生ずべき損失について、補償するものとする（同法第82条第1項）。

2 緊急海上輸送路の確保

(1) 船舶受入港湾・漁港施設の指定

港湾・漁港管理者は、高潮や波浪などの風水害が発生したときは、直ちに関係機関と連携し、港湾・漁港施設の被害状況を調査するとともに、被害があった場合には速やかに応急復旧を行い、港湾・漁港施設の機能確保に努める。

また、被害の調査結果をもとに、速やかに緊急輸送用船舶を受け入れる港湾・漁港施設を指定する。

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

また、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線を通じ船舶への情報提供を行う。

なお、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより、水路の安全を確保する。

3 緊急航空路の確保

災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。

このため、県災害対策本部航空運用調整班は、ヘリコプターの運航状況や場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター動態管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。

4 輸送手段

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 陸上輸送

ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送は、道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

(イ) 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。

(イ) 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。

(ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

イ 鉄道、軌道による輸送は、自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、富山地方鉄道(株)及びあいの風とやま鉄道(株)に依頼する。

(2) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

イ 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む。）へ協力を要請する。

ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。

イ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市及び自衛隊へ支援を要請する。

ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第7 各主体の役割

1 市民（自動車運転者）

ア 風水害が予想される場合の、出来る限りの外出の自粛

- イ カーラジオ等による気象・災害情報及び交通情報の収集
- ウ 災害・交通情報や周囲の状況に応じた行動の実施

2 事業所・企業（各鉄道事業者、輸送関係機関）

- (1) 輸送関係団体（自動車・船舶・港湾運送事業者）、各鉄道事業者
 - ア 県・市災害対策本部と連携した、輸送体制の確保に関する協力
- (2) 輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時場外離着陸場等）管理者
 - ア 市、県及び関係団体（他の輸送施設管理者等）との連携
 - イ 緊急輸送ネットワークの優先的な復旧・確保

3 県

- (1) 県
 - ア 陸上・海上・航空輸送路の確保
 - イ 人員及び物資の輸送に必要な車輛、船舶、ヘリコプター等の調達
- (2) 県公安委員会
 - ア 被災地内外の円滑な輸送体制を確保するための、交通規制の実施
 - イ 交通規制情報等の広報
 - ウ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のための、緊急通行車両等以外の規制
 - エ 通行を確保することが特に必要な車両の、緊急通行車両等としての確認

4 市

- ア 被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段の確保
- イ 車両、船舶等を利用した、円滑な輸送の実施
- ウ 円滑な輸送体制の確保が困難である場合の、他の市町村又は県への応援の要請
- エ 住民等の徒歩による迅速な避難が困難な場合の、車両、船舶等による安全な地域への輸送

5 関係機関

- (1) 自衛隊
 - ア 被災地内外の円滑な輸送体制を確保するための、運転者に対する措置命令

第48節 災害警備措置及び行方不明者の搜索

【市災害対策本部】生活環境文化部、消防
部

【関係機関】県警察本部、関係団体（自衛隊）

大規模災害時には、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、高岡・射水警察署や関係機関との緊密な連絡の下、早期に警備体制を確立し、住民の生命及び身体の保護のために、警備・保安活動及び交通規制を迅速に実施することが重要である。

また、大規模な災害により発生する行方不明者の搜索は家族や近親者にとって切実な問題であるため、様々な組織の協力のもと、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手、早期発見に努める必要がある。

<対策の方針（達成目標）>

県警察本部は、他の関係機関と協力し、人命の保護を第一義に、各種犯罪の予防・取締り・交通規制その他社会秩序の維持にあたる。

市及び県は、災害による行方不明者等を、関係機関や自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	緊急交通路の確保 交通規制 救助 被災地・避難所の警備
避難指示等解除	
解除後1日以内	行方不明者の搜索

第1 犯罪の予防、取締り

1 警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため市及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

市	1 被災状況、避難者動向等の緊密な情報交換 2 一般治安対策、地域安全活動等の実施協力
消防機関	1 消火、救急活動のため消防車両の通行及び警戒線の設定等における連携 2 被災者の搜索、救助活動に関する情報交換及び連携
自衛隊	1 災害情報の提供、災害活動の支援

2 警備活動

大規模災害が発生、又は発生する恐れがあるときは次の警備活動を行う。

(1) 警察署対策本部の設置

警察署に、警察署長を長とする警察署対策本部を設置する。また、警察署長は、状況に応じて現場直近等において、警備措置に万全を期する。

(2) 警備部隊の編成等

警察署長は、大規模災害発生時における警備部隊を編成し、管内の被災状況に応じて重点的に配置し、救出救助等災害警察活動の任務遂行に当たる。

(3) 高岡警察署及び射水警察署の警備活動

大規模災害発生直後における警察活動は、人命の保護を第一として、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害の実態把握及び災害時における情報収集
- イ 被災者の安全な地域・場所への避難誘導
- ウ 交通秩序維持のための交通規制及び避難道路並びに緊急交通路の確保
- エ 被害の拡大の防止
- オ 被災者の救出及び負傷者の救護
- カ 遺体の見分、検視、身元確認
- キ 迷子等の保護及び行方不明者の捜索
- ク 被災地及び避難場所等の警戒警備
- ケ 各種犯罪の予防及び取締り
- コ 災害救助及び復旧活動に対する協力
- サ その他災害警備に必要な警察活動

3 各種犯罪の取締り検挙

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

家屋の倒壊等に伴う猟銃、ライフル銃、残火薬類などの遺失、盗難事犯防止のため、当該猟銃等を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

- ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備部隊を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。

- イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上必要な措置をとらせる。
- ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。
 - (ア) 火気の使用禁止
 - (イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置
 - (ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置
 - (エ) 中毒防止方法の広報

4 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

- ア 避難地
- イ 食料その他応急物資の集積又は配給所
- ウ 主要官公庁
- エ ガス、水道、電気、電話等の主要施設
- オ 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所
- カ 空港、鉄道、船舶その他交通機関

5 情報の収集及び分析

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

- ア 流言飛語
- イ 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の搜索

1 行方不明者の搜索

(1) 部隊の大量投入による広範囲な搜索

被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な搜索活動を実施する。

なお、搜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。

(2) 関係機関と連携した効率的な搜索

県及び市の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防及び海上保安部との連携により、効率的に行方不明者を搜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川・海上等を繰り返し搜索する。

(3) 警察犬、災害救助犬の活用

搜索にあたっては、NPO 法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。

2 行方不明者の調査

(1) 行方不明者等の調査

- ア 県警察本部は、行方不明者等の調査に当たる者は、救出救助活動、検視活動等他の警察活動との連携を図り、行方不明者等の発見に努めるものとする。
- イ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 関係機関との連携

- ア 被災市町村等と対策本部との連携
行方不明者等を把握するため、自治体災害対策本部、自衛隊、消防、国外支援部隊等との連携を図るとともに、把握情報の共有化に努める。
- イ 報道機関との連携
報道機関への積極的に、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携の強化を図る。

(3) 安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイドライン」に基づき、市及び関係機関と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。

第3 各主体の役割

1 市民

- ア 被災情報や行方不明情報等の提供

2 県警察本部

- ア 警備活動の実施
- イ 各種犯罪の取締り検挙
- ウ 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立
- エ 情報の収集及び分析
- オ 行方不明者の調査

3 市

- ア 被災情報や行方不明情報等の県警察本部等への提供

4 関係機関

- ア 行方不明者の捜索

第49節 遺体の搜索、保護・埋葬・火葬

【市災害対策本部】生活環境文化部

【関係機関】伏木海上保安部、県（厚生部）、県警察本部、関係団体（自衛隊、県歯科医師会、医師会（県・市）、日本赤十字社、一般社団法人富山県トラック協会、富山県葬祭業協同組合）

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性がある。遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であるため、搜索から身元確認、埋葬・火葬までを遅滞なく実施することが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、県及び歯科医師会等の関係機関、および民間団体等との連携体制を確保し、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を迅速に行うことにより、遺族等の人心の安定を図る。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	
避難指示等解除	
解除後1日以内	霊柩車、棺、骨壺等確保 火葬場の被災状況、受入可否確認
事後3日以内	遺体安置所へ搬送、身元確認等 火葬の開始
事後1週間以内	遺体の搜索

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索

市は、災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察及び伏木海上保安部と緊密な連携をとることとする。また、市は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。

市の実施する遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

2 遺体の収容

(1) 市

発見された遺体を速やかに遺体安置所に搬送する。安置するまでの各防災関係機関の一連の業務は、次により行う。

ア 遺体の身元識別のため及び死亡者多数で短時日に埋葬できない場合は、遺体の遺体収容所（安置所）を確保し、関係機関に周知する。

イ 遺体収容所（安置所）は、市内の寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定してを開設する。なお適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。

ウ 搬送車両や棺、ドライアイス等は関連団体へ手配を要請する。

エ 搬送車両や棺、ドライアイス等不足が生じたときは、県に対しあつせんを依頼する。

(2) 県

市からの依頼により、必要資機材や備品のあつせんを図る。

(3) 高岡・射水警察署、自衛隊等関係機関

市と協力し、遺体の搬送を行う。

第2 遺体の検案

1 遺体の検案

ア 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官及び海上保安官は検視その他の所要の処理を行う。

イ 葬祭業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。

ウ 検案、検視を終えた遺体を警察、消防及び海上保安部の協力を得て収容、引渡しにあたる。

エ 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。

オ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。

カ 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。

キ 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の処理、検案についての協力を要請するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬

火葬は、原則として市内の火葬場で処理し、市内で処理できないときは、県を通じ他市町村等での火葬の受入れを要請する。

2 遺体の埋葬

(1) 市民等

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする

(2) 県

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから市のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内他市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市に対して、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

また、市から霊柩車、棺等の手配依頼等があった場合は、富山県葬祭業協同組合に要請し確保する。

(3) 市

適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市長がこれを行う。

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、埋葬又は火葬費及び棺・骨つぼ等の現物を実際に埋葬・火葬する者に支給するものとする。

第4 広域応援体制による対応

災害の規模が大きく独自での対応が困難な場合は、速やかに応援を要請し体制を確保する。

(1) 市

行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬が困難な場合、県及び他市町村に対し応援要請を行い、体制を確保する。

(2) 県

市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。

ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制

- イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
- ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第5 各主体の役割

1 県

(1) 県

- ア 県内の被害状況の把握
- イ 市や関係機関との連絡・調整
- ウ 広域的な応援体制の整備

(2) 県警察本部

- ア 遺体の搜索、収容
- イ 遺体の火葬もしくは埋葬の支援

2 市

- ア 高岡警察署等、自衛隊等の関係機関への協力
- イ 公衆衛生上の危害の未然防止
- ウ 遺体の搜索、収容、検案
- エ 遺体の火葬もしくは埋葬の支援

3 関係機関

(1) 伏木海上保安部、自衛隊等

- ア 行方不明者の搜索等の早い段階からの、県・市等と連携による迅速な業務推進のための支援

(2) 歯科医師会

- ア 身元不明遺体に対する身元の確認

(3) 医師会

- ア 遺体の検案

(4) 富山県葬祭業協同組合

- ア 霊柩車、棺等の必要な資材の提供

第50節 学校等における応急対策

【市災害対策本部】福祉保健部、教育部

【関係機関】学校等、県（教育委員会）

学校や保育園をはじめとする関係機関は、災害時における園児、児童生徒の生命・身体の安全確保を最優先とし、可能な限り早急な教育活動及び保育活動の再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施することが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

校長等は、あらかじめ定めていた避難計画に基づき教職員に対し適切な避難誘導の指示を与え、児童生徒の安全確保を行う。

避難所に指定された学校等は、市民・地域、行政と協働で、避難所の開設・運営に当たる。

市は、災害発生後おおむね2週間以内に全学校で教育活動を再開するよう支援を行う。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

災害対応が必要な場合	臨時休校等の事前措置の実施
高齢者等避難	避難所開設・運営協力
避難指示	
災害による被害発生中	在校児童生徒の避難・安否確認 被災状況の把握と報告 保護者への安否情報の提供 児童生徒の帰宅又は保護継続
避難指示等解除	授業実施の判断・連絡
解除後1日以内	保護者等への安否情報の提供 非在校児童生徒の安否確認 学校等再開の時期等の判断・準備
解除後3日以内	
事後1週間以内	学用品等の手配 教育活動を再開（おおむね2週間以内）

第1 業務の内容

1 学校等における応急対策

校長等は、災害発生時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、授業等の再開のため万全の措置を講ずるものとし、特に次の事項について留意する。

(1) 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

市教育委員会及び校長等は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとる。

イ 臨時休校、一斉下校等を決定したときの連絡経路

市教育委員会は、臨時休校、一斉下校等を決定したときは県教育委員会に報告する。

(2) 災害発生直後の安全確保

教職員は、状況に応じ児童生徒の行動に対し適切な指示をする。

(3) 避難誘導及び安全確認

校長等は、避難計画に基づき教職員に対し適切な避難誘導の指示を与え、教職員は、児童生徒を安全な場所に避難させるとともに、速やかに人員や負傷者を確認し校長等に報告する。

(4) 救護体制の編成

校長等は、必要に応じて救護体制を編成する。必要な応急手当を行うとともに、医療措置が必要な者については消防本部に通報し、医療機関へ搬送する。

(5) 災害情報の収集

教職員は、関係機関との連絡、報道機関の情報収集により情報把握に努める。

(6) 被害・被災状況等の報告

校長等は、速やかに被害・被災状況（児童生徒及び教職員の安否、施設の被害状況）を把握し市教育委員会等に報告する。

(7) 下校措置

校長等は、帰宅経路等の安全が確認されたら、保護者の迎えを要請する等適切な方法により児童生徒を下校させる。また、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、児童生徒及び保護者に連絡する。

(8) 避難所の開設及び運営の協力

校長等は、市及び自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。学校等が避難所にあてられた場合は、学校管理に必要な教職員を確保し、避難所の開設等災害対策に協力する。

2 教育活動の再開

(1) 既存施設の活用による授業の再開

校長は、次により教育の場所を確保し授業の早期再開を図る。また、保育園長は、保育担当課と協議のうえ、保育園の早期再開を図る。

ア 同一学校内の被災を免れた施設を利用する。

イ 最寄りの学校又は公共施設を利用する。

ウ 市が応急仮設校舎を設置する。

(2) 授業再開に当たっての体制・留意点

授業再開に当たっては、次の事項に留意する。

ア 教科書・学用品等の損失状況を考慮して教材等の確保に努める。

イ 特に校外施設を利用した場合は、児童生徒の保健衛生に留意する。

ウ 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずるなど通学路を確保する。

エ 家庭との臨時連絡体制を整備する。

- オ 児童生徒の心の安定に十分配慮して授業を行うとともに、カウンセラーの導入を要請する。
- カ 授業再開に必要な教職員の確保に努める。
- キ 避難所としての使用が長期化する場合は、市と必要な協議を行う。
- ク 保育園長は、保育担当課と協議のうえ、保育園の早期再開を図る。

3 市の業務

(1) 情報の集約・伝達

市立学校等の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校等に伝達する。

また、学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置などの情報について、市の広報媒体やコミュニティ放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校等への支援

以下の点等について、学校等の取組を支援する。

- ア 県と連携し、必要に応じて、教職員に児童生徒の心のケアについて指導や、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。
- イ 避難等で通学が困難になった児童生徒がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

児童生徒の被災状況を考慮して緊急に教科書、学用品の調達・供給を行う。また、災害救助法施行細則の規定による援助を補うものとして就学援助を適用する。

第2 各主体の役割

1 学校等

- ア 災害発生前の臨時休校等の事前措置
- イ 児童生徒の安全の確保
- ウ 状況の関係機関への連絡
- エ 避難所に指定されている学校等の、避難所の開設・運営への協力
- オ 関係機関と協力した、児童生徒の心のケアの実施
- カ 早期の教育活動等の再開

2 県

- ア 各学校等や市の活動への支援
- イ 必要に応じた関係機関への支援の要請
- ウ 被害状況や臨時休業の予定等の情報の集約及び報道機関への提供

3 市

- ア 各学校等の活動への支援

イ 活動状況の関係機関への連絡

ウ 必要に応じた関係機関への支援の要請

第51節 児童生徒の心のケア対策

【市災害対策本部】福祉保健部、教育部

【関係機関】県（厚生部、教育委員会）、関係団体（各教育事務所、学校、富山県臨床心理士会）

児童生徒が災害から受ける心の衝撃は大人より大きいと言われ、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。そのため、児童生徒の精神状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的な不調等へ適切に対応して、児童生徒のこころの健康保持・回復に努める必要がある。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び校長は、関係各機関と連携し、「該当学校教員への説明会」及び「カウンセラーの派遣」を実施することで、児童生徒に対する心のケア体制を強化し、児童生徒のこころの健康保持・増進に努める。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	カウンセラー派遣計画
事後1週間以内	該当学校教員への説明会
事後1箇月以内	全校へカウンセラー派遣 職員研修 児童・生徒、保護者への説明

第1 各主体の役割

1 県

ア 災害発生直後から心のケアに係る緊急支援について富山県臨床心理士会と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

イ 被災市の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」へ、県臨床心理士を派遣し実施する。

ウ 必要に応じて職員の派遣及び他市町村へ職員の派遣要請を行う。

2 市

ア 心のケアが必要と思われる避難住民の把握を行う。

- イ カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行うとともに、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。
- ウ 保育園や家庭児童相談室等、児童に関する施設・相談窓口では、心のケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら、適切な対策を実施する。

3 関係機関

(1) 各教育事務所

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内を行う。

(2) 学校

- ア 該当学校教員への説明会を受け、心のケアに係る職員研修、児童生徒への説明、保護者への説明会を実施する。
- イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。
- ウ 教員による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。

第52節 文化財応急対策

【市災害対策本部】教育部

【関係機関】市民、文化財所有者・管理責任者、県（教育委員会）、関係団体（自衛消防隊）

大規模災害時、文化財所有者をはじめとする関係機関は、まず観光客の安全確保を最優先に行った上で、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように、迅速な必要措置をとることが重要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

文化財所有者は市の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	文化財（動産）の移動勧告
災害による被害発生中	入館者の安全確保（建物の場合） 被災状況の調査報告 被害拡大防止措置
避難指示等解除	文化財（動産）の移動勧告解除

第1 業務の内容

1 文化財の応急対策

ア 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

(ア) 災害発生直後は、入館者、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。

(イ) 負傷者の有無を確認し必要な措置を講ずる。

(ウ) 報道機関の情報を収集し、関係機関と連絡をとり情報把握に努める。

(エ) 速やかに被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

(オ) 当該施設が避難所にあてられた場合は、市及び地域の自主防災組織等と連携して、避難所の開設及び運営に協力する。

イ 市は文化財の被害状況を把握し、必要な応急措置を行うことにより被害の軽減に努める。また、消防機関や自衛消防隊は、火災時において焼失のないよう措置する。

2 文化財の種別毎の対策

(1) 建造物

文化財所有者は、降雪等により被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2) 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等と連携して、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第2 各主体の役割

1 文化財所有者・管理責任者

- ア 災害発生が予想される際の、休館措置及び文化財の保護
- イ 危険のない範囲での、被災文化財の保護・救出等
- ウ 市教育委員会等の関係機関への被害状況の報告
- エ 被災文化財の応急的処置及び修理についての協力

2 市民

- ア 文化財に被害が見られた場合の、所有者又は関係機関等への連絡
- イ 危険のない範囲での、被災文化財救出活動等への参加・協力
- ウ 可能な限りの被災文化財の保護・救出活動

3 県

(1) 指定文化財等への対策

- ア 必要に応じた現地への担当職員の派遣による文化財の被害状況の把握・確認
- イ 被災文化財の応急的措置及び修理についての指導・助言
- ウ 市指定等文化財の、市教育委員会等を通じた文化財の被害状況の把握
- エ 未指定文化財の、被災文化財に対する保護・保全への呼びかけ、所在リストを参考にした被害状況の把握
- オ 被災文化財に係る種々の相談や協力要請への対応

4 市

(1) 指定文化財への対策

- ア 文化財の被害状況の把握

- イ 国・県指定等文化財の被害状況に関する、県教育委員会への報告
- ウ 被災文化財の保護・救出活動
- エ 被災文化財に係る応急的措置及び修理に関する、関係諸機関と所有者又は管理責任者間の指導・助言の仲立ち
- オ 市指定等文化財の、応急的措置及び修理についての助言・指導
- カ 未指定文化財の、被災文化財に対する保護・保全への呼びかけ、所在リストを参考にした被害状況の把握
- キ 被災文化財に係る種々の相談や協力要請への対応

5 関係機関

- ア 災害時における消火・保護活動の実施

第53節 商工業応急対策

【市災害対策本部】産業振興部

【関係機関】事業所・企業、県（商工労働部）、関係団体（高岡商工会議所、高岡市商工会、各商工団体）

風水害などに遭遇した場合において、一企業の被害が他の多くの企業に波及する可能性があることから、商工業の事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を図り、迅速にサプライチェーンの早期正常化に努めることが重要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

企業等事業所は、災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために必要な初動対策を講じる。

市は、関係機関等の協力を得ながら、原則として災害発生後、生命の安全を確保した後速やかに被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

県及び市は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら金融相談等の窓口を設置する。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	
避難指示等解除	
解除後1日以内	
解除後3日以内	
事後1週間以内	金融相談等の窓口設置 被害概要の把握

第1 業務の内容

1 市の内容

(1) 被災状況の把握

高岡商工会議所・高岡市商工会・各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。

(2) 関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

2 県の内容

(1) 被災状況の把握

- ア 県は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。
- イ 市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。
- ウ 国に被害状況を報告する。

(2) 関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

(3) 相談窓口の設置

被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。

第2 各主体の役割

1 事業所・企業

- ア 災害による事業中断の最小限化
- イ 事業の継続あるいは早期復旧のために必要な対策の実施

2 県

- ア 事業所・企業、関係機関からの聴取
- イ 市を通じた事業所・企業等の直接被害件数、被害額の把握
- ウ 被害状況、被害件数及び被害額の国への報告
- エ 被災した事業所・企業等の復旧等に関する関係機関への協力・支援の要請
- オ 被災した事業所・企業等のための現地相談窓口の設置
- カ 報道機関等への被災地の企業等事業所の稼働状況等の情報提供

3 市

- ア 関係機関、団体と協力した、事業所・企業等の被害状況の把握
- イ 被災した事業所・企業等のための現地相談窓口の設置に関する協力
- ウ 行政等の支援策に関する情報の、被災中小企業者等への周知

4 関係機関

- ア 会員・組合員等の被災状況の把握
- イ 被災した事業所・企業等のための相談窓口の設置に関する協力
- ウ 行政等の支援策に関する情報の、会員・組合員等への周知

第54節 ボランティアとの協働

【市災害対策本部】生活環境文化部、福祉保健部

【関係機関】県（生活環境文化部）、関係団体（富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、富山県民ボランティア総合支援センター、県内ボランティア団体、高岡青年会議所、富山県災害救援ボランティア本部）

大規模災害時におけるボランティアの存在は、避難所生活の支援や迅速な復旧活動などに対する大きな力となる。そのため、災害時のボランティア活動を早急に開始できるよう、ボランティアの確保や役割分担などを迅速に定め、災害復旧に充てることが求められる。

<対策の方針（達成目標）>

災害救援ボランティア活動については、高岡市災害救援ボランティア本部運営マニュアルに基づき、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の各種団体、個人ボランティア等と協働の上、災害救援ボランティア本部を設置し、コーディネートを行う。

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるために、市は災害救援ボランティア本部の実施主体となる市社会福祉協議会への情報の提供等の支援を行う。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	県災害救援ボランティア本部設置 情報の受発信
避難指示等解除	
解除後1日以内	県災害救援ボランティア本部員の派遣 市災害救援ボランティア本部の設置
解除後3日以内	ボランティア受入れの広報の発信
事後1週間以内	

第1 ボランティア本部の設置

1 県災害救援ボランティア本部の設置

県災害対策本部が設置された場合は、県、富山県民ボランティア総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

県災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡等を広く広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等協力関係機関にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

(1) 設置場所

県災害救援ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 県災害対策本部及び市災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ 市災害救援ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整
- ウ 協力関係機関との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 災害救援ボランティア活動に関する広報・情報提供
- オ 災害救援ボランティア活動参加申出者への対応
- カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）
- キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協定」等に基づく支援要請
- ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援NPO等）との連絡調整

2 市災害救援ボランティア本部の設置

高岡市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して速やかに災害救援ボランティア本部を設置するものとする。

市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

(1) 設置場所

市災害救援ボランティア本部は、「高岡市ふれあい福祉センター」とし、同施設が災害により甚大な被害を受けた場合は、「戸出防災センター」とする。

(2) 機能・業務

- ア 市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ 災害救援ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送

ケ 地域内への広報

3 市災害救援ボランティア現地事務所の設置

市災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、災害救援ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティア本部が担うものとする。

(1) 設置場所

現地事務所は、災害救援ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理
- ケ 災害救援ボランティア活動に必要な情報の提供

4 富山県社会福祉協議会の取り組み

- ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。
- イ 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などとの連携・調整を図る。
- ウ 市災害救援ボランティア本部へ職員を配置し、被災地との連絡調整等を行い継続的支援を行う。

5 市社会福祉協議会の取り組み

- ア 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握を行う。
- イ ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関などへ情報の提供を行う。
- ウ 各種広報媒体を通じ、災害救援ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。
- エ 災害救援ボランティア活動を支援する物資の確保を行う。
- オ 駆けつけたボランティアの受付、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング（派遣先、活動内容の決定）を行う。
- カ 医療や看護等の専門技術を持った者がその技術を生かすために災害救援ボランティア活動に参加する場合については、市災害対策本部及び関係機関と連携を取った中で対応する。

- キ 被災現場や災害救援ボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、災害救援ボランティア活動プログラムを立案する。
- ク 市内外から複数の災害救援ボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場合は、これらの団体と連携を取りながら、効果的に活動を行う。
- ケ その他、被災者ニーズに基づいた活動を行う。

第2 各主体の役割

1 県

- ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴う職員の配置による運営支援
- イ 県外の行政機関、県内外の支援団体などとの連絡・調整

2 市

- ア 災害救援ボランティアの受け入れ体制の整備
- イ 災害救援ボランティア本部の運営支援

3 関係機関

(1) 富山県社会福祉協議会

- ア 県災害救援ボランティア本部の設置に伴う職員の配置
- イ 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などとの連携・調整
- ウ 市災害救援ボランティア本部への職員の配置による被災地との連絡調整

(2) 市社会福祉協議会

- ア 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握
- イ 被災者ニーズの判断、関係機関などへの情報提供
- ウ 各種広報媒体を通じた、災害救援ボランティア活動希望者への情報発信
- エ 災害救援ボランティア活動を支援する物資の確保
- オ ボランティアの受付け、登録、被災者ニーズとのマッチング
- カ 被災現場や災害救援ボランティア活動の状況の把握・情報の整理による、災害救援ボランティア活動プログラムの立案
- キ 市内外からの複数の災害救援ボランティア活動をコーディネートする民間団体との連携
- ク その他、被災者ニーズに基づいた活動の推進

(3) 自衛消防隊

- ア 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握

第55節 災害救助法による救助

【市災害対策本部】福祉保健部

【関係機関】県（危機管理局）、関係団体（日本赤十字社）

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。

市は、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施することが必要である。

＜対策の方針（達成目標）＞

市及び県は、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	
避難指示等解除	被害状況の把握 災害救助法の適用手続き 災害救助法による救助

第1 業務の内容

1 災害救助法の適用

ア 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国の法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（災害救助法第2条）

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条第1項、県法施行細則第16条）

ウ 市長は、上記イにより市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。（災害救助法第30条第2項、県法施行細則第17条）

エ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。（県法施行細則第3条）

2 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、富山県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が基準以上であること。

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が基準以上であること。

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと又は、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。

3 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

$(\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$

(2) 住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。

(ア) 住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの

(ア) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 情報提供・適用要請

災害に際し、市町村における災害が、前述した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに被害状況を知事に報告する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 被害状況調べ（別紙様式）

エ すでにとった救助措置及びとろうとする措置

オ その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、内閣府に情報提供する。（帳票様式省略）

イ 災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則（昭和41年富山県規則第24号）第3条により、告示する。

ウ 知事は、法適用の公表に当たっては、内閣総理大臣（内閣府）と十分な調整を図る。

5 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

(1) 救助の種類・期間

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内 (おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3月以内 (国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては6月以内)
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与 (教科書)	災害発生の日から1月以内
(文房具)	災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣（内閣府）と協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条）

また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

(2) 救助の実施

現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第23条第2項）

(3) 市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を当該市町村長に通知する。

ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものとみなす。

エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については内閣総理大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ知事が定める。（県法施行細則第4条）

(2) 特別基準

災害の種類又は態様或いは、被災者の構成又は、家族事情或いは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣（内閣府）と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第3条）

(3) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（平成12年厚生省告示第144号）

(4) 救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供に当たっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

（帳票様式省略）

（救助の種類）

（情報提供事項）

・避難所の設置	箇所数、収容人員
・応急仮設住宅の設置	設置戸数
・炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
・飲料水の供給	対象人員
・被服寝具その他生活必需品の給与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
・災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
・災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
・学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
・死体の搜索	死体処理数
・障害物の除去	対象世帯数

7 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

(1) 救助業務従事の命令（法第24条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- (ア) 地方鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾運送業者及びその従事者

(2) 救助に関する業務への協力命令（法第25条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

(3) 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第26条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- (ア) 病院、診療所又は助産所
- (イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

(4) 公用令書の交付及び損失補償

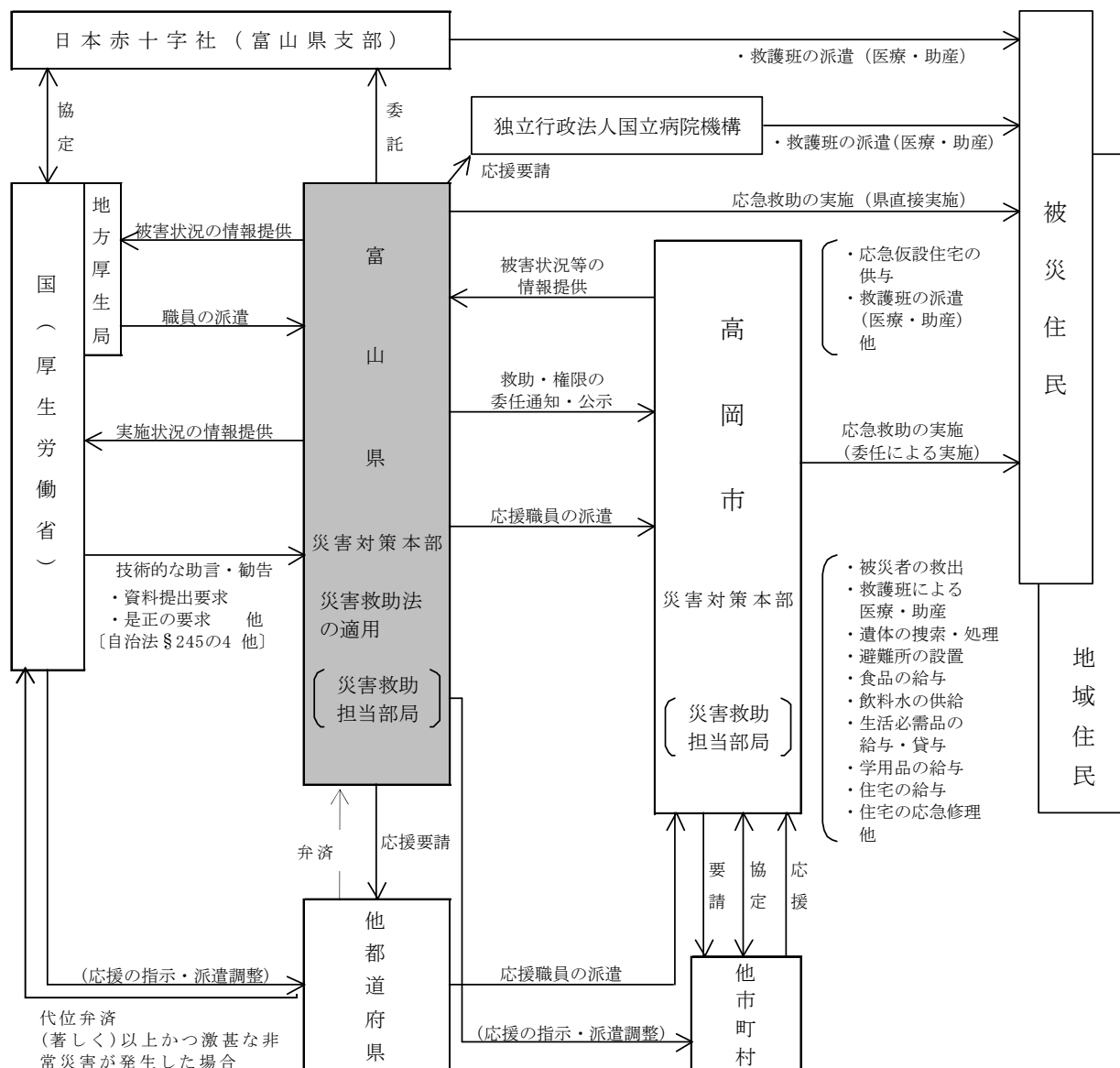
知事は、(1)及び(3)の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

(5) 市長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記(1)、(2)、及び(3)の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を当該市町村長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。(法施行令第23条)

第2 業務の流れ

(災害救助法による応急救助の実施概念図)



第3 各主体の役割

1 国

ア 都道府県間の応援に要した救助費用に係る国の代位弁済（災害救助法第20条及び第21条関係）

2 県

ア 救助を必要とする者に対する法による救助の実施

イ 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定める

3 市

ア 県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合の、当該事務の実施、県が実施する救助の補助

4 関係機関

ア 県及び市が実施する救助への協力

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

【市】全部局

【関係機関】

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県、及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施し、自立した生活を開始することを目的とする。

<達成目標>

市は、被害状況に応じ迅速に生活支援組織を立ち上げ、応急修理、生活再建支援金、義援金、各種の減免の取り組みについて、広報紙、チラシ、パンフレット等の配布や、被害の大きい地域などへの現地相談窓口を開設するなど、市民に幅広く周知する。

第1 業務の内容

1 被災者のための相談、支援

(1) 相談所の開設

市は、避難所及び市役所、支所などに被災者のためのワンストップ相談所を速やかに開設する。なお設置場所は、高岡市役所1階ロビーとする。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災者台帳（被災者支援システム）の整備

受給資格がある被災者に対し制度の案内が行われず、あるいは、被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生する事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害時の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。

2 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口を設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施

ウ 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

- ア 被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じ、住居確保に配慮しつつ求人確保し、広域にわたる職業紹介を行う。
- イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当てにかかる賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう内閣府へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

3 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

(1) 通貨の供給の確保

北陸財務局、日本銀行及び県は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

(2) 金融上の措置

ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

(ア) 被災者の便宜を図るため、災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務所は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等又は金融機関団体）に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(イ) 被災者の便宜を図るため、災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、財務省北陸財務局富山財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

イ 金融上の措置の実施等に関する広報

財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務所は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

4 郵便貯金・簡易保険の非常取扱い

被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要等を考慮し実施する。

ア 日本郵便株式会社支社長が決定する。

イ 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の業務について、一定の金額の範囲内における非常払渡し等を取り扱う。

ウ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

5 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

- ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはその恐れがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはその恐れがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
- イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

6 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し、復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

7 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市の特例措置

ア 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は高岡市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

(ア) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ・災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。
- ・その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(ウ) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(エ) 減免

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて次のように減免を行う。

個人市民税	災害により住宅又は家財等について損害を受けた場合
固定資産税	災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受けた場合
特別土地保有税	災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合

イ 国民健康保険税

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

ウ 保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付集配郵便局長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便株式会社支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便株式会社支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

エ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除

(ア) 日本郵便株式会社支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社及び共同募金会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 電信電話事業

ア 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免は避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣への提出が必要。

- ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- イ 不使用月の基本料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）
- エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。中部経済産業局への提出が必要。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸。
- イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

9 住民への制度の周知

県、市及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

- ア 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- イ 広報車、広報紙、チラシ、ホームページ、ツイッター等
- ウ 防災行政無線、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ等
- エ 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

10 要配慮者への支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

- ア 被災状況の把握
次の事項を把握して県に報告する。
 - (ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態
 - (イ) 社会福祉施設の被災状況
- イ 一時入所の実施
県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。
- ウ 健康管理の実施・巡回健康相談
県と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

【市】産業振興部、福祉保健部

【関係機関】県（厚生部、商工労働部）

災害により被害を受けた市民は、所有する財産や職を失うことにより、当面の生活にも窮する可能性がある。そのため、資金面の援助や、遺族への弔慰金、見舞金の支給などにより、災害の痛手から速やかに再起更生し、被災者が災害を乗り越えることができるよう努めることが必要となる。

＜達成目標＞

市は、住民が自ら行う生活再建に向けた自助努力には限界があることから、被災住宅復興のための資金融資、災害により死亡した方の遺族に対して弔慰金、見舞金等の支給を行う。また、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する住宅再建のための共済制度を確立する。

今後の災害発生に備えてデータ管理システムの雛型として、罹災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを整備するとともに、こうした仕組み作りのノウハウについて他の被災自治体から提供を受けるようにする。

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

区 分	概 要	根 拠
① 災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市が、国・県・市（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 500 万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条
② 災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 250 万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条
③ 災害援護資金の貸付	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条

1 災害弔慰金

市は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に適した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(1) 対象災害

- ア 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- イ 県内において住宅が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害

ウ 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害及びイと同等と認められる特別の事情がある場合の災害

エ 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給額

ア 生計維持者 500万円以内

イ その他の者 250万円以内

(3) 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

2 災害障害見舞金

(1) 支給対象者

市は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

ア 両目が失明した者

イ 咀嚼及び言語の機能を廃した者

ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

オ 両上肢をひじ関節以上で失った者

カ 両上肢の用を全廃した者

キ 両下肢をひざ関節以上で失った者

ク 両下肢の用を全廃した者

ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

(2) 支給額

ア 生計維持者 250万円以内

イ その他の者 125万円以内

3 災害援護資金

(1) 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより県内において災害救助法第2条第1項による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付を行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 イ 住居の半壊 ウ 住居の全壊（エの場合を除く） エ 住居全体の滅失又は流失	150万円 170万円 250万円 350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアが重複した場合 イ (1)と(2)のイが重複した場合 ウ (1)と(2)のウが重複した場合	250万円 270万円 350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であつて、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合 ア (2)のイの場合 イ (2)のウの掛合 ウ (3)のイの場合	250万円 350万円 350万円

(2) 貸付条件

ア 所得制限

世帯人数	市民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあつては1,270万円

イ 利率

年3%以内で市が条例で定める率（措置期間は無利子）

ウ 据置期間

3年（特別の事情がある場合は5年）

エ 償還期間

10年（据置期間を含む）

オ 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

4 災害見舞金の支給

知事は、自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、市を通じて見舞金を支給する。

(1) 対象災害

ア 災害救助法が適用された災害

イ アと同等の被害と知事が認めた災害

(2) 支給額

- ア 全壊世帯 10 万円
イ 半壊世帯 5 万円

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の規定に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

なお、基金より委託された事務を迅速に実施し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市の区域に係る自然災害
イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害
ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県の区域に係る自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 居住する住宅が「全壊」した世帯
イ 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)①に該当)	解体 ((2)②に該当)	長期避難 ((2)③に該当)	大規模半壊 ((2)④に該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200 万円(中規模半壊の場合は 100 万円)	100 万円(中規模半壊の場合は 50 万円)	50 万円(中規模半壊の場合は 25 万円)

※一旦住宅賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

（申請窓口）市町村

（申請時の添付書面）基礎支援金：罹災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間）基礎支援金：災害発生日から13月以内

加算支援金：災害発生日から37月以内

(5) 支給金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

6 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得世帯における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員・児童委員、社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付を行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

- ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
- イ 貸付限度額 150万円以内
- ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
- エ 利 率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

- ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）
- イ 貸付限度額 250万円以内
- ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内
- エ 利 率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

7 災害復旧資金の貸付

(1) 災害復旧資金

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付を行う。

- ア 貸付対象者 富山県内に1年以上継続して居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者
- イ 貸付限度額 100万円

ウ	償還期間	5年以内
エ	利率	年2.2%、保証料別途年0.8%
オ	取扱窓口	北陸労働金庫（富山県内の支店）

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図るものとする。

(2) 労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

(3) 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア 被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施するものとする。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

イ 失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。

公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ 職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。また、中小企業者が事業の高付加価値化・新分野展開を行う場合には、県は中小企業人材高度化能力開発給付金制度の活用を指導する。

(4) 離職者に対する生活資金の支援

ア 離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす者

- ① 富山県内に1年以上継続して居住している者
- ② 離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者
- ③ 世帯の生計を維持している者
- ④ 雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後6ヶ月以内の者

(イ) 貸付限度額 100万円

(ロ) 償還期間 5年以内

(ハ) 利率 年2.2%、保証料別途年0.8%

(ニ) 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ 総合支援資金の融資

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ① 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ② 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③ 現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- ④ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めるが見込まれ償還を見込めること
- ⑤ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

(イ) 貸付期間 原則3月以内（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能）

(ロ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額15万円

(ハ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の捨て期間経過後、10年以内

(ニ) 利率 年1.5%。ただし保証人がいれば無利子

(ホ) 取扱窓口 社会福祉協議会

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援

災害時において、県と住宅金融公庫が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融公庫融資の返済中の被災住民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。

10 災害死亡者弔慰金（日本赤十字社富山県支部）

災害によって死亡した市民に対し、弔慰金を支給する。

死亡者1人につき10,000円

11 母子寡婦福祉資金貸付

(1) 母子寡婦福祉資金（住宅資金）

ア 貸付対象

(ア) 母子家庭の母、寡婦

(イ) 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金

イ 貸付条件

(ア) 災害救助法の適用を要しない

(イ) 据置期間 6か月

(ウ) 償還期間 7年以内

(エ) 利率（年利） 1.5%（保証人を立てる場合は無利子）

(2) その他（特例措置）

ア 母子寡婦福祉資金の償還の猶予

災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。

(ア) 猶予期間1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる）

イ 母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収

支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。

(ア) 添付書類市長の被災証明書

ウ 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。

住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。

(ア) 事業開始資金

15,000円以上30,000円未満 6か月

30,000円以上 1年

(イ) 事業継続資金・住宅資金

15,000円以上30,000円未満 6か月

30,000円以上45,000円未満 1年

45,000円以上 1年6か月

エ 寡婦福祉資金の所得制限適用除外

災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。

※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり

12 住宅金融支援機構（災害復興住宅融資の貸付）

県及び市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者 ※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない〔補修〕のみ対象 ※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となる	融資額の合計は、各所有額の合計額が限度（10万円以上で10万円単位）となり、融資限度額は、以下1～3の合計額とする 1 基本融資額 (1) 建設資金 耐火・準耐火・木造（耐久性） 1,460万円 木造（一般） 1,400万円 (2) 新築購入資金 耐火・準耐火・木造（耐久性） 1,460万円 木造（一般） 1,400万円 (3) リ・ユース購入資金 耐火・準耐火・木造（耐久性） 1,160(1,460)万円 木造（一般） 950万円 ※()内はリ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンションの場合の融資額 (4) 補修資金 耐火・準耐火 640万円 木造 590万円	1 建設資金（10年以上1年単位で設定） (1) 償還期間 耐火、準耐火構造・木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 据置期間 3年間（その分償還期間延長） (3) 利率 2.0%～2.9% 2 新築住宅購入（10年以上1年単位で設定） (1) 償還期間 耐火、準耐火構造・木造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 (2) 据置期間 3年間（その分償還期間延長） (3) 利率 2.0%～2.9% 3 リ・ユース（中古）購入資金（10年以上1年単位で設定） (1) 償還期間 リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅 35年以内 リ・ユースマンション、リ・ユース住宅 25年以内 (2) 据置期間 3年間（その分償還期間延長） (3) 利率 2.0%～2.9% 4 補修資金（1年以上1年単位で設定） (1) 償還期間 20年以内 (2) 据置期間 1年間 (3) 利率 2.0%～2.9%
1 共通 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること 敷地の見地が転貸借でないこと		
2 建設 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、被災前の住宅部分の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合は a が上限となる		
3 新築購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 （マンションの場合は 40 m^2 ） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、被災前の住宅部分の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合は a が上限となる （一戸建ての場合は敷地面積が 100 m^2 であることが必要）	2 土地融資額 (1) 建設資金 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円 ※土地取得資金は、土地が流失した場合等に限り利用可能 ※整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等に利用可能 (2) 新築購入資金 土地取得資金 970万円 (3) リ・ユース購入資金 土地取得資金 970万円 (4) 補修資金 整地資金 380万円 引方移転資金 380万円	
4 リ・ユース（中古）購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 （マンションの場合、 40 m^2 ） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ ただし、被災前の住宅部分の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合は a が上限となる （一戸建て、連続建て、重ね建て、地上階数2階以下の共同建ての場合は敷地面積が 100 m^2 以上であることが必要）		
5 補修 床面積の制限は無し ただし、増築又は全部改築は融資の対象とならない ※店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の2分の1以上になることが必要	3 特例加算額 450万円 ※補修資金の場合は利用できない	

13 住宅金融支援機構（一般住宅建設資金の特別貸付）

被災地の市は、被災者の希望により災害の実態を把握し、融資制度の内容を周知するとともに借入申し込みに際してはその手続き上の指導を行うものとする。

なお、融資内容は次のとおりである。

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
1 災害により滅失した住宅の所有者等 2 自己居住用住宅 住宅部分の床面積(A) 基準金利適用住宅等 $80 \leq A \leq 175 \text{ m}^2$ 大型住宅 $175 < A \leq 280 \text{ m}^2$ 敷地面積 100 m^2 (一般宅造地譲 受にあっては 140 m^2 以上)	建設資金 (1) 通常貸付 基準金利適用住宅等 750 万円～1,290 万円 大型住宅 1,590 万円まで (2) 特別加算 150 万円 (3) 土地取得資金 土地が流失した場合等 について貸し付ける	1 償還期間 35 年以内 2 利率 10 年目まで 基準金利適用住宅 2.7% その他の住宅 2.8% 大型住宅 3.3% 特別加算 3.7% 11 年目以降 3.5%

14 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長が行われる。

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手	貸付限度額	利率	償還期間 (据置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、 薬剤、漁具等の購 入費等農林漁業経 営に必要な運転資 金	一定以上の被害 を受けた農林漁 業者	個人 200 万円～500 万円 激甚災害の場合は 250 万 円～600 万円 法人 2,000 万円～2,500 万 円	被害程度 によっ て 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場 合は4～7年 以内
事業資金	被害を受けた肥料、 農薬、漁業用燃 料、生産物等の在 庫品の補てんに充 てるための事業運 営資金	災害によって施 設、在庫品等に 著しい被害を受 けた農業協同組 合、漁業協同組 合、連合会等	組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 激甚災害の場合は 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円	6.5%以内	3年

※補助条件（貸付限度額、利率、償還期間）については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

15 株式会社日本政策金融公庫資金

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金の融資が、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置が行われる。

◆ 農業関係資金

(平成26年1月7日時点)

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業経営 基盤強化 資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	0.50～ 1.00%	25年以内	10年以内
	災害のため必要とする長期 運転資金				
農業基盤 整備資金	農地若しくは牧野の保全又は 利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.50～ 1.00%	25年以内	10年以内
農業漁業 セーフティ ネット資金	災害により必要とする経営 再建費及び収入減補てん費	農業を営む個人・法人	0.50～ 0.75%	10年以内	3年以内
農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工 又は販売に必要な共同利 用施設の復旧	土地改良区・同連合会、 農協・同連合会、水産業 協同組合、中小企業等 協同組合、農業共済組 合・同連合会、5割法人・ 団体、農業振興法人、特 定事業を共同で行う農業 者	0.50～ 1.00%	20年以内	3年以内
	〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又は 補植	農業を営む者	0.50～ 1.00% 0.50～ 1.00%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内

◆ 林業関係資金

(平成26年1月7日時点)

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
林業基盤 整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.50～ 1.00%	15年以内	5年以内
	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.50～ 1.00%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内(林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)
農業漁業 セーフティ ネット資金	災害により必要とする経営 再建費及び収入減補てん費	林業を営む個人・法人	0.50～ 0.75%	10年以内	3年以内
農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工 又は販売に必要な共同利 用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.50～ 1.00%	20年以内	3年以内
	〈主務大臣指定設 林業施設の復旧	林業を営む者	0.50～ 1.00%	15年以内	3年以内

◆漁業関係資金

(平成26年1月7日時点)

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	漁協・同連合会	0.50～ 1.00%	20年以内	3年以内
	漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者	0.50～ 1.00%	20年以内	3年以内
農業漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費及び収入減補てん費	漁業を営む個人・法人	0.50～ 0.75%	10年以内	3年以内
農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.50～ 1.00%	20年以内	3年以内
	〈主務大臣指定施設〉 水産施設の復旧	漁業を営む者	0.50～ 1.00%	15年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として必要経費の8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金(農業近代化資金)について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

16 中小企業融資等

(1) 融資計画

関係行政機関や金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 県に対し、県の中小企業向け制度融資について、被害の状況に応じて、償還猶予や償還期間の延長等の必要な措置を要請する。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、富山県信用保証協会に対し、積極的な保証がなされるよう要請する。

第2 制度の住民への広報

市は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図る。

1 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

2 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、次の方法により各制度の概要を周知する。

- (ア) 広報誌・チラシの作製
- (イ) 配布による市等の支援制度の周知
- (ウ) 同報無線
- (エ) コミュニティFM
- (オ) ケーブルテレビ等の活用

第3節 公共施設等災害復旧対策

【市】全部局

【関係機関】

大規模災害の被害から、早急に復旧を図るためには、市・県の努力だけでは限界がある場合も想定される。

そのため、公共施設等の被害を早期に復旧するために、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努めるとともに、甚大な被害を被った場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けられるよう、行政として迅速な対応を行うことが必要である。

＜達成目標＞

市は、被災の状況及び地域の特性に配慮し、迅速な原状復旧、又はさらに安全・安心なまちづくりなどの中長期的な復興計画を勘案し、復旧の基本方向を定める。

また、災害に強い社会基盤の整備のため、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、可能な限り改良復旧を行う。

第1 業務の内容

1 激甚災害に対する調査

- ア 知事は、市の被害調査を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。
- イ 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- ウ 県関係各課は激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

2 激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

- ア 知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。
- イ 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- ウ 県は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

3 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

(3) 災害復旧事業

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 農林水産業施設災害復旧事業
- ウ 文教施設等災害復旧事業
- エ 厚生施設等災害復旧事業
- オ 都市施設災害復旧事業
- カ 公営住宅等災害復旧事業
- キ 林地崩壊防止事業
- ク その他の災害復旧事業
 - (ア) 空港（空港整備法）
 - (イ) 工業用水道（予算措置）
 - (ウ) 中小企業（激甚法）
- ケ 災害復旧に係る財政支援措置
 - (ア) 特別交付税に係る業務
 - (イ) 普通交付税に係る業務
 - (ウ) 地方債に係る業務

4 特定大規模災害時における代行制度の活用等

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

(1) 指定区間外国道、県道及び市町村道

ア 国による代行制度

指定区間外の国道、県管理道路及び市町村道において、工事が高度の技術が要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる場合又は県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

イ 県による代行制度

市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。

(2) 県管理河川

県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、県は必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

第4節 災害復興対策

【市】全部局

【関係機関】

災害により被害を受けた被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するためには、行政は住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本方向を定め、復興計画を作成することが肝要である。

市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に講じていくことが必要とされる。

<達成目標>

市は、早期に復興計画を策定し、復興に向けた基本目標や施策とその必要性などを市民や関係者等にわかりやすく示し、復興に対する意思統一を図るとともに個別具体の復興事業への理解と協力を促す。

そして、各種復興事業の相互関係を明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業実施を推進する。

また、地域の特性や被害実態に応じたきめ細やかな復興を推進するとともに、災害復興に関わる全ての分野（都市、住宅、産業、医療・保健・福祉、教育・文化・地域）の行動手順等をまとめた事前復興計画の策定についても他県の先進事例等の調査・研究を行うものとする。

第1 業務の内容

1 復興の基本方向及び復興計画

(1) 組織・体制の整備

ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興対策の円滑な実施を期するため、市及び県は、自治体内部だけでなく、外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ 復興対策の遂行に当たり、市は、必要に応じ国、県及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

(2) 復興の基本方向の決定及び復興方針

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(3) 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを速やかに実施するため、市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

イ 市は、住民参加のもと合意形成を得ながら災害防止と快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。

ウ 市は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

2 防災まちづくり

(1) 住民の合意形成

ア 市及び県は、復興施策や復興計画の早期実施のため、施策・計画に対する住民参加による合意形成を図る。

イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、迅速な合意形成に努める。

ウ 住民の迅速な合意形成を図るために、市は、日ごろからまちづくりの活動に対して、情報提供等の支援を行うことにより、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努める。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市及び県は、住民の合意形成を促進するため、計画決定に住民の意見を反映するプロセスを確保するとともに、事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

ア 市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用する。また、特定大規模災害等による被害を受けた場合、漁港、砂防、港湾、道路、海岸保全施設、河川などの災害復旧事業等に係る工事について、国や県に代行を要請する。

イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、国、県等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図る。

ウ 既存不適格建築物については、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(3) 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(4) 防災性向上のための公共施設等の整備

市、県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりに当たり、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

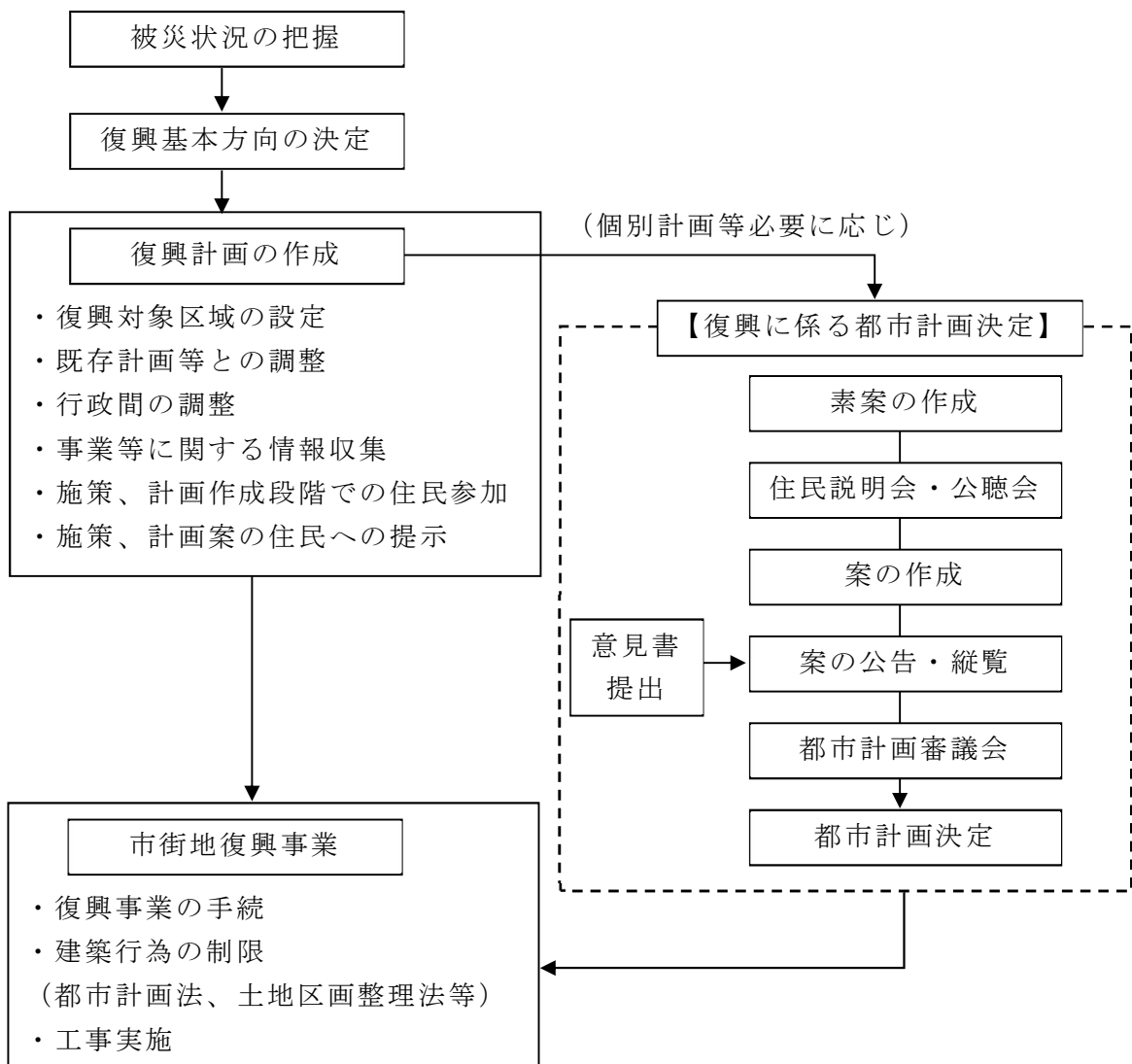
ア 災害時の緊急輸送道路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川などの骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

イ ライフライン共同構、電線共同構などの整備による耐水性のあるライフラインとする。

(5) 男女共同参画の視点上のための公共施設等の整備

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女平等推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女平等推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第2 復興対策の手順



第3 創造的復旧への取り組み

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、災害を地域発展のチャンスととらえ、市民、事業所・企業、行政が一体となって、地域資源を活かした新たな創造的取り組みを積極的に進め、災害をバネに地域社会の活力を更に高めていくことが必要である。